盛岡市こども計画

～こどもまんなか盛岡市　描く未来はこどもの笑顔　みんなが子育てパートナー～



令和７年（2025年）３月

盛　岡　市

本計画は、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読み間違えにくいデザインの文字を採用しています。

はじめに



我が国が「子どもの権利条約」を平成６年（1994年）に批准してから約30年が経過し、これまで求められ続けてきたこどもの権利に関する包括的な法律である「こども基本法」が、令和５年（2023年）４月１日に施行しました。

こども基本法は、こどもの権利を保障するために、こどもが大人と同じく個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるとともに、年齢や発達の程度に応じて、こども自身に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会を確保することなどを基本理念としています。

本市においては、令和２年（2020年）３月に、第２期盛岡市子ども・子育て支援事業計画と、第２期盛岡市子どもの未来応援プランを定めるとともに、盛岡市子ども・若者育成支援計画の中間見直しを行い、こども・若者・子育て支援や貧困対策のための取組を行ってまいりましたが、こども・若者を取り巻く現状として、児童虐待やいじめ・不登校、発達の特性などによる困難を抱え、こどもの権利が侵害されている事例が発生しており、子育て世帯を対象に本市が実施したニーズ調査では、子育ての不安や負担の軽減、安全・安心なこどもの居場所や遊び場の確保・充実を求める声が引き続き多くあることが確認されています。

こうした状況を踏まえ、本計画は、こども・若者・子育て支援に関する計画を一つに取りまとめ、「こどもまんなか盛岡市　描く未来はこどもの笑顔　みんなが子育てパートナー」を基本理念とし、こどもまんなか社会の実現を目指して、こども・若者の意見を取り入れた取組とともに、子育て家庭のニーズに即した支援等の取組を地域全体で行うことで、本市のこども施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、こども施策の推進に当たっては、市民、地域、企業、団体等関係者の皆様と一層の連携協力を図りながら、計画的に事業を進めてまいりたいと思いますので、こどもたち一人ひとりに寄り添いながら、「より優しく、より強い盛岡」を共に創りあげていくためのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました盛岡市子ども・子育て会議委員の皆様と、盛岡市青少年問題協議会委員の皆様、ご指導を賜りました関係機関、団体の皆様、こども・子育てに関するニーズ調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様、そして、本計画の策定に際して実施したアンケートに回答いただいた児童・生徒の皆様と、こどもまんなか社会について考えるワークショップに参加いただき、ご意見をいただいたこども・若者の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

令和７年（2025年）３月

盛岡市長　内舘 茂

目次

第１章　計画の策定 1

１　計画策定の背景及び趣旨 1
２　計画期間 2
３　計画の対象 2
４　計画の位置付け 3
５　こども施策とこども・若者の権利 6

第２章　こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題 7

１　これまでの計画の推進状況 7
２　人口・世帯数と出生の状況 17
３　支援を必要とするこども・若者の現状 21
４　子育て家庭の現状 33
５　こどもたちが見つめる現在と未来 71

第３章　計画の推進体系 87

１　基本理念 87
２　基本目標 88
３　計画の体系と施策の展開 89

基本目標１
全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

基本施策１－１　切れ目のない母子保健の充実 104
基本施策１－２　こども・若者のための医療体制の確保 109
基本施策１－３　幼児教育・保育の充実と質の向上 114
基本施策１－４　子育てを応援するための支援の充実..... 121
基本施策１－５　安全・安心な地域環境の整備 128

基本目標２
全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

基本施策２－１　こども・若者の活躍の支援 133
基本施策２－２　充実した学校教育の推進 139
基本施策２－３　こども・若者の居場所づくり 143
基本施策２－４　こども・若者の自己形成支援 147
基本施策２－５　若者の就労支援 153

基本目標３
全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり

基本施策３－１　こども・若者の相談・支援体制の充実 157
基本施策３－２　児童虐待防止とＤＶ対策 161
基本施策３－３　障がい等のあるこども・若者への支援 165
基本施策３－４　こどもの貧困の解消に向けた対策 172

基本目標４
地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり

基本施策４－１　子育ての不安を軽減するための支援の充実 182
基本施策４－２　子育てのための経済的支援の充実 189
基本施策４－３　地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進 196

基本目標５
全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり

基本施策５－１　こども・若者の権利の理解と尊重の促進 202
基本施策５－２　こども・若者の意見表明の機会づくり 206
基本施策５－３　権利侵害の防止と侵害からの救済 210

第４章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画 217

１　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について 217
２　教育・保育提供区域の設定 217
３　教育・保育の提供体制（量の見込みと確保方策） 219
４　地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込みと確保方策） 232

第５章　計画の推進体制 246

１　計画の推進体制 246
２　計画の見直し 246

資料編 247

（白紙ページ）

第１章　計画の策定

１ 計画策定の背景及び趣旨

(1) こども基本法とこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

こども基本法は、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むことを目的として制定され、令和５年（2023年）４月１日に施行されました。

また、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が同年12月22日に閣議決定され、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。

「こどもまんなか社会」の実現は、全てのこども・若者の権利が保障され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながるものであり、こども・若者や、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な課題となっています。

また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めていくことにより、こども・若者や子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながることが期待されています。

(2) 本市のこれまでの取組と現状

本市では、盛岡市子ども・子育て支援事業計画や盛岡市子ども・若者育成支援計画、盛岡市子どもの貧困対策実行計画（子どもの未来応援プラン）などの計画を策定し、こども・若者・子育て支援の取組をこれまで推進してきましたが、こども・若者や、子育て当事者を取り巻く環境は、依然として多くの問題を抱えている状況にあります。

児童虐待の新規相談件数の増加や小・中学校における不登校の出現率の上昇、いじめの認知件数の増加に加え、集団生活になじむことのできないこども・若者、貧困の状態にある家庭や育児不安を抱える家庭など、困難を抱えるこども・若者や子育て当事者に対する支援の更なる充実が必要となっています。

(3) こども計画の策定と推進を通じて目指す本市の姿

このような状況を踏まえ、本市は、こども・若者や子育て当事者の声を聴きながら、その最善の利益を第一に考えることや、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことを通じて、全てのこども・若者の権利が保障され、幸せを感じながら成長し、将来にわたって活躍することができるようにするための取組や、若者の仕事や結婚、子育てに関する希望の形成と実現のための取組を、地域におけるあらゆる主体との連携・協力により行う「こどもまんなか盛岡市」を目指して本計画を策定し、各般の施策を推進してまいります。

２ 計画期間

本計画の計画期間は、令和７年度（2025年度）から11年度（2029年度）までの５年間とします。

これは、こども基本法附則第３条において、施行後５年を目途としてこども施策の見直しのための措置を講ずることが定められており、これに合わせて本計画を見直すことを想定しているためです。

３ 計画の対象

(1) 計画の対象となる者

本計画により推進するこども施策は、全てのこどもとその子育て家庭（妊娠・出産期を含みます。）、及び若者（おおむね12歳から29歳までとし、施策によっては39歳までを含みます。）を主たる対象とします。また、事業や取組の内容によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

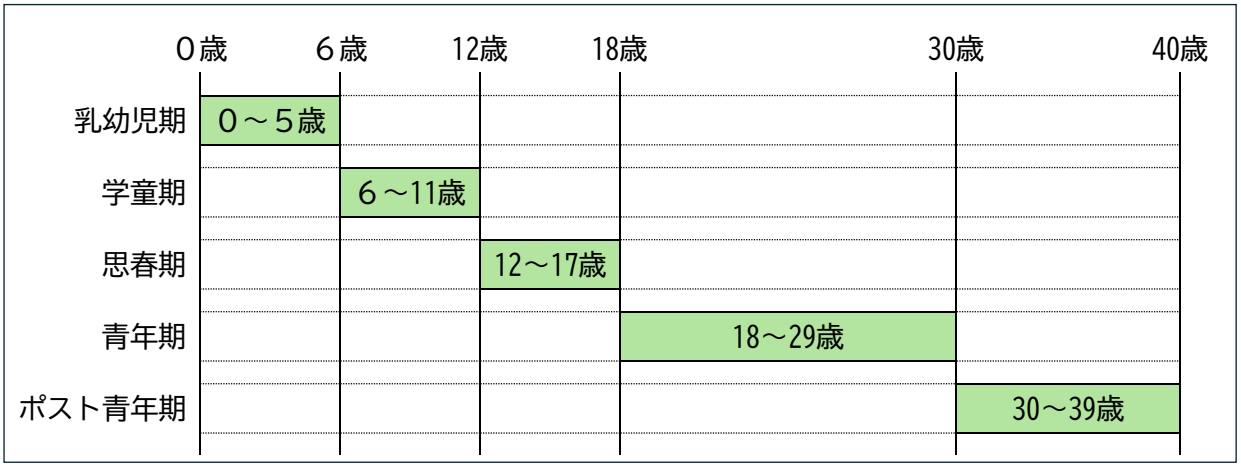
(2)「こども」という言葉の意味

本計画では、「こども」という言葉を、特定の年齢で区切らずに、「心身の発達の過程にある者」という意味で用います。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないようにすることによって、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を支えていくことが重要であるためです。

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分があることになりますが、青年期（おおむね18歳からおおむね29歳まで）の全体が施策の対象となることを明確にする場合に、分かりやすく示すという観点から、「若者」の語を用います。

こども・若者の段階に関する言葉と、その示す年齢の範囲を表すと、次の図のとおりとなります。

図 1　こども・若者の段階に関する言葉の示す年齢の範囲



Point「こども施策」とは？

こども計画に定める「こども施策」とは、こども基本法において次の５つの施策であることが定義されています。なお、④と⑤については、①から③までの施策とともに一体的に講ずべき施策とされています。

① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

④ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て当事者に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）

⑤ こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

４ 計画の位置付け

(1) こども施策に関する事項を定める計画との関係

本計画は、こども基本法第10条第２項に基づいて定める市町村こども計画であり、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、地域社会全体でこども施策を推進するために策定するものです。

また、市町村こども計画は、こども基本法第10条第５項に基づき、「法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」こととされているため、本計画は、こども施策に関する事項を定める次の計画等を含むものとして策定します。

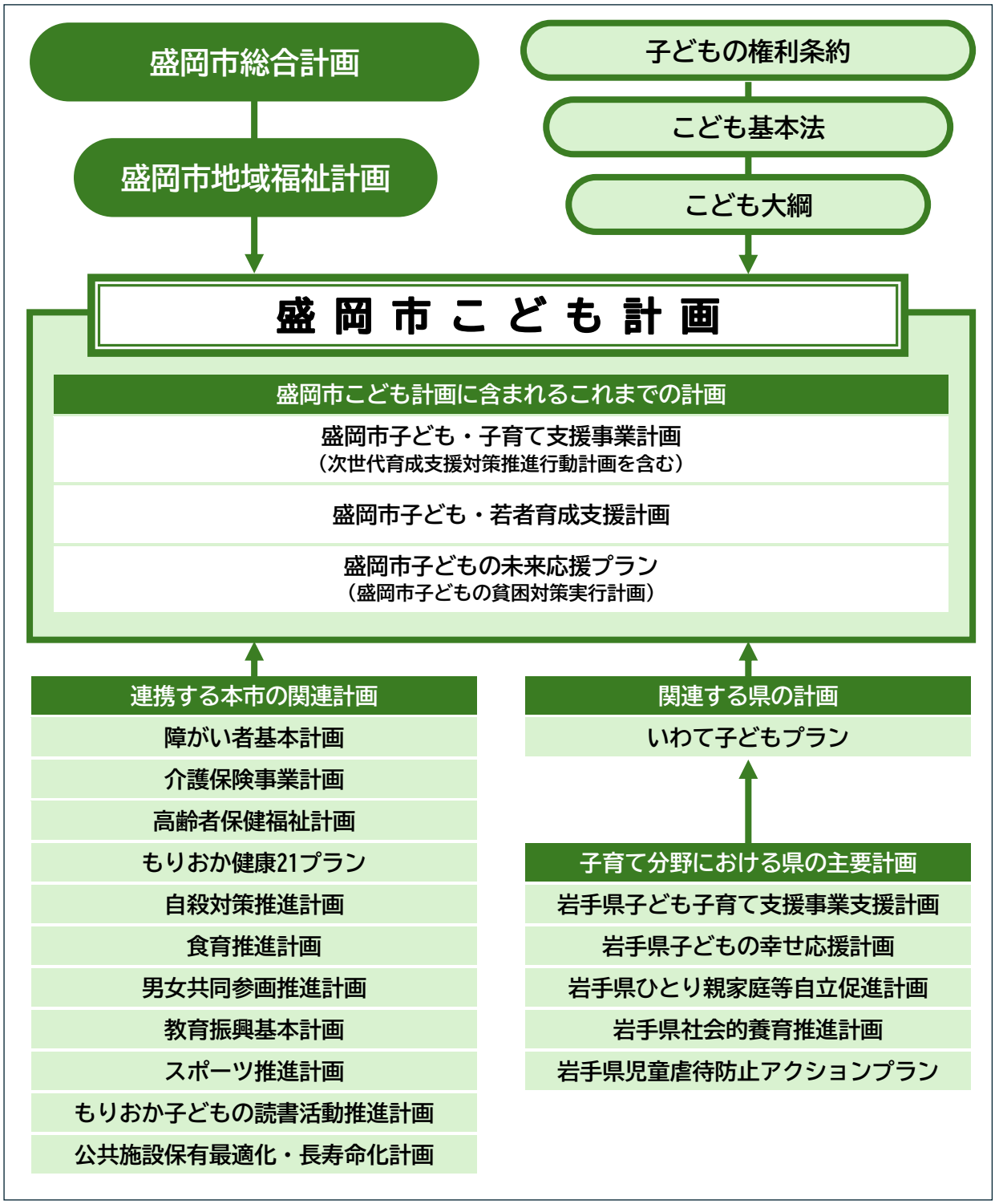
① 子ども・子育て支援法第61条第１項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
② 次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく市町村行動計画
③ 母子保健法第９条の２第２項に基づく母子保健計画
④ 子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に基づく市町村子ども・若者計画
⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条第２項に基づく市町村計画

なお、上記のほか、国の「成育医療等基本方針」に基づく成育医療等に関する計画と、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく児童の居場所づくりに関する方針に関する内容も、本計画に含みます。

（2）本市が定める他の計画や法令等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である盛岡市総合計画や、保健福祉分野を推進するための総括的な計画である盛岡市地域福祉計画をはじめとする他の関連計画との整合を図るとともに、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり国が定めるこども基本法と、こども大綱に基づく方針や施策の内容のほか、岩手県が定める関連計画の内容を踏まえながら推進します。

図 2　本市が定めるこども計画と、その他の計画や法令等との関係



Point「子どもの権利条約」とは？

子どもの権利条約は、平成元年（1989年）11月20日に国連総会で採択された条約です。

日本は、平成６年（1994年）にこの条約を批准しました。現在は、196の国や地域が締結しており、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

条約は40条で構成されており、その内容は、「子どもは権利をもつ主体である」という考え方に基づいています。特に、条約の定める様々な権利に共通する、次の４つの基本的な考え方は、「４つの原則」と呼ばれています。

これらの原則は、「こども基本法」の基本理念をはじめ、法律の基本的な考え方として取り入れられています。



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



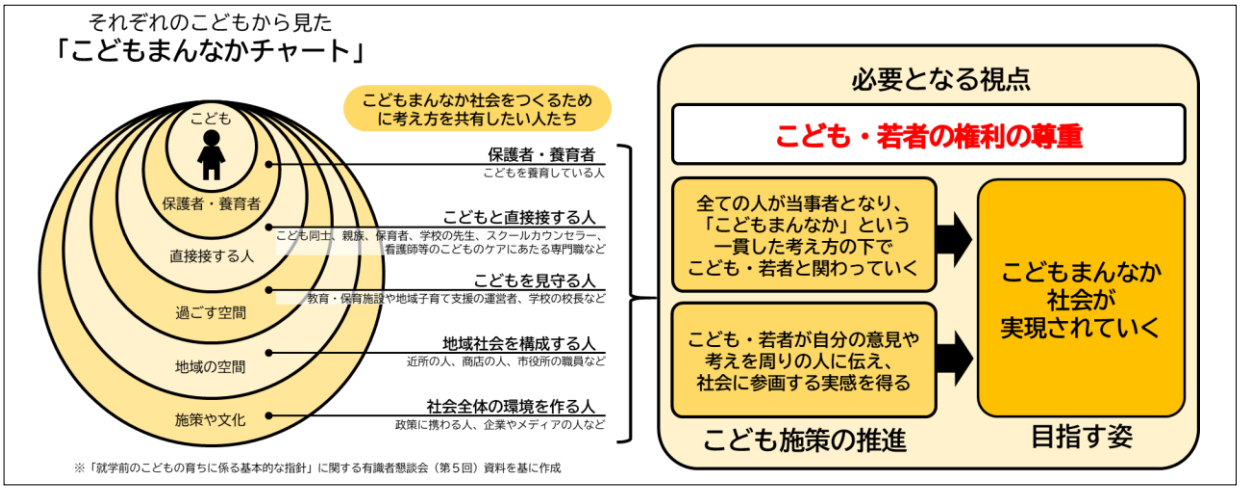
子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

５ こども施策とこども・若者の権利

本計画によるこども施策の推進は、こども・若者を中心に、全ての市民が当事者となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下でこども・若者と関わっていくことや、こども・若者が自分の意見や考えを周りの人に伝え、社会に参画する実感を得ることを通じて、こどもまんなか社会の実現を目指すものです。その際に重要となるのが「こども・若者の権利の尊重」という視点です。

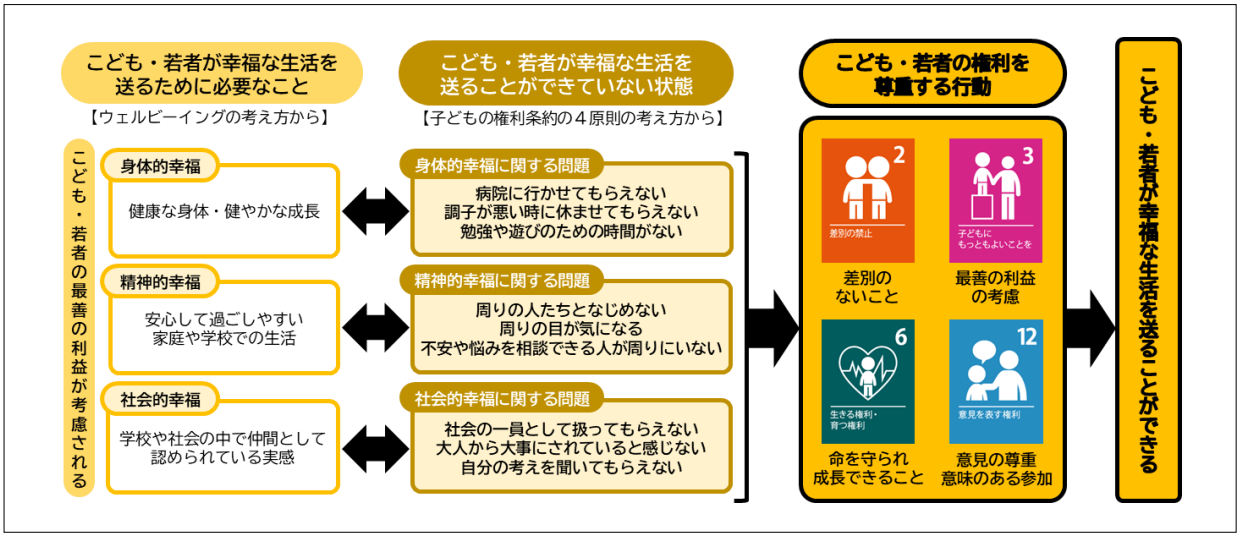
図 3　こどもを中心とした連携や支援の対象と権利の尊重とのつながりのイメージ



こども・若者の権利は、こども・若者一人ひとりが生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利（基本的人権）です。その保障のために、こども・若者も大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

本計画は、こどもまんなか社会の実現に向け、市民一人ひとりがこども・若者の権利を尊重して行動することや、こども・若者が自分の意見や考えを大人に伝え、社会参画の実感を得られる機会の創出を促進するため、こども・若者の権利を大切にする意識の向上を目指します。

図 4　こども・若者の幸福な生活と権利を尊重する行動とのつながりのイメージ



第２章　こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

１ これまでの計画の推進状況

(1) 盛岡市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画を含む）

子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、国や地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する18歳までのこども及びその保護者に対する「子ども・子育て支援」を推進することを目的とするものです。

また、次世代育成支援対策推進行動計画は、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための施策や、事業主が行う雇用環境の整備などの取組として「次世代育成支援対策」を推進することを目的とするものです。

本市は、令和２年（2020年）３月に、第２期盛岡市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」を基本理念とし、「全ての子どもが健やかに育つ環境づくり」、「安心して産み、育てられる環境づくり」、「みんなで子ども・子育てを支える環境づくり」の３つの基本目標を定め、子ども・子育て支援と次世代育成支援対策を推進するための各般の施策に取り組んできました。

表 1　計画全体の成果指標の達成状況

指標		第２期計画策定時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
①	「子育てを楽しいと感じている」と答えた子どものいる親の割合【%】	74.2	79.3	82.1	77.3	77.1	80.0
②	「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合【%】	19.9	23.2	19.0	20.8	17.7	50.0

計画全体の成果指標として設定した２つの数値目標のうち、成果指標①の「子育てを楽しいと感じている」と答えた子どものいる親の割合（市民アンケート調査）は、令和５年度（2023年度）時点で77.1%であり、第２期計画策定時と比べて2.9ポイント上昇し、目標値の80%に近づく結果となりました。

また、成果指標②の「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合（市民アンケート調査）は、令和５年度（2023年度）時点で17.7%であり、第２期計画策定時と比べて2.2ポイント低下しており、目標値の50%と比べて低い水準にとどまる結果となりました。

基本目標ごとの成果指標の達成状況及び成果と課題は、次のとおりです。

■　基本目標１　全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

表 2　基本目標１の成果指標の達成状況

指標		第２期計画策定時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
①	保育所の待機児童数（１月１日現在）【人】	84	40	0	0	0	0
②	放課後児童クラブを利用できなかった児童数【人】	23	36	32	42	35	0
③	放課後児童クラブの設置箇所数【箇所】	46	51	54	57	59	61
④	乳幼児総合診査から療育につながった子どもの割合【%】	98.5	99.2	99.2	97.3	99.5	98.5
⑤	継続支援ケース数【件】	203	160	133	205	221	230
⑥	家庭訪問等を実施した要支援世帯数（養護相談等を含む）【件】	593	1,281	1,161	964	1,091	1,500

【成果と課題】（〇…成果　●…課題）

〇　保育所等における待機児童数については、各事業の実施により保育定員が増加し、待機児童の解消に貢献したと考えられます。

●　保育所等の定員の充足率が低下しつつあるため、入所定員の拡大については、今後、地区ごとの保育ニーズの推移等を考慮しながら慎重に判断していく必要があります。

〇　放課後児童クラブについては、児童の放課後の居場所づくりに関する方針に基づき、未設置学区や待機児童が発生している小学校区を中心に新設による設置を進め、居場所の確保に努めてきました。

●　放課後児童クラブを利用できなかった児童数については、目標値の達成には至っていないことから、今後も、小学校区ごとのニーズを把握しながら、受入体制の整備に努める必要があります。

〇　乳幼児総合診査から療育につながった子どもの割合は目標値を達成しており、乳幼児を必要な療育指導につなぐことや、地区担当保健師による受診後の状況把握と助言を就学まで継続することができています。

●　乳幼児総合診査の受診希望児が年々増加し、約半年の待機期間が生じている状況にあり、早期に必要な療育につなげるため、待機期間の短縮と療育の受け皿の拡充が課題となっています。

〇　児童虐待の相談受付件数は増加傾向にありますが、受け付けた相談については、最優先に対応すべき事項として、48時間以内の児童の安全確認等の迅速な対応を行っています。

●　児童虐待の相談件数は、今後も増加することが見込まれるため、件数が増加しても早期発見・早期対応を継続して行うための体制強化や専門性の向上を図る必要があります。

■　基本目標２　安心して産み、育てられる環境づくり

表 3　基本目標２の成果指標の達成状況①

指標		第２期計画策定時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
①	妊婦健康診査受診率【%】	99.1	98.1	97.3	98.9	98.9	99.1
②	３歳児健康診査受診率【%】※	90.7	81.5	91.6	85.7	100.4	91.0
③	乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合【%】※	94.2	94.3	93.6	91.8	100.2	100.0
④	地域子育て支援拠点の利用者数【人】	70,454	28,694	26,689	38,836	44,090	86,868
⑤	ホームページの閲覧数（もりおか子育てねっと）【件】	21,361	18,148	17,809	10,858	7,709	25,200

※ 100%超の実績値は、対象者の抽出と、受診や訪問のタイミングが異なることによるものです。

【成果と課題】（〇…成果　●…課題）

〇　妊婦健康診査と３歳児健康診査の受診率、乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合については、目標値とほぼ同等またはそれ以上の数値となっており、健康診査や訪問を通じて、妊婦と乳幼児の健康管理の充実とともに、乳幼児の病気や心身の発育発達、育児環境等の問題の早期発見につなげることができています。

●　乳幼児健康診査等により支援が必要と判断されたこどもへの早期の細やかな支援や、訪問を通じて継続支援が必要と判断されたケースへのタイムリーかつ継続した対応につながっていないケースがあります。

〇　盛岡バスセンター内に子育て支援センターあそびの広場を整備したことにより、地域子育て支援センターの未設置地区の子育て家庭を含め、施設の利用を通じて、子育てに関する知識の啓発や交流の機会の確保を図ることができていると考えられます。

●　新型コロナウイルス感染症への対応による施設の利用中止や、利用の自粛をお願いしていた影響から、利用者数がコロナ禍以前の水準まで戻っていない施設があります。

〇　インターネットを通じて子育てに関する情報を得ようとする際に、市公式ホームページの検索機能により、必要な情報が掲載されているページに直接アクセスしやすくなったほか、市の公式ＬＩＮＥやもりおか子育てアプリ「母子モ」による個別の情報発信など、市公式ホームページ以外の情報媒体も増えています。

●　スマートフォンの普及状況に対して、アプリなどを使用して情報を入手している人の割合が低い水準となっていることに加え、市公式ホームページにおける子育て支援についての各ページへのリンクを束ねている「もりおか子育てねっと」の閲覧数が年々減少していることから、子育て家庭がよりアクセスしやすく、見つけやすい方法で情報を発信する必要があります。

表 4　基本目標２の成果指標の達成状況②

指標		第２期計画策定時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
⑥	妊産婦医療費給付事業【人】	1,048	984	904	791	750	1,200
⑦	乳幼児医療費給付事業【人】	14,758	13,952	12,999	12,820	12,128	16,000
⑧	小学生医療費給付事業【人】	12,601	12,968	13,062	12,883	12,627	11,000
⑨	中学生医療費給付事業【人】	5,822	6,084	6,317	6,368	6,526	7,000
⑩	児童扶養手当現況届時の相談体制の満足度【%】	70.2	87.5	92.5	92.7	95.0	80.6

【成果と課題】（〇…成果　●…課題）

〇　医療費給付事業については、子育て世帯の経済的負担の軽減により、医療機関の受診の妨げとなる要因を減らし、こどもの心身の健康を保持することに寄与しています。また、令和５年度（2023年度）からは、給付対象を中学生以下から高校生相当年齢以下にまで拡大し、経済的負担の更なる軽減を図っています（令和５年度（2023年度）における高校生等医療費給付事業の実績は、5,865人）。

●　給付人数については、出生数の減少により妊産婦医療費と小学生医療費の給付人数が目標に対して低い数値となっています。中学生医療費の給付人数も目標値に届いていない状況となっていますが、平成30年度（2018年度）から開始した比較的新しい給付であるため、他の給付制度に比べて認知度が十分でないことが考えられます。

〇　児童扶養手当現況届の受付会場において、関係機関と連携した相談窓口を開設し、相談支援体制の充実を図ったことで、利用者のアンケートにおいて、「満足」・「やや満足」が全体の95%を占める結果となっており、ひとり親世帯等に対する相談支援を図ることができていると考えられます。

■　基本目標３　みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

表 5　基本目標３の成果指標の達成状況

指標		第２期計画策定時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
①	子ども未来基金応募件数(累計)【件】	115	134	161	180	201	290
②	岩手働き方改革推進運動参加企業数【社】	90	213	259	303	344	150
③	もりおか子育て応援パスポート発行件数（累計）【件】	16,419	18,691	19,576	20,469	21,321	22,419

【成果と課題】（〇…成果　●…課題）

〇　子ども未来基金事業については、地域における様々な子ども・子育て支援の活動を促すことに寄与しており、子育てを社会全体で応援する仕組みを地域に浸透させていく役割を果たしていると考えられます。

〇　全国的に働き方改革やワーク・ライフ・バランスに対する理解が進む中、岩手県が実施するいわて働き方改革推進運動の参加企業数も年々増加しており、目標値を大きく超える状況となっています。

●　参加企業数を市内事業所数と比べると１割にも満たないため、引き続き市内事業所の自発的な取組を促進していく必要があります

〇　もりおか子育て応援パスポート事業については、応援パスポートの交付件数が令和３年度（2021年度）以降ほぼ横ばいに推移しているものの、目標値に近い交付件数となっています。

●　協賛店の店舗数については、令和２年度（2020年度）末時点で295店舗でしたが、令和５年度（2023年度）末時点では286店舗となっており、協賛店舗数が減少している状況にあります。

Point「子ども未来基金」とは？

子ども未来基金は、市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するため、平成28年（2016年）４月に設置した基金です。この基金を活用して、市民や企業・団体などが主体的に取り組むこども・若者・子育て支援の活動に対し補助を行っています。

(2) 盛岡市子ども・若者育成支援計画

子ども・若者育成支援計画は、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援などの取組である「子ども・若者育成支援」を推進するための計画です。

本市は、平成27年（2015年）３月に盛岡市子ども・若者育成支援計画を策定し、「多くの主体が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”を目指します。」を基本理念とし、「すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】」、「困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】」、「子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】」の３つの基本目標を定め、各般の施策に取り組んできました。

基本目標ごとの成果指標の達成状況及び成果と課題は、次のとおりです。

■　基本目標１　すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】

表 6　基本目標１の成果指標の達成状況①

指標		計画中間見直し時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
①	朝食を毎日とっている小学５年生の割合【%】	84.4	調査中止	84.0	83.6	86.1	91.6
②	朝食を毎日とっている中学２年生の割合【%】	83.8	調査中止	83.2	79.4	82.1	91.0
③	教育振興運動地区別集会及び実践発表大会参加者数【人】	2,784	中止	中止	836	1,692	2,600

【成果と課題】（〇…成果　●…課題）

〇　小・中学校における食育の取組については、１日60分以上の運動などを呼びかける「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業において、規則正しい食事や生活習慣の推奨が令和４年度（2022年度）から追加されており、各校における啓発活動が推進されています。

●　朝食を毎日とっている小学５年生と中学２年生の割合については、令和２年（2020年）３月における計画の中間見直し以後、ほぼ横ばいの状況にあります。

〇　教育振興運動については、令和２年度（2020年度）と３年度（2021年度）はコロナ禍により中止していましたが、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、可能な範囲で活動を再開することができました。

●　新型コロナウイルス感染症への対応を経て、持続可能な新しい取組の在り方について検討しており、引き続き、各地域の自然、伝統、文化といった特徴を生かして、地域ならではの特色ある取組を行うことにより、児童生徒の地域への誇りが育まれ、自分自身を育む地域への愛着が深まり、自己肯定感の育成につながるように推進していく必要があります。

表 7　基本目標１の成果指標の達成状況②

指標		計画中間見直し時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
④	小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニング（ＳＡＱトレーニング）実施校数【校】	42	42	42	41	41	41
⑤	「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談者延べ人数【人】	2,351	904	750	712	707	2,500
⑥	もりおか就職面談会参加人数【人】	132	80	74	73	34	208

【成果と課題】（○…成果　●…課題）

○　小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニング（ＳＡＱトレーニング）実施校数は、目標値を達成しており、体力・運動能力調査の結果において、全国平均以上となった小学生の学年及び種目数が増加しています。

●　中学生の体力・運動能力調査の結果については、全国平均以上となった学年及び種目数が減少している状況にあります。体力向上のためには、まずは運動やスポーツ等が好きな子どもの割合を向上させることが必要となります。

○　「ママの安心テレホン」専用ダイヤルにより、妊娠、出産、育児及び性や生殖に関する電話相談を毎年度240日以上受け付けています。また、来所による「子育て相談」については、新型コロナウイルス感染症対策として、開催箇所を５か所から２か所に減らしながらも、定期的に開催し、具体的な保健指導や情報提供を行っています。

●　「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談者延べ人数については、目標値を下回る状況が続いています。インターネットにより手軽に情報を得られる機会が増えたことにより、電話や来所での相談が減少しているものと考えられます。

○　大卒予定者等を対象とする就職面談会は、令和５年度（2023年度）において就活前の早い段階から地域企業を知る機会に切り替えるなど、現状に合わせた対応を行っているところです。また、就職の内定に至らない高校生に対しては、盛岡公共職業安定所と連携し、それぞれの生徒の状況に応じた個別支援を行っています。

●　就職活動スケジュールの早期化・多様化等により、もりおか就職面談会参加人数が、計画の中間見直し時から減少しているほか、東京圏等の県外企業の採用意欲の高まり等により、県内大学卒業者の県内就職率が低下傾向にあります。

■　基本目標２　困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】

表 8　基本目標２の成果指標の達成状況

指標		計画中間見直し時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
①	もりおか若者サポートステーションに年度内に新規登録した盛岡市民のうち就職決定した者の割合【%】	35.0	56.4	62.2	70.7	78.0	62.9
②	小学校における不登校の出現率（問題行動調査による）【%】	0.58	0.74	1.06	1.43	1.77	0.58
③	中学校における不登校の出現率（問題行動調査による）【%】	3.33	3.56	3.87	4.25	5.15	3.33
④	教育支援センター通級児童生徒の学校復帰率【%】	51.2	38.0	38.0	30.0	41.2	55.0
⑤	補導件数【件】	82	63	17	23	23	75
⑥	子ども・若者に関する相談回数（少年相談、青少年相談）【回】	212	380	315	304	173	240

【成果と課題】（〇…成果　●…課題）

〇　もりおか若者サポートステーションに年度内に新規登録した盛岡市民のうち就職決定した者の割合が目標値を超える結果となり、令和２年度（2020年度）の60人から令和５年度（2023年度）は112人となり、２倍近くに増加しました。

●　全国の若年無業者（ニート）の割合は増加傾向にあることから、若年無業者に必要な支援が届くようにする必要があります。

〇　不登校対策事業については、学校・家庭へのスクールソーシャルワーカーの訪問などによるこまめな相談支援を継続して行っています。また、不登校児童生徒に向けては、いきいきスクール事業による様々な体験活動を通じて、こどもの自立性や活動意欲、集団への適応力の向上を図っています。

●　不登校の要因や背景の多様化・複雑化のほか、学校への復帰までに長期にわたる相談支援が必要な事例の増加により、小学校と中学校における不登校の出現率と教育支援センター通級児童生徒の学校復帰率が、目標値を達成できていない状況にあります。

■　基本目標３　子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】

表 9　基本目標３の成果指標の達成状況

指標		計画中間見直し時	R2（2020）実績値	R3（2021）実績値	R4（2022）実績値	R5（2023）実績値	R6（2024）目標値
①	もりおかユースネット登録数【団体】	25	25	30	25	23	30
②	インターネット、携帯電話等に関する啓発回数（出前講座回数、ＤＶＤ貸出件数）【回】	6	2	5	10	15	12
③	保育所の待機児童数（各年度４月１日時点）【人】	0	0	0	0	1	0
④	赤ちゃんの駅ＤＡＫＫＯの設置施設数【箇所】	84	93	92	86	87	90
⑤	人権出前講座受講人数【人】	1,053	460	749	517	781	900

【成果と課題】（〇…成果　●…課題）

〇　盛岡市子ども子育てフォーラムなどの取組を通じて、もりおかユースネット登録団体の実際の活動内容の周知を行っており、取組を継続することにより、登録団体同士の連携の推進に寄与しているものと考えられます。

●　もりおかユースネットの登録数は、中間見直し時よりも減少し、目標値の達成に至っていません。こども・若者からの多様な相談に応じるためには、様々な団体による活動と、登録団体間の連携強化が必要となっています。

〇　インターネット、携帯電話等に関する啓発回数が目標値を超えており、講座の回数、参加者数共に毎年増加していることから、講座の必要性や、講座内容についての認知が進んでいるものと考えられます。

●　教育現場からは、中高生のネット依存や犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルについて、現在も多数発生しているとの声があることから、被害防止のための取組が必要とされています。

〇　赤ちゃんの駅ＤＡＫＫＯの設置施設数は、毎年新規の指定申請はあるものの、指定解除店舗数が増加しており、目標値には達していませんが、目標値に近い水準で推移しています。

〇　人権出前講座については、受講人数の目標値には達しなかったものの、高校からの依頼だけではなく、支援学校や中学校からの依頼もあり、幅広い学校で講座を行うことができています。

（3）第２期盛岡市子どもの未来応援プラン（盛岡市子どもの貧困対策実行計画）

子どもの未来応援プランは、第２期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の基本目標２「安心して産み、育てられる環境づくり」の実施施策(4)「ひとり親家庭等への支援・子どもの貧困対策の充実」の具体的方策を定めたものです。

本市は、令和２年（2020年）３月に第２期盛岡市子どもの未来応援プランを策定し、「すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現」を基本目標とし、「貧困を解消する」「貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする」「貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する」「適切に支援につなぐ」の４つのアクションを定め、各般の施策に取り組んできました。

【成果】

・　子育ての経済的負担を軽減するための取組として、高校生相当年齢以下を対象とする医療費の給付のほか、無償化の対象とならない３歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった３歳以上の子どもの副食費、放課後児童クラブの利用料の軽減を行いました。

・　ひとり親等の自立支援のための取組として、母子家庭や父子家庭の親などを対象に行う就業相談や就業情報の提供などの就業支援のほか、就業相談やパソコン講座など、様々なアプローチで就労支援を行うとともに、養育費に関する法律上の問題などについて、関係機関と連携し、弁護士による無料法律相談を行いました。

・　家庭の経済状況にかかわらず、十分な学習機会や豊かな経験が得られるようにするための取組として、学習支援や修学資金の貸付などの取組を行いました。生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象とする就学相談支援事業については、中学３年生や高校生の支援を事業対象の中心とし、高校進学率は90%以上を維持している状況にあります。

・　貧困によって生じた問題や貧困につながる諸課題を解決するための取組として、児童扶養手当現況届の受付会場において、関係機関と連携した相談窓口を開設し、必要な人に必要な情報が届くように相談支援体制の充実を図ったほか、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響により新規相談者が増加しており、継続的な支援を行っている状況です。

・　経済的に困窮している家庭を適切に支援につなぐための取組として、フードバンク岩手が行う食糧支援や、こども食堂の開催を通じた見守り体制により、支援を必要とするこどもや家庭の早期把握と、相談機関につなげる取組を行いました。

【課題】

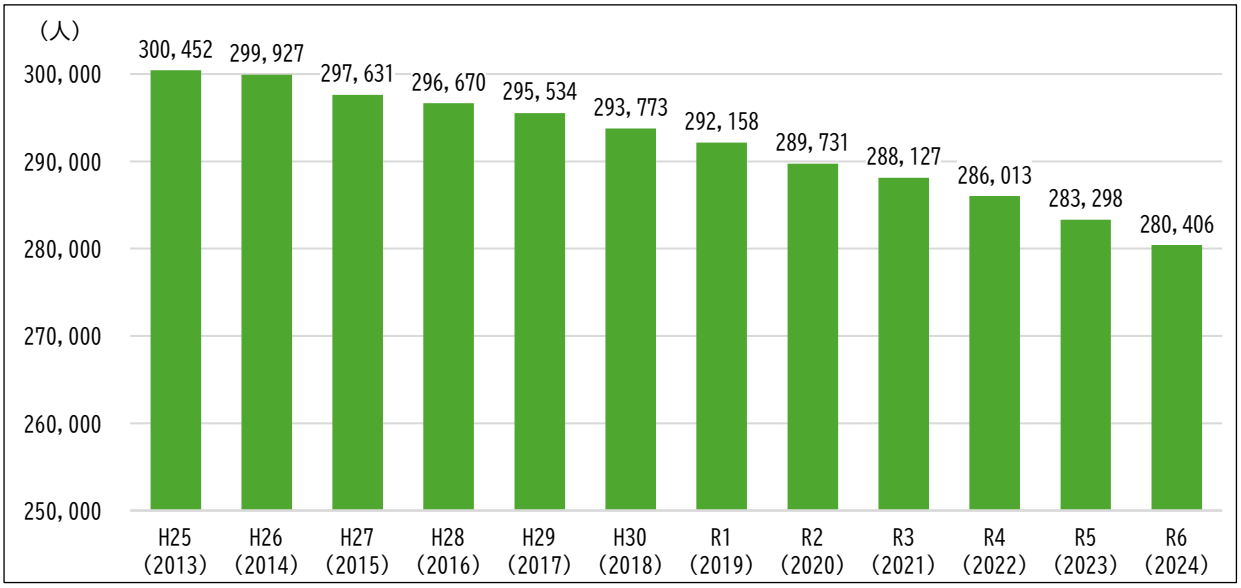
・　ひとり親世帯を対象とするアンケート調査（P.57～P.63）において、経済的支援の充実を求める割合が高い結果となり、進学先についても理想と現実との差がある状況であることから、ひとり親世帯をはじめとする経済的に困窮している家庭への支援の更なる充実を図っていく必要があります。

２ 人口・世帯数と出生の状況

■　人口の推移

本市の人口は、平成26年（2014年）から減少傾向が続いており、令和６年（2024年）時点では、平成25年（2013年）と比べて２万0,046人（約6.8%）減少しています。

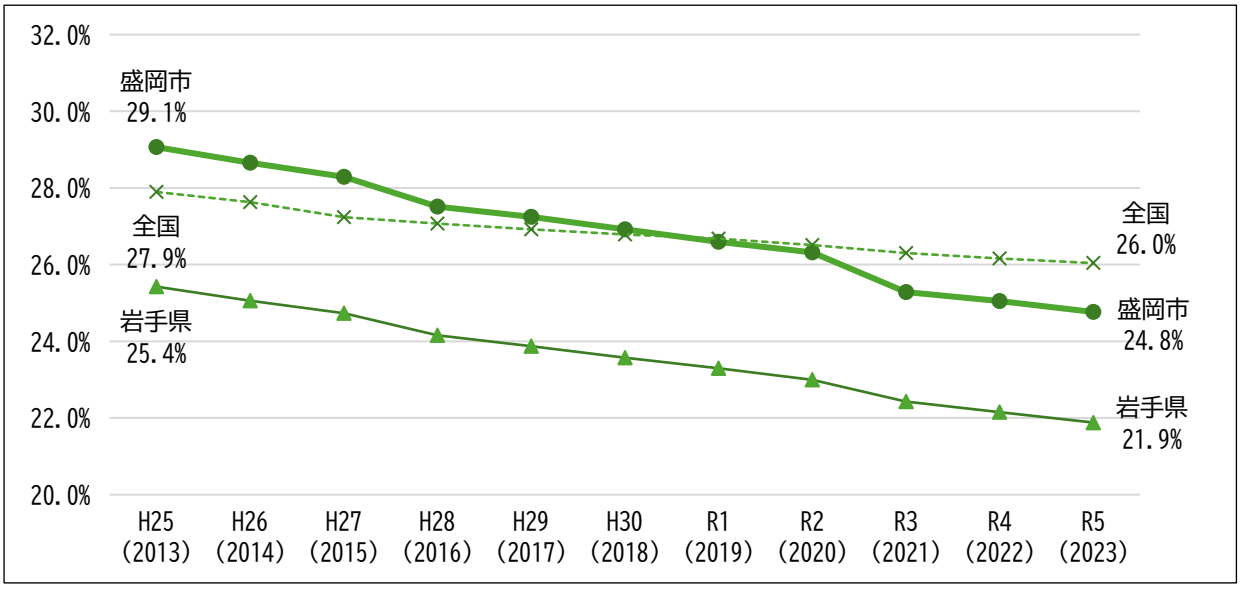
図 5　人口の推移



資料：国勢調査人口及び推計人口（毎年10月１日現在）

また、本市の30歳未満の人口の割合は、令和元年（2019年）から全国の割合を下回っており、全国及び岩手県の割合の推移と比べて、大きく減少している状況にあります。

図 6　30歳未満の人口割合の推移

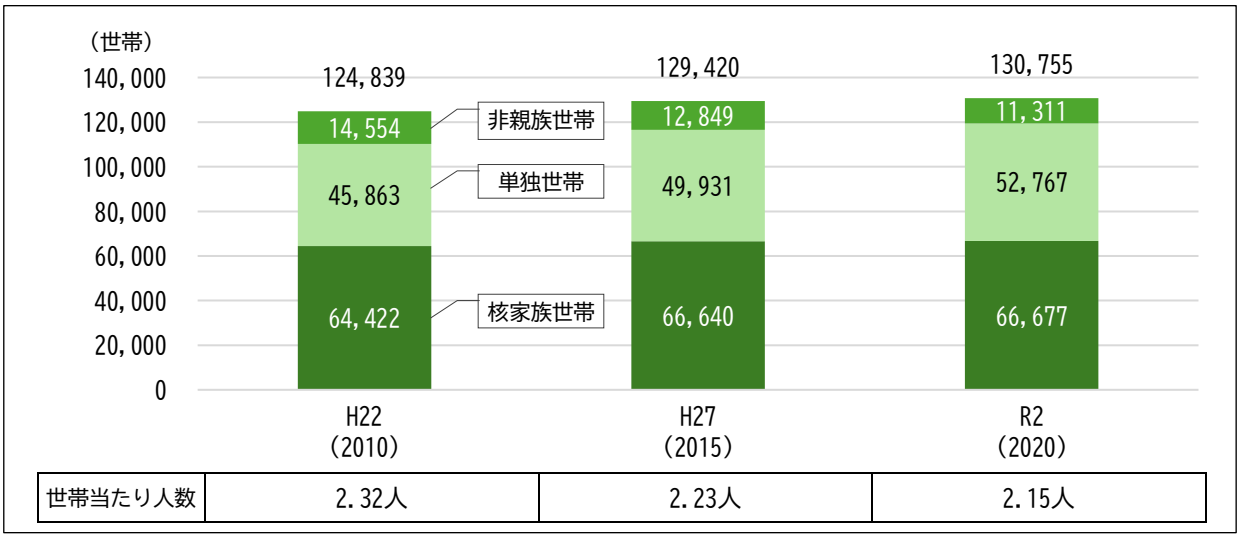


資料：総務省国勢調査・人口推計　岩手県人口移動報告年報

■　世帯の状況

本市の世帯数は、平成22年（2010年）の124,839世帯から令和２年（2020年）には130,755世帯に増加しており、１世帯当たりの人数は2.32人から2.15人に減少しています。世帯の区分ごとでは、単独世帯（世帯員が一人だけの世帯）の数が、平成22年（2010年）から令和２年（2020年）までに約15%増加しているのに対し、核家族世帯の数は横ばいの状況にあります。

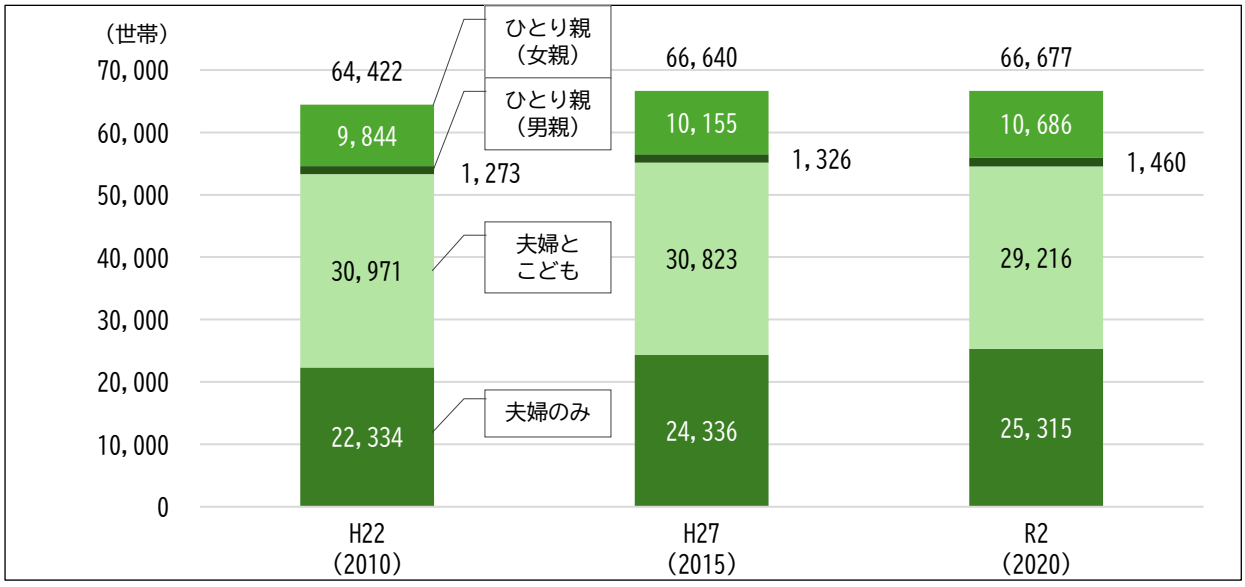
図 7　一般世帯の世帯数と１世帯当たりの世帯人数の推移



資料：国勢調査

また、核家族の世帯構成については、平成22年（2010年）から令和２年（2020年）までにひとり親世帯（女親・男親）が1,029世帯（約9.3%）、夫婦のみの世帯が2,981世帯（約13.3%）増加している一方で、夫婦とこどもから成る世帯は、1,755世帯（約5.7%）減少しています。

図 8　核家族の世帯構成の推移

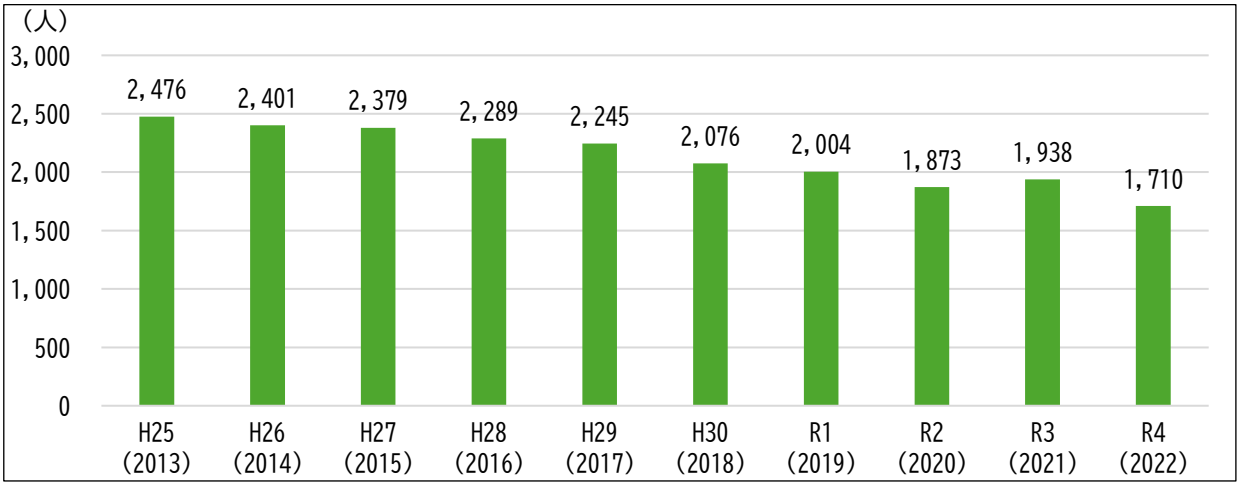


資料：国勢調査

■　出生の動向

本市の出生数は、令和４年（2022年）において、平成25年（2013年）と比べて約30.9%少ない1,710人となっており、人口（約5.7%減）に比べて著しく減少しています。

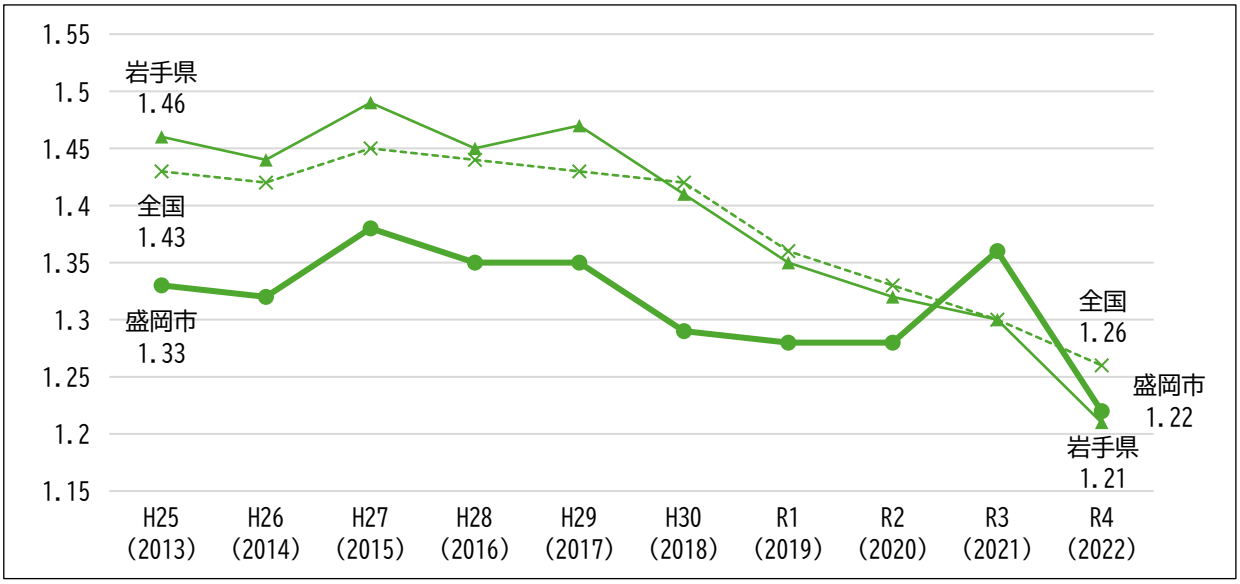
図 9　出生数の推移



資料：岩手県保健福祉年報

合計特殊出生率は、全体として減少傾向にありますが、全国及び岩手県と比べて比較的緩やかに減少し、令和４年（2022年）において、全国及び岩手県と同様の水準となっています。

図 10　合計特殊出生率の推移



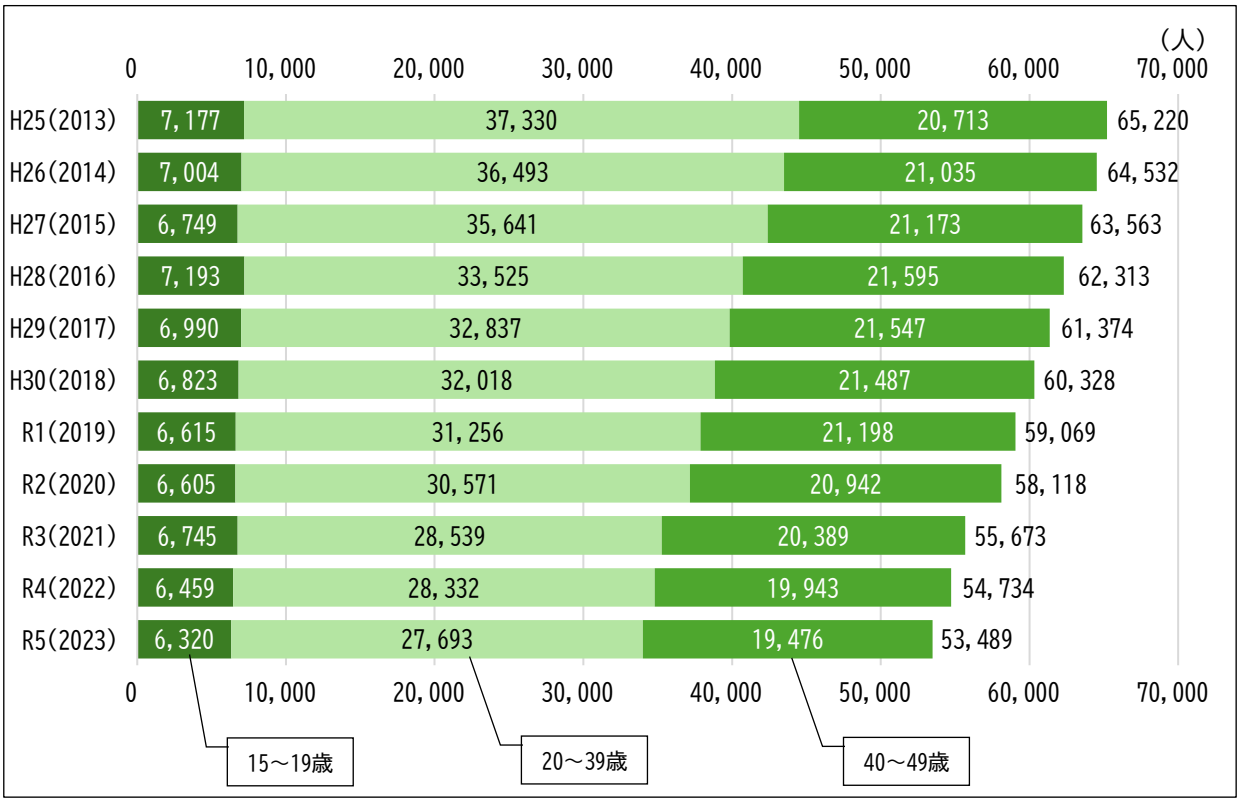
資料：岩手県保健福祉年報、厚生労働省「人口動態統計」

Point「合計特殊出生率」とは？

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、**１人の女性が一生の間に生むこどもの数**を表しています。

合計特殊出生率の対象となる15歳から49歳までの女性の人口は、平成25年（2013年）時点における65,220人から、令和５年（2023年）時点で11,731人（約18%）減少しています。また、このうち、20歳から39歳までの人口は、9,637人（約25.8%）減少しています。

図 11　女性人口（15～49歳）の推移



資料：岩手県人口移動報告年報

３ 支援を必要とするこども・若者の現状

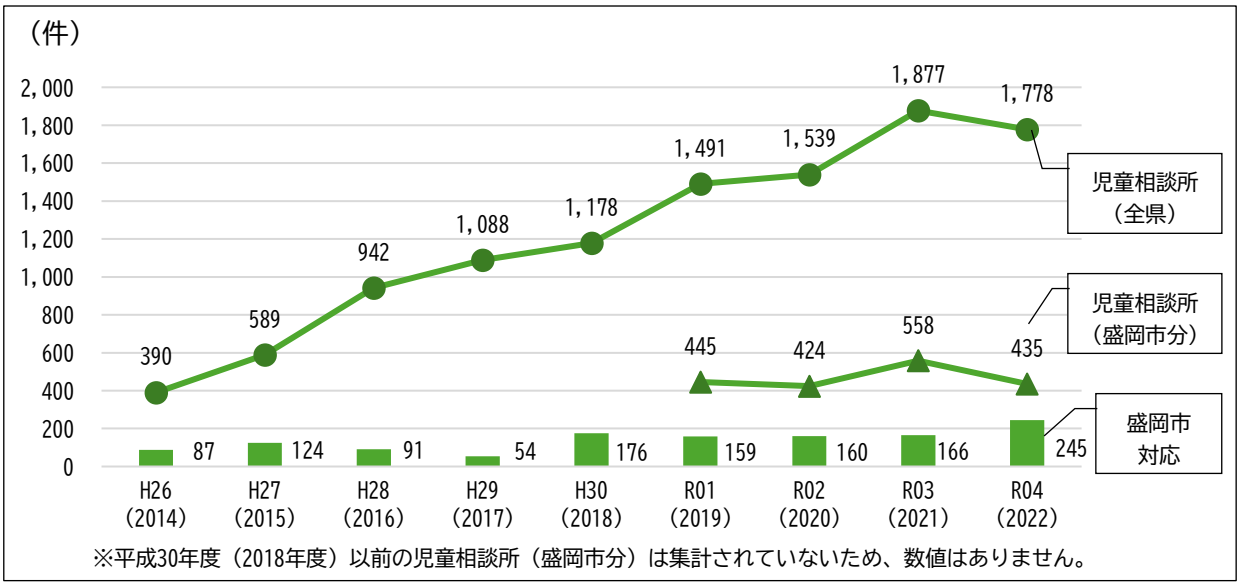
(1) 児童虐待相談の状況

■　児童虐待相談の受理件数

児童虐待相談の受理件数については、本市のこども家庭センターで受理した件数と、岩手県の児童相談所で受理した本市の件数を合算すると、令和元年度（2019年度）から令和４年度（2022年度）までにおいて約12.6%増加しており、岩手県の児童相談所全体においては、約19%増加しています。

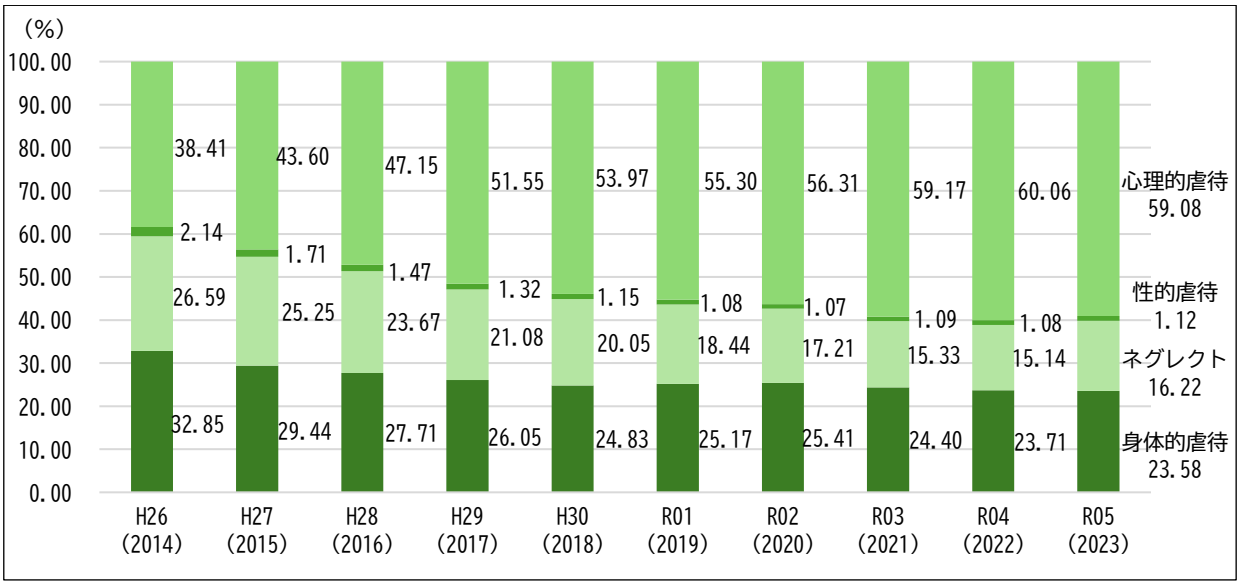
また、全国の児童虐待の相談内容については、心理的虐待が増加している状況にあります。

図 12　児童虐待相談受理件数の推移



資料：岩手県・盛岡市こども家庭センター

図 13　児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移（全国）



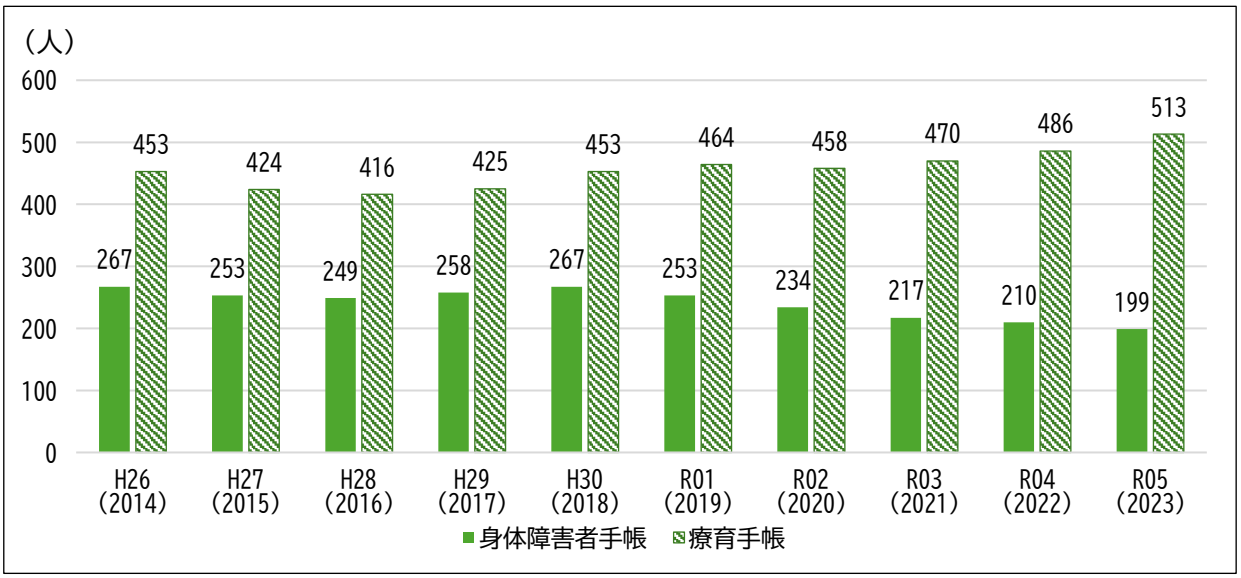
資料：こども家庭庁

（2）障がいのあるこども・若者と医療的ケア児の状況

■　18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

本市における18歳未満のこどもの身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、療育手帳の所持者数は平成29年度（2017年度）以降において増加傾向にあります。

図 14　18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数の推移

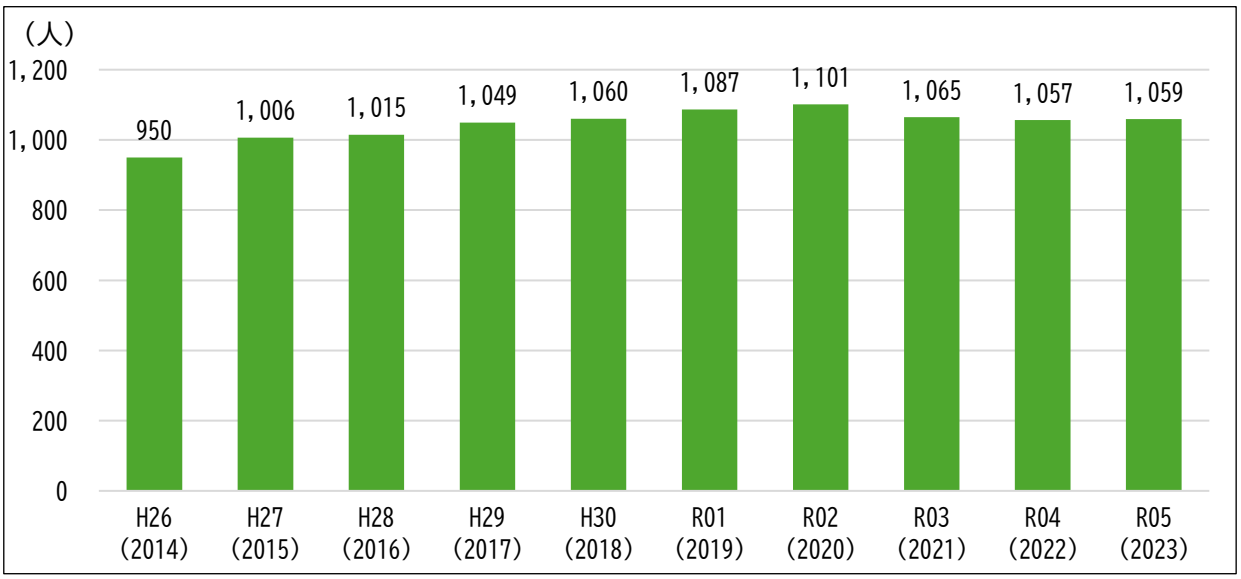


資料：盛岡市障がい福祉課

■　特別児童扶養手当受給者数

本市における特別児童扶養手当の受給者数は、令和２年度（2020年度）までは増加傾向にあり、令和３年度（2021年度）以降は減少傾向にあります。

図 15　特別児童扶養手当受給者数の推移

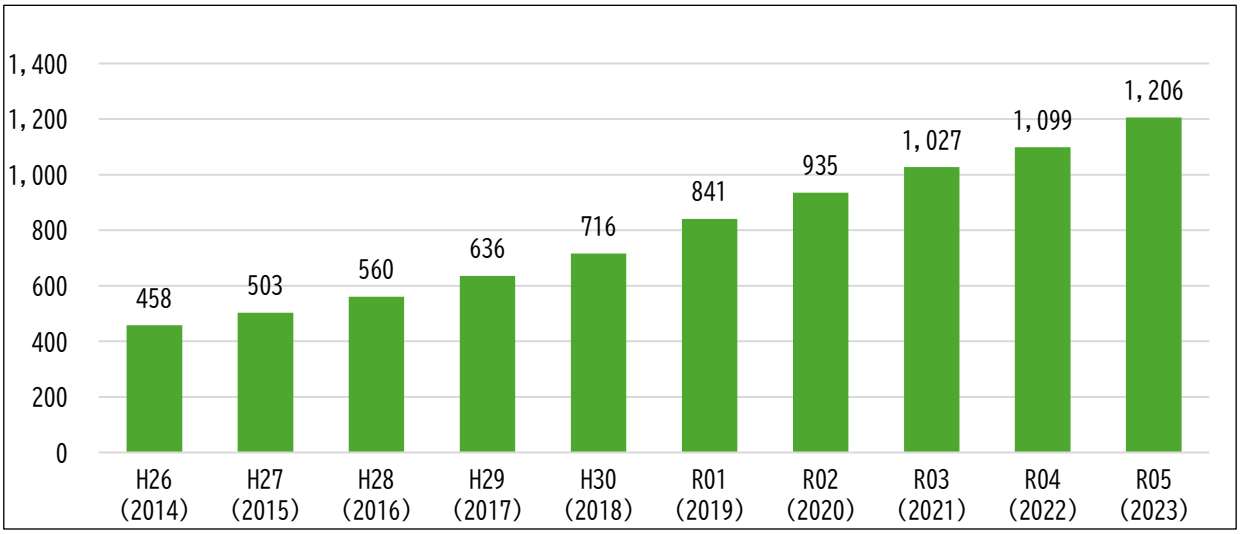


資料：盛岡市障がい福祉課

■　障害児通所支援受給者証の発行数

本市における障害児通所支援受給者証の発行数は、毎年度増加しており、令和５年度（2023年度）は、平成26年度（2014年度）と比較して約2.6倍の1,206人となっています。

図 16　障害児通所支援受給者証の発行数の推移



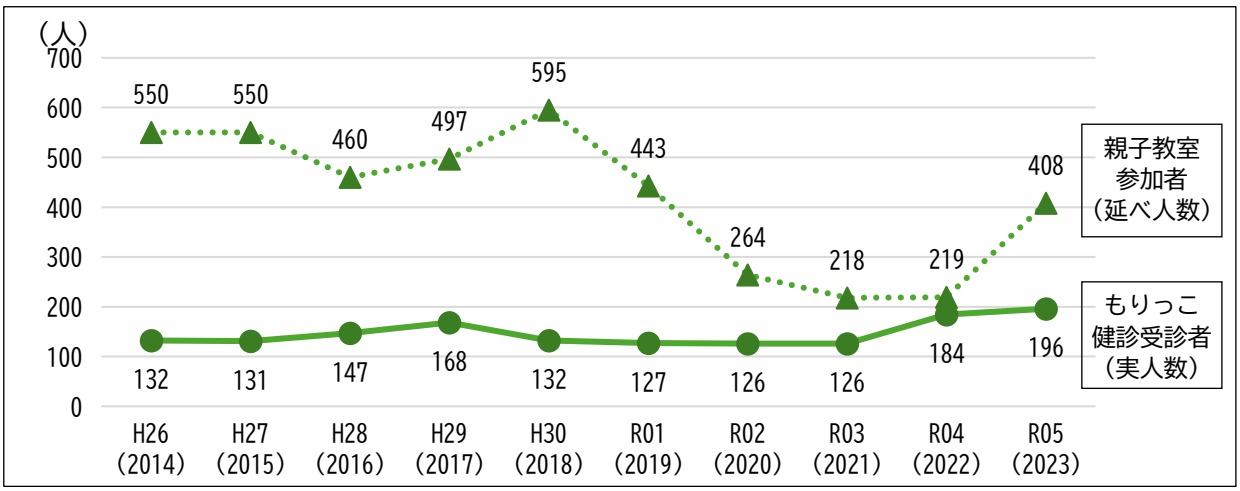
資料：盛岡市障がい福祉課

■　発育・発達に関する不安がある乳幼児数

心身の発達に障がいが疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図ることを目的に行っている乳幼児総合診査（もりっこ健診）の受診者数は、増加傾向にあります。

もりっこ健診の事後指導である親子教室の参加者数は、令和２年度（2020年度）から４年度（2022年度）までの時期において、新型コロナウイルス感染症対策のために人数を制限して行ったことにより減少しましたが、令和５年度（2023年度）は令和元年度（2019年度）以前の水準に戻りつつあります。

図 17　もりっこ健診の受診者数と親子教室の参加者数の推移



資料：盛岡市母子健康課

■　医療的ケア児の人数

令和５年（2023年）における本市の医療的ケア児の人数は58人であり、医療的ケアの内容は、「酸素療法」と「たん吸引」を必要とする人数が多い状況となっています。

表 10　年齢区分別の医療的ケア児の人数（令和５年（2023年））

	０～２歳	３～５歳	６～８歳	９～11 歳	12～14 歳	15～18 歳	合計
人数	11 人	10 人	10 人	10 人	7人	10 人	58 人

資料：盛岡市障がい福祉課

表 11　医療的ケアの内容（令和５年（2023年））※いずれも延べ人数での集計

	人工呼吸器管理	気管切開	鼻咽頭エアウェイ	酸素療法	たん吸引	ネブライザー	経管栄養	胃ろう
人数	５人	９人	０人	23 人	16 人	４人	12 人	13 人

	皮下注射	血糖測定	継続的な透析	導尿	排便管理	座薬挿入等	その他
人数	３人	２人	０人	11 人	３人	１人	１人

資料：盛岡市障がい福祉課

Point「医療的ケア児」とは？

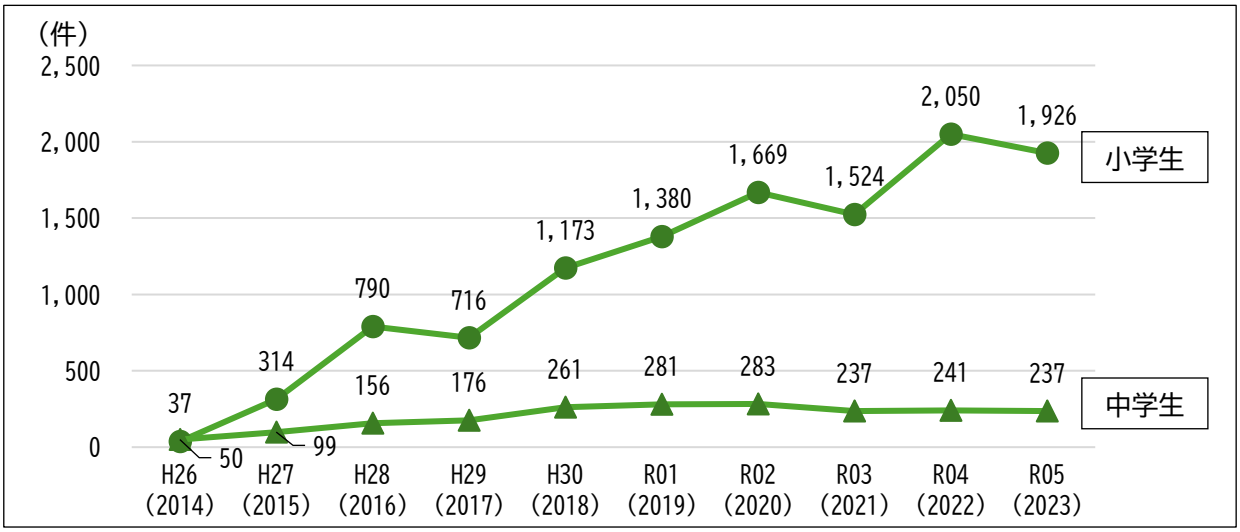
日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為（医療的ケア）を受けることが不可欠である18歳未満のこども（高等学校等に在籍している場合は、18歳以上であっても含みます。）のことをいいます。

(3) 児童生徒のいじめや不登校の状況

■　いじめの認知件数

小学校におけるいじめの認知件数は、平成26年（2014年）以降増加を続けており、令和５年度（2023年度）においては1,926件となりました。また、中学校におけるいじめの認知件数は、令和３年度（2021年度）以降、横ばいの状況にあります。

図 18　いじめの認知件数の推移

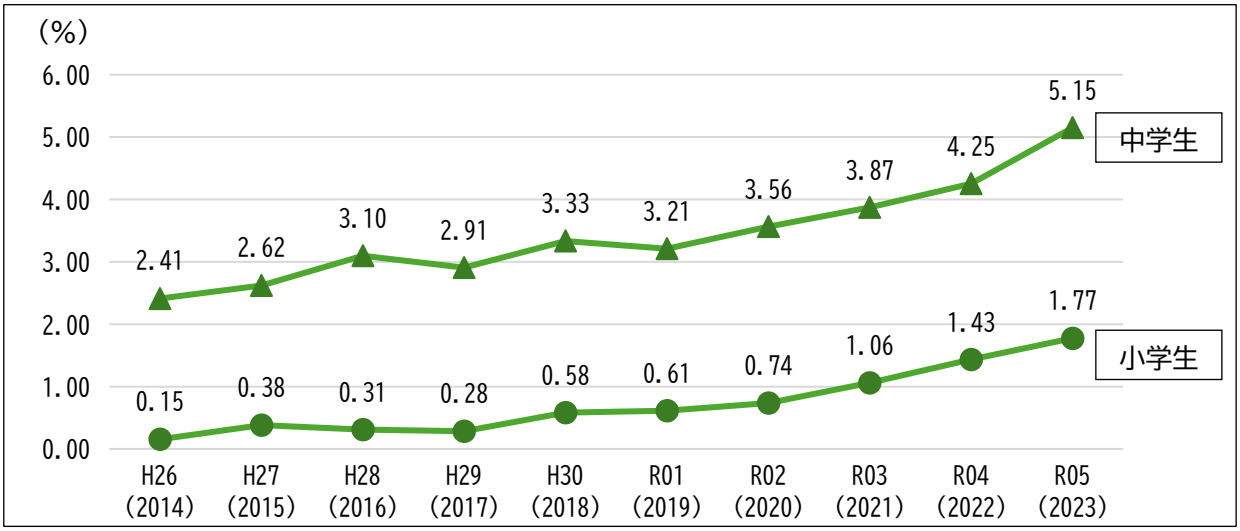


資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（盛岡市 教育委員会事務局 学校教育課）

■　小・中学校における不登校

小・中学校における不登校率は、いずれも増加傾向にあり、令和５年度（2023 年度）において、中学生の約５％、小学生の２％弱が不登校となっています。

図 19　小・中学校における不登校率の推移



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（盛岡市 教育委員会事務局 学校教育課）

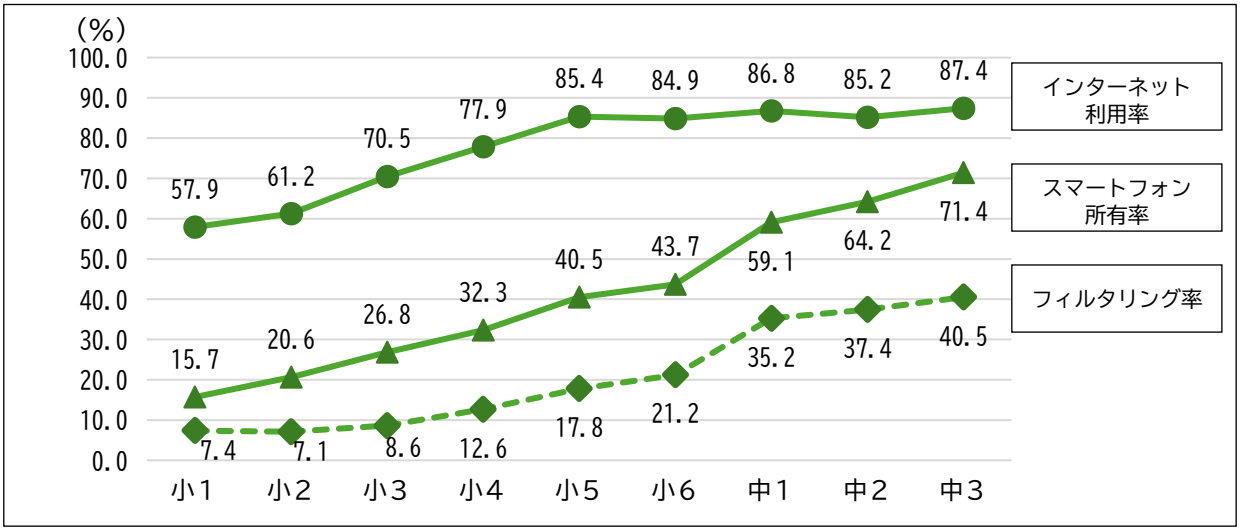
(4) 小・中学生のインターネットの利用とトラブルの発生状況

本市が市立小・中学校の全ての児童生徒を対象に実施した調査によると、インターネットを利用する児童生徒の割合は、小学１年生の時点で半数を超えており、小学５年生以上では８割以上となっています。

スマートフォンを所有する児童生徒の割合は、上の学年になるほど高くなっており、中学１年生以上では過半数の生徒が所有している状況です。スマートフォンの利用を保護者が管理し、トラブルを防止するためのフィルタリングが設定されている割合は、学年によって異なりますが、全学年を平均すると、スマートフォンを所有する児童生徒の半数程度となります。

また、インターネットにおいていじめ等の嫌なことや困ったことがあった児童生徒の人数は、いずれの学年においても、「誹謗中傷」や「個人情報の悪用」と回答した児童生徒が一定数おり、ＳＮＳ等の利用に伴う「なりすまし投稿」をされた経験がある児童生徒もいることが確認されました。

図 20　小・中学生のインターネット利用率・スマートフォン利用率・フィルタリング率



資料：盛岡市　教育委員会事務局　学校教育課

表 12　インターネットで嫌なことや困ったことがあった児童生徒の人数（延べ数）

（単位：人）

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
誹謗中傷	5	13	4	17	19	21	14	22	26
個人情報の悪用	8	2	2	2	4	2	5	8	7
なりすまし投稿	1	4	0	0	5	1	3	6	9
不審メール	2	18	33	42	29	32	60	46	57
架空請求	2	8	1	3	3	4	6	2	10
出会い系サイト	0	4	2	1	1	0	3	2	2
その他	6	13	22	37	32	21	27	8	10

資料：盛岡市　教育委員会事務局　学校教育課

(5) ひきこもりに関する状況

ひきこもりとは、厚生労働省の定義によると、「仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、６カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいい、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じるもの」とされています。

令和４年度（2022年度）に内閣府が実施したひきこもりに関する調査結果を、本市の令和４年（2022年）10月１日現在の15歳から39歳までの人口70,645人に当てはめると、本市の準ひきこもりは671人、狭義のひきこもりは777人、狭義のひきこもりと準ひきこもりの人数を合計した広義のひきこもりは1,448人と推計されます。

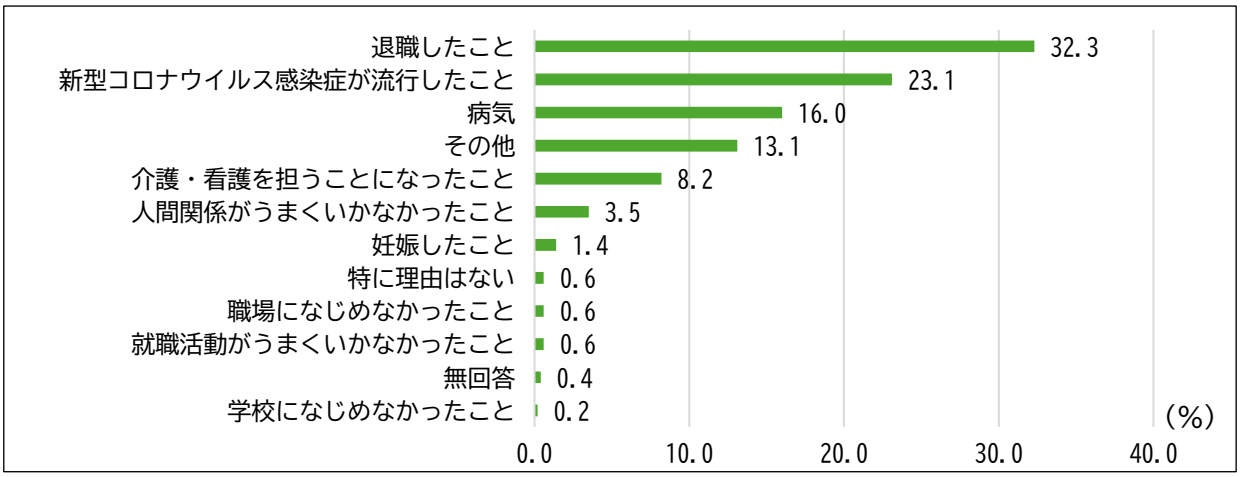
また、同調査結果によると、ひきこもりになったきっかけは、「退職したこと」が最も多く、次いで「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」「病気」「介護、看護を担うことになったこと」「人間関係がうまくいかなかったこと」が上位を占めており、就職活動でのつまずきや、就職しても仕事になじめない等、就業を巡る問題のほか、健康上の理由が挙げられています。

表 13　15歳から39歳までのひきこもり推計数

<table>
<tr><th colspan="2">ひきこもり群</th><th>有効回答数に占める割合</th><th colspan="2">全国推計数</th><th colspan="2">盛岡市推計数</th></tr>
<tr><td>準ひきこもり(①)</td><td>普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する</td><td>0.95%</td><td colspan="2">30.2万人</td><td colspan="2">671人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">狭義のひきこもり(②)</td><td>普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける</td><td>0.74%</td><td>23.6万人</td><td rowspan="3">35.1万人</td><td>523人</td><td rowspan="3">777人</td></tr>
<tr><td>自室からは出るが、家からは出ない</td><td>0.30%</td><td>9.6万人</td><td>212人</td></tr>
<tr><td>自室からほとんど出ない</td><td>0.06%</td><td>1.9万人</td><td>42人</td></tr>
<tr><td colspan="2">広義のひきこもり(①+②)</td><td>2.05%</td><td colspan="2">65.3万人</td><td colspan="2">1,448人</td></tr>
</table>

資料：令和４年度こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

図 21　ひきこもりになったきっかけ（15歳から39歳までの広義のひきこもり群全体）



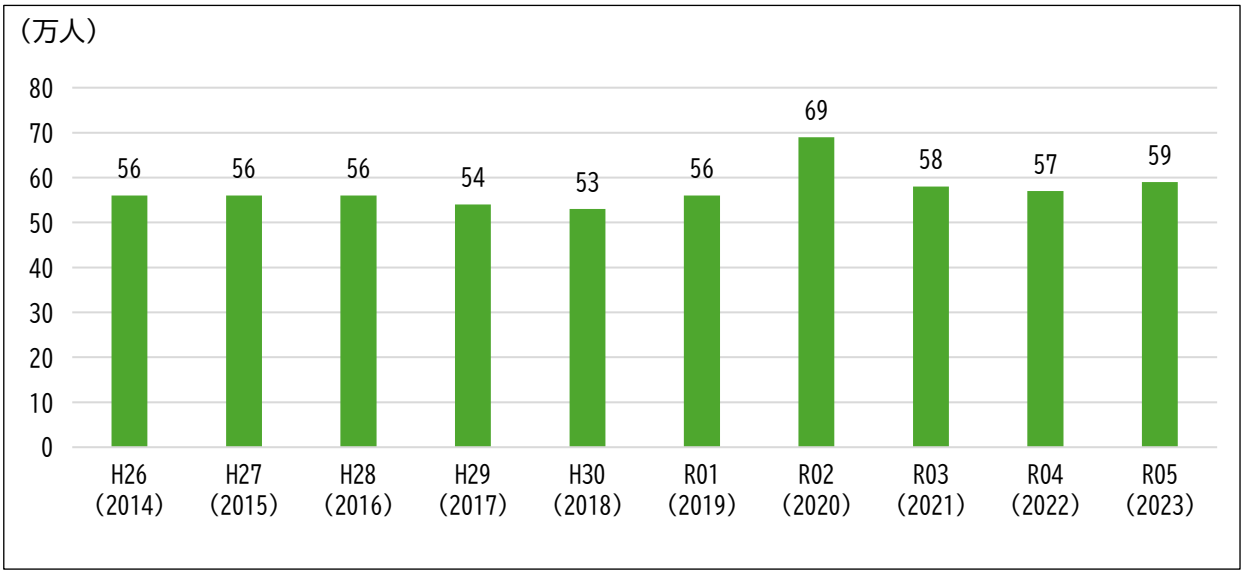
資料：令和４年度こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

（6）ニートに関する状況

令和５年（2023年）の総務省の労働力調査によると、15歳から34歳までのニート（若年無業者）の人数は、約59万人となっています。

また、令和４年（2022年）に国が実施した就業構造基本調査によると，岩手県の15歳から34歳までのニートの推計人数は約5,700人で、15歳から34歳までの人口に占める割合は3.0%（全国は2.5%）となっており、本市の令和４年（2022年）10月１日現在の15歳から34歳までの人口53,131人に岩手県のニートの割合3.0%を適用すると、本市のニートの人数は1,594人と推計されます。

図 22　全国のニート（15歳から34歳までの若年無業者）の人数の推移



資料　総務省「労働力調査」

表 14　ニート（15歳から34歳までの若年無業者）の人数と割合（令和４年（2022年））

	15～34歳人口	ニート（15歳～34歳の若年無業者）（①+②）			15～34歳人口に占めるニートの割合
			就業希望者のうち非求職者①	非就業希望者②	
全国	24,413,000人	615,000人	251,000人	364,400人	2.5%
岩手県	191,700人	5,700人	1,400人	4,300人	3.0%
盛岡市	53,131人	（推計）　1,594人	―	―	（県）3.0%
備考：盛岡市の15～34歳人口は、岩手県人口移動報告年報における令和４年（2022年）10月１日現在の人口を適用					

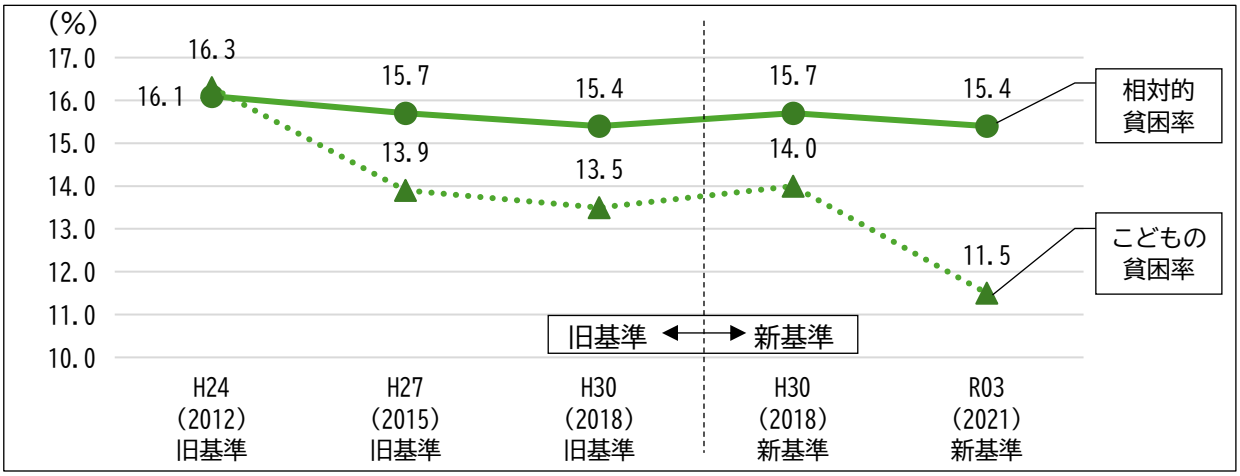
資料　（全国・岩手県）令和４年（2022年）就業構造基本調査

(7) 経済的に困窮している家庭の状況

■　相対的貧困率とこどもの貧困率

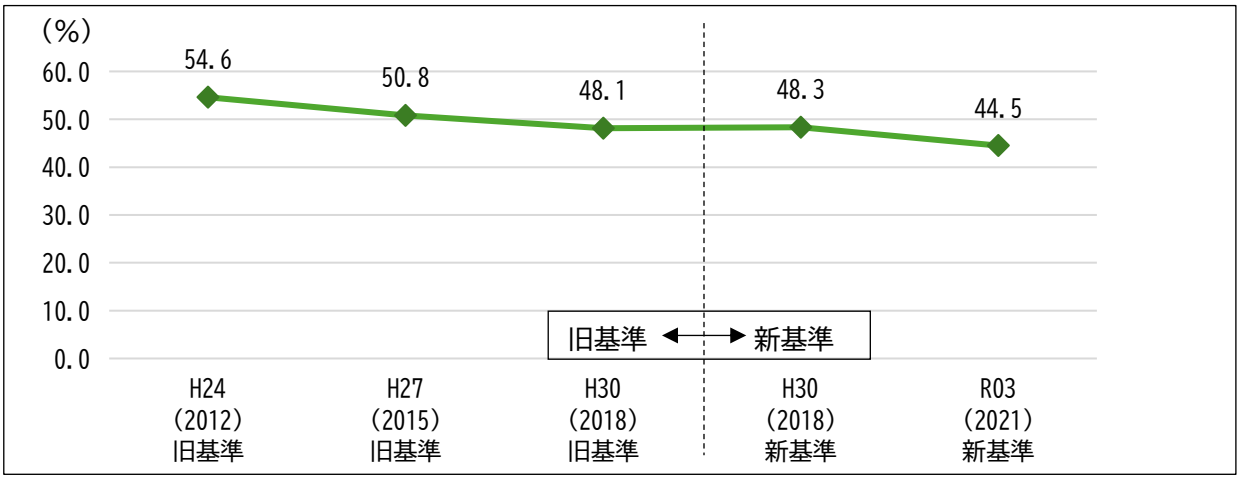
国の調査結果によれば、令和３年（2021年）の相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率は11.5%となっており、いずれも改善傾向にありますが、ひとり親世帯におけるこどもの貧困率は44.5%であり、半数近くが貧困の状況となっています。

図 23　貧困率の推移



資料：2022（令和４）年国民生活基礎調査（厚生労働省）

図 24　ひとり親家庭におけるこどもの貧困率の推移



資料：2022（令和４）年国民生活基礎調査（厚生労働省）

Point「相対的貧困率」とは？

その国の中で比較して、大多数よりも貧しい状態にある世帯の割合のことをいいます。

該当する世帯の所得の水準としては、家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引き、世帯員の生活水準を表すように調整された所得である「等価可処分所得」について、その国における中央値の半分（貧困線）に満たない状態となります。なお、平成30年（2018年）以降は、家計収入から差し引く項目を追加した「新基準」により算定しています。

■　ひとり親家庭の状況について

令和３年度（2021年度）に厚生労働省が実施した調査結果によると、母子世帯と父子世帯における母または父自身の平均年間収入の金額を比較すると、母子世帯は272万円、父子世帯は518万円と、大きな差があります。

表 15　母子世帯と父子世帯の比較

		母子世帯	父子世帯
世帯数		119.5 万世帯	14.9 万世帯
ひとり親世帯になった理由		離婚　79.5%	離婚　69.7%
		死別　 5.3%	死別　21.3%
就業状況		86.3%	88.1%
	就業者のうち　正規の職員・従業員	48.8%	69.6%
	就業者のうち　自営業	5.0%	14.8%
	就業者のうち　パート・アルバイト等	38.8%	4.9%
平均年間収入 （母または父自身の収入）		272 万円	518 万円
平均年間就労収入 （母または父自身の就労収入）		236 万円	496 万円
平均年間収入 （同居家族を含む世帯全員の収入）		373 万円	606 万円

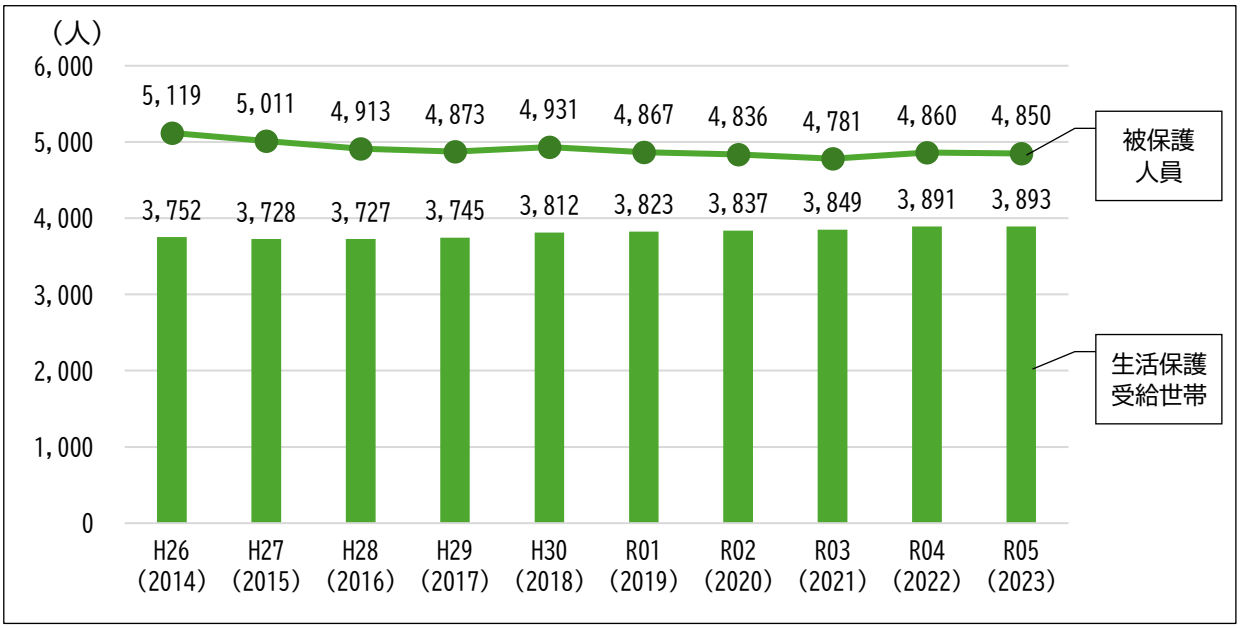
資料：令和３年度全国ひとり親世帯等調査結果（厚生労働省）

■　生活保護受給世帯数と世帯員数

本市における生活保護受給世帯数は、平成30年度（2018年度）以降微増していますが、被保護人員は減少傾向にあります。

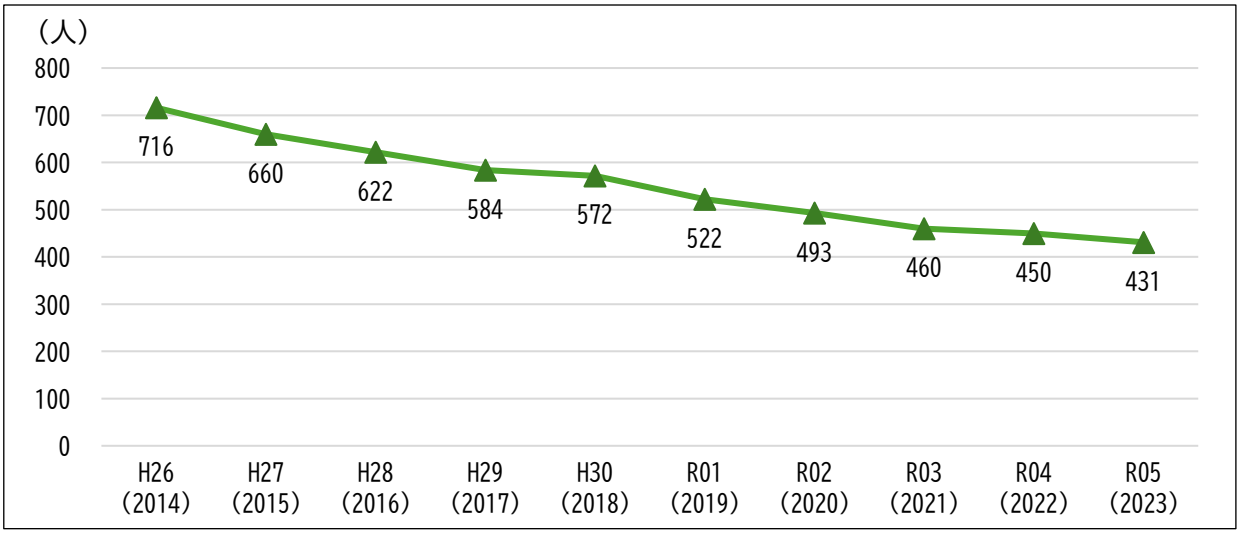
また、生活保護受給世帯における18歳未満のこどもの人数は、平成26年度（2014年）の716人から、令和５年度（2023年度）においては　431人に減少しており、同期間における被保護人員の減少（約5.25%減）と比較して大きく減少しています（約39.8%減）。

図 25　生活保護受給世帯・被保護人員の推移（各年度末日時点）



資料：盛岡市生活福祉第一課・第二課

図 26　生活保護受給世帯における18歳未満人数の推移（各年度末日時点）

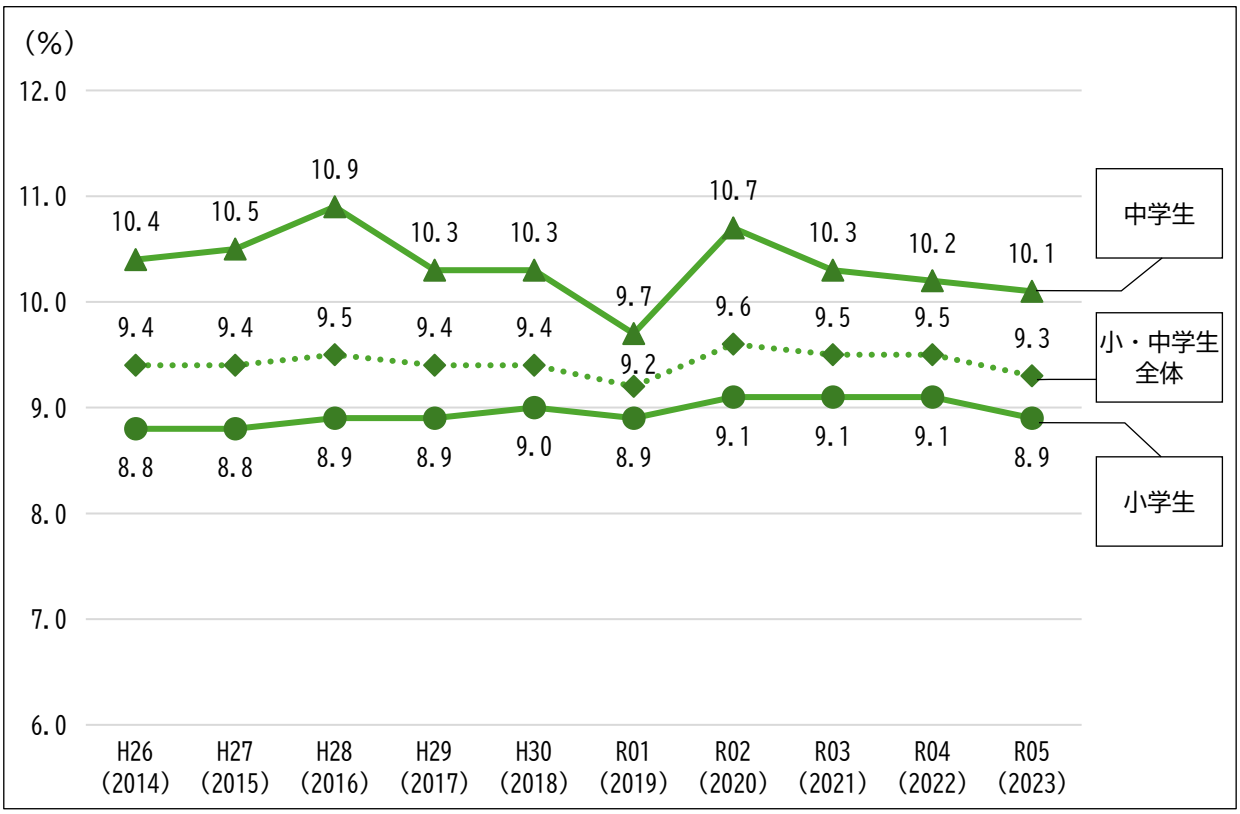


資料：盛岡市生活福祉第一課・第二課

■　就学援助の受給

生活保護を必要とする者に準ずる程度に困窮していると認められる小・中学生の保護者に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する「就学援助」の受給率は、横ばいに推移しており、令和５年度（2023 年度）においては、小学生の 8.9%、中学生の 10.1%、小・中学生全体では 9.3%の児童生徒の保護者が受給しています。

図 27　就学援助受給率の推移



資料：盛岡市　教育委員会事務局　学務教職員課

４ 子育て家庭の現状

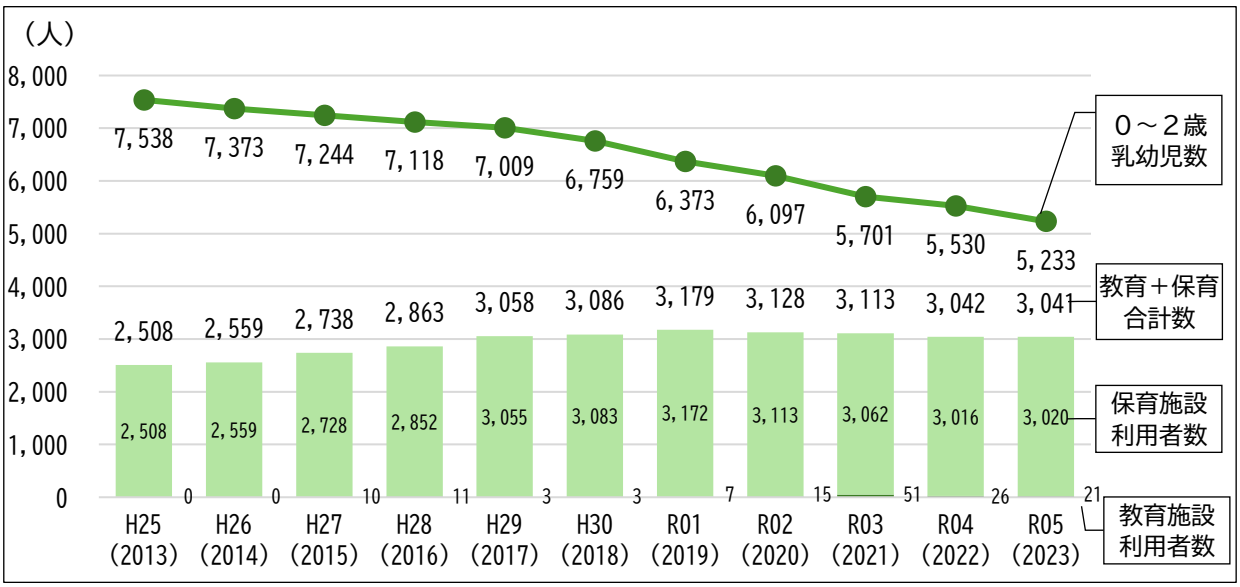
(1) 幼児教育・保育に関する状況

■　乳幼児の教育・保育の利用状況

３歳未満の乳幼児数は、平成25年度（2013年度）以降、減少が続いていますが、保育所等の保育施設の利用者数は、3,000人を超えた平成29年度（2017年度）以降は横ばいです。

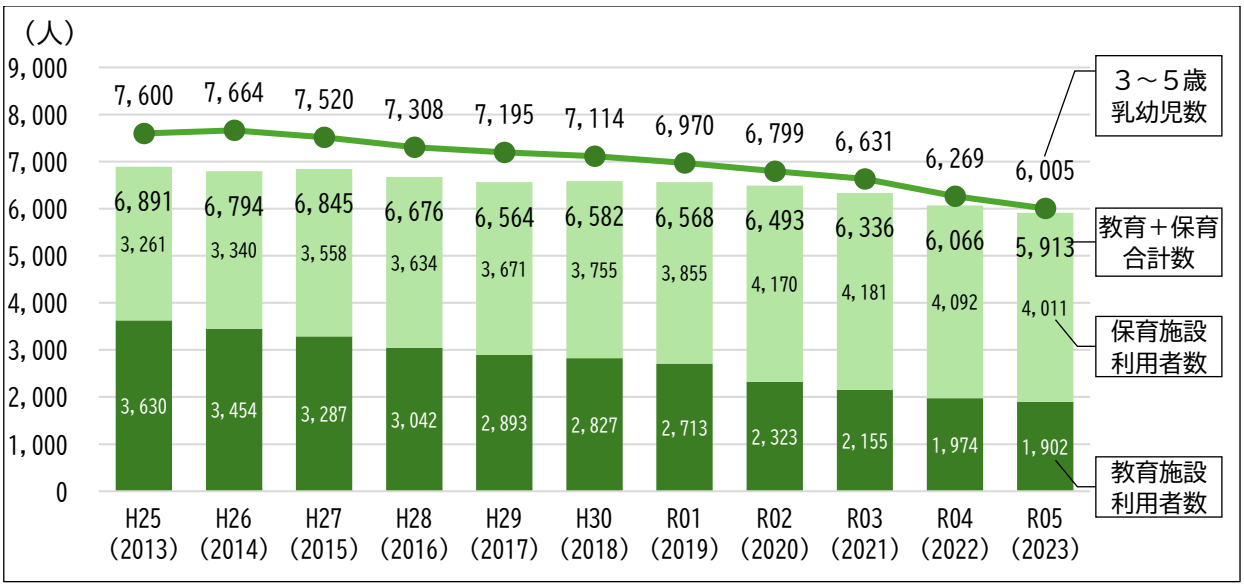
３歳以上の保育施設の利用者数は、4,000人を超えた令和２年度（2020年度）以降減少しており、幼稚園等の教育施設の利用者数は、平成25年度（2013年度）から減少が続いています。

図 28　３歳未満の乳幼児の教育・保育施設利用児童数の推移



資料：学務教職員課、子育てあんしん課

図 29　３歳以上の乳幼児の教育・保育施設利用児童数の推移



資料：学務教職員課、子育てあんしん課

■　待機児童の状況

本市では、待機児童の解消に向けて認可保育所等の新設などによる定員の増加を図り、その結果、平成28年度（2016年度）以降、年度当初の待機児童は０人となっています。なお、令和５年（2023年）４月１日時点において、医療的ケア児の受入体制の整備に時間を要し、待機児童が１人生じましたが、同年６月１日時点において入所済みとなり、解消しています。

入所申込者全員が、希望する保育施設に入所できる状況に至っていないことから、年間を通じた待機児童と空き待ち児童の解消を図るため、引き続き保育の受け皿の確保が必要です。

表 16　待機児童数等の推移

		H30年（2018）4月1日	H31年（2019）1月1日	H31年（2019）4月1日	R02年（2020）1月1日	R02年（2020）4月1日	R03年（2021）1月1日
空き待ち児童（①）		255	459	203	359	114	238
	待機児童外	255	375	203	319	114	238
	待機児童数	0	84	0	40	0	0
入所児童数（②）		6,844	7,310	6,345	7,625	7,485	7,917
	定員弾力化	0	433	0	472	0	307
	認可定員	6,844	6,877	6,345	7,153	7,485	7,610
合計（入所申込者）（①＋②）		7,099	7,769	6,548	7,984	7,599	8,155

		R03年（2021）4月1日	R04年（2022）1月1日	R04年（2022）4月1日	R05年（2023）1月1日	R05年（2023）4月1日	R06年（2024）1月1日
空き待ち児童（①）		71	168	85	192	108	213
	待機児童外	71	168	85	192	107	213
	待機児童数	0	0	0	0	1	0
入所児童数（②）		7,599	7,812	7,599	7,740	7,403	7,605
	定員弾力化	0	232	0	211	0	212
	認可定員	7,599	7,580	7,599	7,529	7,403	7,393
合計（入所申込者）（①＋②）		7,670	7,980	7,684	7,932	7,511	7,818

資料：子育てあんしん課

Point　「待機児童」「待機児童外」「定員弾力化」について

・待機児童　… 保育の必要性があり、保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）への入所申込を行っているが、入所できる施設がなく入所できていない児童

・待機児童外 … 保育施設への入所申込みを行っているが、保護者が未就労（母子･父子家庭を除く）であることや、特定の保育所のみへの入所を希望していることにより、入所できていない児童

・定員弾力化 … 認可定員を超えて設備運営基準を満たす範囲内で児童を受け入れること

(2) 子育て世帯を対象としたニーズ調査結果

本計画の策定に当たり、乳幼児期と学童期における教育・保育及び地域の子育て支援に関する現在の利用状況や、今後の利用希望など、本市の子育て支援に関する意見を把握することを目的として、子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施しました。

調査の概要や回答状況、主な設問に対する回答内容は、次のとおりです。

表 17　調査の概要

項　目	内　　容
調査名称	こども計画（子ども・子育て支援事業計画）策定に係るニーズ調査
調査方法	インターネットによる無記名回答方式
調査期間	・１回目　令和６年（2024年）２月13日から３月４日まで ・２回目　令和６年（2024年）３月８日から３月28日まで ※　１回目だけでは保護者からの回答件数が必要数に達しなかったため、対象者を追加して２回目を実施したもの。
調査対象	・乳幼児期のこどもの保護者　6,137名（１回目 3,824名、２回目 2,313名） ・学童期のこどもの保護者　　4,733名（１回目 3,960名、２回目　 773名） ※　住民基本台帳（令和６年（2024年）１月１日現在）から無作為に抽出した。

表 18　調査の回答状況

調査対象	対象人数	完答数	完答率
乳幼児期（０～５歳）のこどもの保護者	6,137名	2,084名	33.96%
学童期（６～11歳）のこどもの保護者	4,733名	2,007名	42.40%

表 19　調査の回答状況（年齢別）

乳幼児期のこどもの保護者			
年齢	対象人数	完答数	完答率
０歳	984名	340名	34.55%
１歳	1,011名	360名	35.61%
２歳	1,016名	327名	32.19%
３歳	1,058名	369名	34.88%
４歳	1,020名	346名	33.92%
５歳	1,048名	342名	32.63%

学童期のこどもの保護者			
年齢	対象人数	完答数	完答率
６歳	803名	335名	41.72%
７歳	781名	325名	41.61%
８歳	806名	332名	41.19%
９歳	782名	342名	43.73%
10歳	766名	338名	44.13%
11歳	795名	335名	42.14%

Point 調査結果の表記について

・　本計画の策定に当たり実施した調査を「今回調査」、平成30年度（2018年度）に実施した前回の調査を「前回調査」と表記します。
・　それぞれのグラフに表記している「N値」は、回答者数です。
・　回答は、各質問のN値を基数とした百分率（%）で示しています。なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の質問の場合には、各回答の割合を合計すると100%を超えます。

■　子育てに対して感じる気持ち

乳幼児期と学童期を比較すると、「「楽しい」と感じることの方が多い」の割合が、乳幼児期のこどもの保護者の方が高い結果となりました。また、今回調査と前回調査の結果には、大きな違いはありませんでした。

図 30　子育てに対して感じること（乳幼児期のこどもの保護者）

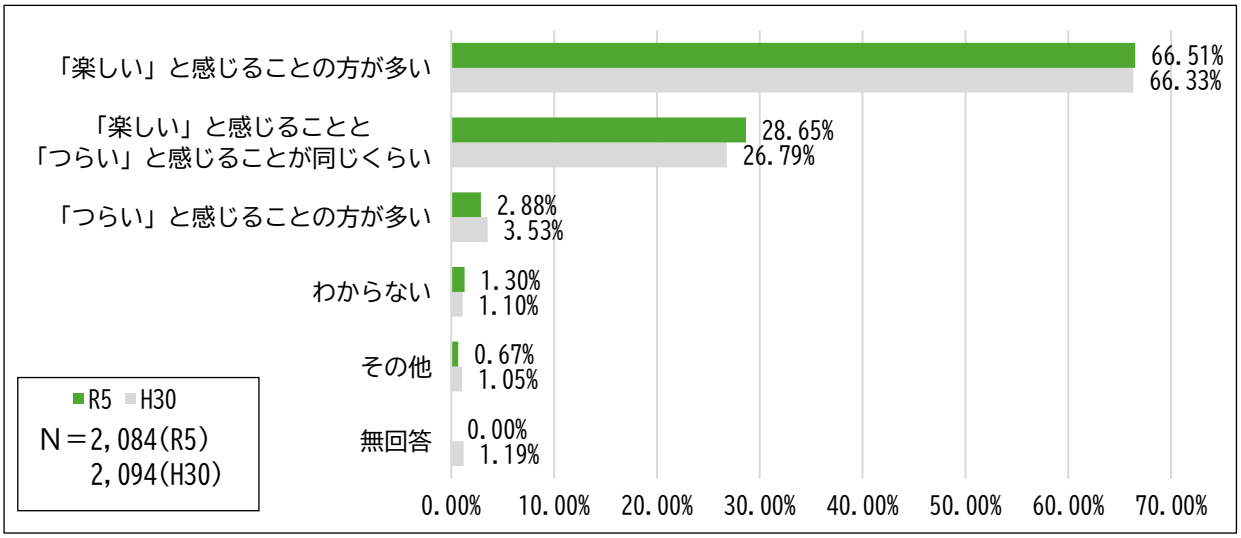
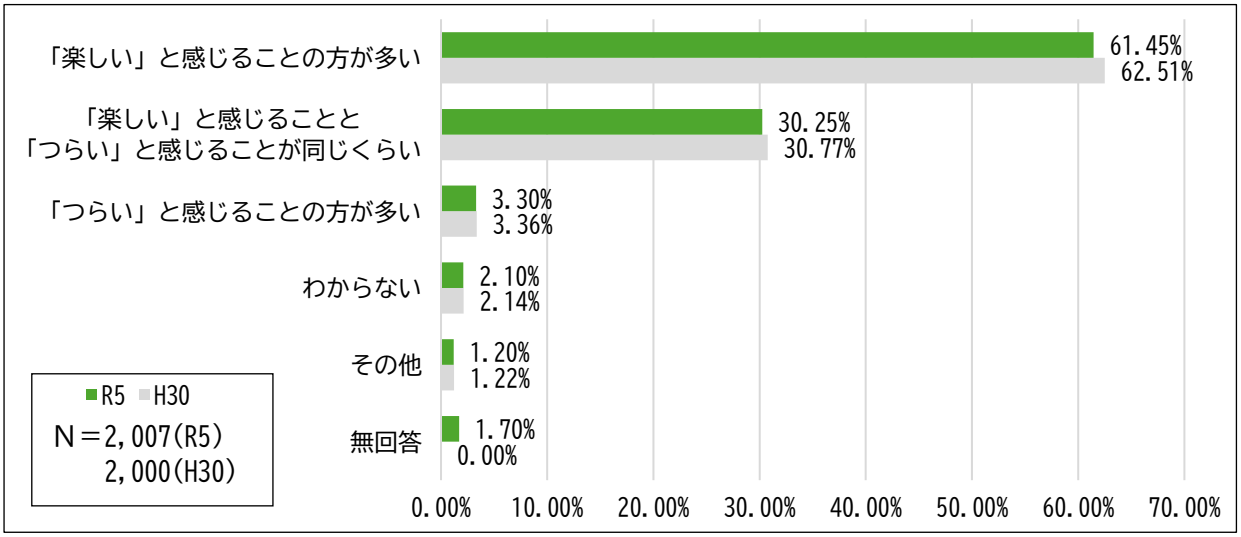


図 31　子育てに対して感じること（学童期のこどもの保護者）

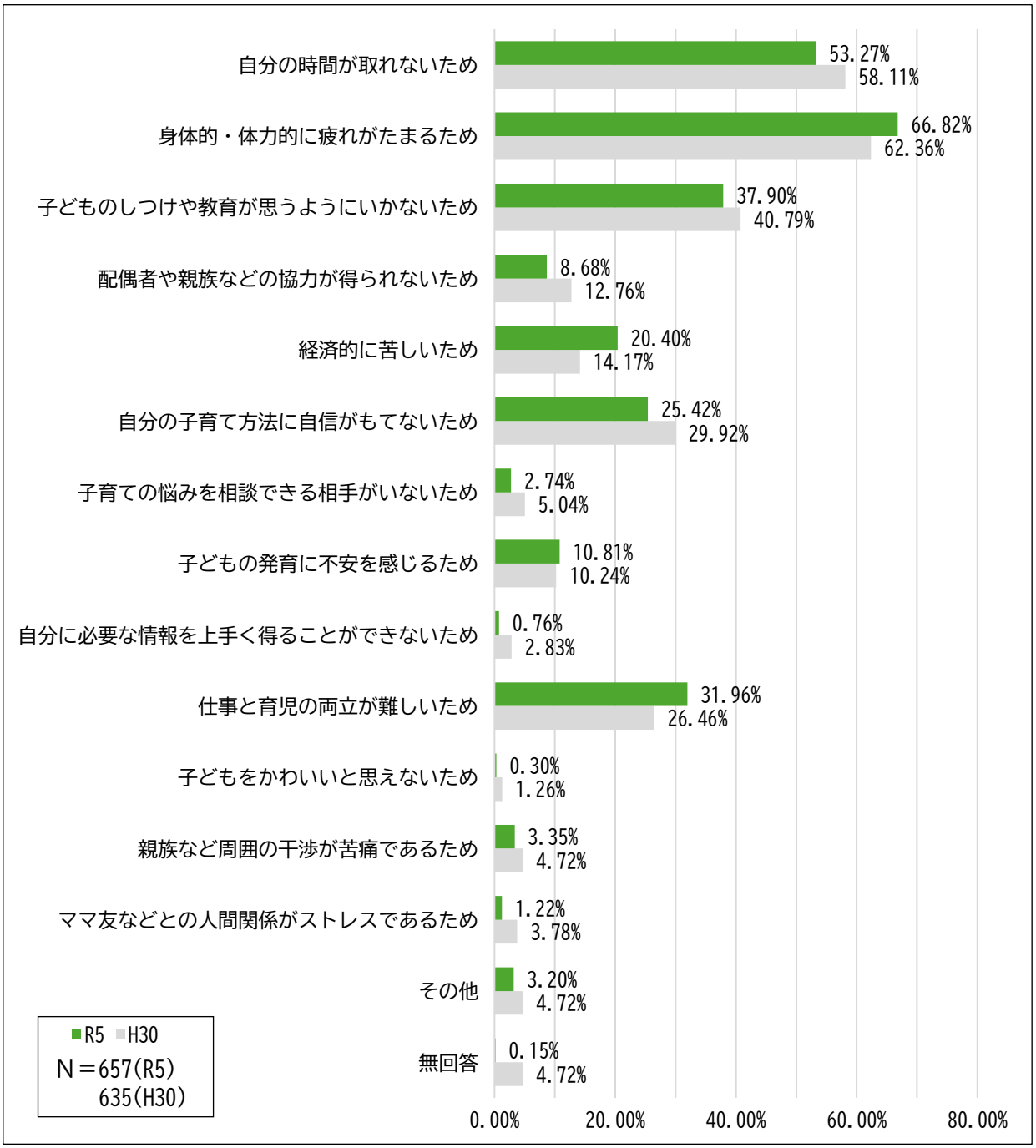


■　子育てを「つらい」と感じる理由（乳幼児期のこどもの保護者）

子育てを「つらい」と感じる理由として、「自分の時間が取れないため」「身体的・体力的に疲れがたまるため」「子どものしつけや教育が思うようにいかないため」が多い結果となりました。

今回調査と前回調査の結果を比較すると、「身体的・体力的に疲れがたまるため」「経済的に苦しいため」「仕事と育児の両立が難しいため」の割合がそれぞれ増加しました。

図 32　子育てを「つらい」と感じる理由（乳幼児期のこどもの保護者）※複数回答

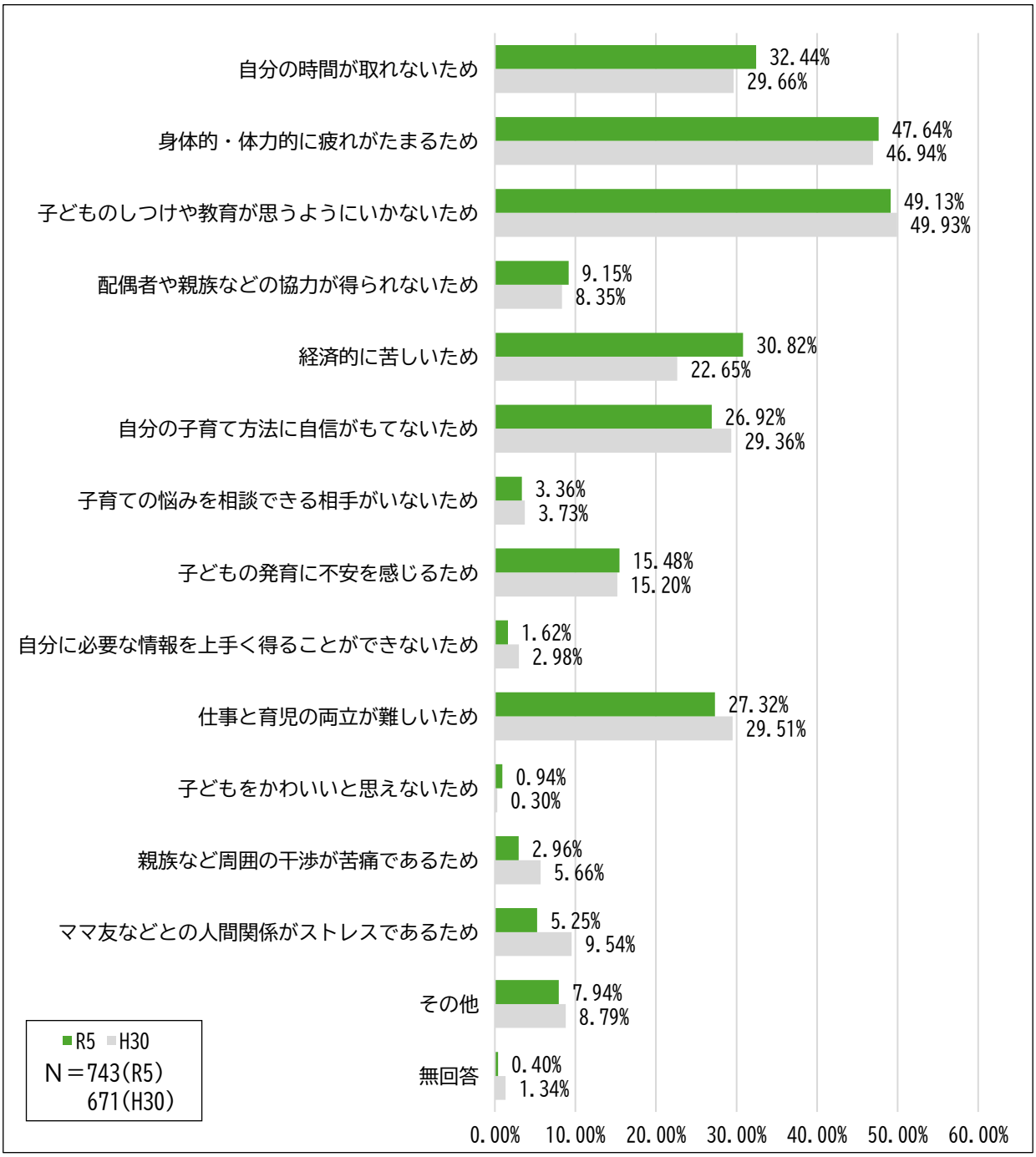


■　子育てを「つらい」と感じる理由（学童期のこどもの保護者）

子育てを「つらい」と感じる理由として、乳幼児期と同様に、「自分の時間が取れないため」「身体的・体力的に疲れがたまるため」「子どものしつけや教育が思うようにいかないため」が多い結果となりました。

今回調査と前回調査の結果を比較すると、「自分の時間が取れないため」「身体的・体力的に疲れがたまるため」「経済的に苦しいため」などの割合がそれぞれ増加しました。

図 33　子育てを「つらい」と感じる理由（学童期のこどもの保護者）※複数回答



■　**気軽に相談できる人や相談できる場所（乳幼児期のこどもの保護者）**

乳幼児期のこどもの保護者に、子育てや教育について気軽に相談できる人や相談できる場所について回答していただいたところ、「いない／ない」の割合が 11.13%となり、前回調査の結果（6.35%）と比べて増加しました。

気軽に相談できる人としては、「祖父母等の親族」「友人や知人」「保育所の保育士」の順に高い割合となりました。

図 34　気軽に相談できる人や相談できる場所の有無（乳幼児期のこどもの保護者）

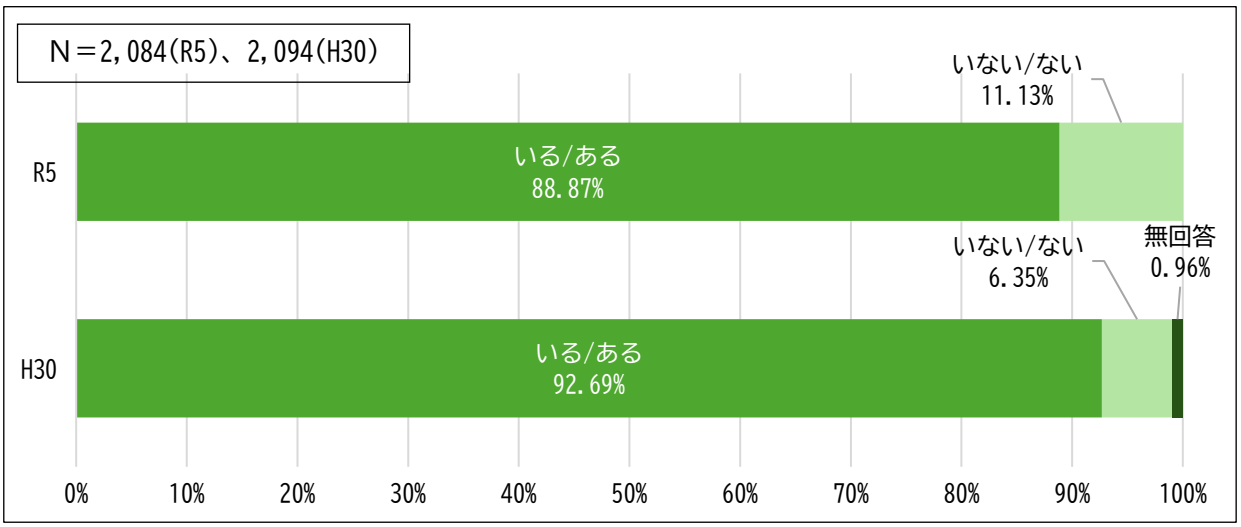
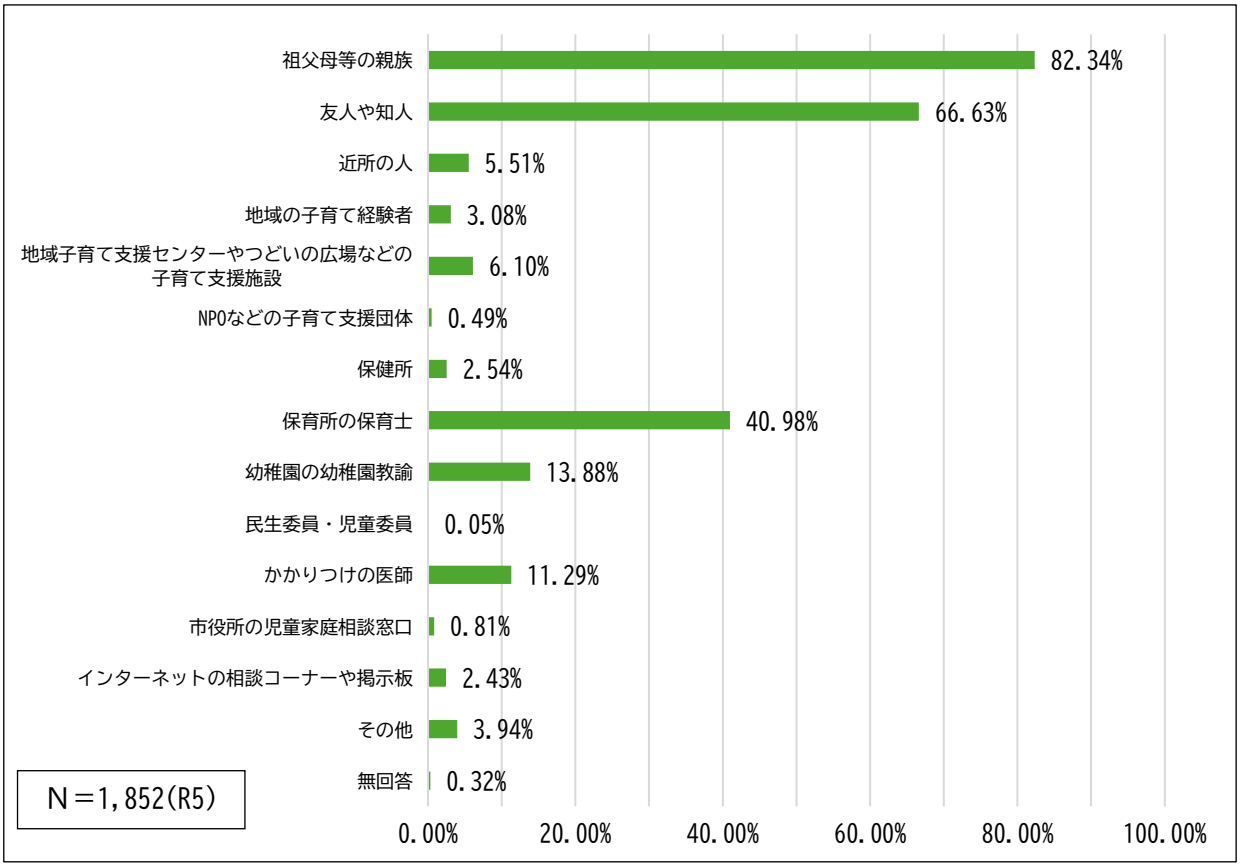


図 35　気軽に相談できる人や相談できる場所（乳幼児期のこどもの保護者）



■　**気軽に相談できる人や相談できる場所（学童期のこどもの保護者）**

学童期のこどもの保護者に、子育てや教育について気軽に相談できる人や相談できる場所について回答していただいたところ、「いない／ない」の割合が 18.54%となり、乳幼児期のこどもの保護者と同様に、前回調査の結果（12.95%）と比べて増加しました。

気軽に相談できる人としては、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高い結果となりましたが、「学校の教員や教育委員会」と回答した方の割合（15.60%）は、「保育所の保育士」と回答した乳幼児期のこどもの保護者の割合（40.98%）よりも低い割合となりました。

図 36　気軽に相談できる人や相談できる場所の有無（学童期のこどもの保護者）

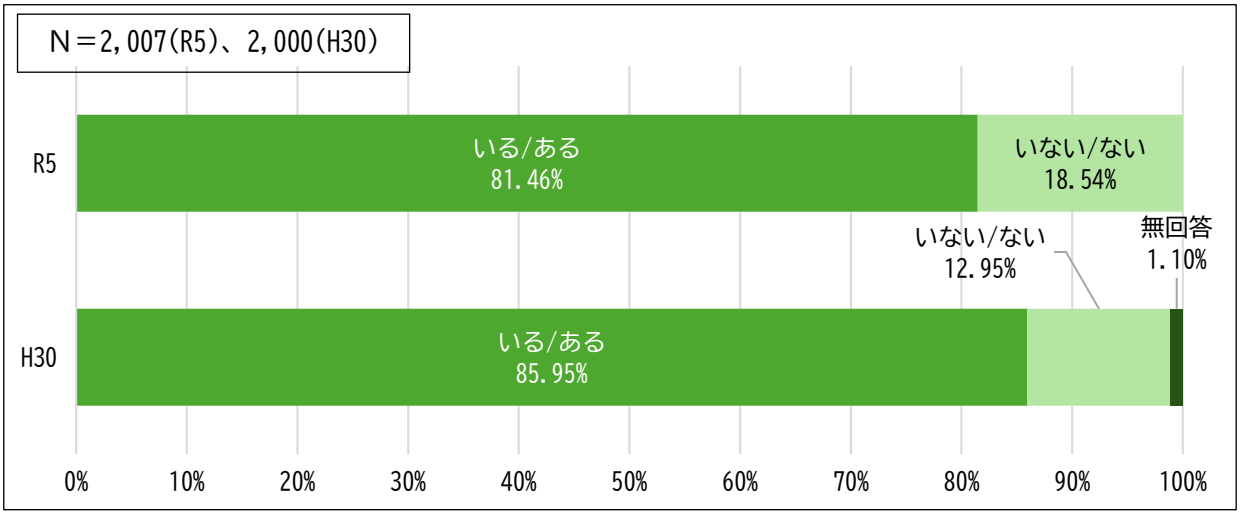
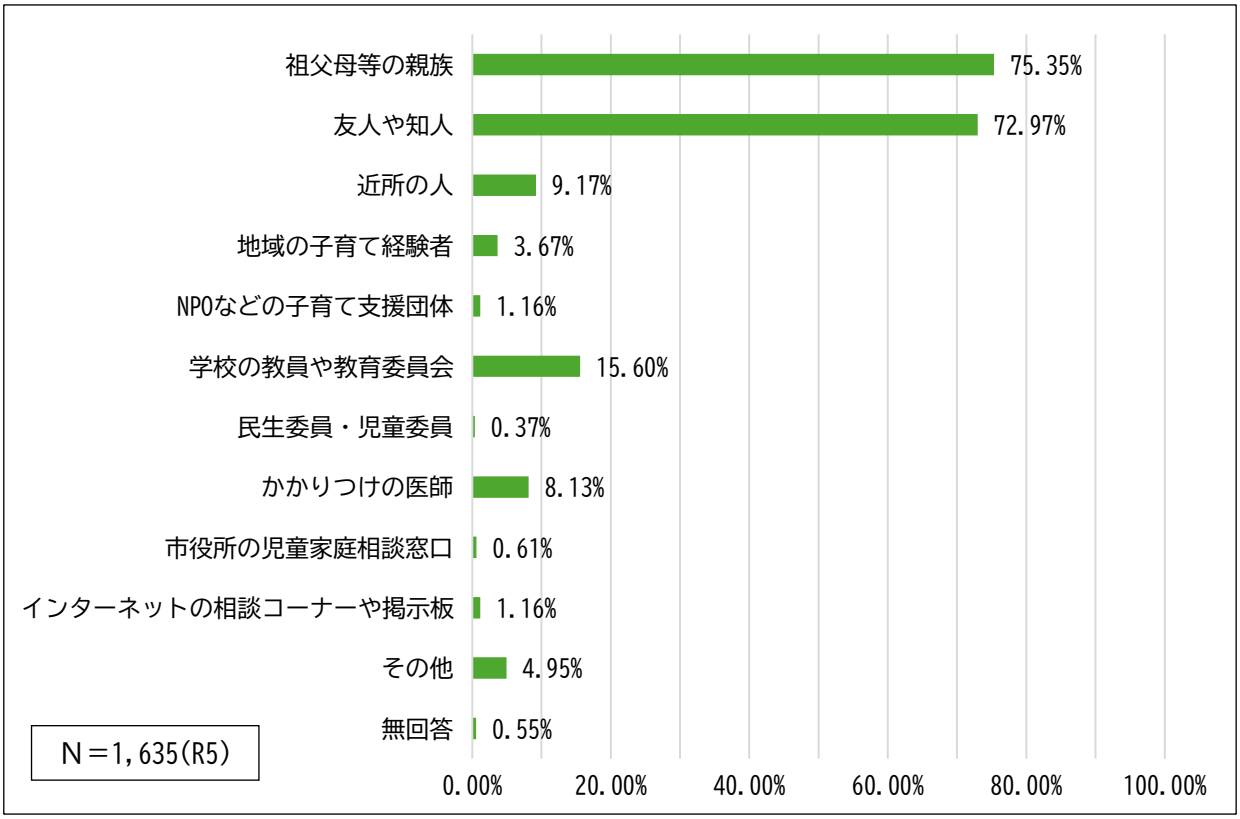


図 37　気軽に相談できる人や相談できる場所（学童期のこどもの保護者）



■　母親の就労状況

乳幼児期と学童期のいずれの場合も、フルタイムで働いている割合が最も高く、前回調査の結果と比較しても高くなっています。「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合は、前回調査の結果と比較すると、乳幼児期で大きく減少しています。

また、前回調査の結果と同様に、乳幼児期に比べて、学童期のこどもの母親がパート・アルバイトなどで働いている割合が高い結果となりました。

図 38　母親の就労状況（乳幼児期のこどもの保護者）

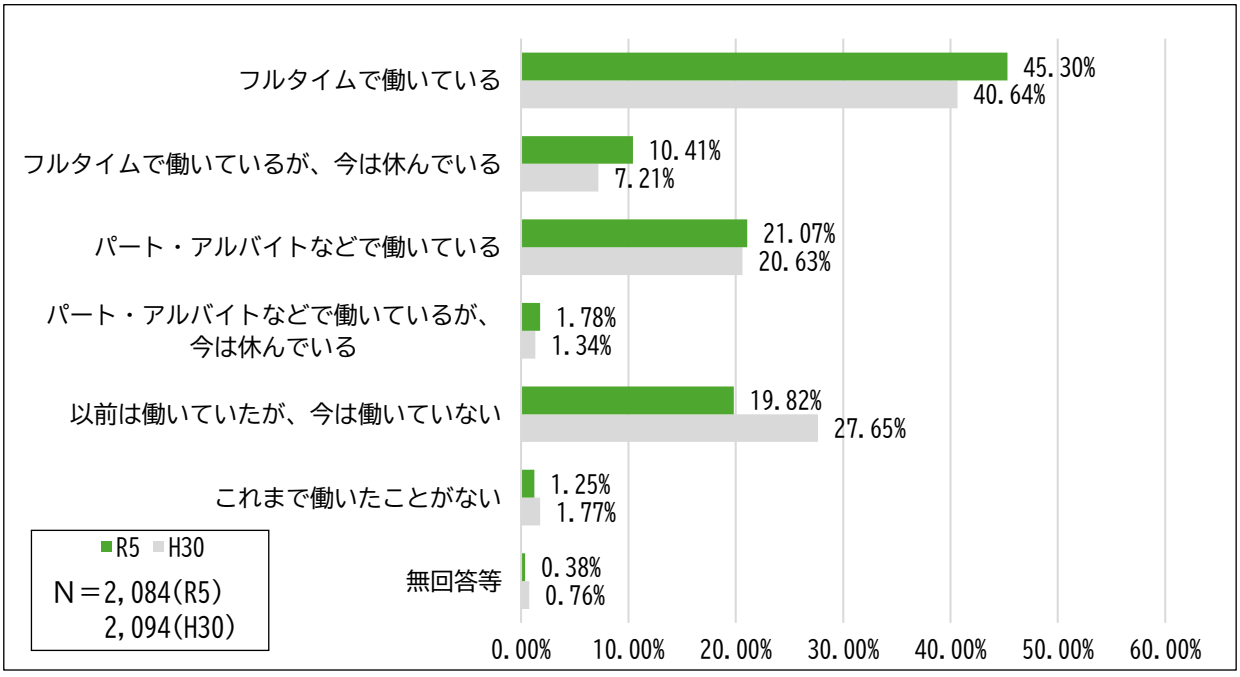
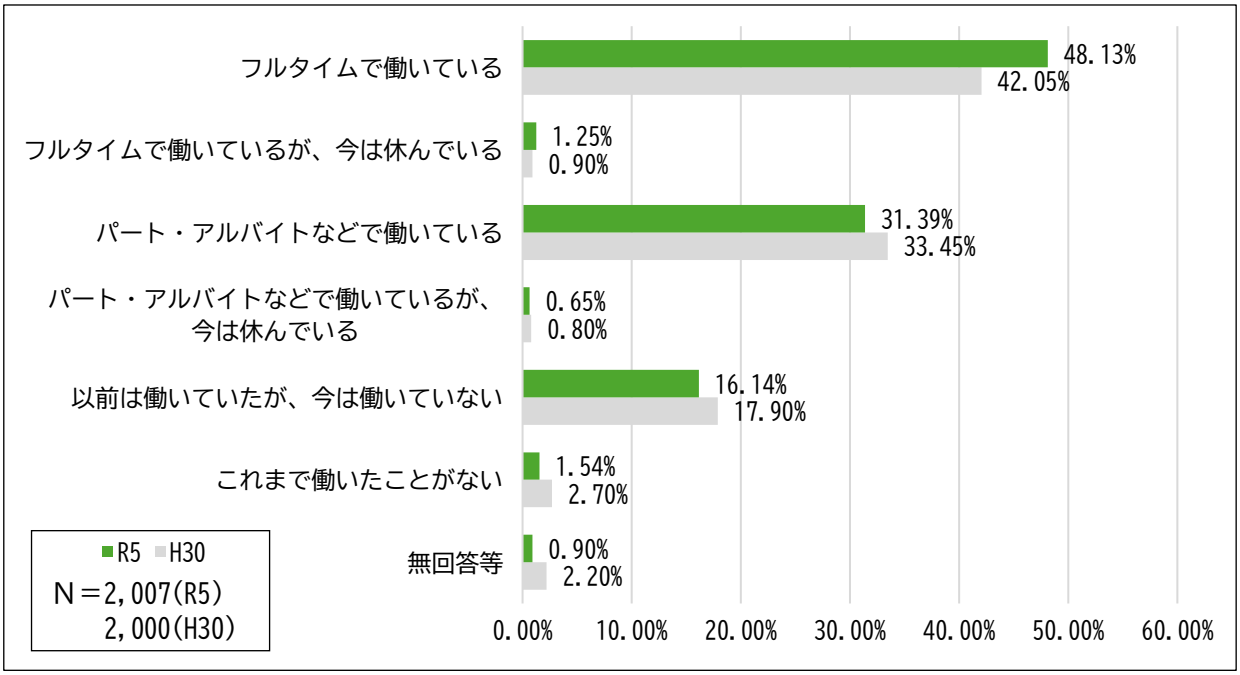


図 39　母親の就労状況（学童期のこどもの保護者）



■　母親のパート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望

乳幼児期と学童期のいずれの場合も、パート・アルバイト就労で働き続けることを希望する割合が最も高い結果となりましたが、前回調査の結果と比べて割合が低くなっており、その分、フルタイム就労への転換を希望する割合が高くなりました。

しかし、前回調査と比べて、フルタイム就労への転換の実現の見込みがある割合は前回と同様の水準であり、実現できる見込みはないと回答した割合が高くなる結果となりました。

図 40　パート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望（乳幼児期のこどもの保護者）

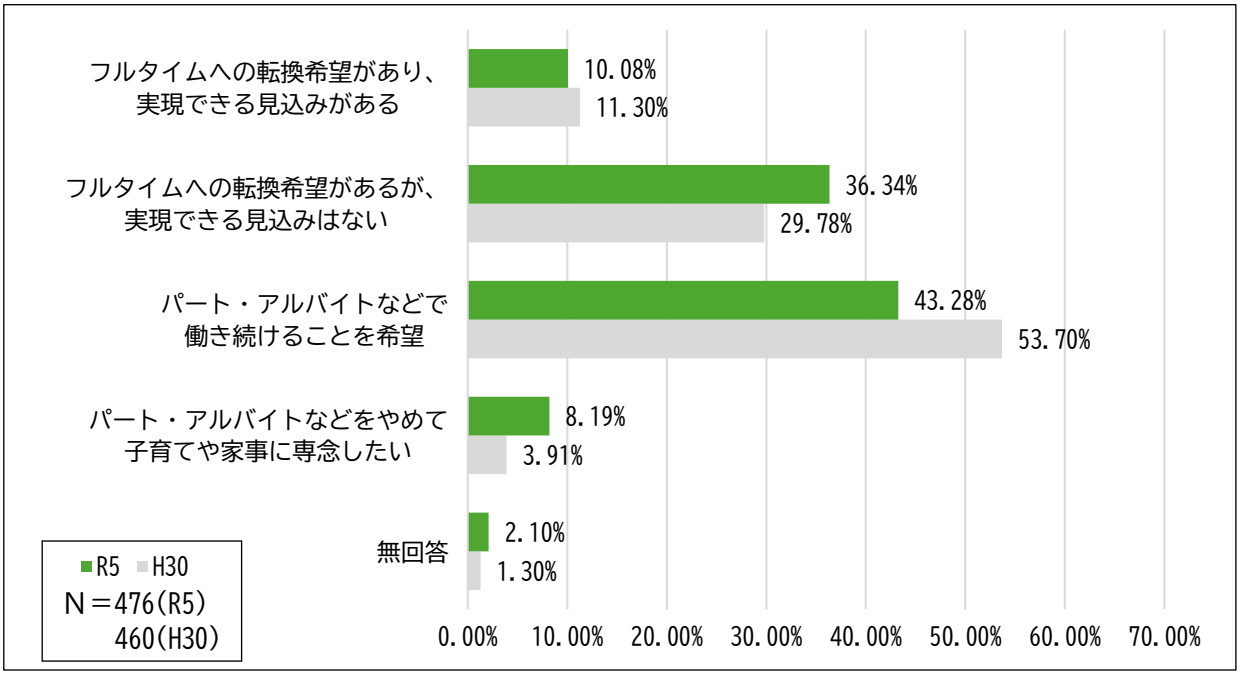
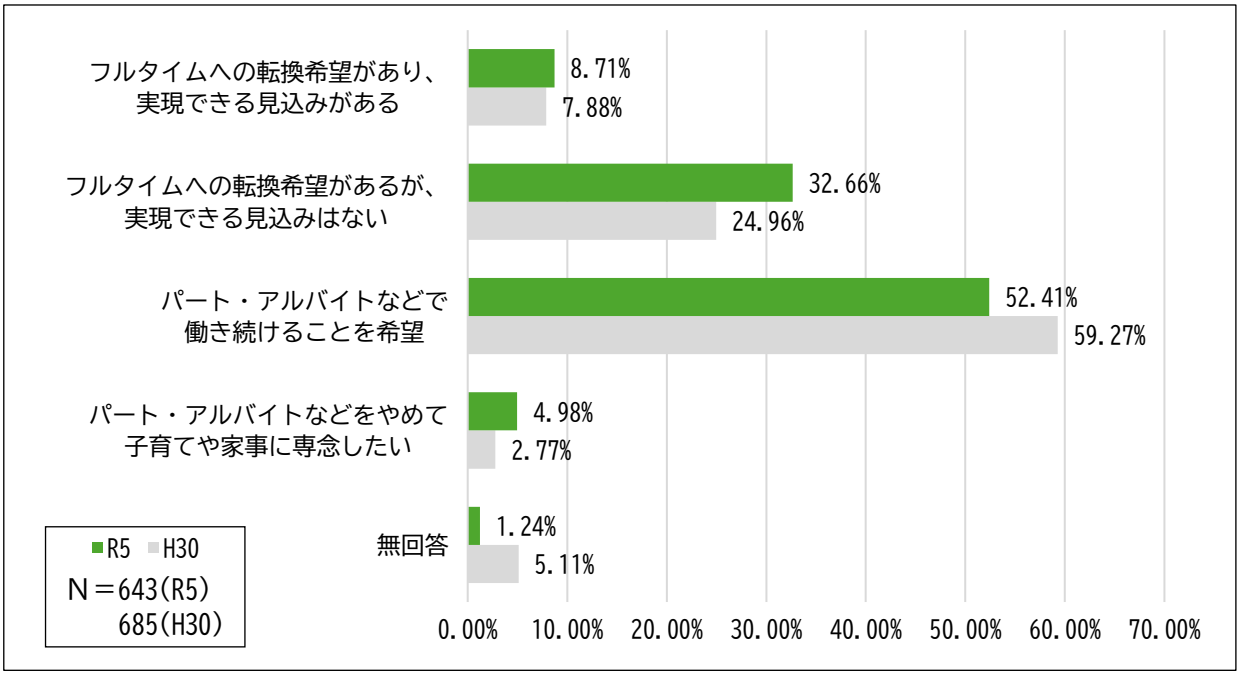


図 41　パート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望（学童期のこどもの保護者）



■　就労していない母親の就労希望

乳幼児期の「子育てや家事などに専念したい」と回答した割合が前回調査の結果に比べて高くなっており、対して「子どもが大きくなったら働きたい」と回答した割合が低くなる結果となりました。

学童期の「子どもが大きくなったら働きたい」と回答した割合が乳幼児期に比べて低い分、「すぐにでも、もしくは１年以内に働きたい」と回答した割合が高く、前回調査の結果と比べても高まっている結果となりました。

図 42　就労していない母親の就労希望（乳幼児期のこどもの保護者）

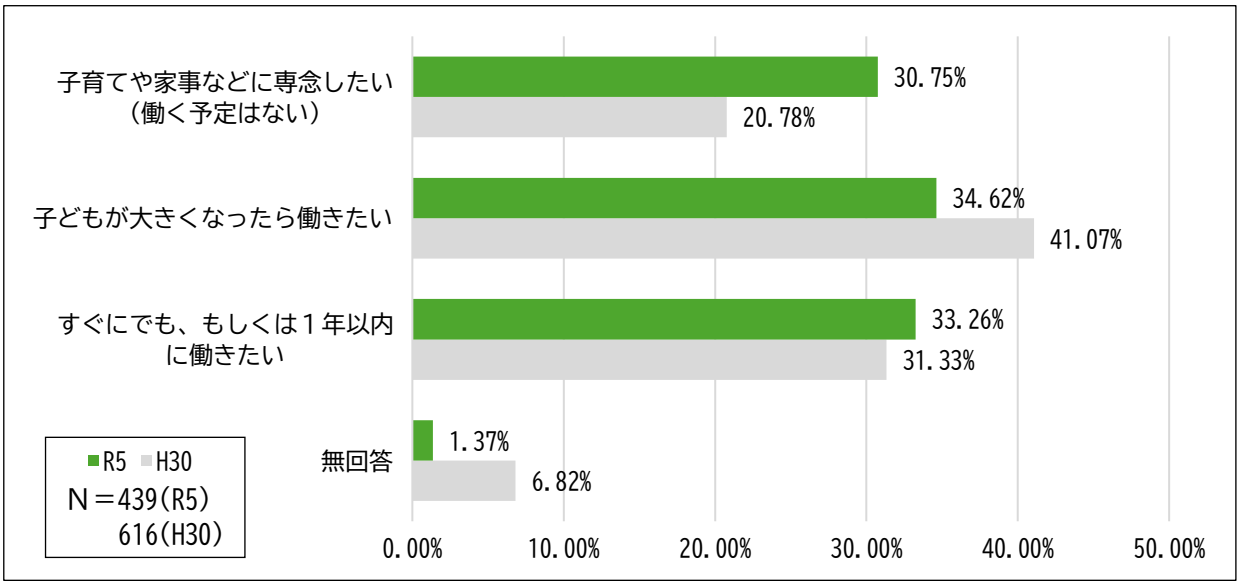
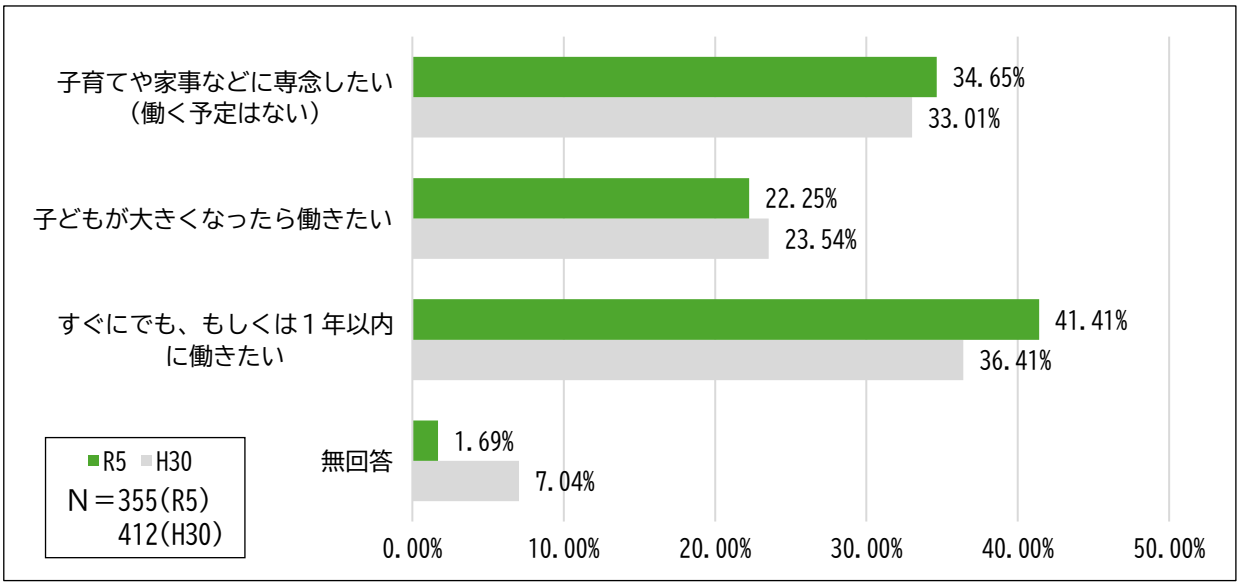


図 43　就労していない母親の就労希望（学童期のこどもの保護者）



■　育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの母親）

前回調査と比較して、母親の育児休業の取得率が高まる結果となりました。育児休業を取得していない理由としては、退職を理由とする割合が低くなり、「仕事が忙しかった」「すぐに仕事に復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」などを理由とする割合が高くなりました。

図 44　育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの母親）

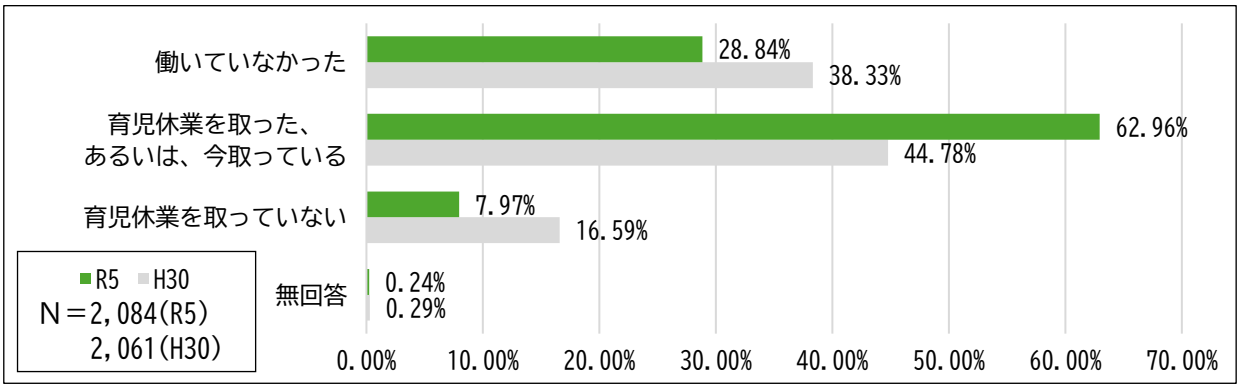
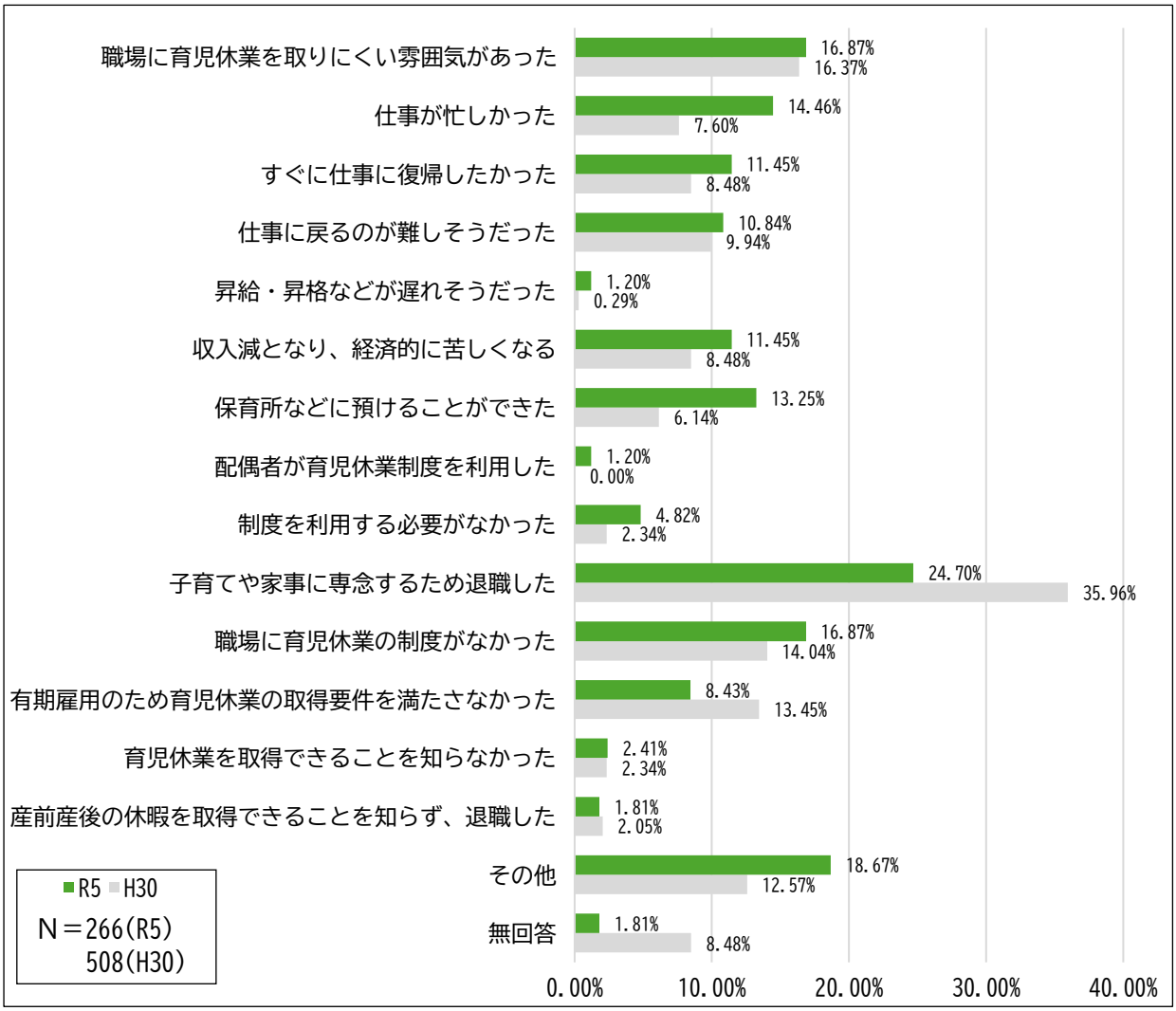


図 45　育児休業を取得していない理由（乳幼児期のこどもの母親）※複数回答



■　育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの父親）

前回調査と比較して、父親の育児休業の取得率も高まる結果となりました。育児休業を取得していない理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」などを理由とする割合が高くなりました。

また、前回調査では回答割合が低かった「制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった」という理由の回答割合が高まりました。

図 46　育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの父親）

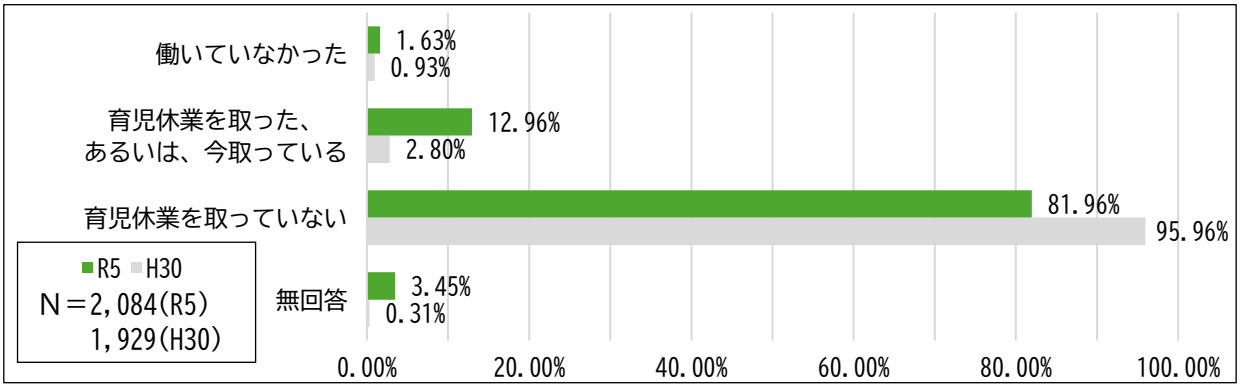
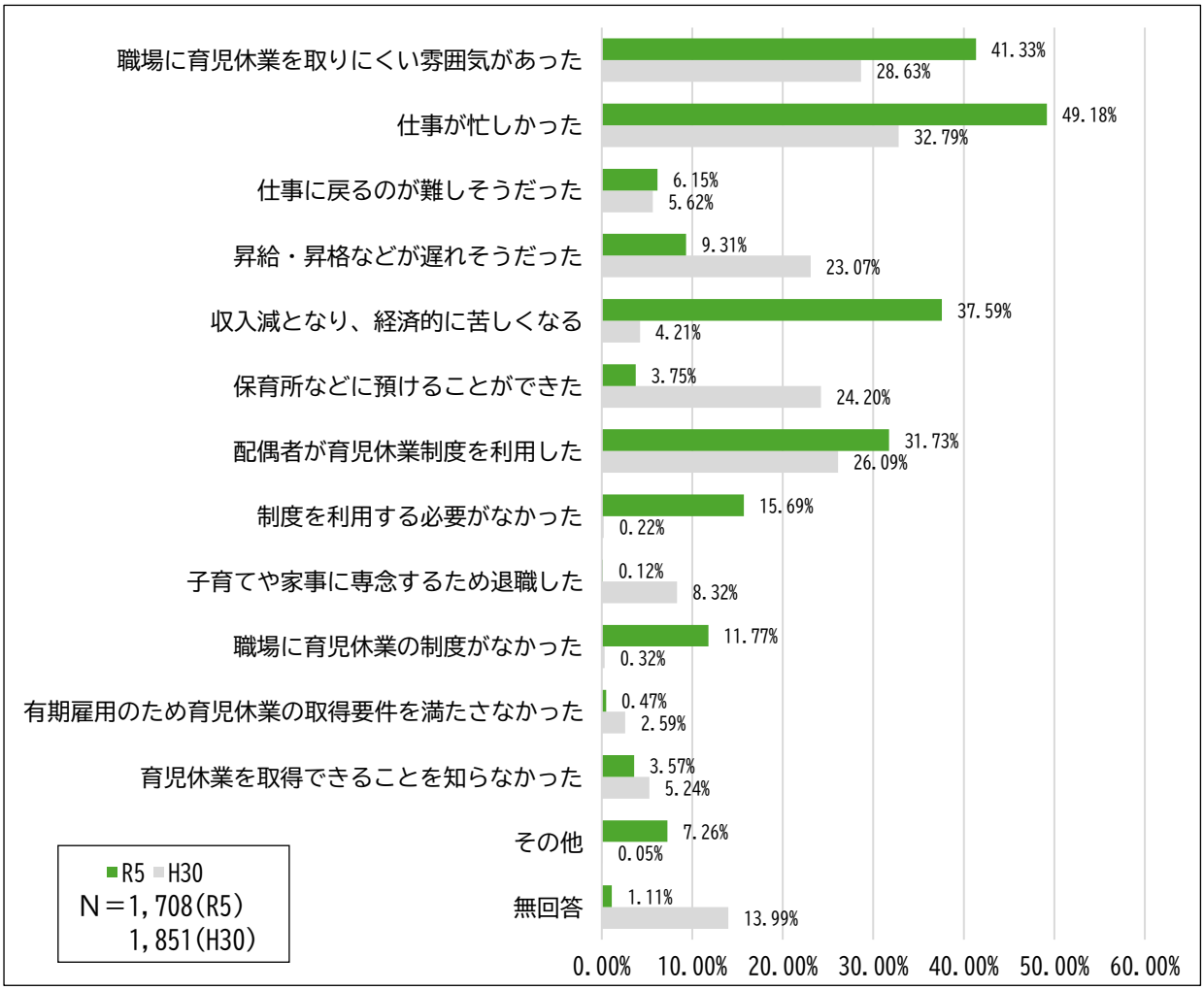


図 47　育児休業を取得していない理由（乳幼児期のこどもの父親）※複数回答



■　**年間を通じて平日に利用している「定期的な教育・保育事業」**

定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した割合が87.38%となり、前回調査と比較して10ポイント増加しました。このうち、「幼稚園又は認定こども園（教育）」と回答した割合が34.71%、「認可保育所」または「認定こども園（保育）」と回答した割合が58.10%となりました。

図 48　平日における定期的な教育・保育事業の利用の有無

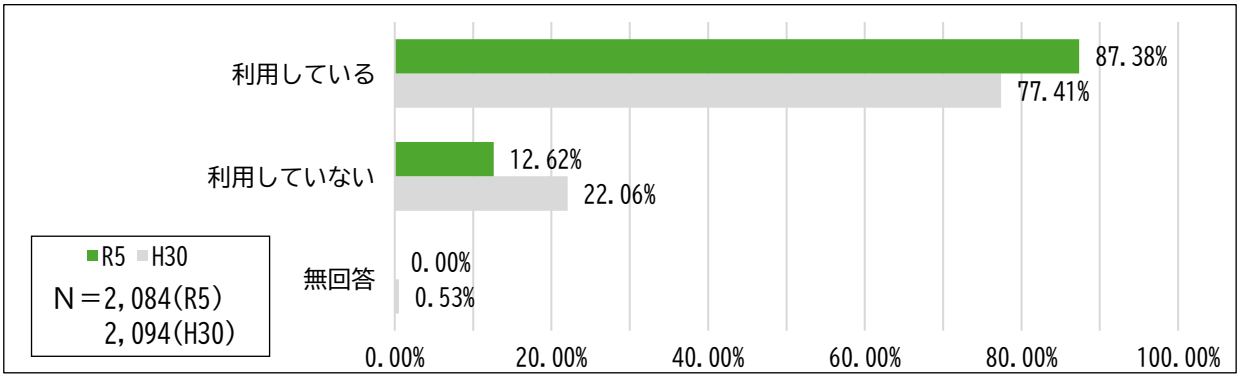
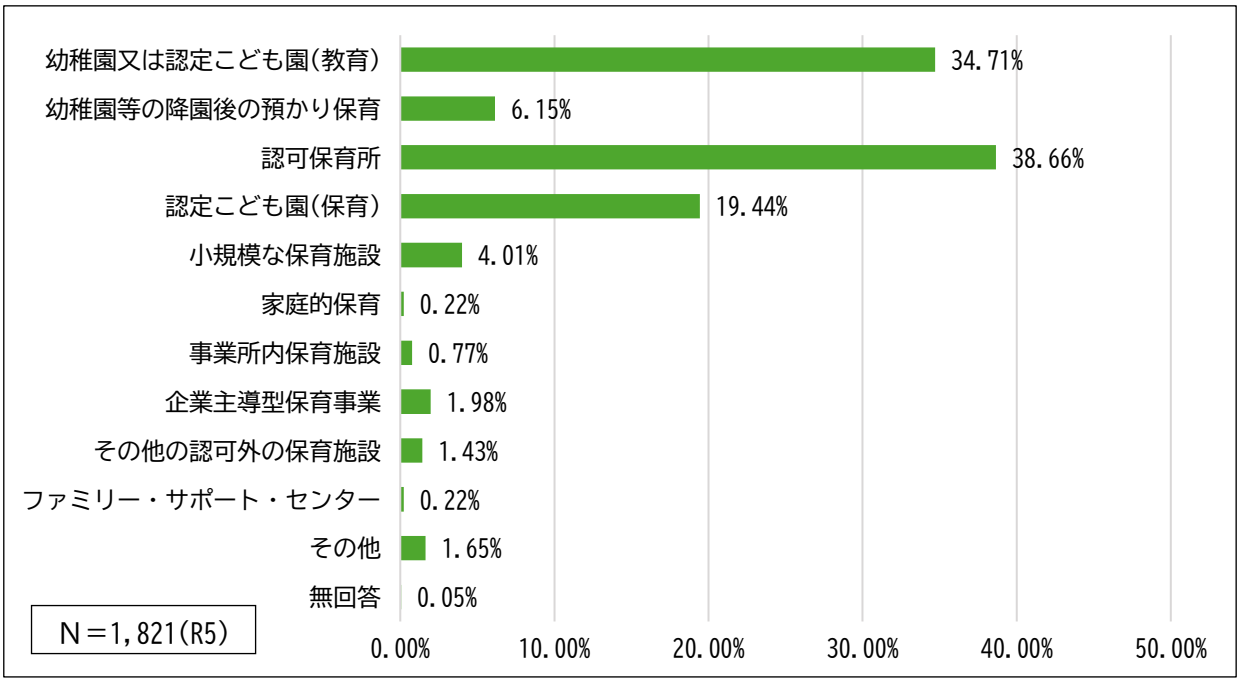


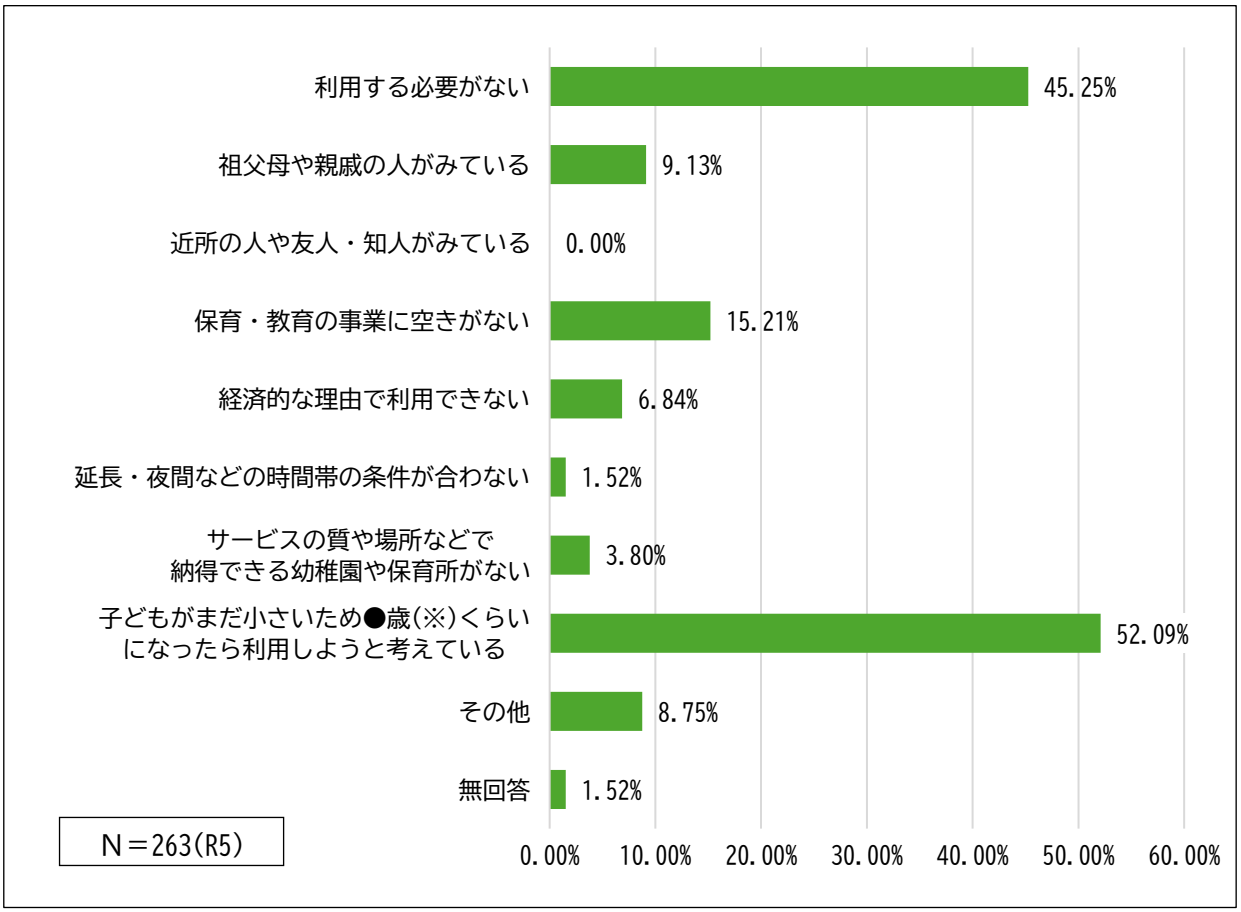
図 49　平日に利用する定期的な教育・保育事業の内容　※複数回答



定期的な教育・保育事業を利用していないと回答した方に、その理由について回答していただいたところ、「利用する必要がない」と回答した割合が45.25%、こどもが一定の年齢になったら利用しようと考えていると回答した割合が52.09%となりました。

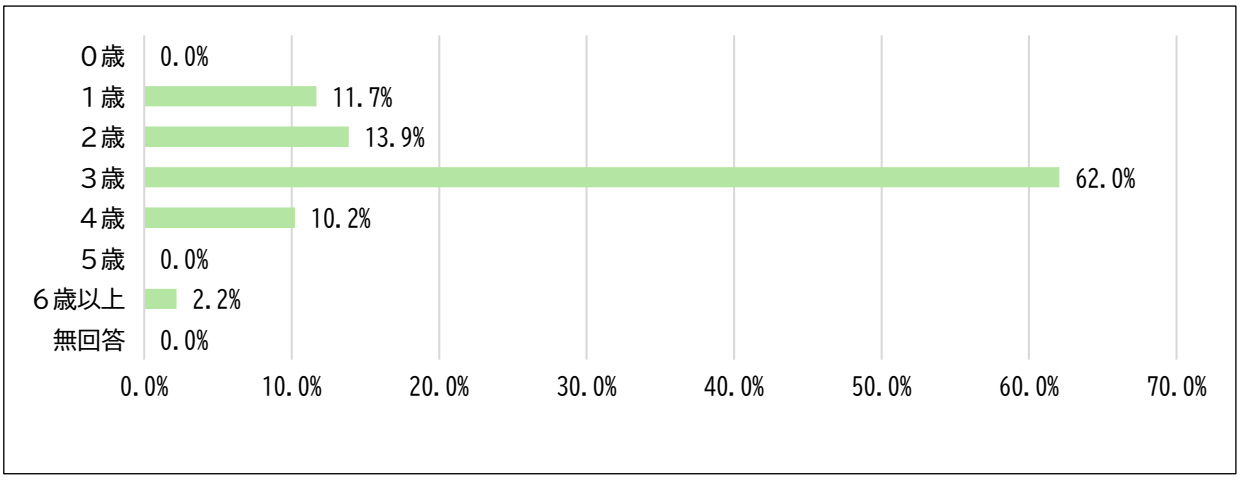
利用希望があっても利用していない理由としては、「保育・教育の事業に空きがない」「経済的な理由で利用できない」などが挙げられました。

図 50　定期的な教育・保育事業を利用していない理由　※複数回答



※　年齢の内訳は、下記の図のとおり。

図 51　定期的な教育・保育事業の利用を開始したい年齢



■　病児・病後児の保育施設等の利用希望（乳幼児期のこどもの保護者）

乳幼児期のこどもの保護者のうち、過去１年間に、調査対象のこどもの病気やケガで平日に「定期的な教育・保育事業」を利用できなかったことがある方に対し、病児・病後児の保育施設等の利用希望について回答していただいたところ、「できれば利用したい」と回答した割合が前回調査の結果と比べて高くなり、半数を超える結果となりました。

また、病児・病後児の保育施設等を「利用したいとは思わない」と回答した方の理由としては、「病気の子どもを家族以外の人に看てもらうのは不安である」「父母が仕事を休んで対応するため」と回答した割合がそれぞれ半数を超えており、その他にサービスの使い勝手や利用料に関する理由が挙げられました。

図 52　病児・病後児の保育施設等の利用希望の有無（乳幼児期のこどもの保護者）

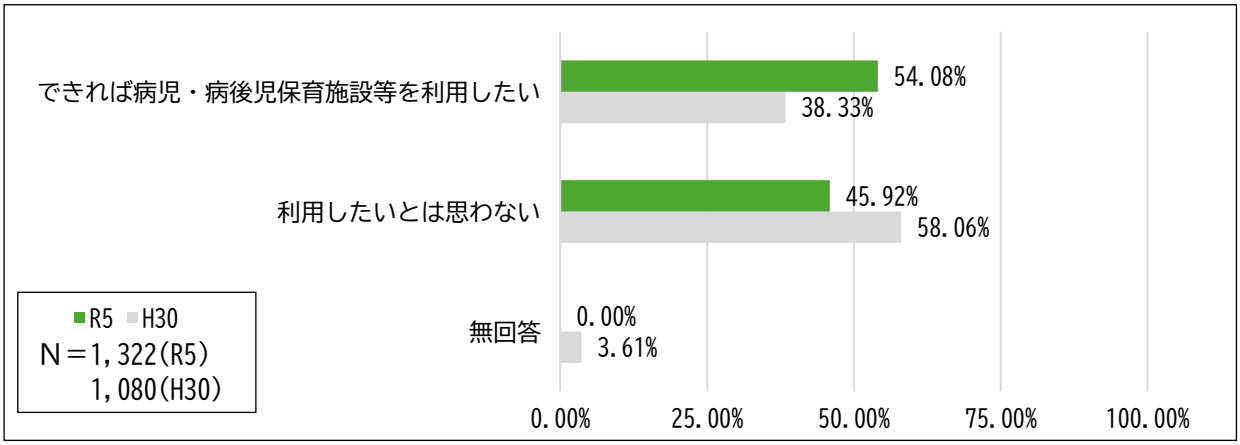
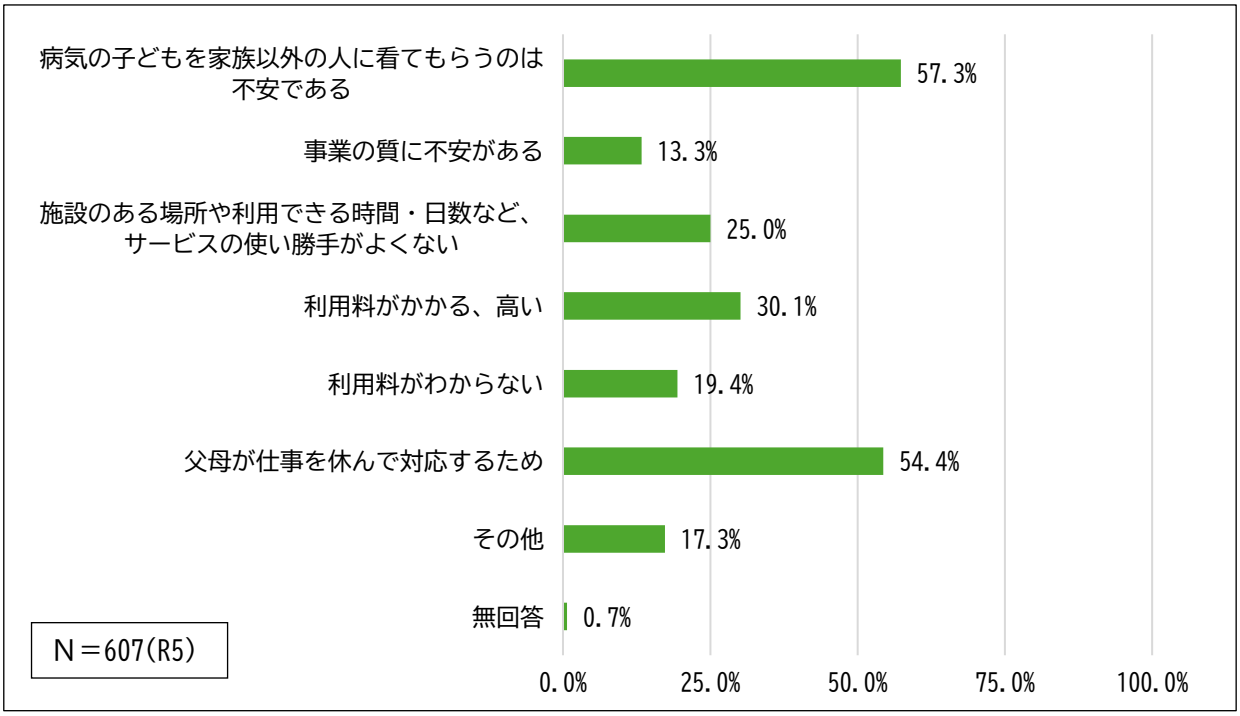


図 53　病児・病後児の保育施設等を利用したいとは思わない理由　※複数回答

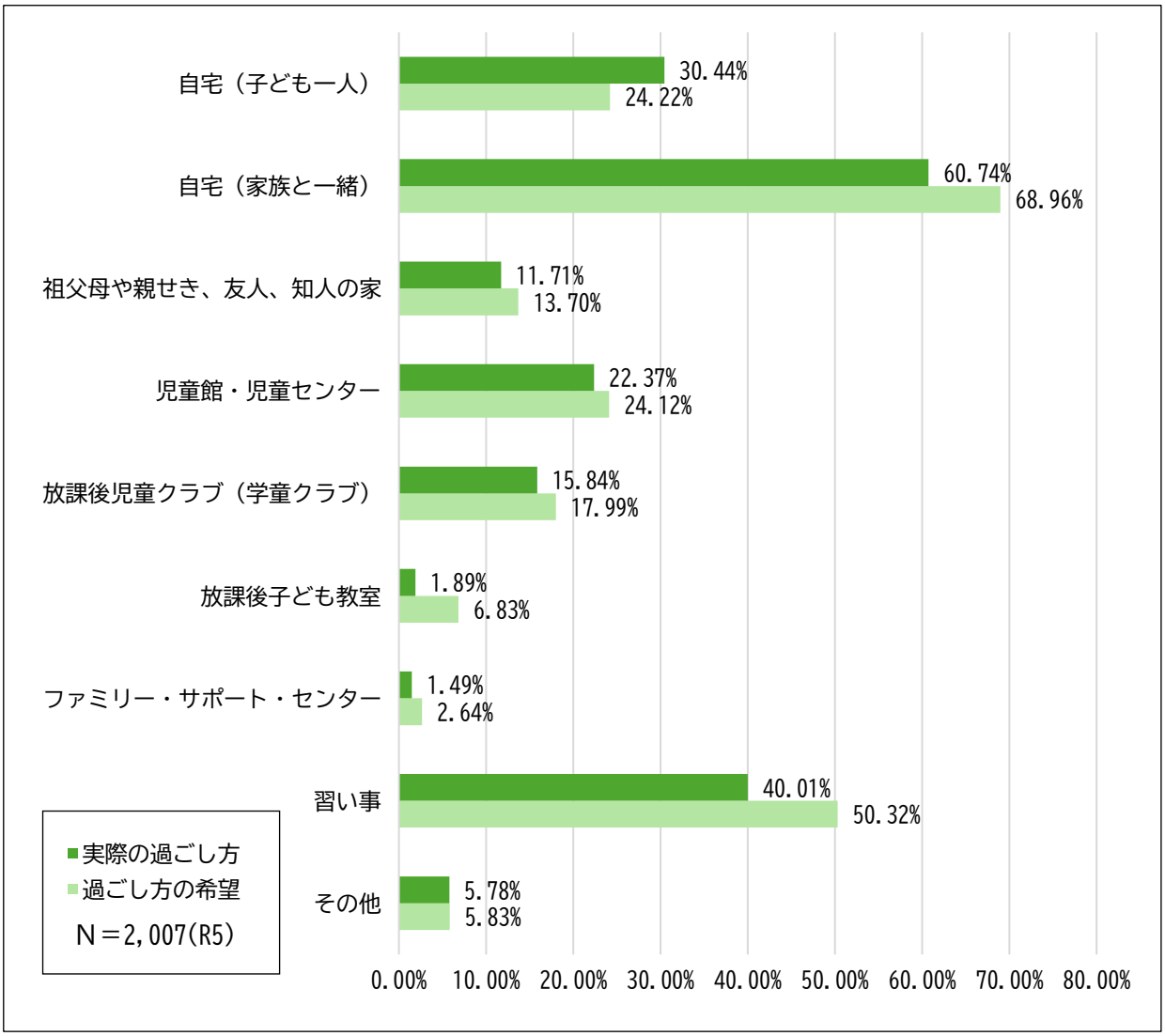


■　小学校就学後の放課後の過ごし方

学童期のこどもの保護者を対象に、放課後におけるこどもの実際の過ごし方と、希望について回答していただいたところ、実際の過ごし方として「自宅（子ども一人）」と回答した割合が希望に対して高く、「自宅（家族と一緒）」と回答した割合が低い結果となりました。

また、実際の過ごし方として、「自宅（家族と一緒）」に次ぐ高さの割合となったのが「習い事」ですが、こちらも、保護者の希望に対して実際の過ごし方の割合が低い結果となりました。「児童館・児童センター」や「放課後児童クラブ（学童クラブ）」についても同様に、実際の過ごし方として回答した割合が、希望する割合に及んでいない結果となりました。

図 54　小学校就学後の放課後の過ごし方（実際の過ごし方と希望との比較）　※複数回答

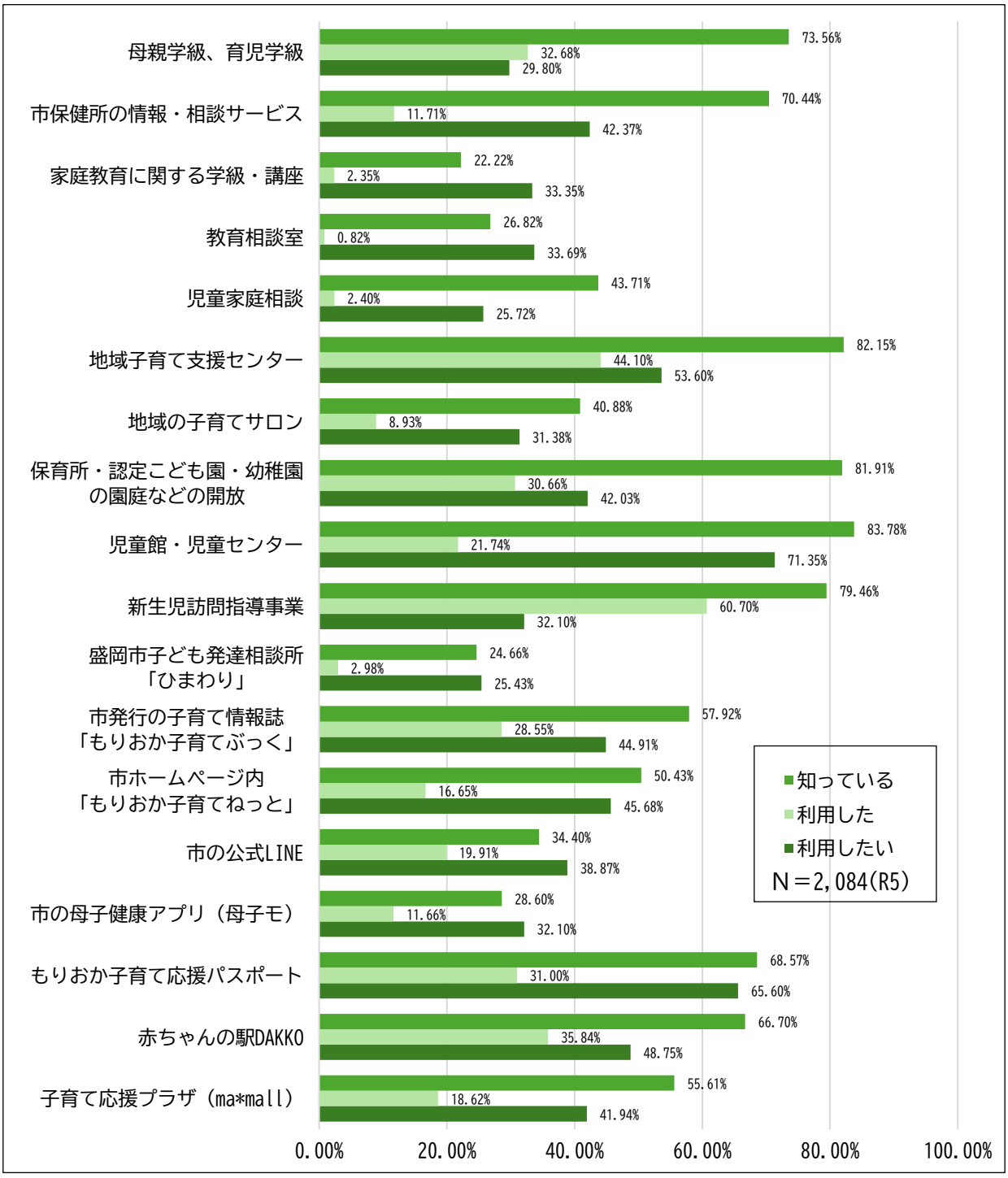


■　子育て支援サービスの認知度・利用経験について（乳幼児期のこどもの保護者）

各子育て支援サービスについて、「知っている」と回答した割合が高いサービスは、「児童館・児童センター」や「地域子育て支援センター」などの誰もが利用することができる施設となり、「利用したい」と回答した割合も比較的高い結果となりました。

情報媒体についての回答では、市の子育て情報誌やホームページの認知度に対し、「市の公式ＬＩＮＥ」や「市の母子健康アプリ（母子モ）」の認知度が低い結果となりましたが、「利用したい」と回答した割合が「知っている」と回答した割合よりも高い結果となりました。

図 55　子育て支援サービスの認知度・利用経験の有無　※複数回答

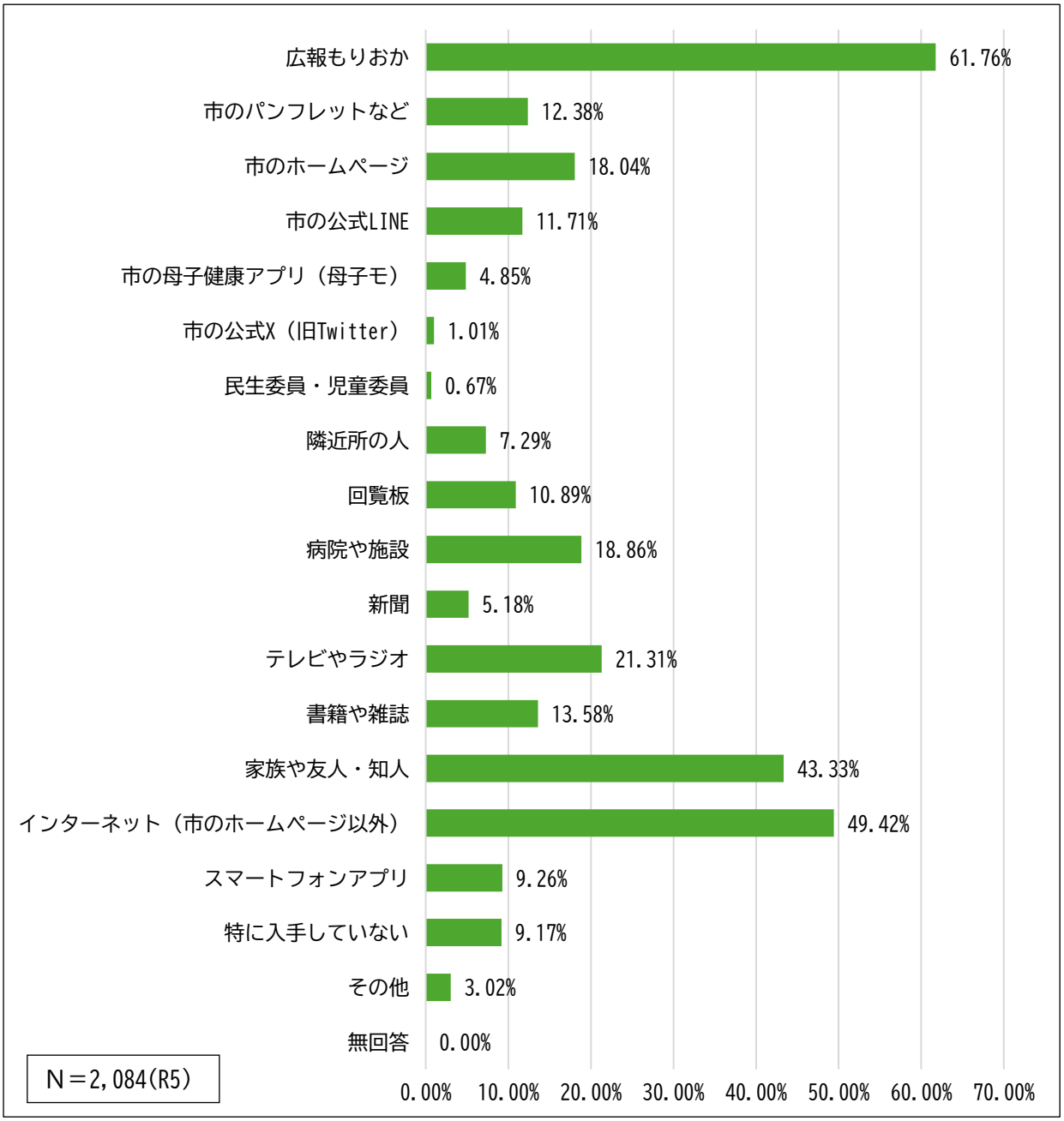


■　**子育てや教育に関する情報の入手方法について（乳幼児期のこどもの保護者）**

子育てや教育に関する情報の入手方法については、「広報もりおか」「インターネット（市のホームページ以外）」「家族や友人・知人」と回答した割合が高い結果となりました。

また、主にスマートフォンを使用して情報を入手する方法である「市の公式ＬＩＮＥ」や「市の母子健康アプリ（母子モ）」「市の公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）」の割合は、スマートフォンの普及状況に対して、いずれも低い水準となりました。

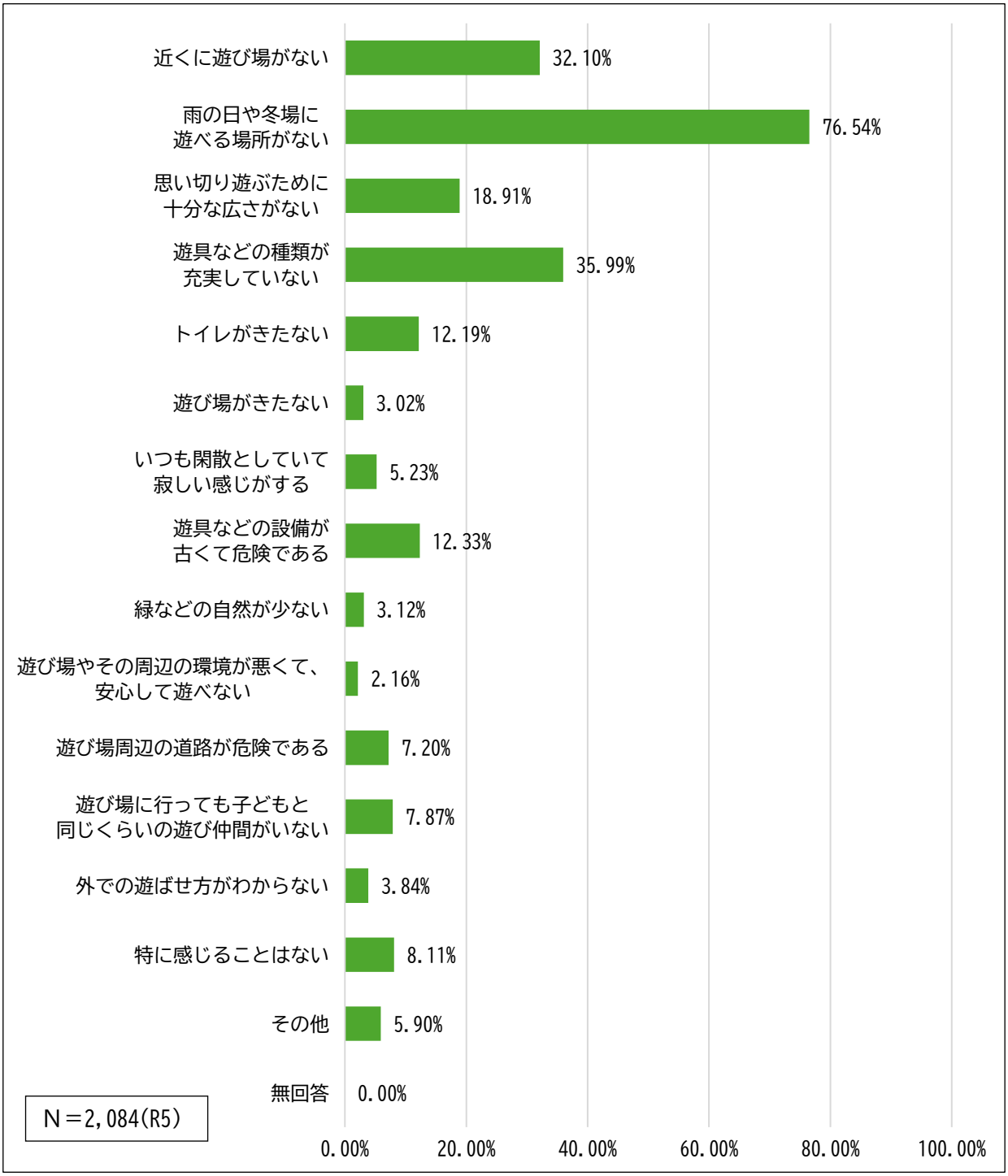
図 56　子育てや教育に関する情報の入手方法　※複数回答



■　**こどもの遊び場について日ごろ感じていることについて（乳幼児期のこどもの保護者）**

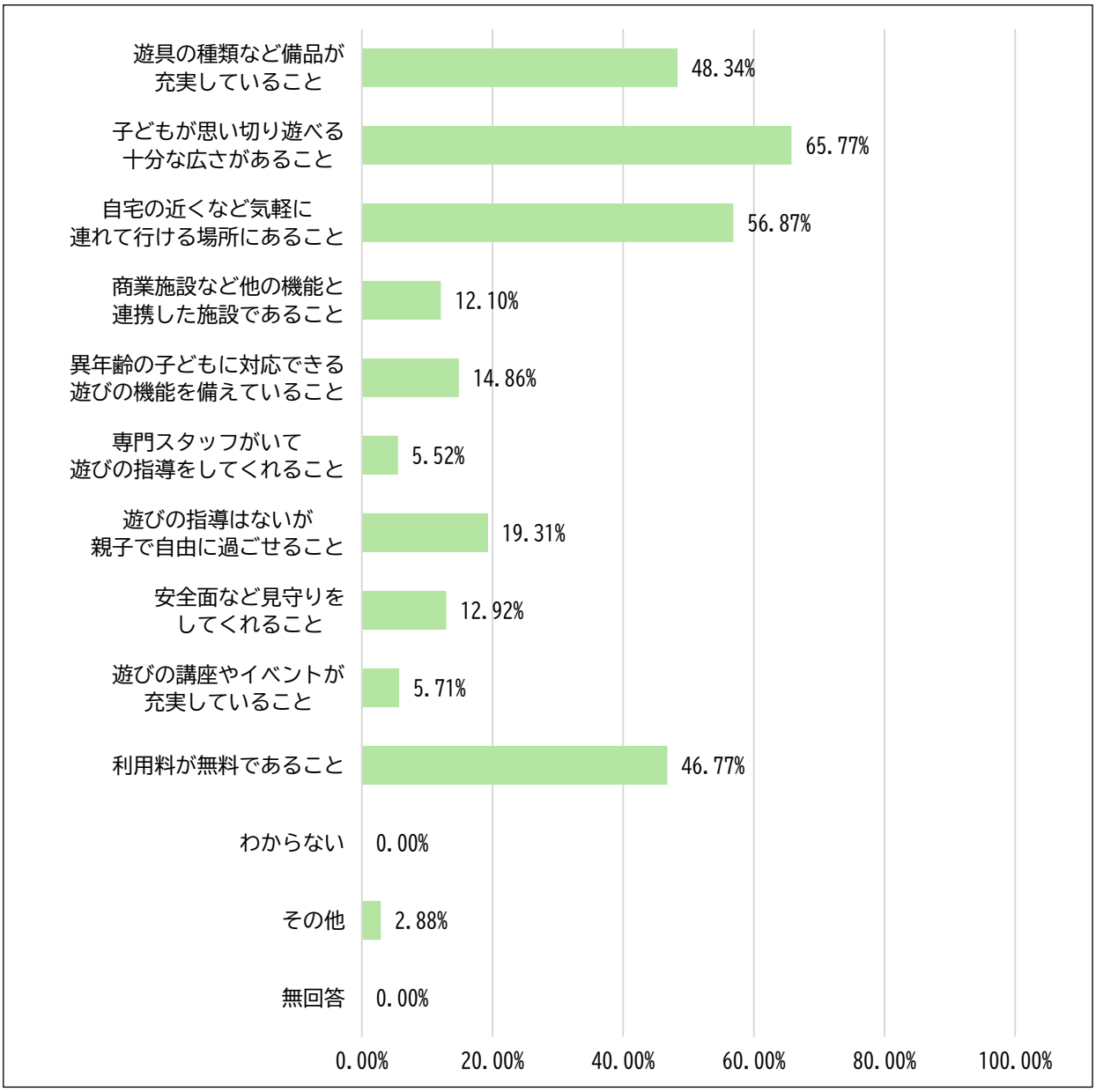
こどもの遊び場について、「雨の日や冬場に遊べる場所がない」と回答した割合が最も高く、４人のうち３人以上が感じているという結果となりました。以降、回答割合の高い項目として、「遊具などの種類が充実していない」「近くに遊び場がない」「思い切り遊ぶために十分な広さがない」「遊具などの設備が古くて危険である」「トイレがきたない」と続く結果となりました。

図 57　こどもの遊び場について日ごろ感じていること　※複数回答（３つまで）



また、こどもの遊び場について、「雨の日や冬場に遊べる場所がない」と回答した方に、天候に左右されずに利用できる屋内の遊び場を整備する場合に重要だと思うことについて回答していただいたところ、「子どもが思い切り遊べる十分な広さがあること」「自宅の近くなど気軽に連れていける場所にあること」「遊具の種類など備品が充実していること」「利用料が無料であること」と回答した割合が高い結果となりました。

図 58　屋内の遊び場を整備する場合に重要だと思うこと　※複数回答（３つまで）



■　自由記述に関する内容分析について

ニーズ調査の最終設問とした自由記述欄への回答件数は、乳幼児期のこどもの保護者675件（有効回答数2,084件、32.4％）、学童期のこどもの保護者504件（有効回答数2,007件、25.1％）となりました。

自由記述欄の記載内容の傾向や多数意見を把握するために、テキストマイニングの手法により共起ネットワーク図を作成して、分析を行いました。

Point「テキストマイニング」とは？

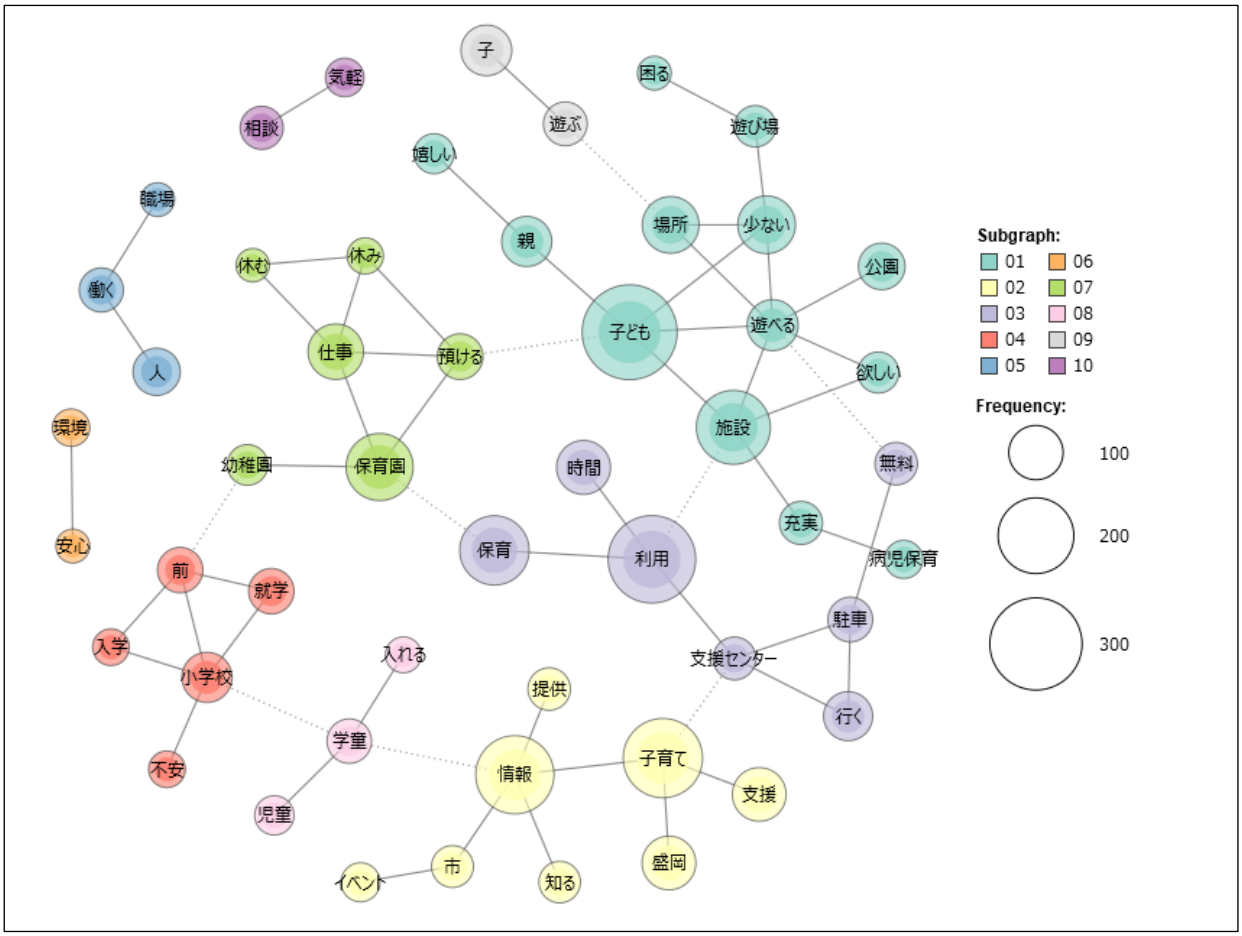
文章データを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関、出現傾向、時系列などを解析することで有用な情報を取り出す分析方法のことをいいます。

Point「共起ネットワーク図」とは？

テキストマイニングを行ったデータをもとに、文脈の中で語と語のつながりの程度を図示化したものをいいます。円の大きさが語の頻出回数、線の濃さ（実線、破線）が語と語の結びつきの強さを表します。

テキストマイニングの結果に基づく共起ネットワーク図の出力結果と、自由記述欄の記載内容に関する分析結果は、次のページのとおりです。

図 59　自由記述の内容分析（乳幼児期のこどもの保護者）



（1）「子ども」「公園」「施設」「遊べる」「遊ぶ」「場所」「遊び場」「少ない」「欲しい」

これらの語のつながりは、「遊べる場所が少ない」「屋内施設が欲しい」など、遊び場に対する要望として多く記載されています。

（2）「利用」「支援センター」「駐車」「行く」「無料」「時間」「保育」

これらの語のつながりは、「支援センターを利用する際の駐車場の利用料金を無料にしてほしい」「保育を利用できる時間が長くなるとよい」という文脈で多く記載されています。

（3）「保育園」「預ける」「仕事」「休み」「休む」

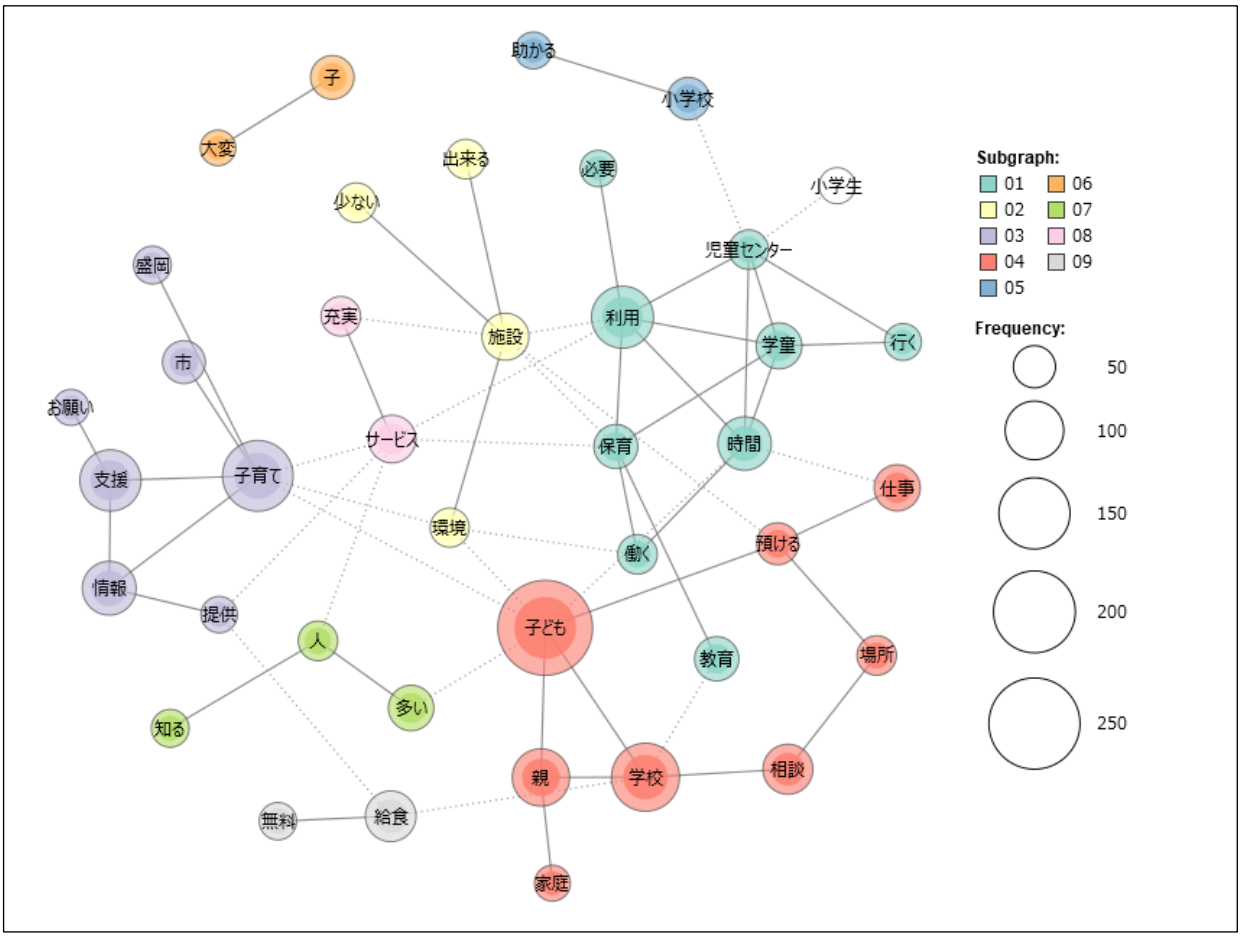
これらの語のつながりは、「子どもが体調を崩したときに保育園に預けることができず、仕事を休まなければならない」「仕事をしていない場合でも保育園に預けられるようにしてほしい」「休日・祝日にも子どもを預かってほしい」などの文脈で多く記載されています。

関連して、「病児保育」と「充実」の語のつながりがあり、「病児保育可能な施設が少なく利用しにくいため、施設の数を充実してほしい」などの文脈で多く記載されています。

（4）「子育て」「情報」「支援」「提供」

これらの語のつながりは、「子育てに関するイベントや遊び場の情報が欲しい」「児童センターや放課後児童クラブの情報をインターネットで確認したい」「信用できるサイトで子育てに関する情報をまとめてほしい」などの文脈で多く記載されています。

図 60　自由記述の内容分析（学童期のこどもの保護者）



（1）「子ども」「親」「家庭」「学校」「相談」「預ける」「場所」「仕事」

これらの語のつながりは、「相談しやすい場所が学校以外にもほしい」「仕事があっても安心して預けることのできる場所がほしい」などの文脈で多く記載されています。

（2）「児童センター」「学童」「保育」「利用」「時間」「行く」「必要」「教育」「働く」

これらの語のつながりは、「児童センターや学童保育の利用時間を延長して欲しい」「仕事が終わった後に子どもを迎えに行くのが大変である」などの文脈で多く記載されています。

（3）「子育て」「支援」「盛岡」「市」「お願い」「情報」「提供」（「サービス」「充実」）

これらの語のつながりは、「盛岡市の子育て支援情報をメールやSNSを通じて提供してほしい」「子育てと仕事を両立できるような環境を整えていくようにお願いします」「子育て支援のサービスが充実しても、土日休みの人向けのものが多い」などの文脈で多く記載されています。

（4）「給食」「無料」（「提供」「学校」）

これらの語のつながりは、「小・中学校の給食費を無料にしてほしい」「中学校も給食を提供してもらいたい」などの文脈で多く記載されています。

(3) ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、ひとり親世帯への支援をより良いものにしていくための基礎資料を収集することを目的として、「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」を実施しました。調査の概要や回答状況、主な設問に対する回答内容は、次のとおりです。

※　調査結果の表記については、(2) 子育て世帯を対象としたニーズ調査結果と同様の表記によります。

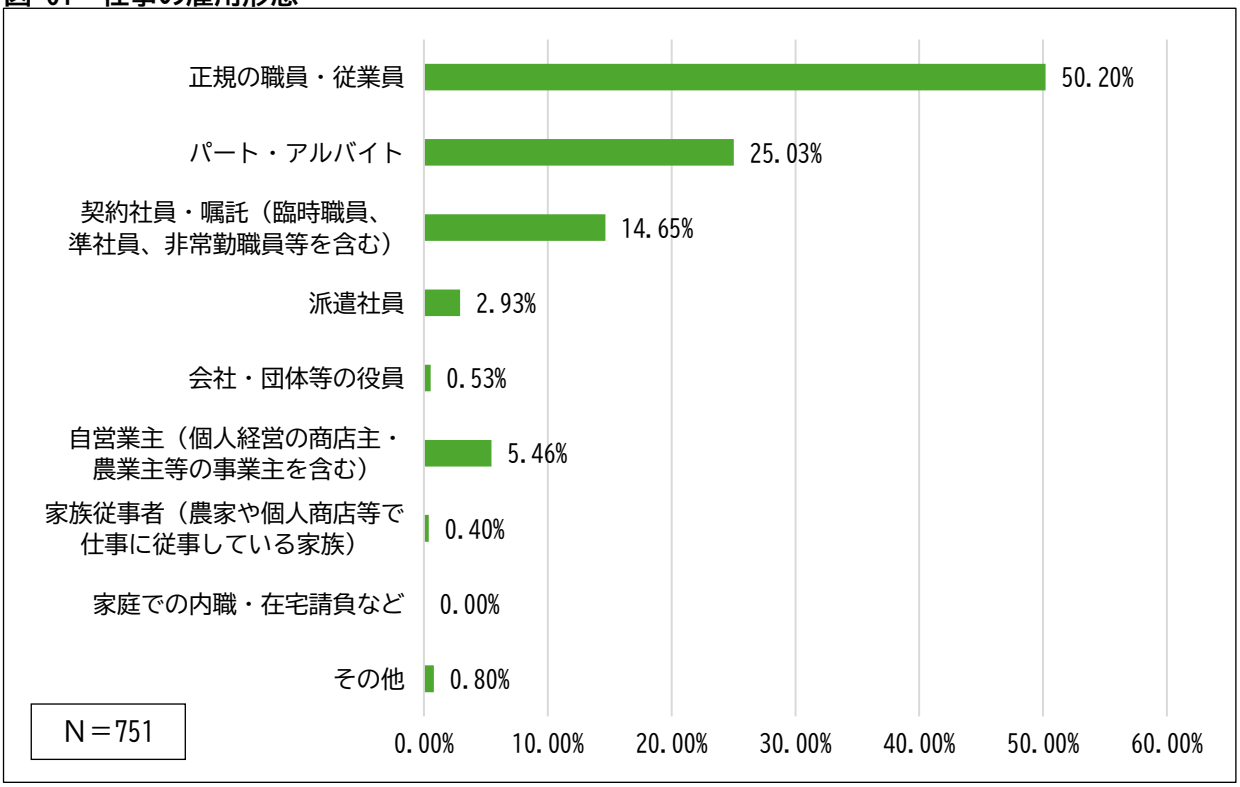
表 20　調査の概要

項　目	内　　容
調査名称	ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査
調査方法	インターネットによる無記名回答方式
調査期間	令和５年（2023年）８月１日から８月31日まで
調査対象	児童扶養手当受給資格者（ひとり親）約1,700人
回答者数	821人（回答率　約48%）

■　仕事の雇用形態について

回答者全体のうち、収入を伴う仕事をしているとの回答があった751人の仕事の雇用形態について回答していただいたところ、約半数（50.20%）が「正規の職員・従業員」、約４分の１（25.03%）が「パート・アルバイト」という結果となりました。

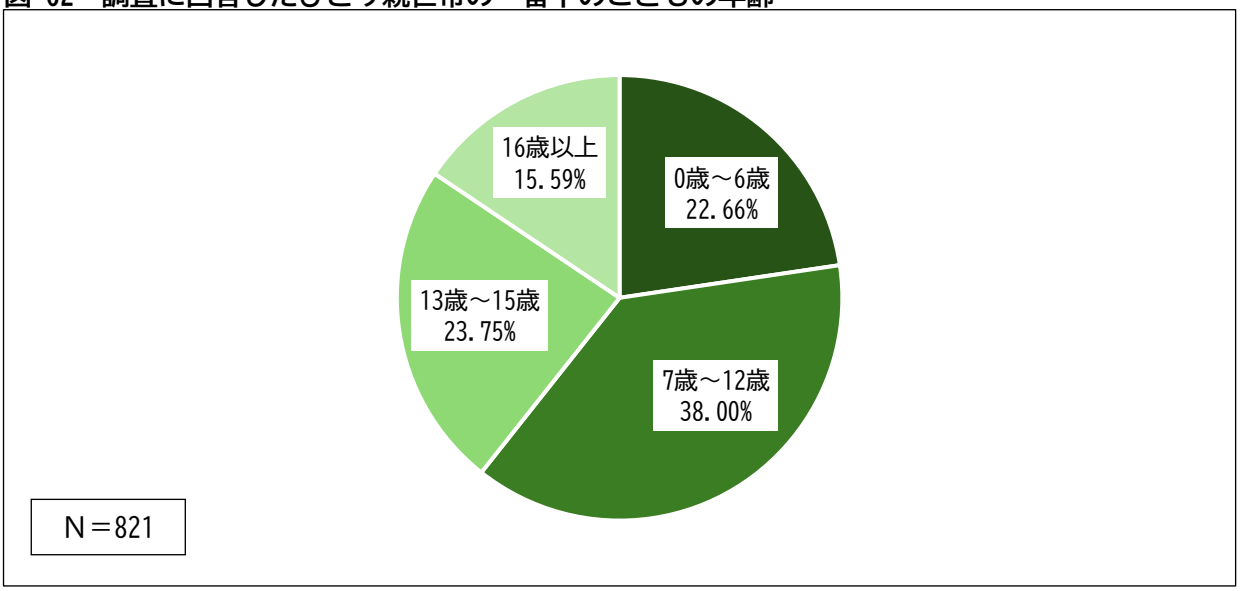
図 61　仕事の雇用形態



■　一番下のこどもの年齢について

調査に回答したひとり親世帯の一番下のこどもの年齢は、７～12歳が38.00%と、小学生の年代が最も多く、次いで13～15歳の中学生の年代が23.75%、０～６歳が22.66%、16歳以上が15.59%となりました。

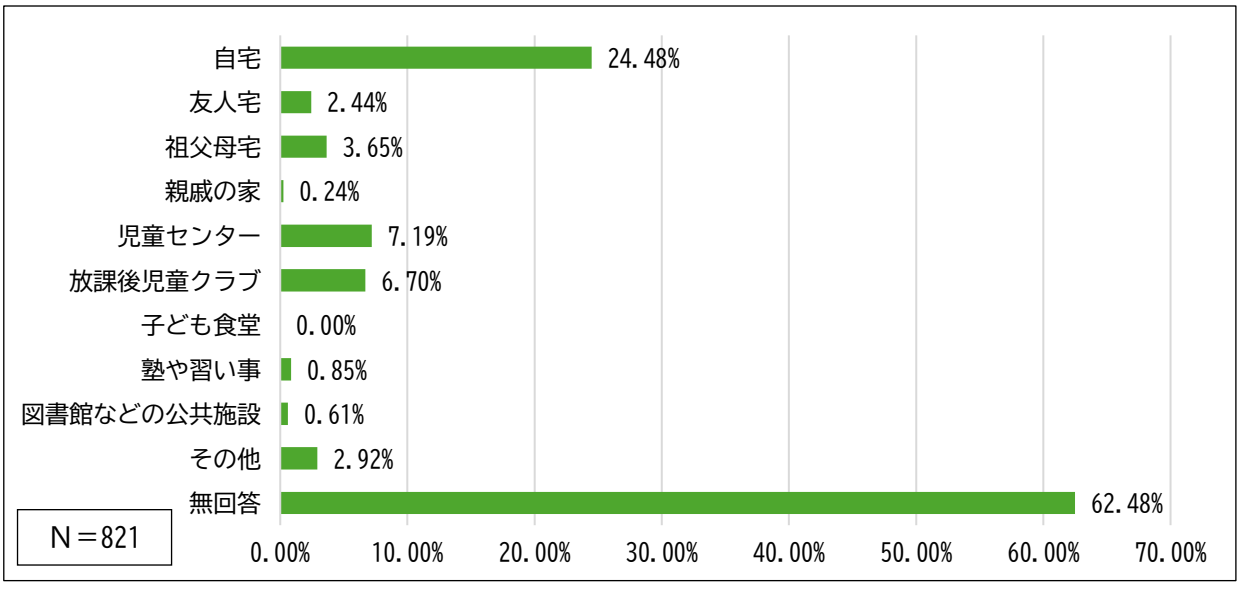
図 62　調査に回答したひとり親世帯の一番下のこどもの年齢



■　一番下のこどもが放課後に過ごす場所について（任意回答）

回答の60%以上が無回答となりましたが、有効な回答の中で最も多かったのは「自宅」であり、回答の約４分の１を占める結果となりました。次いで割合の高い項目として、「児童センター」や「放課後児童クラブ」の回答が続く結果となりました。

図 63　一番下のこどもが放課後に過ごす場所



■　一番下のこどもが塾や習い事をしているかについて

塾や習い事をしている割合は36.54%となり、そのうち約半数がスポーツ、４分の１が学習塾・進学塾に行っているという結果となりました。対して、塾や習い事をしていない理由としては、「経済的に余裕がないから」が７割弱と、最も高い割合となりました。

図 64　一番下のこどもの塾や習い事について

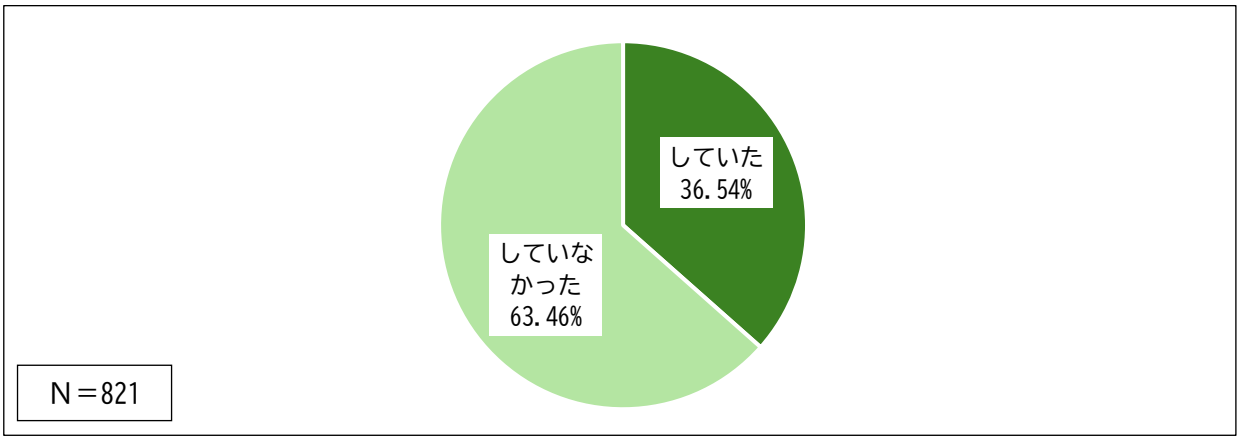


図 65　一番下のこどもの塾や習い事の種類　※複数回答

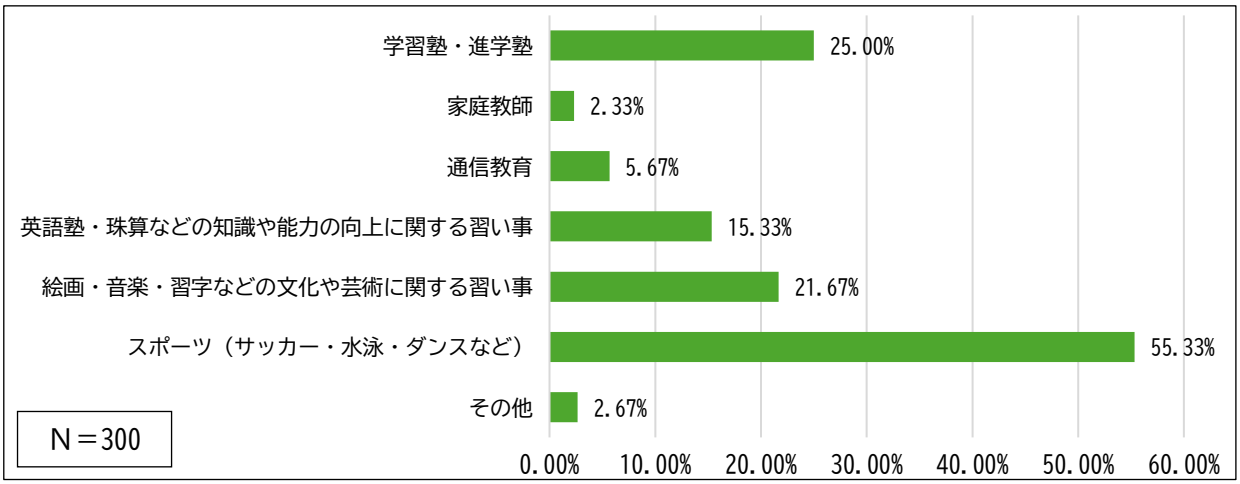
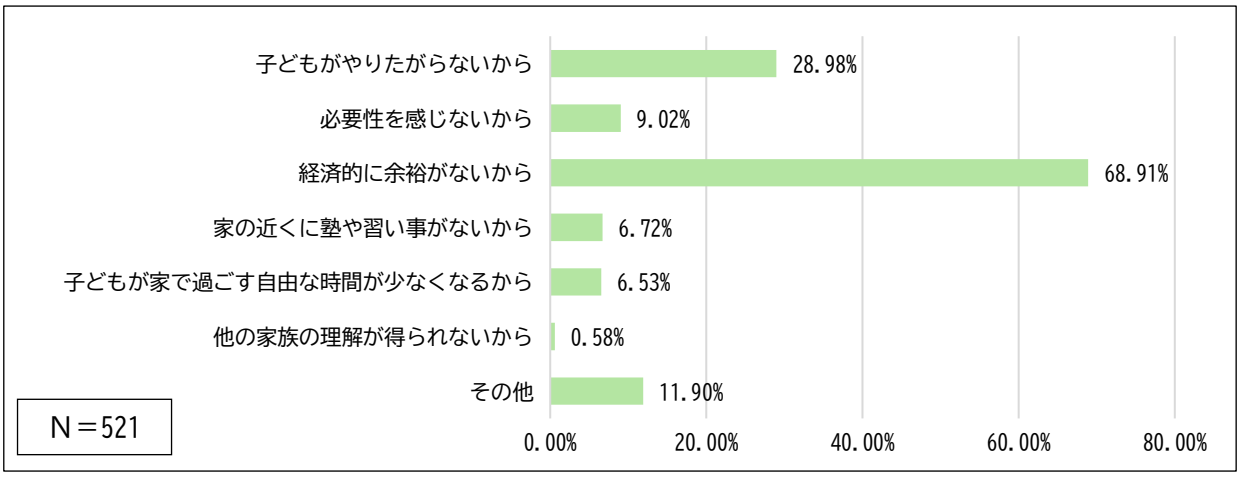


図 66　一番下のこどもが塾や習い事をしていない理由　※複数回答

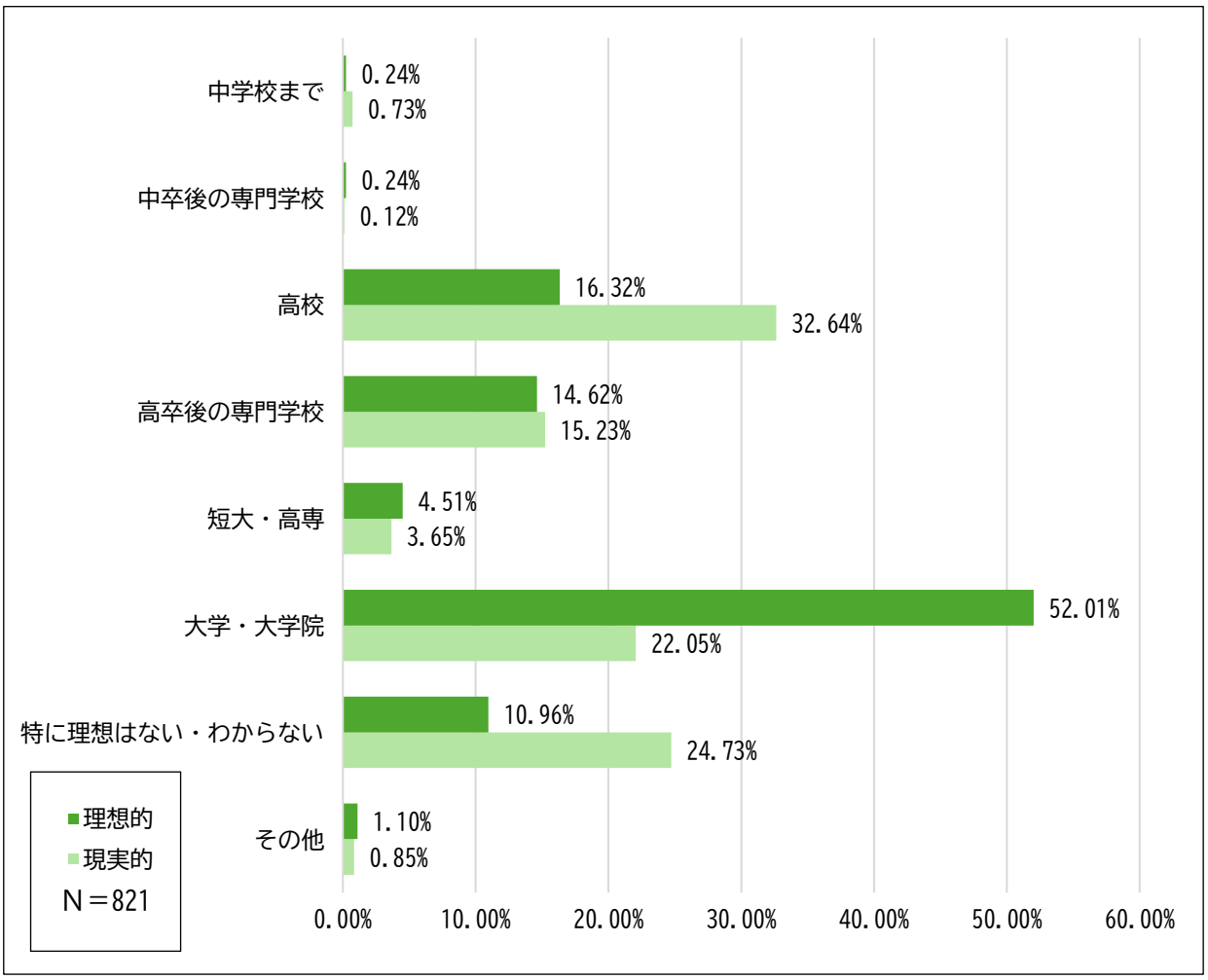


■　一番下のこどもが進む学校の段階について

回答者が「理想的」と考える進学については、「大学・大学院」と回答する割合が約半数を占める結果となり、次いで「高校」や「高卒後の専門学校」が続く結果となりました。

対して、回答者が「現実的」に考える進学については、「高校」が約３分の１、「特に理想はない・わからない」が約４分の１、次いで「大学・大学院」「高卒後の専門学校」と続く結果となりました。

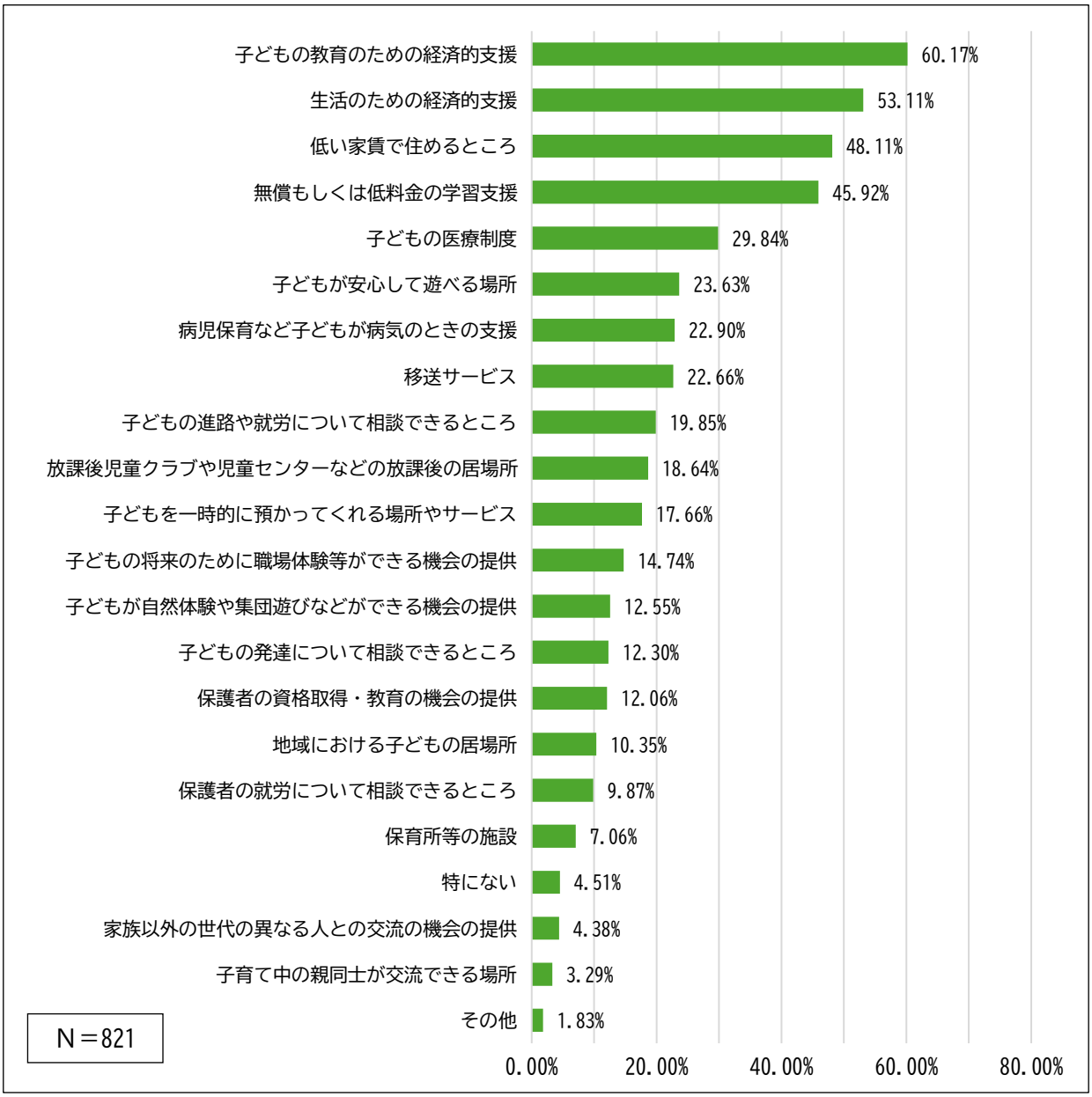
図 67　一番下のこどもが進む学校の段階（理想的・現実的）



■　充実してほしいと考える子育てサービスについて

回答者が充実してほしいと考える子育てサービスについては、「子どもの教育のための経済的支援」「生活のための経済的支援」「低い家賃で住めるところ」「無償もしくは低料金の学習支援」と、お金に関する項目が上位に並ぶ結果となり、「子どもの医療制度」「子どもが安心して遊べる場所」「病児保育などの子どもが病気のときの支援」と続く結果になりました。

図 68　充実してほしいと考える子育てサービス　※複数回答



■　医療機関での受診について

過去１年間に、医療機関でこどもを受診させた方が良いと思ったが、実際には受診させなかったことがあったかどうかについて回答していただいたところ、「あった」と回答した方の割合が26.19%と、４分の１を超える結果となりました。

医療機関でこどもを受診させなかった理由としては、６割以上が「医療機関に行く時間がなかったため」と回答し、次いで、約４分の１の方が「医療費を支払うことが難しかったため」と回答する結果となりました。

図 69　医療機関でこどもを受診させなかったことの有無（過去１年間）

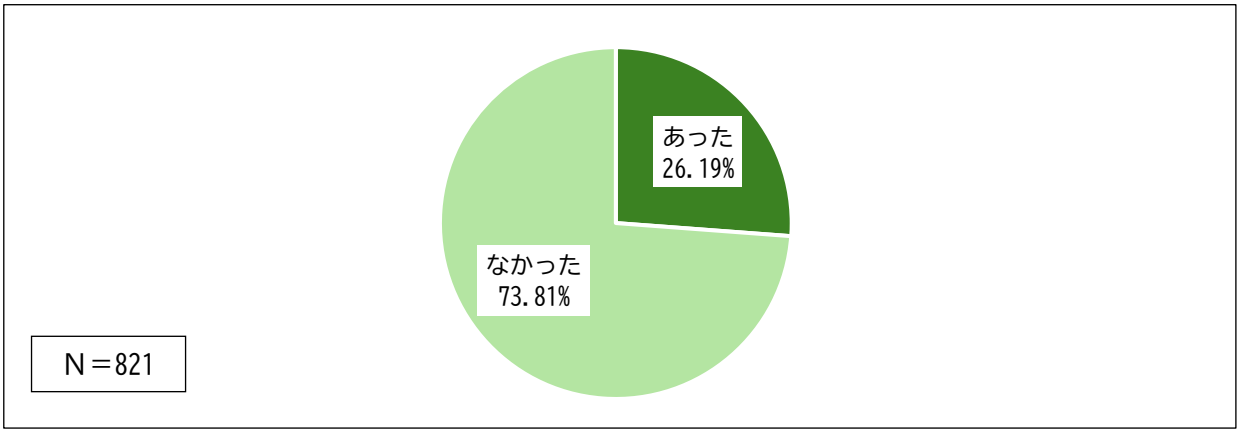
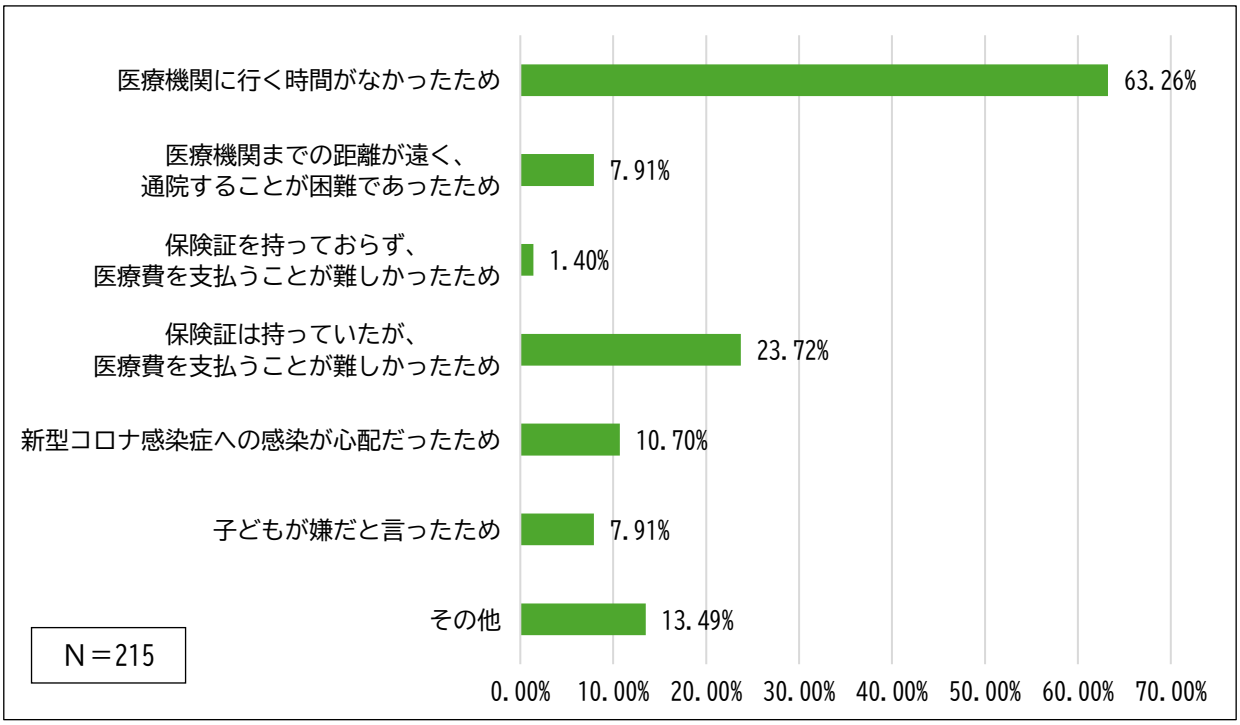


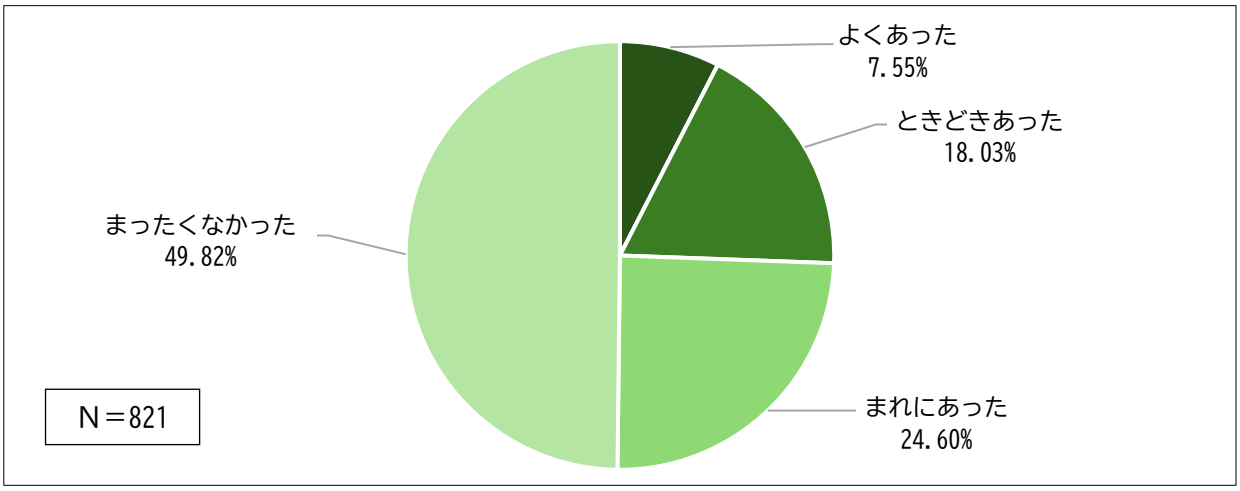
図 70　医療機関でこどもを受診させなかった理由



■　**お金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことがあったかどうかについて**

過去１年間において、「まったくなかった」と回答した方の割合が49.82%であったのに対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した方を合計した割合は、過半数となる50.18%でした。

図 71　お金が足りず、家族が必要とする食料を買えなかったことの有無（過去１年間）

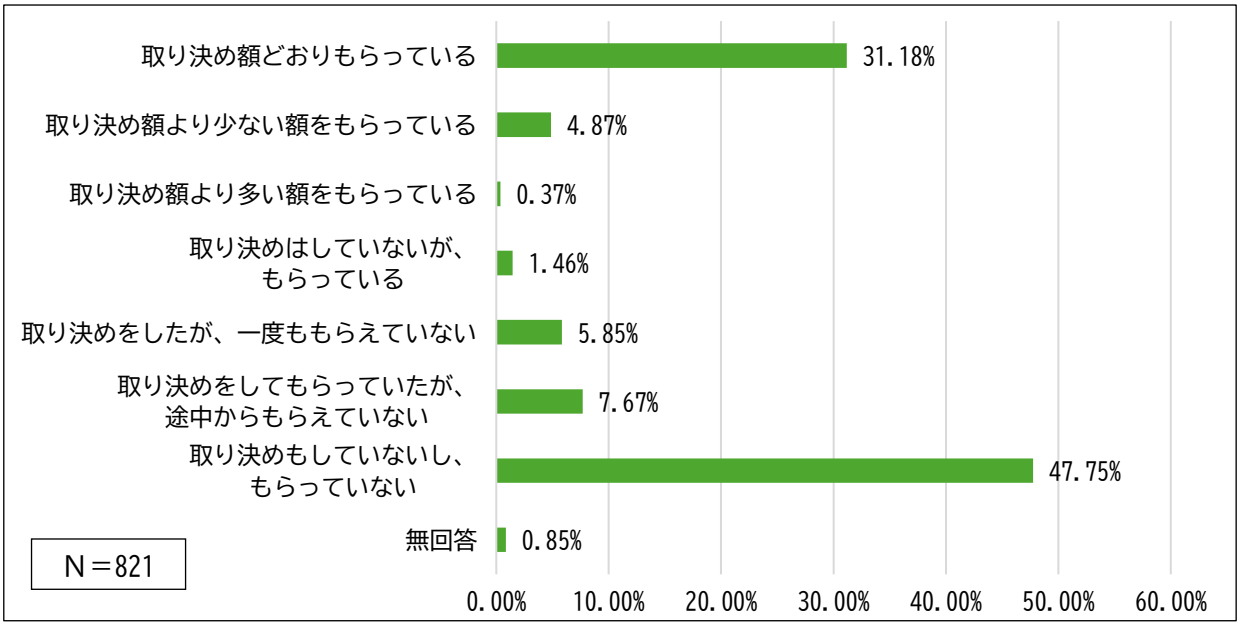


■　**養育費の受け取り状況について**

「取り決め額どおりもらっている」と回答した方の割合は、31.18%でした。これに、金額や取り決めの有無を問わず、養育費をもらっている方を含めても４割弱にとどまる結果となり、６割以上の方が養育費をもらっていないという回答結果となりました。

特に、「養育費の取り決めもしていないし、もらっていない」と回答した方の割合は、全体の半数近くであり、取り決めをしたが養育費をもらえていない状況にある方の割合は、約13.5%となりました。

図 72　養育費の受け取り状況



(4) 放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査結果

本計画の策定に当たり、こどもの放課後の居場所に対する保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査の概要や回答状況、主な設問に対する回答内容は、次のとおりです。

※　調査結果の表記については、(2) 子育て世帯を対象としたニーズ調査結果と同様の表記によります。

表 21　調査の概要

項目	内容
調査名称	放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査
調査方法	インターネットによる無記名回答方式（希望者には紙面を配布）
調査期間	令和５年（2023年）11月７日から11月27日まで
調査対象	市内の小学校のうち、児童センターと放課後児童クラブの整備の状況や居場所が必要な児童数の状況を勘案して抽出した13校の１年生から４年生までの保護者
回答者数	1,624人

■　こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所について

全体では、「自宅で家族（大人）と過ごしている」と回答する割合が約３分の１と最も多く、「児童センター、児童館を利用している」と「放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している」が続く結果となり、この２つが放課後の居場所として主に選択されていることが伺えます。

一方、「自宅できょうだいと過ごしている」や「自宅で一人で過ごしている」と回答した割合から、約14.4%の家庭で、放課後にこどものみで自宅にいる状況があることが伺えます。

学年別にみると、学年が低いほど、児童センターや放課後児童クラブの利用者の割合は高く、４年生になると大幅に少なくなります。一方で「塾や習い事に通っている」「自宅で一人で過ごしている」と回答した割合は、学年が上がるほど高くなっています。

表 22　こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
部活動など学校の活動に参加している	0.86%	0.24%	0.49%	0.73%	2.09%
塾や習い事に通っている	4.74%	3.81%	3.90%	5.34%	6.02%
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	18.53%	22.62%	21.46%	17.23%	12.30%
児童センター、児童館を利用している	23.52%	35.48%	30.00%	18.69%	8.64%
自宅で家族（大人）と過ごしている	31.47%	30.00%	30.98%	30.34%	34.82%
親戚の家で過ごしている	1.66%	0.95%	1.22%	2.43%	2.09%
自宅できょうだいと過ごしている	8.25%	3.57%	7.07%	9.47%	13.35%
自宅で一人で過ごしている	6.16%	0.95%	1.95%	8.25%	14.14%
公園などの屋外で過ごしている	1.23%	0.48%	0.49%	2.18%	1.83%
友達の家で過ごしている	0.37%	0.48%	0.00%	0.73%	0.26%
その他	3.20%	1.43%	2.44%	4.61%	4.45%
N値	1,624	420	410	412	382

■　こどもを過ごさせたい望ましい場所との一致について

こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所が、過ごさせたい望ましい場所と一致しているかについてお聞きしたところ、「一致していない」と回答した割合が 10.53%となりました。

平日の放課後等に主に過ごす場所についての回答ごとに、その居場所が望ましい居場所と一致しているかどうかをみると、「自宅で一人で過ごしている」と回答した人のうち、「一致していない」と回答した割合が36.0%と最も高い結果となり、「自宅できょうだいと過ごしている」と回答した人の中でも、14.2%が「一致していない」と回答しました。

表 23　こどもを過ごさせたい望ましい場所との一致（学年別）

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
一致している	89.47%	89.52%	90.49%	90.05%	87.70%
一致していない	10.53%	10.48%	9.51%	9.95%	12.30%
N値	1,624	420	410	412	382

表 24　こどもを過ごさせたい望ましい場所との一致（平日の放課後等に主に過ごす場所別）

選択肢	一致している	一致していない	N値
部活動など学校の活動に参加している	100.00%	0.00%	14
塾や習い事に通っている	94.74%	5.26%	76
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	93.33%	6.67%	300
児童センター、児童館を利用している	89.53%	10.47%	382
自宅で家族（大人）と過ごしている	93.15%	6.85%	511
親戚の家で過ごしている	81.48%	18.52%	27
自宅できょうだいと過ごしている	85.82%	14.18%	134
自宅で一人で過ごしている	64.00%	36.00%	100
公園などの屋外で過ごしている	70.00%	30.00%	20
友達の家で過ごしている	100.00%	0.00%	6
その他	88.89%	11.11%	54
全体	89.47%	10.53%	1,624

■　**こどもの望ましい放課後の居場所（主に過ごす場所が望ましい場所と一致していない場合）**

こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所が、過ごさせたい望ましい場所と一致していないと回答した人に、望ましい放課後の居場所をお聞きしたところ、児童センターや放課後児童クラブと回答した割合が高かったほか、塾や習い事に通わせたいと回答した割合が高くなりました。

特に１年生の保護者では、放課後児童クラブや習い事の利用を希望する割合が高く、３年生や４年生の保護者では、児童センターの利用を希望する割合が高くなりました。

また、自宅で一人またはきょうだいと過ごしている児童の保護者の回答では、児童センターや放課後児童クラブの利用を希望する割合が高くなりました。

表　25　こどもの望ましい放課後の居場所（主に過ごす場所が望ましい場所と一致していない場合）

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
部活動など学校の活動に参加している	4.68%	4.55%	2.56%	4.88%	6.38%
塾や習い事に通っている	14.62%	11.36%	28.21%	4.88%	14.89%
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	23.39%	29.55%	20.51%	26.83%	17.02%
児童センター、児童館を利用している	23.98%	18.18%	17.95%	34.15%	25.53%
自宅で家族（大人）と過ごしている	19.30%	25.00%	20.51%	17.07%	14.89%
親戚の家で過ごしている	1.17%	2.27%	0.00%	2.44%	0.00%
自宅できょうだいと過ごしている	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
自宅で一人で過ごしている	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
公園などの屋外で過ごしている	5.26%	4.55%	0.00%	2.44%	12.77%
友達の家で過ごしている	0.58%	2.27%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	7.02%	2.27%	10.26%	7.32%	8.51%
N値	171	44	39	41	47

表　26　こどもの望ましい放課後の居場所（自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合）

選択肢	自宅できょうだいと過ごしている	自宅で一人で過ごしている
部活動など学校の活動に参加している	5.26%	8.33%
塾や習い事に通っている	5.26%	11.11%
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	42.11%	19.44%
児童センター、児童館を利用している	21.05%	41.67%
自宅で家族（大人）と過ごしている	5.26%	16.67%
親戚の家で過ごしている	5.26%	0.00%
自宅できょうだいと過ごしている	0.00%	0.00%
自宅で一人で過ごしている	0.00%	0.00%
公園などの屋外で過ごしている	15.79%	0.00%
友達の家で過ごしている	0.00%	0.00%
その他	0.00%	2.78%
N値	19	36

■　望ましい放課後の居場所を利用できていない理由について

こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所が、過ごさせたい望ましい場所と一致していないと回答した人に、望ましい放課後の居場所を利用できていない理由をお聞きしたところ、「施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない」や「利用料がかかるなど経済的な負担が大きい」と回答した割合が、学年を問わず一定程度ありました。また、「こどもが今の過ごし方を希望している」と回答した割合も比較的多く、学年が上がるほど高くなっており、その他の回答には、「勤務時間が長いためやむを得ず預けている」といった声がありました。

また、自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合についてみてみると、放課後児童クラブ（学童クラブ）や児童センター、児童館の利用を希望する保護者の「こどもが今の過ごし方を希望している（理由⑥）」と回答した割合が高い結果となったほか、児童センター、児童館の利用を希望する保護者が「施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない（理由②）」と回答する割合が高い結果となりました。

表 27　望ましい放課後の居場所を利用できていない理由

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
①　施設の利用を希望したが、施設側の事情により利用を断られた	8.77%	9.09%	7.69%	12.20%	6.38%
②　施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない	21.05%	27.27%	25.64%	21.95%	10.64%
③　利用料がかかるなど経済的な負担が大きい	19.88%	20.45%	20.51%	24.39%	14.89%
④　利用を希望する場所が近隣にない	11.11%	9.09%	10.26%	9.76%	14.89%
⑤　利用を希望する場所へ預けてこどもが安全、安心に過ごせるか不安がある	11.70%	13.64%	10.26%	7.32%	14.89%
⑥　こどもが今の過ごし方を希望している	28.07%	18.18%	25.64%	26.83%	40.43%
⑦　その他	31.58%	34.09%	35.90%	31.71%	25.53%
N値	171	44	39	41	47

表 28　望ましい放課後の居場所を利用できていない理由（自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合における望ましい放課後の居場所別の集計）

望ましい放課後の居場所	理由①	理由②	理由③	理由④	理由⑤	理由⑥	N値
部活動など学校の活動に参加させたい	0.00%	0.00%	0.00%	33.33%	33.33%	33.33%	3
塾や習い事に通わせたい	0.00%	37.50%	37.50%	12.50%	0.00%	12.50%	8
放課後児童クラブ(学童クラブ)を利用したい	21.43%	7.14%	21.43%	0.00%	0.00%	50.00%	14
児童センター、児童館を利用したい	4.55%	22.73%	4.55%	9.09%	9.09%	50.00%	22
自宅で家族（大人）と過ごさせたい	0.00%	0.00%	20.00%	0.00%	20.00%	60.00%	5
親戚の家で過ごさせたい	－	－	－	－	－	－	0
公園などの屋外で過ごさせたい	0.00%	0.00%	25.00%	50.00%	0.00%	25.00%	4
友達の家で過ごさせたい	－	－	－	－	－	－	0
その他	－	－	－	－	－	－	0

※「理由①～理由⑥」は、上記の表の選択肢の項目を示します。

■　**市の取組に最も強く希望することについて**

こどもの放課後の居場所の確保に関して、市の取組に最も強く希望することについては、「経済的な負担を少なくしてほしい」と回答した割合が学年を問わず高い結果となり、「多様な居場所を確保してほしい」と回答した割合も高い結果となったことから、居場所の確保に関する希望が大きいことが伺えます。

なお、自宅で一人またはきょうだいと過ごしている場合においては、全体と同様の傾向となりましたが、全体の結果に比べて「多様な居場所を確保してほしい」と回答した割合が高い結果となりました。

表 29　市の取組に最も強く希望すること

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
経済的な負担を少なくしてほしい	27.83%	30.95%	30.49%	26.70%	22.77%
利用できる場所を増やしてほしい	6.83%	5.00%	7.07%	8.50%	6.81%
利用できる施設に関する情報をもっと周知してほしい	5.73%	6.43%	6.59%	4.37%	5.50%
施設の開館時間を延長してほしい	15.46%	19.05%	16.59%	11.65%	14.40%
多様な居場所を確保してほしい	34.36%	29.29%	29.76%	38.83%	40.05%
特に希望することはない	3.57%	2.86%	3.66%	3.40%	4.45%
その他	6.22%	6.43%	5.85%	6.55%	6.02%
N値	1,624	420	410	412	382

表 30　市の取組に最も強く希望すること（自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合における集計）

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
経済的な負担を少なくしてほしい	17.52%	15.79%	16.22%	19.18%	17.14%
利用できる場所を増やしてほしい	7.69%	10.53%	5.41%	6.85%	8.57%
利用できる施設に関する情報をもっと周知してほしい	2.14%	0.00%	5.41%	0.00%	2.86%
施設の開館時間を延長してほしい	19.23%	36.84%	24.32%	13.70%	18.10%
多様な居場所を確保してほしい	43.59%	26.32%	37.84%	50.68%	43.81%
特に希望することはない	3.42%	5.26%	2.70%	4.11%	2.86%
その他	6.41%	5.26%	8.11%	5.48%	6.67%
N値	234	19	37	73	105

■　こども食堂の利用について

こども食堂の利用状況について、最も高い割合となったのが「利用したことはなく、今後も利用の予定はない」という回答であり、全体の約65%を占め、「利用したことはないが、利用してみたいと思っている（今後利用予定である）」という回答が全体の約30%を占めています。

こども食堂を利用したことがない理由については、「こども食堂についてよく分からない（こども食堂を知らなかった）」や「近くにこども食堂がないため利用していない」と回答した割合が高い結果となりました。その他の回答として、「生活に困窮している家庭のこどもが利用するというイメージがあり利用しにくい」や「開催場所や開催日時など詳細がわからない」などの声がありました。

表 31　こども食堂の利用

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
月に１回以上利用している	0.86%	0.24%	1.46%	1.46%	0.26%
２、３か月に１回程度利用している	0.74%	0.95%	0.49%	0.97%	0.52%
半年に１回程度利用している	1.23%	0.95%	1.46%	1.46%	1.05%
利用したことはないが、利用してみたいと思っている（今後利用予定である）	29.68%	32.62%	32.44%	24.03%	29.58%
利用したことはなく、今後も利用の予定はない	64.59%	62.62%	61.46%	69.17%	65.18%
その他	2.89%	2.62%	2.68%	2.91%	3.40%
Ｎ値	1,624	420	410	412	382

表 32　こども食堂を利用したことがない理由

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
こども食堂についてよく分からない（こども食堂を知らなかった）	80.74%	87.83%	84.13%	70.88%	81.12%
開催日・開催時間が合わないため	25.55%	25.86%	29.76%	22.11%	24.90%
近くにこども食堂がないため利用していない	49.86%	44.87%	51.59%	50.53%	52.61%
利用する必要がない	9.06%	10.27%	6.75%	10.88%	8.03%
その他	12.11%	12.93%	14.68%	11.58%	9.24%
Ｎ値	1,531	400	385	384	362

■　望ましいこども食堂の開催場所や開催日・時間帯について

望ましいこども食堂の開催場所については、「自分が住んでいる小学校区内が良い」と回答した割合が８割を超え、開催日・時間帯については、「平日・夕方」や「休日（土日祝）・日中」と回答した割合が高い結果となりました。また、その他の回答として、「毎日利用したい」などの声がありました。

表 33　望ましいこども食堂の開催場所

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
自分が住んでいる小学校区内が良い	80.23%	79.76%	82.20%	81.55%	77.23%
自分が住んでいる中学校区内が良い	3.33%	2.62%	3.17%	3.40%	4.19%
自分が住んでいる小学校区・中学校区外でも構わない	12.07%	12.62%	10.98%	10.92%	13.87%
その他	1.17%	1.19%	1.22%	0.97%	1.31%
分からない	0.31%	0.00%	0.24%	0.49%	0.52%
特に希望することはない	0.68%	0.48%	0.49%	0.97%	0.79%
無回答等	2.22%	3.33%	1.71%	1.70%	2.09%
N値	1,624	420	410	412	382

表 34　望ましいこども食堂の開催日・時間帯

選択肢	全体	学年別			
		１年生	２年生	３年生	４年生
平日・夕方	61.58%	61.19%	56.10%	65.78%	63.35%
休日（土日祝）・日中	28.08%	30.00%	31.95%	25.24%	24.87%
休日（土日祝）・夕方	6.10%	5.95%	8.05%	4.37%	6.02%
その他	2.40%	1.67%	2.44%	2.43%	3.14%
わからない	1.05%	0.48%	0.73%	1.46%	1.57%
特に希望することはない	0.80%	0.71%	0.73%	0.73%	1.05%
N値	1,624	420	410	412	382

５ こどもたちが見つめる現在と未来

(1) こどもアンケート調査の結果

本計画の策定に当たり、こどもの状況やニーズをより的確に踏まえた内容の計画とすることを目的として、小学校４年生から高校３年生までの児童生徒を対象にアンケート調査を実施しました。

調査の概要や回答状況、主な設問に対する回答内容は、次のとおりです。

表 35　調査の概要

項　目	内　　容
調査名称	こども計画策定のためのこどもに対するアンケート調査
調査方法	インターネットによる無記名回答方式（アンケートの趣旨等について各教員から説明し、学校に配布されたタブレット等を使用して回答したもの）
調査期間	令和６年（2024年）11月１日から11月15日まで
調査対象	・市立小学校の４年生から６年生までの児童6,704人 ・市立中学校の１年生から３年生までの生徒6,862人 ・市立高校の１年生から３年生までの生徒820人

表 36　調査対象（学年別）

調査対象	小学４年生	小学５年生	小学６年生	特別支援学級	合計
市立小学校	2,098人	2,136人	2,164人	306人	6,704人

調査対象	中学１年生	中学２年生	中学３年生	特別支援学級	合計
市立中学校	2,100人	2,215人	2,242人	305人	6,862人

調査対象	高校１年生	高校２年生	高校３年生	特別支援学級	合計
市立高校	274人	272人	274人	－	820人

表 37　調査の回答状況

調査対象	対象人数	回答数	回答率
市立小学校（４年生から６年生までの児童）	6,704人	5,438人	81.1%
市立中学校（１年生から３年生までの生徒）	6,862人	5,277人	76.9%
市立高校　（１年生から３年生までの生徒）	820人	762人	92.9%
合計	14,386人	11,477人	79.8%

■　自分のために一番良いことを考えてくれていると思う大人について

子どもの権利条約では、こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるという「こどもの最善の利益」が原則の１つとされています。

こどもたちにとって一番良いことを考えてくれていると思う大人については、小・中学生と高校生で共通して、母親、父親、祖父・祖母の順に多い結果となりました。また、学校の担任の先生や保健の先生、スクールカウンセラーを回答する割合は、小学生が最も高く、中学生、高校生となるにしたがって低くなる傾向にありました。

また、回答内容として「いない」のみを選択したこどもの割合は、小学生では０％でしたが、中学生では 4.17%、高校生では 3.41%という結果となりました。

表 38　自分のために一番良いことを考えてくれていると思う大人　※３つまで回答可能

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
母親	94.43%	84.57%	88.98%	89.54%
父親	79.94%	63.84%	69.69%	71.86%
祖父・祖母	53.09%	36.80%	38.19%	44.61%
その他の家族	14.80%	10.84%	11.42%	12.76%
学校の担任の先生	29.94%	17.78%	13.52%	23.26%
学校の保健の先生	4.19%	1.97%	0.13%	2.90%
スクールカウンセラー	3.35%	0.95%	0.52%	2.06%
いない	9.03%	4.68%	3.94%	6.69%
その他	8.81%	5.95%	3.54%	7.14%
Ｎ値	5,438	5,277	762	11,477

表 39　自分のために一番良いことを考えてくれていると思う大人が「いない」とだけ回答した割合

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
「いない」だけを選択した児童生徒	0%	4.17%	3.41%	2.14%

■　学校での生活について

こどもが生活を送る中で、多くの時間を過ごすこととなる学校での生活については、全体の88.06%が「楽しい」又は「まあまあ楽しい」と回答し、6.43%が「あまり楽しくない」、1.88%が「まったく楽しくない」と感じているという結果となりました。

表 40　学校での生活を楽しいと感じているか

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
楽しい	50.20%	48.47%	54.07%	49.66%
まあまあ楽しい	37.59%	39.68%	35.30%	38.40%
あまり楽しくない	6.86%	6.23%	4.72%	6.43%
まったく楽しくない	1.73%	1.90%	2.89%	1.88%
わからない	3.13%	3.30%	2.36%	3.15%
無回答	0.50%	0.42%	0.66%	0.47%
N値	5,438	5,277	762	11,477

■　学校に行けないと感じるときに休ませてもらえるかについて

自分がけがや病気をした時や、体の調子が悪い時など、学校に行けないと感じるときに、家族にお願いして学校を休ませてもらうことができるかどうかについては、全体の 88.64%が休ませてもらえると回答したのに対し、7.93%は「あまり休ませてもらえない」、2.51%は「まったく休ませてもらえない」と回答する結果となりました。

表 41　学校に行けないと感じるときに休ませてもらえるか

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
いつでも休ませてもらえる	41.19%	50.58%	52.62%	46.27%
ときどき休ませてもらえる	31.68%	26.17%	24.28%	28.66%
病院に行くときは休ませてもらえる	14.21%	12.92%	15.62%	13.71%
あまり休ませてもらえない	8.94%	7.39%	4.46%	7.93%
まったく休ませてもらえない	2.92%	2.10%	2.36%	2.51%
無回答	1.05%	0.83%	0.66%	0.92%
N値	5,438	5,277	762	11,477

また、学校での生活の感じ方ごとに集計すると、「あまり休ませてもらえない」又は「まったく休ませてもらえない」と回答した割合は、学校での生活を「楽しい」と回答した場合は6.6%、「まあまあ楽しい」と回答した場合は11.58%、「あまり楽しくない」と回答した場合は 21.81%、「まったく楽しくない」と回答した場合は 35.65%という結果となりました。

表 42　学校を休ませてもらえるかどうかについての学校での生活の感じ方ごとの集計

	楽しい	まあまあ楽しい	あまり楽しくない	まったく楽しくない
いつでも休ませてもらえる	56.07%	39.07%	30.89%	24.07%
ときどき休ませてもらえる	24.54%	34.06%	28.86%	25.93%
病院に行くときは休ませてもらえる	12.25%	14.50%	17.48%	13.89%
あまり休ませてもらえない	5.16%	9.17%	15.58%	20.37%
まったく休ませてもらえない	1.44%	2.41%	6.23%	15.28%
無回答	0.54%	0.79%	0.95%	0.46%
N値	5,700	4,407	738	216

■　家の手伝いなどのために自分の時間が足りなくなっているかどうかについて

家の手伝いや、家族の世話をするために、自分が勉強や遊びなどをする時間が足りなくなっていると思うことがあるかどうかについては、全体の 8.12%が「たくさんある」と、20.55%が「ときどきある」と回答する結果となりました。また、「たくさんある」又は「ときどきある」と回答した割合は、小学生が最も高く、中学生、高校生となるにしたがって低くなっていく傾向が見られました。

表 43　家の手伝いなどのために自分の時間が足りなくなっているかどうか

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
たくさんある	9.14%	7.45%	5.51%	8.12%
ときどきある	23.87%	18.38%	11.94%	20.55%
あまりない	31.91%	36.48%	36.88%	34.34%
まったくない	34.41%	37.18%	44.88%	36.38%
無回答	0.68%	0.51%	0.79%	0.61%
N値	5,438	5,277	762	11,477

■　**周りの人と比べて自分の優劣がどのくらい気になるかについて**

友達や同じクラスの人など、自分の周りの人の成績や能力、容姿や性格が、自分と比べて優れているのか、劣っているのかについて、どのくらい気になるかについては、全体の 36.94%が「ときどき気になることがある」と、14.30%が「いつも気になっている」と回答する結果となりました。

表 44　周りの人と比べて自分の優劣がどのくらい気になるか

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
まったく気にしていない	23.43%	14.50%	16.54%	18.86%
あまり気にしていない	32.68%	25.89%	28.48%	29.28%
ときどき気になることがある	33.01%	40.57%	39.90%	36.94%
いつも気になっている	10.26%	18.42%	14.57%	14.30%
無回答	0.63%	0.63%	0.52%	0.62%
N値	5,438	5,277	762	11,477

■　**周りの目が気になって我慢してしまうことについて**

周りの目が気になって、自分がやりたいことや言いたいことを我慢してしまうことがどのくらいあるのかについては、全体の13.41%が「たくさんある」と、41.62%が「ときどきある」と回答する結果となりました。

表 45　周りの目が気になって我慢してしまうこと

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
たくさんある	13.31%	13.49%	13.52%	13.41%
ときどきある	39.76%	43.66%	40.81%	41.62%
あまりない	29.31%	29.37%	30.45%	29.42%
まったくない	16.94%	12.85%	14.17%	14.87%
無回答	0.68%	0.63%	1.05%	0.68%
N値	5,438	5,277	762	11,477

また、自分の優劣の感じ方ごとに集計すると、自分の優劣が気になる人ほど、周りの目が気になって、自分がやりたいことや言いたいことを我慢してしまうことがあると回答する傾向がある結果となりました。

表 46　周りの目が気になって我慢することについての自分の優劣の感じ方ごとの集計

	いつも気になっている	ときどき気になることがある	あまり気にしていない	まったく気にしていない
たくさんある	**37.5%**	14.1%	5.2%	6.7%
ときどきある	**45.3%**	**53.8%**	**38.2%**	21.2%
あまりない	11.6%	**26.4%**	**43.6%**	**27.4%**
まったくない	5.1%	5.5%	12.8%	**44.1%**
無回答	0.4%	0.2%	0.2%	0.7%
N値	1,641	4,240	3,360	2,165

備考：相関関係を明確にするため、各列の上位２項目を太字にしています。

■　こどもたちの悩み事や困っていることについて

こどもたちが悩んでいることや困っていることについては、小・中学生と高校生で共通して「自分の容姿や性格のこと」「自分の将来や進路のこと」「学習や習い事のこと」「学校での友達のこと」と回答する割合が他の項目に比べて高い結果となり、特に中学生と高校生では「自分の将来や進路のこと」と回答する割合が40%を超える結果となりました。

表 47　こどもたちの悩み事や困っていること　※３つまで回答可能

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
母親・父親のこと	7.25%	5.72%	3.94%	6.33%
きょうだいのこと	10.65%	3.51%	2.10%	6.80%
自分の容姿や性格のこと	14.80%	17.53%	16.01%	16.14%
自分の将来や進路のこと	19.86%	40.06%	45.28%	30.84%
学習や習い事のこと	11.71%	15.29%	10.37%	13.27%
クラブ・部活のこと	3.44%	13.81%	13.78%	8.90%
学校での友達のこと	16.70%	11.90%	7.87%	13.91%
学校での先生のこと	3.35%	2.86%	1.84%	3.02%
塾や習い事での友達のこと	1.58%	0.34%	0.13%	0.91%
塾や習い事での先生のこと	1.07%	0.47%	0.26%	0.74%
オンラインや SNS 上での知り合いのこと	1.07%	0.55%	0.39%	0.78%
悩み事は特にない	51.47%	38.18%	40.16%	44.61%
その他	3.05%	1.59%	1.57%	2.28%
N値	5,438	5,277	762	11,477

■　悩み事や困っていることを相談したい相手について

こどもたちが悩んでいることや困っていることを相談したい相手については、小・中学生と高校生で共通して、「母親」「父親」「友達」の割合が高い結果となりました。このうち、中学生と高校生では、「友達」と回答した割合が「父親」と回答した割合に比べて高い結果となりました。

また、回答内容として「いない」のみを選択したこどもの悩み事や困っていることについては、全体的な傾向は共通していますが、「母親・父親のこと（全体：6.33%、相談したい相手がいない：10.07%）」「自分の容姿や性格のこと（全体：16.14%、相談したい相手がいない：20.56%）」と回答した割合が、全体の集計と比較してそれぞれ４ポイント前後高い結果となりました。

表 48　悩み事や困っていることを相談したい相手　※３つまで回答可能

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
母親	70.01%	57.00%	59.71%	63.34%
父親	43.21%	31.74%	31.63%	37.17%
祖父・祖母	17.14%	9.82%	8.01%	13.17%
その他の家族	6.68%	7.39%	8.53%	7.13%
学校の担任の先生	18.50%	14.80%	11.81%	16.35%
学校の保健の先生	2.63%	2.37%	0.26%	2.35%
スクールカウンセラー	3.66%	2.75%	1.44%	3.09%
友達	41.12%	46.16%	50.52%	44.06%
いない	12.52%	14.86%	12.99%	13.63%
その他	3.16%	2.58%	1.84%	2.81%
N値	5,438	5,277	762	11,477

表 49　「いない」のみを回答したこどもの悩み事や困っていること　※３つまで回答可能

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
母親・父親のこと	9.67%	11.25%	3.16%	10.07%
きょうだいのこと	10.22%	5.28%	1.05%	6.95%
自分の容姿や性格のこと	16.61%	23.71%	18.95%	20.56%
自分の将来や進路のこと	16.42%	38.35%	42.11%	29.91%
学習や習い事のこと	7.85%	14.23%	7.37%	11.22%
クラブ・部活のこと	2.74%	10.98%	14.74%	7.97%
学校での友達のこと	13.32%	12.87%	7.37%	12.67%
学校での先生のこと	1.64%	2.57%	4.21%	2.32%
塾や習い事での友達のこと	0.36%	0.27%	0.00%	0.29%
塾や習い事での先生のこと	0.18%	0.95%	0.00%	0.58%
オンラインや SNS 上での知り合いのこと	0.91%	0.27%	1.05%	0.58%
悩み事は特にない	56.39%	36.72%	43.16%	44.97%
N値	548	738	95	1,381

■　**気分が落ち込んだり誰かに相談したいと思う時間帯について**

気分が落ち込んだり誰かに相談したいと思う時間帯については、小・中学生と高校生で共通して、「夕方から夜」「夜寝る前」の割合が高い結果となりました。このうち、小・中学生では「夕方から夜」の割合の方が高かったのに対し、高校生では「夜寝る前」の割合の方が高い結果となりました。

また、悩み事や困っていることを相談したい相手について、「いない」のみを回答したこどもの気分が落ち込んだり誰かに相談したいと思う時間帯は、小・中学生と高校生で共通して「夜寝る前」の割合が最も高い結果となりました。

表 50　気分が落ち込んだり誰かに相談したいと思う時間帯

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
朝起きたとき	14.09%	13.78%	11.02%	13.74%
午前	7.39%	4.96%	2.89%	5.98%
お昼前後	5.30%	2.84%	1.71%	3.93%
午後	19.29%	12.07%	6.30%	15.11%
夕方から夜	28.39%	32.94%	33.46%	30.82%
夜寝る前	19.53%	25.96%	39.50%	23.81%
無回答	6.01%	7.45%	5.12%	6.61%
N値	5,438	5,277	762	11,477

表 51　相談したい相手がいないこどもの気分が落ち込んだり誰かに相談したいと思う時間帯

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
朝起きたとき	16.42%	15.99%	11.58%	15.86%
午前	6.02%	5.56%	3.16%	5.58%
お昼前後	4.93%	2.98%	4.21%	3.84%
午後	13.50%	11.92%	4.21%	12.02%
夕方から夜	22.81%	23.71%	23.16%	23.32%
夜寝る前	23.91%	27.91%	43.16%	27.37%
無回答	12.41%	11.92%	10.53%	12.02%
N値	548	738	95	1,381

■　決まりやルールについての意見発表の機会について

学校の決まりや行事の内容、公園を使うときのルールなどの、自分に関係する社会や地域の決まりやルールを大人が決めたり変えたりするときに、自分の意見を発表したり、大人に伝えたりしたことがあるかどうかついては、28.78%のこどもが「ある」と回答しました。

表 52　決まりやルールについての意見発表の機会の有無

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
ある	26.44%	31.29%	28.08%	28.78%
ない	72.29%	67.42%	69.69%	69.88%
無回答	1.27%	1.29%	2.23%	1.34%
N値	5,438	5,277	762	11,477

■　決まりやルールについて考える機会に対する参加の意欲について

学校以外の時間に、自分に関係する決まりやルールについて、大人と一緒に考える機会や、こどもの生活を良くするための活動をする機会があれば、参加したいと思うかどうかについては、「ぜひ参加したい」「時間があれば参加したい」「友達と一緒なら参加したい」を合わせると、全体で 67.90%という結果となりました。

表 53　決まりやルールについて考える機会に対する参加の意欲

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
ぜひ参加したい	8.73%	9.00%	6.69%	8.72%
時間があれば参加したい	23.76%	24.75%	20.47%	24.00%
友達と一緒なら参加したい	36.21%	34.00%	36.09%	35.18%
参加したくない	12.38%	12.36%	10.63%	12.25%
わからない	18.15%	18.86%	24.28%	18.88%
無回答	0.77%	1.04%	1.84%	0.97%
N値	5,438	5,277	762	11,477

(2) こどもたちが考える「こどもまんなか社会」

「こどもまんなか社会」とは、具体的にはどのような社会なのかについて、こどもたちが自ら考える場をワークショップ形式（参加者が個々に考え、お互いに協力し合い、与えられたテーマを元に展開する形式）により、全20回開催しました。

表 54　参加者の人数

小学５年生・６年生	中学１年生	中学２年生	中学３年生	高校１年生	高校２年生	高校３年生	合計
82人	52人	56人	112人	172人	167人	132人	773人

表 55　ワークショップの開催場所等（日付はいずれも令和６年（2024年））

日付	時間	場所	日付	時間	場所
７月６日	午前中	SoRa café（北飯岡一丁目）	９月22日	９：00～10：30	SoRa café
７月６日	14：00～16：00	SoRa café	９月22日	15：30～17：00	SoRa café
７月７日	15：00～16：30	SoRa. labo（大通一丁目）	９月25日	９：30～10：30	岩手女子高校
７月13日	10：30～11：30	SoRa café	９月25日	10：00～12：00	SoRa café
７月21日	10：00～12：00	SoRa café	９月28日	９：00～10：00	北松園小学校
７月27日	14：00～15：30	SoRa café	10月６日	19：00～21：00	SoRa café
７月28日	14：00～16：00	アイーナ	10月19日	９：00～10：30	SoRa café
８月10日	10：00～11：30	SoRa café	10月19日	10：00～12：00	向中野児童センター
８月28日	13：00～14：30	スタジオルーツ（向中野）	10月20日	15：30～17：00	SoRa café
９月１日	10：00～15：00	向中野児童センター、才川公園	10月31日	10：00～12：00	SoRa café

開催にあたり、参加するこどもたちとその保護者の方に、「こどもまんなか社会」の認知度や、魅力を感じるかどうかについてアンケートを実施した結果が、次のとおりとなります。

表 56　アンケート回答者

	小学５年生・６年生	中学１年生	中学２年生	中学３年生	高校１年生	高校２年生	高校３年生	合計
こども	82人	52人	56人	112人	141人	134人	87人	664人
保護者	353人	61人	51人	135人	63人	56人	103人	822人

図 73　「こどもまんなか社会」という言葉を聞いたことがある人の数

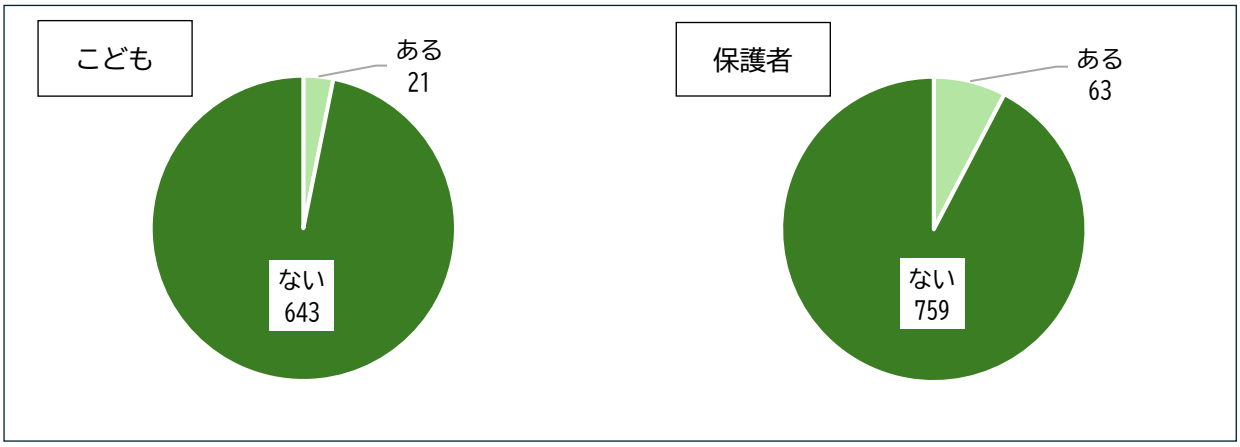


図 74　「こどもまんなか社会」を普段感じている人の数

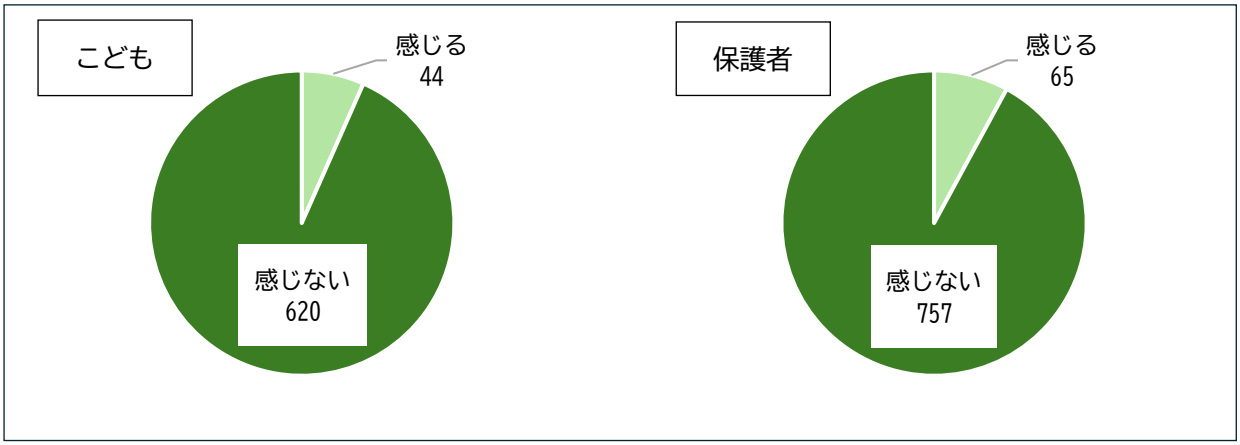
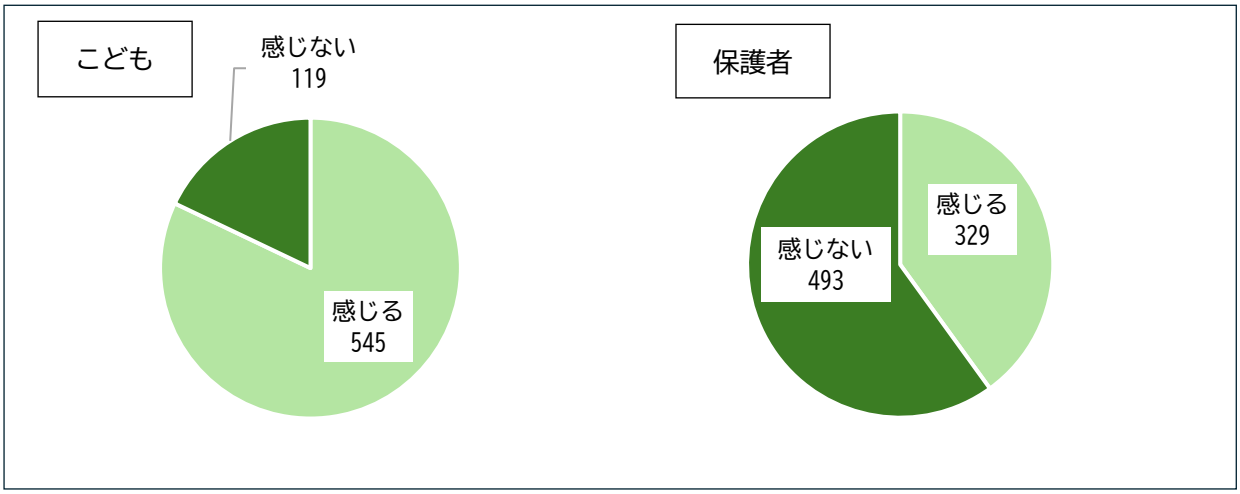


図 75　「こどもまんなか社会」に魅力を感じる人の数



アンケートの結果、ほとんどの人が「こどもまんなか社会」について聞いたことがなく、感じたこともないという回答でしたが、それに対し、「こどもまんなか社会」という言葉に魅力を感じる人は、特にこどもたちにおいて多いことがわかりました。

このことから、こども大綱で示された「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿をテーマとして、「こどもまんなか社会」が具体的にはどのような社会なのか、また、どうすれば実現することができるのかについて、ワークショップ形式で考えていただくことにしました。

図 76　「こどもまんなか社会」ワークショップの様子



◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　①

個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる

▼

＜テーマ＞こどもの「個性・多様性が受け入れられる」ために必要なことは？

▼

こどもたちの意見	情報だけでなく実態に接する機会があること	自由に意見を発言できる	子と親が意見を尊重し合える
	こどもの意見が周りに認められる	相手の意見を認めたり尊重したりする	障がいの正しい知識と情報とリアルを知ること
	大人が家庭環境の違いも認め合うこと	自分の推し（好きなこと）を言いやすい環境と社会	社会に触れる場での大人とのつながりが多くあること

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

こどもたちは、個性や多様性に関し、情報だけでなく実際に接する機会が大事であると感じており、親をはじめとする周りの大人から、個性や多様性に関するこどもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話の機会が必要だと感じています。

◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　②

様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる

▼

＜テーマ＞こどもが生き抜く力を得るための「様々な遊びや学び、体験」に必要なことは？

▼

こどもたちの意見	将来について考える体験	大人と一緒にイベントに参加する機会	自由と枠組みの時代と共に変わってきたことを学ぶこと
	生活習慣の違いを楽しむこと	多世代のつながりをもとにした遊びや学びの交流機会	中高生専用の遊び場（アスレチックなど）
	留学しやすい盛岡（留学に来やすい盛岡）	自分の住んでいるまちやエリアの街歩きツアー	盛岡の観光名所や歴史をもっと深く学び体験する
	自分の学力や考え方の位置を他都市と比べて知る機会	誰でも使える公園（インクルーシブ）	人の目を気にしなくてもいい学びや遊び

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

こどもたちは、様々な遊びや学び、体験を通じて生き抜く力を得るためには、自分とは異なる多くの世代とのつながりや、環境や生活習慣の異なる他の都市や外国について知る機会、自分の生まれ育った盛岡をより広く、より深く知る機会を求めるとともに、こども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会が必要だと感じています。

◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　③

夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる

▼

＜テーマ＞こどもが「夢や希望を叶えるチャレンジ」ができる環境に必要なことは？

▼

こどもたちの意見	自分の意見や夢が認められる	こどもや未成年の考えを聞いてくれる議員が増える	盛岡で活躍する大人から等身大の大人の話を聞く機会
	盛岡で活躍するイメージを大人と一緒に考えること	頑張りたいことに対してサポートしてくれる環境	困った人を助ける制度
	学校を越えた交流機会校外活動の促進	どうせ無理だと言わない社会	やってみることを推進する盛岡

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

　こどもたちは、夢や希望を叶えるチャレンジができる環境について、大人から経験談を聞いたり、自分たちの考えを聞いてもらったりしながら、大人と一緒に考える機会や、夢や希望が否定されず、チャレンジすることを認めてもらい、大人からサポートが受けられることが必要だと感じています。

◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　④

固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる

▼

＜テーマ＞こどもが「固定観念や価値観を押し付けられない」ようにするために必要なことは？

▼

こどもたちの意見	こどもが選択した理由を大人はきちんと聞く	信頼関係を築くこと	大人との間に入って、話を噛み砕いてくれる人がいる
	親、大人が変わっていくこと	変わることを恐れないこと	子と親が意見を尊重し合える
	こどもと大人が仲良くなる	親に言われても自分の意見をしっかり持つ	固定観念の事例を知る

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

　こどもたちは、固定観念や価値観を押し付けられないようにするためには、親や周りの大人がこどもの意見をきちんと聴き、互いに尊重し合えるように大人が変わっていくことや、大人とこどもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在がいること、大人が持っている固定観念とはどんなものなのかを知る機会を持つことが必要だと感じています。

◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　⑤

自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる

▼

＜テーマ＞こどもが「意見を表明し、社会に参画できる」ようになるために必要なことは？

▼

こどもたちの意見	自分の思ったことを 素直に言葉にできる	こどもの意見を聞く 大人が増える	政治は身近だと知ること
	身近な大人と一緒に 参加、参画すること	こどもでも何かできるという ことを実感する機会	自分でも世界を変えることが できるんだと知ること
	意見を集める仕組みの必要性	こどもと大人が 一緒に笑い合う社会	条例の変更を こどもがうったえる

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

　こどもたちは、意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、自分たちが考えていることを大人が受け止められるようになることや、こどもたちが大人と一緒になって、社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られることが必要であると感じています。

◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　⑥

不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲の大人や社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる

▼

＜テーマ＞こどもの「不安や悩みの解決」について、どんなことを感じているか？

▼

こどもたちの意見	こどもが言いたいことを 言えない痛み	相談しにくいことがある ということを大人が知る	反抗期とひとまとめに されたくない
	相談されやすい環境を 大人がつくること	解決してくれる人に相談する ことを当たり前とすること	新しいことにチャレンジする ときの痛みがいやされる
	不安や悩みは解決できること を知ってもらう	親からのしばりがなく、逆に やりたいことが見つからない	相談先が必ずしも解決先では ないことを知ること

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

　こどもたちは、不安や悩みを大人に相談できずにつらい思いをしていることや、色々な気持ちが混ざり合っていることを大人に知ってもらうこと、解決することができる人を選んで相談することが必要となっていることを感じています。

◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　⑦

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる

▼

＜テーマ＞こどもが「困難な状況から守られる」ために必要なことは？

▼

こどもたちの意見	カウンセリングを受けやすくする	ＳＯＳの出し方と受け取り方を学ぶ	安心安全な空間をつくるという意識を当たり前にすること
	困難の乗り越え方をみんなで考える機会	成長の過程を守ること	予防と対策を学校でもやること

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

こどもたちは、困難な状況から守られるためには、困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくることや、困難に直面した場合の乗り越え方について知る機会や考える機会が得られること、自分が助けを求めやすくなるとともに、他の人の助けてほしい気持ちを受け取ることができるようになることが必要だと感じています。

◆　こども大綱が示す「こどもまんなか社会」におけるこども・若者の姿　⑧

働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

▼

＜テーマ＞こどもが「働くこと、親になることへの夢や希望」を持つために必要なことは？

▼

こどもたちの意見	自分がなりたい職業につける大学が増えるとよい	パートナーと生きるイメージを多世代で共有する	結婚観を学ぶ機会を増やしたい
	岩手にいながらにして様々な学ぶ機会や働く機会がある	親がかっこいいこと	親になっても学んだり友達をつくれたりする
	県外に行って働いても盛岡と関われること	こどもまんなかを本気で考える働き方、親の在り方	こどものことを一番に考えられる大人になる

▼

＜こどもたちの意見のまとめ＞

こどもたちは、働くことへの夢や希望を持つためには、地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会を得ることや、選択肢の幅が増えること、離れたところで働いていても盛岡との関わりが得られることが必要だと感じています。

また、親になることへの夢や希望を持つためには、結婚後も魅力的な生き方をしている大人が近くにいることや、こどもを一番に考える生き方を大人の姿から学ぶこと、現代における結婚についてのイメージを世代間で共有することが必要だと感じています。

◆ **盛岡で「こどもまんなか社会」を実現するために必要なこと（全ての意見のまとめ）**

こどもたちが考えた８つのテーマで出された意見をまとめると、次のとおりとなります。

表 57　こどもたちが考える『盛岡で「こどもまんなか社会」を実現するために必要なこと』

テーマ	こどもたちの意見のまとめ
こどもの個性・多様性が受け入れられるために必要なこと	・　個性や多様性に関し、情報だけでなく実際に接する機会が得られること ・　親をはじめとする周りの大人から、個性や多様性に関するこどもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話の機会があること
こどもが生き抜く力を得るための様々な遊びや学び、体験に必要なこと	・　自分とは異なる多くの世代とのつながり ・　環境や生活習慣の異なる他の都市や外国について知る機会があること ・　自分の生まれ育った盛岡をより広く、より深く知る機会があること ・　こども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会があること
こどもが夢や希望を叶えるチャレンジができる環境に必要なこと	・　大人から経験談を聞いたり、自分たちの考えを聞いてもらったりしながら、大人と一緒に夢や希望を叶えるチャレンジができる環境について考える機会があること ・　夢や希望が否定されず、チャレンジすることを認めてもらい、大人からサポートが受けられること
こどもが固定観念や価値観を押し付けられないようにするために必要なこと	・　親や周りの大人がこどもの意見をきちんと聴き、互いに尊重しあえるように大人が変わっていくこと ・　大人とこどもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在がいること ・　大人が持っている固定観念とはどんなものなのかを知る機会があること
こどもが意見を表明し、社会に参画できるようになるために必要なこと	・　自分たちが考えていることを大人が受け止められるようになること ・　こどもたちが大人と一緒になって、社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られること
こどもの不安や悩みの解決について感じていること	・　不安や悩みを大人に相談できずにつらい思いをしていることや、色々な気持ちが混ざり合っていることを大人に知ってもらうこと ・　解決することができる人を選んで相談することが必要となっていること
こどもが困難な状況から守られるために必要なこと	・　困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくること ・　困難に直面した場合の乗り越え方について知る機会や考える機会が得られること ・　自分が助けを求めやすくなるとともに、他の人の助けてほしい気持ちを受け取ることができるようになること
こどもが働くこと、親になることへの夢や希望を持つために必要なこと	・　地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会を得ることや選択肢の幅が増えること ・　離れたところで働いていても盛岡との関わりが得られること ・　結婚後も魅力的な生き方をしている大人が近くにいることや、こどもを一番に考える生き方を大人の姿から学ぶこと ・　現代における結婚についてのイメージを世代間で共有すること

第３章　計画の推進体系

１ 基本理念

こどもまんなか盛岡市
描く未来はこどもの笑顔　みんなが子育てパートナー

こどもまんなか盛岡市

このフレーズは、こども基本法とこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の考え方に基づき、**本市の未来を支えていくこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会**の実現を目指すとともに、こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら**地域の課題解決を主体的に担う力を獲得することができる環境**を整えていくことを示しています。

描く未来はこどもの笑顔

全てのこどもについて、**その年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること**は、「子どもは権利をもつ主体である」という考え方に基づく、子どもの権利条約における原則とされており、また、こども施策を推進する際の基本理念の一つとして、こども基本法に定められています。

このフレーズは、一人ひとりのこども・若者が希望を叶える未来のために最も良いことが何なのかについて、**こども・若者の声を聴いた大人が考え、その声に応えるとともに、こども・若者の笑顔のために行動することが重要であること**を示しています。

みんなが子育てパートナー

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、祖父母や近隣の住民等から日々の**子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっている**ことに加え、少子化の進展や世帯人数の減少とともに、共働き世帯やひとり親家庭の増加が進んでおり、**こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる場を確保することの必要性が高まっています。**

このフレーズは、地域のあらゆる主体によるこども・若者と子育てのサポートの充実を通じ、子育てのパートナーと呼ぶことができる存在を増やしていくことにより、**地域全体で子育ての不安や負担を軽減し、子育てにやさしいまちを目指す**ことを示しています。

２ 基本目標

本計画では、こども・若者と子育てに関する現状と課題や、これまでの計画の推進状況、こども基本法の目的、こども大綱が示す基本的な方針や重要事項などを踏まえ、基本理念である「こどもまんなか盛岡市」を実現するための基本目標を次の５つにまとめ、本計画における各施策を展開していきます。

基本目標１
全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

充実した母子保健と教育・保育を受けながら、こども・若者が健やかに成長することができ、こどもを安心して生み育てることができる環境づくりを行います。

基本目標２
全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

こども・若者が多様な価値観に出会い、互いを尊重し合うことを学びながら、大人と一緒に考え、活躍する経験を通じて、自らの希望を叶えていくことができる環境づくりを行います。

基本目標３
全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり

こども・若者が不安や悩みを抱えたときや、困難な状況に陥ったときに助けられ、差別や孤立、貧困に陥ることなく安全・安心に暮らすことができる環境づくりを行います。

基本目標４
地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり

地域全体が協力して、出産と子育てに関する不安や負担を軽減するための支援を提供することにより、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

基本目標５
全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり

こども・若者の権利の理解と尊重が促進され、意見表明の機会が確保されるとともに、こども・若者の権利侵害を防止し、侵害から救済するための環境づくりを行います。

３ 計画の体系と施策の展開

本計画の基本理念と５つの基本目標を達成するため、基本施策を次のとおり定め、施策ごとに具体的な取組・事業を推進していきます。

表 58　基本目標と基本施策

基本目標	基本施策
１　全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	１　切れ目のない母子保健の充実
	２　こども・若者のための医療体制の確保
	３　幼児教育・保育の充実と質の向上
	４　子育てを応援するための支援の充実
	５　安全・安心な地域環境の整備
２　全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり	１　こども・若者の活躍の支援
	２　充実した学校教育の推進
	３　こども・若者の居場所づくり
	４　こども・若者の自己形成支援
	５　若者の就労支援
３　全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり	１　こども・若者の相談・支援体制の充実
	２　児童虐待防止とＤＶ対策
	３　障がい等のあるこども・若者への支援
	４　こどもの貧困の解消に向けた対策
４　地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり	１　子育ての不安を軽減するための支援の充実
	２　子育てのための経済的支援の充実
	３　地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進
５　全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり	１　こども・若者の権利の理解と尊重の促進
	２　こども・若者の意見表明の機会づくり
	３　権利侵害の防止と侵害からの救済

また、これらの基本目標について、それぞれ次の視点から、本計画において重点的に取り組む事項を定めます。

表 59　重点的に取り組む事項についての視点

重点	対応する基本目標
こども・若者の声を聴く・こども・若者の権利の擁護が進められる	基本目標２・基本目標５
発達に特性のあるこども・若者が、支援を受けることができる	基本目標３・基本目標４
教育・保育の質が確保され、こどもの成長に応じて提供される	基本目標１・基本目標４
こども・若者の発達にとって重要な遊び・学びの機会が確保される	基本目標１・基本目標２
こども・若者が安全に安心して過ごせる居場所づくりが行われる	基本目標２・基本目標３

■　**重点①　こども・若者の声を聴く・こども・若者の権利の擁護が進められる**

【内　　容】

こども・若者が自分に関係のある事柄について自由に意見を表明し、大人がその意見をこども・若者の発達に応じて十分に考慮し、その声に応えるとともに、こども・若者の権利が守られるようになるための取組を行います。

【取組事業】

子ども未来基金事業［こどもミライクラフト］、こども相談事業、利用者支援事業（こども家庭センター型）など

■　**重点②　発達に特性等のあるこども・若者が、支援を受けることができる**

【内　　容】

医療的ケア児や、発達に特性のあるこどもが早期に支援につながるよう、こどもと家族に寄り添いながら、個々の特性や状況に応じた支援を提供するとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を図る取組を行います。

【取組事業】

乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）、発達支援保育事業、医療的ケア児保育支援事業など

■　**重点③　教育・保育の質が確保され、こどもの成長に応じて提供される**

【内　　容】

それぞれの家庭において必要とされるサービスが、地域の身近な場において適切に提供されるように、教育・保育等の環境整備を進める取組を行います。

【取組事業】

保育事業者等巡回支援事業、乳児等通園支援事業、保育料の軽減等など

■　**重点④　こども・若者の発達にとって重要な遊び・学びの機会が確保される**

【内　　容】

こどもが安心して遊ぶことができる機会や場所を確保するとともに、若者が自分たちの健康に向き合い、将来こどもを生み育てるために必要なことを学ぶための取組を行います。

【取組事業】

こどもの遊び場の充実、思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進など

■　**重点⑤　こども・若者が安全に安心して過ごせる居場所づくりが行われる**

【内　　容】

こども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくための取組を行います。

【取組事業】

こども食堂支援事業、放課後児童クラブ利用給付金事業など

各基本目標・基本施策ごとの事業体系は、次のとおりです。

表 60　基本目標・基本施策ごとの事業体系

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
１　全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	１－１ 切れ目のない 母子保健の充実	001	母子健康手帳交付・妊婦相談事業
		002	乳児家庭全戸訪問事業
		003	妊婦のための支援給付
		004	妊産婦等包括相談支援事業
		005	子育て相談
		006	性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
		007	妊婦健康診査事業
		008	母子歯科保健事業
		009	産婦健康診査事業
		010	新生児聴覚検査
		011	乳幼児健康診査事業
		012	産後ケア事業
		013	パパママ教室
		014	離乳食教室
		015	(関連)夜間急患診療所管理運営事業
		016	(関連)小児救急輪番制病院事業
		017	(関連)小児救急当番医制事業
		018	(関連)予防接種事業
		019	(関連)幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
		020	(関連)妊産婦医療費給付事業
		021	(関連)乳幼児医療費給付事業
		026	(関連)未熟児養育医療給付事業
		120	(関連)思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進
		143	(関連)妊娠ＳＯＳ相談
	１－２ こども・若者のための 医療体制の確保	015	夜間急患診療所管理運営事業
		016	小児救急輪番制病院事業
		017	小児救急当番医制事業
		018	予防接種事業
		019	幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
		020	妊産婦医療費給付事業
		021	乳幼児医療費給付事業
		022	小学生医療費給付事業
		023	中学生医療費給付事業
		024	高校生等医療費給付事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
１　全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	１－２ こども・若者のための医療体制の確保	025	ひとり親家庭等医療費給付事業
		026	未熟児養育医療給付事業
		027	小児慢性特定疾病対策事業
		028	育成医療費給付事業
		029	不妊に悩む方への特定治療支援事業
	１－３ 幼児教育・保育の充実と質の向上	030	保育所管理運営事業
		031	保育所民営化事業
		032	私立児童福祉施設整備助成事業
		033	児童福祉施設等の設置認可
		034	私立児童福祉施設運営費助成事業
		035	私立児童福祉施設等運営事業
		036	認定こども園等運営費給付事業
		037	保育所定員弾力化推進事業
		038	保育士奨学金返還支援給付金事業
		039	保育士宿舎借上げ支援事業
		040	若手保育士等処遇改善事業
		041	産休等代替職員費助成事業
		042	保育士資格取得支援事業
		043	保育事業者等巡回支援事業
		044	各種研修の実施
		045	保育体制強化事業
		046	延長保育事業
		047	休日保育事業
		048	病児保育事業
		049	幼稚園型一時預かり事業
		050	幼児期の教育・保育と小学校教育との連携と接続
	１－４ 子育てを応援するための支援の充実	051	地域子育て支援拠点事業
		052	ファミリー・サポート・センター事業
		053	子育て短期支援事業
		054	一時預かり事業
		055	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		056	保育料の軽減等
		057	子育てのための施設等利用給付事業
		058	実費徴収に係る補足給付を行う事業
		059	放課後児童クラブ利用給付金事業
		060	児童手当支給事業
		061	子育て応援在宅育児支援金支給事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
１　全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	１－４ 子育てを応援するための支援の充実	062	こどもの遊び場の充実
		063	子ども未来基金事業［子育て支援］
		064	こども・子育て情報発信事業
		065	家庭教育支援事業
		066	子育て支援員研修事業
		067	児童委員活動事業
		068	赤ちゃんの駅設置事業
		069	ワーク・ライフ・バランスの推進
		070	少子化対策事業
	１－５ 安全・安心な地域環境の整備	071	少年センター活動事業
		072	見守り協定
		073	防災教育の推進
		074	交通安全教育の推進
		075	交通安全教室開催事業
		076	交通指導員活動事業
		077	街路樹等維持管理事業
		078	公園等維持管理総務事務
		079	消費生活情報の発信
		080	消費者安全確保等に係る立入検査
２　全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり	２－１ こども・若者の活躍の支援	081	子ども未来基金事業［こどもミライクラフト］
		082	こどもまんなか応援サポーター事業
		083	先人教育の推進
		084	盛岡市・うるま市中学生交流事業
		085	外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣等
		086	中学生による国際交流スピーチコンテスト
		087	中学生ビクトリア市研修
		088	ビクトリア市中高生訪問団受入事業
		089	児童生徒向け男女共同参画出前講座
		090	教育関係者向け男女共同参画推進研修
		091	進路選択のための保護者等向け事業への取組
		092	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進
		093	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等
		094	市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施
	２－２ 充実した学校教育の推進	095	学力向上推進事業
		096	市立高校の魅力化
		097	道徳教育の推進
		098	いじめ問題対策
		099	不登校対策推進事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
２　全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり	２－２ 充実した学校教育の推進	100	教育振興運動
		101	幼児期の教育と小学校教育の接続
		102	教育施設の環境の向上
		074	(関連)交通安全教育の推進
		083	(関連)先人教育の推進
		085	(関連)外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣等
		112	(関連)小・中学校における食育の取組
		113	(関連)学校給食の充実
		114	(関連)健康教育の充実
		115	(関連)学校体育の充実
		118	(関連)部活動の地域移行事業
		126	(関連)キャリア教育の推進
		153	(関連)特別支援教育
	２－３ こども・若者の居場所づくり	103	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
		104	児童館管理運営事業
		105	母親クラブ活動育成事業
		106	放課後子ども教室推進事業
		107	こども食堂支援事業
		108	新たなこどもの居場所づくり
		109	子ども未来基金事業［居場所づくり］
	２－４ こども・若者の自己形成支援	110	食生活改善推進員地区活動事業
		111	保育所における食育の取組
		112	小・中学校における食育の取組
		113	学校給食の充実
		114	健康教育の充実
		115	学校体育の充実
		116	次世代体力・運動能力向上プロジェクト
		117	学校体育施設開放事業
		118	部活動の地域移行事業
		119	こどもの読書活動の推進
		120	思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進
		121	保育所地域活動事業
		122	少年指導員事業
		123	資源集団回収報奨金交付事業
		124	出前！消費者講座
		125	二十歳のつどい

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
２　全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり	２－５ 若者の就労支援	126	キャリア教育の推進
		127	高校生スキルアップ支援事業
		128	高校生インターンシップ事業
		129	高校生キャリア形成支援事業
		130	市役所でのインターンシップ
		131	盛岡地域企業研究イベント
		132	ジョブカフェいわて運営業務委託
		133	盛岡地域サポートステーション運営業務委託
３　全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり	３－１ こども・若者の相談・支援体制の充実	134	重層的支援体制整備事業
		135	こども相談事業
		136	青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分）
		137	青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）
		138	子ども発達相談支援事業
		139	児童扶養手当現況届時相談受付事業
		140	母子・父子自立支援員による相談・指導
		141	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
		142	精神保健福祉相談
	３―２ 児童虐待防止とＤＶ対策	143	妊娠ＳＯＳ相談
		144	児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）
		145	利用者支援事業（こども家庭センター型）
		146	養育支援訪問事業
		147	子育て世帯訪問支援事業
		148	母子生活支援施設管理運営事業
		149	私立児童福祉施設等運営事業（母子生活支援施設等）
		001	(関連)母子健康手帳交付・妊婦相談事業
		002	(関連)乳児家庭全戸訪問事業
		004	(関連)妊産婦等包括相談支援事業
		005	(関連)子育て相談
		006	(関連)性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
		007	(関連)妊婦健康診査事業
		009	(関連)産婦健康診査事業
		011	(関連)乳幼児健康診査事業
		135	(関連)こども相談事業
		141	(関連)ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
	３―３ 障がい等のあるこども・若者への支援	150	乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）
		151	親子通園事業
		152	発達支援保育事業
		153	特別支援教育

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
３　全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり	３―３ 障がい等のあるこども・若者への支援	154	障がい児個別支援ファイルの活用
		155	子ども未来基金事業［こども・子育てへの理解が深まる活動］
		156	重度心身障がい者医療費給付事業
		157	中度身体障がい者医療費給付事業
		158	介護給付等給付事業
		159	訓練等給付事業
		160	障がい児通所給付費等給付事業
		161	日中一時支援事業
		162	補装具・日常生活用具給付等事業
		163	難聴児補聴器購入費助成事業
		164	特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）
		165	特別児童扶養手当支給事業
		166	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
		167	医療的ケア児保育支援事業
		168	学校における医療的ケア体制の整備
		028	(関連)育成医療費給付事業
		138	(関連)子ども発達相談支援事業
	３－４ こどもの貧困の解消に向けた対策	169	乳幼児栄養食品支給
		170	フードドライブの推進
		171	自立相談支援事業
		172	勤労者融資事業
		173	多重債務者包括的支援プログラム
		174	消費者救済資金貸付
		175	就学援助事業
		176	学習支援事業
		177	就学相談支援事業
		178	子ども未来基金事業［学習支援］
		179	児童扶養手当支給事業
		180	ひとり親家庭等日常生活支援事業
		181	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
		182	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		183	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
		184	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業
		185	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
		186	母子・父子自立支援プログラム策定事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
３　全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり	３－４ こどもの貧困の解消に向けた対策	002	(関連)乳児家庭全戸訪問事業
		003	(関連)妊婦のための支援給付
		004	(関連)妊産婦等包括相談支援事業
		018	(関連)予防接種事業
		019	(関連)幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
		020	(関連)妊産婦医療費給付事業
		021	(関連)乳幼児医療費給付事業
		022	(関連)小学生医療費給付事業
		023	(関連)中学生医療費給付事業
		024	(関連)高校生等医療費給付事業
		025	(関連)ひとり親家庭等医療費給付事業
		038	(関連)保育士奨学金返還支援給付金事業
		039	(関連)保育士宿舎借上げ支援事業
		040	(関連)若手保育士等処遇改善事業
		041	(関連)産休等代替職員費助成事業
		042	(関連)保育士資格取得支援事業
		056	(関連)保育料の軽減等
		058	(関連)実費徴収に係る補足給付を行う事業
		059	(関連)放課後児童クラブ利用給付金事業
		067	(関連)児童委員活動事業
		071	(関連)少年センター活動事業
		072	(関連)見守り協定
		107	(関連)こども食堂支援事業
		126	(関連)キャリア教育の推進
		127	(関連)高校生スキルアップ支援事業
		128	(関連)高校生インターンシップ事業
		129	(関連)高校生キャリア形成支援事業
		130	(関連)市役所でのインターンシップ
		131	(関連)盛岡地域企業研究イベント
		132	(関連)ジョブカフェいわて運営業務委託
		133	(関連)盛岡地域サポートステーション運営業務委託
		134	(関連)重層的支援体制整備事業
		135	(関連)こども相談事業
		137	(関連)青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）
		139	(関連)児童扶養手当現況届時相談受付事業
		140	(関連)母子・父子自立支援員による相談・指導
		143	(関連)妊娠ＳＯＳ相談

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
３　全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり	３－４ こどもの貧困の解消に向けた対策	144	(関連)児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）
		145	(関連)利用者支援事業（こども家庭センター型）
		146	(関連)養育支援訪問事業
		147	(関連)子育て世帯訪問支援事業
		148	(関連)母子生活支援施設管理運営事業
		149	(関連)私立児童福祉施設等運営事業（母子生活支援施設等）
		156	(関連)重度心身障がい者医療費給付事業
		157	(関連)中度身体障がい者医療費給付事業
		158	(関連)介護給付等給付事業
		159	(関連)訓練等給付事業
		160	(関連)障がい児通所給付費等給付事業
		161	(関連)日中一時支援事業
		162	(関連)補装具・日常生活用具給付等事業
		163	(関連)難聴児補聴器購入費助成事業
		164	(関連)特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）
		165	(関連)特別児童扶養手当支給事業
４　地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり	４－１ 子育ての不安を軽減するための支援の充実	187	子育てに関する相談支援体制の整備
		001	(再掲)母子健康手帳交付・妊婦相談事業
		002	(再掲)乳児家庭全戸訪問事業
		005	(再掲)子育て相談
		004	(再掲)妊産婦等包括相談支援事業
		006	(再掲)性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
		007	(再掲)妊婦健康診査事業
		009	(再掲)産婦健康診査事業
		011	(再掲)乳幼児健康診査事業
		188	仕事と子育ての両立・子育ての疲労感の軽減のための支援
		012	(再掲)産後ケア事業
		013	(再掲)パパママ教室
		046	(再掲)延長保育事業
		047	(再掲)休日保育事業
		048	(再掲)病児保育事業
		049	(再掲)幼稚園型一時預かり事業
		052	(再掲)ファミリー・サポート・センター事業
		053	(再掲)子育て短期支援事業
		054	(再掲)一時預かり事業
		055	(再掲)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
４　地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり	４－１ 子育ての不安を軽減するための支援の充実	069	(再掲)ワーク・ライフ・バランスの推進
		103	(再掲)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
		104	(再掲)児童館管理運営事業
		107	(再掲)こども食堂支援事業
		161	(再掲)日中一時支援事業
		189	障がい児・医療的ケア児等の子育てに関する不安の軽減
		138	(再掲)子ども発達相談支援事業
		150	(再掲)乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）
		151	(再掲)親子通園事業
		154	(再掲)障がい児個別支援ファイルの活用
		152	(再掲)発達支援保育事業
		153	(再掲)特別支援教育
		166	(再掲)医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
		167	(再掲)医療的ケア児保育支援事業
		168	(再掲)学校における医療的ケア体制の整備
	４－２ 子育てのための経済的支援の充実	190	母子の健康の保持・増進を図るための経済的支援
		007	(再掲)妊婦健康診査事業
		008	(再掲)母子歯科保健事業
		009	(再掲)産婦健康診査事業
		010	(再掲)新生児聴覚検査
		107	(再掲)こども食堂支援事業
		169	(再掲)乳幼児栄養食品支給
		170	(再掲)フードドライブの推進
		191	こどもを生み育てる環境を充実させるための経済的支援
		003	(再掲)妊婦のための支援給付
		029	(再掲)不妊に悩む方への特定治療支援事業
		056	(再掲)保育料の軽減等
		057	(再掲)子育てのための施設等利用給付事業
		058	(再掲)実費徴収に係る補足給付を行う事業
		059	(再掲)放課後児童クラブ利用給付金事業
		060	(再掲)児童手当支給事業
		061	(再掲)子育て応援在宅育児支援金支給事業
		192	医療費の負担を軽減するための経済的支援
		018	(再掲)予防接種事業
		019	(再掲)幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
		020	(再掲)妊産婦医療費給付事業
		021	(再掲)乳幼児医療費給付事業
		022	(再掲)小学生医療費給付事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
４　地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり	４－２ 子育てのための経済的支援の充実	023	(再掲)中学生医療費給付事業
		024	(再掲)高校生等医療費給付事業
		025	(再掲)ひとり親家庭等医療費給付事業
		026	(再掲)未熟児養育医療給付事業
		027	(再掲)小児慢性特定疾病対策事業
		193	障がいのあるこども・若者が必要な医療・介護等を受けるための経済的支援
		028	(再掲)育成医療費給付事業
		156	(再掲)重度心身障がい者医療費給付事業
		157	(再掲)中度身体障がい者医療費給付事業
		158	(再掲)介護給付等給付事業
		159	(再掲)訓練等給付事業
		160	(再掲)障がい児通所給付費等給付事業
		162	(再掲)補装具・日常生活用具給付等事業
		163	(再掲)難聴児補聴器購入費助成事業
		164	(再掲)特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）
		165	(再掲)特別児童扶養手当支給事業
		194	貧困の状態にある家庭に向けた経済的支援
		172	(再掲)勤労者融資事業
		174	(再掲)消費者救済資金貸付
		175	(再掲)就学援助事業
		176	(再掲)学習支援事業
		177	(再掲)就学相談支援事業
		179	(再掲)児童扶養手当支給事業
		181	(再掲)母子父子寡婦福祉資金貸付事業
		182	(再掲)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	４－３ 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	195	地域の様々な主体による子育て応援の活性化のための取組
		063	(再掲)子ども未来基金事業［子育て支援］
		064	(再掲)こども・子育て情報発信事業
		082	(再掲)こどもまんなか応援サポーター事業
		196	地域の様々な主体によるこども・若者の育成支援
		052	(再掲)ファミリー・サポート・センター事業
		066	(再掲)子育て支援員研修事業
		105	(再掲)母親クラブ活動育成事業
		110	(再掲)食生活改善推進員地区活動事業
		118	(再掲)部活動の地域移行事業
		122	(再掲)少年指導員事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
５　全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり	４－３ 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	197	地域の様々な主体によるこども・若者の見守り体制の充実
		067	(再掲)児童委員活動事業
		072	(再掲)見守り協定
		075	(再掲)交通安全教室開催事業
		076	(再掲)交通指導員活動事業
		106	(再掲)放課後子ども教室推進事業
		107	(再掲)こども食堂支援事業
		198	地域の様々な主体による子育ての支援体制の充実
		016	(再掲)小児救急輪番制病院事業
		017	(再掲)小児救急当番医制事業
		068	(再掲)赤ちゃんの駅設置事業
		069	(再掲)ワーク・ライフ・バランスの推進
		166	(再掲)医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
		170	(再掲)フードドライブの推進
		172	(再掲)勤労者融資事業
	５－１ こども・若者の権利の理解と尊重の促進	199	こども・若者の権利についての大人の理解と尊重の促進
		082	(再掲)こどもまんなか応援サポーター事業
		090	(再掲)教育関係者向け男女共同参画推進研修
		091	(再掲)進路選択のための保護者等向け事業への取組
		094	(再掲)市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施
		200	こども・若者の権利についてのこども・若者の理解と尊重の促進
		089	(再掲)児童生徒向け男女共同参画出前講座
		092	(再掲)男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進
		093	(再掲)性の多様性の理解に向けた啓発・講座等
		097	(再掲)道徳教育の推進
	５－２ こども・若者の意見表明の機会づくり	201	まちづくりへのこども・若者の参加の促進
		081	(再掲)子ども未来基金事業［こどもミライクラフト］
		082	(再掲)こどもまんなか応援サポーター事業
		108	(再掲)新たなこどもの居場所づくり
		109	(再掲)子ども未来基金事業［居場所づくり］
		202	地域における活動へのこども・若者の参加の促進
		100	(再掲)教育振興運動
		104	(再掲)児童館管理運営事業
		107	(再掲)こども食堂支援事業
		122	(再掲)少年指導員事業
		125	(再掲)二十歳のつどい

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
５　全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり	５－３ 権利侵害の防止と侵害からの救済	203	権利侵害に関する相談・支援と救済のための体制の構築
		067	(再掲)児童委員活動事業
		072	(再掲)見守り協定
		134	(再掲)重層的支援体制整備事業
		135	(再掲)こども相談事業
		136	(再掲)青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分）
		137	(再掲)青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）
		138	(再掲)子ども発達相談支援事業
		141	(再掲)ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
		142	(再掲)精神保健福祉相談
		204	権利侵害の防止のための体制の構築
		001	(再掲)母子健康手帳交付・妊婦相談事業
		002	(再掲)乳児家庭全戸訪問事業
		004	(再掲)妊産婦等包括相談支援事業
		005	(再掲)子育て相談
		006	(再掲)性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
		007	(再掲)妊婦健康診査事業
		009	(再掲)産婦健康診査事業
		011	(再掲)乳幼児健康診査事業
		097	(再掲)道徳教育の推進
		098	(再掲)いじめ問題対策
		099	(再掲)不登校対策推進事業
		143	(再掲)妊娠ＳＯＳ相談
		144	(再掲)児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）
		145	(再掲)利用者支援事業（こども家庭センター型）
		146	(再掲)養育支援訪問事業
		147	(再掲)子育て世帯訪問支援事業

基本目標１

全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

基本施策１－１　切れ目のない母子保健の充実

基本施策１－２　こども・若者のための医療体制の確保

基本施策１ー３　幼児教育・保育の充実と質の向上

基本施策１－４　子育てを応援するための支援の充実

基本施策１－５　安全・安心な地域環境の整備

基本施策１－１ 切れ目のない母子保健の充実

■　現状と課題

核家族化の進展や、世帯全体におけるひとり親家庭の割合の増加、地域のつながりの希薄化によって、子育てについて相談する相手が身近にいないケースが増えており、本市が行ったニーズ調査結果においても、「気軽に相談できる人がいない・相談できる場所がない」と回答した乳幼児期のこどもの保護者の割合は11.13%（平成30年度（2018年度）に実施した前回調査の結果では、6.35%）となりました。

このことから、子育てにおける不安や負担を抱え込んで母親が孤立しないようにするため、妊娠期から出産、子育て期までにわたる切れ目のない支援を行う必要があります。

■　施策の方向性

妊娠期から出産、子育て期までにおける母親と、出生から乳幼児期までにおけるこどもを対象とする健康診査や、保健指導の充実を進めるとともに、一貫して身近で相談に応じる体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と、こどもが健やかに育つ環境の整備を推進します。

表 61　切れ目のない母子保健の充実のための事業

相談支援体制の充実		健康診査体制の充実
・母子健康手帳交付・妊婦相談事業	・性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）	・妊婦健康診査事業
・乳児家庭全戸訪問事業	・パパママ教室	・母子歯科保健事業
・妊婦のための支援給付	・離乳食教室	・産婦健康診査事業
・妊産婦等包括相談支援事業	・(関連)思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進	・新生児聴覚検査
・子育て相談		・乳幼児健康診査事業
・(関連)妊娠ＳＯＳ相談		・産後ケア事業

【関連事業】基本施策１－２　こども・若者のための医療体制の確保	
・(関連)夜間急患診療所管理運営事業	・(関連)幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
・(関連)小児救急輪番制病院事業	・(関連)妊産婦医療費給付事業
・(関連)小児救急当番医制事業	・(関連)乳幼児医療費給付事業
・(関連)予防接種事業	・(関連)未熟児養育医療給付事業

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
妊婦健康診査受診率	98.9%	98.9%
【出典】本市母子健康課による集計		
３歳児健康診査受診率	100%	100%
【出典】本市母子健康課による集計		
産後１か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	4.1%	3.5%
【出典】本市母子健康課による集計（産婦健康診査問診回答状況）		
産後ケア事業の利用率	16.3%	24.7%
【出典】本市母子健康課による集計		
妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	54.2%	62.7%
【出典】本市母子健康課による集計		

■　取組・事業

001	母子健康手帳交付・妊婦相談事業							
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こども家庭センター等の窓口で、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票等を交付します。また、交付の際に、妊娠中の健康管理について、保健師等による相談や支援を行います。							

002	乳児家庭全戸訪問事業　地域子ども・子育て支援事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、妊娠経過、分娩状況、出生時の状況、母子の現在の状況、育児環境、新生児聴覚検査結果、母親の産後のうつ傾向等の状況を確認するとともに、必要に応じた情報提供や支援を行います。							

003	妊婦のための支援給付
目的	こどもを生み育てる環境の充実、出産・子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	妊娠期の負担を軽減するため、妊婦であることの認定の際と、妊娠しているこどもの人数の届出の際に支援金の給付を行うとともに、妊産婦等包括相談支援事業と組み合わせて総合的な支援を効果的に行います。

004	妊産婦等包括相談支援事業
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援により、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。

005	子育て相談
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	身体計測や、育児相談、心身の発育・発達相談、栄養相談、歯科相談などの保健師・栄養士等による保健指導や個別相談を、市保健所、玉山総合福祉センター等で毎月開催します。

006	性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
目的	出産・子育てに関する不安の軽減、こどもの心身の健全な育成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	妊娠・出産・育児及び性や生殖に関する悩みや健康に対する不安を持つ方が、助産師や保健師に気軽に相談できる専用電話を設置します。

007	妊婦健康診査事業　地域子ども・子育て支援事業
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診１回分について助成を行います。

008	母子歯科保健事業
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	妊娠中や出産後における母親の健康状態の保持と、乳歯等の健全な育成や機能の維持向上による乳幼児の健やかな成長と発達を図るために、妊婦と産後１年以内の女性を対象とする妊産婦歯科健診と幼児歯科健診を行います。

009	産婦健康診査事業
目的	母親の健康の保持と増進、出産・子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	産後うつの予防や新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の２週間後と１か月後における産婦健康診査２回分の費用を助成します。

010	新生児聴覚検査
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	新生児期（生後１か月未満）における聴覚検査を行うことにより、早期に難聴が発見され、適切な支援を受けることによって、音声言語の発達への影響が最小限に抑えられるようにするため、医療機関で受けた聴覚検査の費用を助成します。

011	乳幼児健康診査事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	１歳６か月児、３歳児を対象とする集団健診と、１～２か月児、３～４か月児、６～７か月児、９～10か月児、１歳児、１歳６か月児、２歳児、３歳児を対象とする医療機関での個別健診（１歳６か月児と３歳児は二次健診）を行い、こどもの疾病や、発育発達・育児環境上の問題の早期発見につなげます。 また、健康診査の結果、発育発達において要支援となったこどもとその保護者を対象に、精神発達専門員による個別相談（ちびっこ相談）を行います。							

012	産後ケア事業　地域子ども・子育て支援事業							
目的	母子の健康の保持と増進							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	出産後１年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者に対し、助産師が医療機関や自宅において、保健指導、授乳指導、心理的ケアや育児に関する指導や支援を行います。							

013	パパママ教室							
目的	子育てに関する不安・身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	育児を協力して行おうという意識付けの機会を提供するために、初めて妊娠・子育てをする保護者に対し、赤ちゃんとの生活についての講話のほか、妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を使用した体験を提供します。							

014	離乳食教室							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	将来の正しい食習慣の基礎をつくる時期における支援を行うことにより、健全な食生活が図られるように、概ね生後４か月の乳児を持ち、初めて子育てをする保護者に対し、離乳食についての講話や離乳食の試食のほか、遊びの紹介などを行います。							

基本施策１－２ こども・若者のための医療体制の確保

■　現状と課題

子どもの権利条約の４つの原則の１つである「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」において、こどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長することができるように、医療等の支援を受けることが保障されています。

本市が実施した「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」において、「過去１年間に、医療機関でこどもを受診させた方が良いと思ったが、実際には受診させなかったこと」があった方のうち約４分の１の方から、「保険証は持っていたが、医療費を支払うことが難しかったため」という理由が挙げられました。

このことから、医療をいつでも受けられるように、こども・若者に対する支援を行うことや、支援があること自体を知ってもらうことが必要となっています。また、未熟児や小児慢性特定疾病にり患したこどもなど、支援を必要とするこども・若者が医療を受け、健全な育成が図られるようにすることが求められています。

■　施策の方向性

夜間や休日などにおける初期救急を確保するための体制を整えるとともに、医療費の負担を軽減するための支援を行うことにより、医療が必要なこども・若者の治療の機会を確保し、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。

表 62　こども・若者のための医療体制の確保のための事業

医療・予防体制の確保	医療費の負担を軽減するための支援	
・夜間急患診療所管理運営事業	・妊産婦医療費給付事業	・未熟児養育医療給付事業
・小児救急輪番制病院事業	・乳幼児医療費給付事業	・小児慢性特定疾病対策事業
・休日救急当番医制事業	・小学生医療費給付事業	・育成医療費給付事業
・予防接種事業	・中学生医療費給付事業	・不妊に悩む方への特定治療支援事業
・幼児等インフルエンザ予防接種補助事業	・高校生等医療費給付事業	
	・ひとり親家庭等医療費給付事業	

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
医療費助成の１人当たりの給付金額	28,620円	28,620円
【出典】本市医療助成年金課による集計		

■　取組・事業

015	夜間急患診療所管理運営事業
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたります。

016	小児救急輪番制病院事業
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたります。

017	休日救急当番医制事業
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたります。

018	予防接種事業
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	予防接種法に基づき、全額公費負担により、乳幼児・児童・生徒等の疾病予防を目的として各種定期接種を行います。

019	幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	生後６カ月から中学生までのこどもを対象として、インフルエンザ予防接種の接種費用を助成します。

020	妊産婦医療費給付事業
目的	母子の健康の保持と増進、出産に関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / **出産・産後期** / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	妊産婦が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。

021	乳幼児医療費給付事業
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / **乳幼児期** / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	乳幼児が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。

022	小学生医療費給付事業
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / **学童期** / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	小学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。

023	中学生医療費給付事業
目的	こども・若者の健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	中学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。

024	高校生等医療費給付事業
目的	こども・若者の健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	高校生等が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。

025	ひとり親家庭等医療費給付事業
目的	母子の健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	ひとり親家庭等の親子等が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。

026	未熟児養育医療給付事業
目的	こどもの健康の保持と増進、経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	未熟児が生後速やかに養育に必要な医療を受けることができるようにするため、出生体重が2,000グラム以下または医師が治療の必要を認めた未熟児が、指定医療機関に入院する際の医療費に対する給付を行います。

027	小児慢性特定疾病対策事業
目的	こどもの健康の保持と増進、経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	小児がんなどの国が定める小児慢性特定疾病（児童期に発症し、生命を長期に脅かし慢性に経過する疾病で、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させるとともに、長期にわたって高額な医療費の負担が続くもの）にり患した18歳未満（引き続き治療が必要と認められた場合は、20歳未満）のこども・若者を対象に、治療のための医療費の助成や日常生活用具の給付、相談支援を行います。

028	育成医療費給付事業
目的	こどもの健康の保持と増進、経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	身体上の障がいを有するこども・若者又は現存する障がいを放置すると将来障がいを残すと認められるこども・若者が、生活能力を得るために指定医療機関で治療する際に要する費用に対する給付を行います。

029	不妊に悩む方への特定治療支援事業							
目的	こどもを生み育てる環境の充実、出産に関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	特定不妊治療及び男性不妊治療に係る交通費の一部助成や先進医療に位置づけられる不育症検査の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、岩手・盛岡不妊専門相談センターを岩手県と共同設置し、不妊症・不育症に関する専門的相談体制を整備します。							

基本施策１－３ 幼児教育・保育の充実と質の向上

■　現状と課題

これまで本市が推進してきた計画において、待機児童の対策を重点的に行い、保育定員の増加を図ったことは、待機児童の解消につながってきましたが、一方で、少子化の進展とともに、各保育施設の定員の充足率が低下しつつあり、これまでとは異なる状況を迎えています。

このことから、認可保育所や認定こども園、幼稚園などの教育・保育の提供体制における量と質の確保に引き続き努めるとともに、それぞれのこどもにとって安全で安心して過ごすことができる場所で、成長に応じた適切な教育・保育が行われるように、各施設との連携を密にし、安定的な運営に向けた財政支援などを継続していく必要があります。

■　施策の方向性

全てのこどもの健やかな育ちを保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育と子育て支援を提供することができるように、保育体制強化事業などにより教育・保育環境の充実を図るとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修などにより職員の専門性を図りながら、保育士を確保するための経済的支援や幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格の取得支援、潜在保育士の就労支援の取組を継続します。

また、各家庭の状況に応じた子育て支援のための取組を行うとともに、こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

表 63　幼児教育・保育の充実と質の向上のための事業

教育・保育施設の充実	保育士の職場環境の改善・専門性の向上	各家庭の状況に応じた教育・保育のための取組
・保育所管理運営事業 ・保育所民営化事業 ・私立児童福祉施設整備助成事業 ・児童福祉施設の設置認可 ・私立児童福祉施設運営費助成事業 ・私立児童福祉施設等運営事業 ・認定こども園等運営費給付事業 ・保育所定員弾力化推進事業	・保育士奨学金返還支援給付金事業 ・保育士宿舎借上げ支援事業 ・若手保育士等処遇改善事業 ・産休等代替職員費助成事業 ・保育士資格取得支援事業 ・保育事業者等巡回支援事業 ・各種研修の実施 ・保育体制強化事業	・延長保育事業 ・休日保育事業 ・病児保育事業 ・幼稚園型一時預かり事業 ・幼児期の教育・保育と小学校教育との連携と接続

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
保育事業者等巡回支援事業による保育施設等の訪問回数	なし （令和５年度第４四半期から開始した事業のため）	132回
【出典】本市子育てあんしん課による集計		

■　取組・事業

030	保育所管理運営事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安・身体的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
方針	公立保育所において提供する保育を通じて、こどもの発達を支援するとともに、保護者の子育てに関する相談支援のほか、安心・安全に過ごせる居場所を提供し、園開放や園庭開放のほか、学生等への保育体験など、地域の子育て支援の中心となる役割を果たします。

031	保育所民営化事業
目的	こどもの保育環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	行財政運営の見直しとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所の管理運営業務の民営化を行います。

032	私立児童福祉施設整備助成事業
目的	こどもの保育環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	保育環境の改善のため、老朽化した保育所等の建替えや、認定こども園への移行など、国・県からの交付金等が活用可能な施設整備に対する助成を行います。

033	児童福祉施設等の設置認可
目的	こどもの保育環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	関係する法律の規定と市が条例で定める基準に基づき、保育所や認定こども園、地域型保育等事業の設置認可、認可外保育施設の届出に関する事務を行うほか、運営等についての相談に対する助言・指導を行います。

034	私立児童福祉施設運営費助成事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	各施設における健全かつ円滑な運営の確保や、多様な保育需要への対応を図るため、私立の保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業施設における適正な保育サービスの提供のために必要な運営費の補助を行います。							

035	私立児童福祉施設等運営事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	保育の実施義務を担う主体が市町村であることに基づく措置として、私立保育所に対し、児童数に応じた委託費を負担します。							

036	認定こども園等運営費給付事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	認定こども園・新制度移行幼稚園・地域型保育事業施設に対し、児童数に応じた施設型給付費・地域型保育給付費を負担します。							

037	保育所等定員弾力化推進事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	施設の基準を満たす範囲内で、定員を超えて児童を受け入れる定員弾力化を行うために必要な経費に対し、定員充足率に応じて補助金を支出します。							

038	保育士奨学金返還支援給付金事業
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	保育士の資格を取得するに当たり、奨学金を受給し現在返還を行っている保育士のうち、特に経済的負担が大きいと見込まれる若手保育士を対象に返還費用の一部を補助します。

039	保育士宿舎借上げ支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	私立保育所等の事業者が、当該事業所において雇用する保育士のためにアパート等を借り上げる費用の一部を補助します。

040	若手保育士等処遇改善事業
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	処遇改善加算の対象とならない経験年数３年未満の保育士を対象に、処遇改善を行う費用の一部を補助します。

041	産休等代替職員費助成事業
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	私立保育所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の職員の健康保持、雇用の安定を図るとともに、良好な保育体制の維持及び運営の負担軽減を図るため、各施設の産休・病休代替職員の雇用に要する費用に対する助成を行います。

042	保育士資格取得支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善・専門性の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	幼稚園教諭免許状を有する者が、指定養成施設において保育士資格を取得するために要した受講料等の経費の一部を補助します。

043	保育事業者等巡回支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善・専門性の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	保育の質を高めるために、公立保育所での園長経験のある保育相談員等が、保育業務に関する助言を、各施設への巡回により行います。

044	各種研修の実施
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善・専門性の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	幼稚園教諭と保育士の合同研修など、関係機関と協力しながら各種研修を行い、職員の専門性の向上を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。

045	保育体制強化事業
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善・専門性の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	清掃業務や遊具の消毒、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に係る経費の補助を行い、保育士の業務負担の軽減を図ります。

046	延長保育事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減	
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期	
概要	保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に対応するため、保育所、認定こども園、小規模保育事業施設等において、保育標準時間（主に午前７時から午後６時まで）以外における保育を必要とするこどもの保育を行います。	

047	休日保育事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減	
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期	
概要	休日（日曜日、祝日、年末年始）における保護者の就労等により保育を必要とするこどもの保育を行います。	

048	病児保育事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減	
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期	
概要	病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。 ・　病児保育・病後児保育 病気回復期及び病気の回復期に至らない、保育を必要とするこども（小学校に就学しているこどもまでが対象）の一時的な預かり保育を行います。 ・　体調不良児対応型 保育所に通所しているこどもが保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応及び保健的な対応を図りながら、保育を行います。	

049	幼稚園型一時預かり事業　地域子ども・子育て支援事業							
目的	こどもの教育・保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	幼稚園・認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、入園しているこどものうち、希望する保護者のこどもを対象に保育を行います。							

050	幼児期の教育・保育と小学校教育との連携と接続							
目的	こどもの教育・保育環境の充実、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの生活や発達の連続性を踏まえて、小学校との円滑な連携・接続を図り、一貫性のある教育・保育を提供するため、認定こども園や幼稚園、保育所のこどもと小学校の児童との交流を進めるとともに、こどもの実態や指導方法等について情報共有や相互理解を深める交流研修会の開催などの支援に取り組みます。							

基本施策１－４ 子育てを応援するための支援の充実

■　現状と課題

子育てを取り巻く社会環境は、少子化や共働き世帯の増加、女性の社会進出によって変化し続けており、それに伴って、支援のニーズも高まっている状況にあります。本市が実施したニーズ調査結果においても、フルタイム就労する女性の割合や、フルタイム就労を希望する女性の割合が、５年前の調査結果に比べて共に増加しています。

また、同調査における子育てや教育に関する情報の入手方法の結果では、「市の公式ＬＩＮＥ」が11.71%、「市の母子健康アプリ（母子モ）」が4.85%と、スマートフォンの普及状況に対して低い水準となっていることから、子育て支援に関する情報を必要とする世帯に対して効果的な周知を行うことができるように、活用を図ることが必要となっています。

■　施策の方向性

こどもの一時的な預かりや相談などの子育て支援を必要とする際に、どの子育て世帯も身近な地域で利用することができるように、子育て支援の提供体制の整備と、子育てを応援する主体や情報提供の充実を図ります。

表 64　子育てを応援するための支援の充実

子育て支援の充実	子育てを応援する主体や情報提供の充実
・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・保育料の軽減等 ・子育てのための施設等利用給付事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・放課後児童クラブ利用給付金事業 ・児童手当支給事業 ・子育て応援在宅育児支援金支給事業 ・こどもの遊び場の充実	・子ども未来基金事業［子育て支援］ ・こども・子育て情報発信事業 ・家庭教育支援事業 ・子育て支援員研修事業 ・児童委員活動事業 ・赤ちゃんの駅設置事業 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・少子化対策事業

■　目標指標

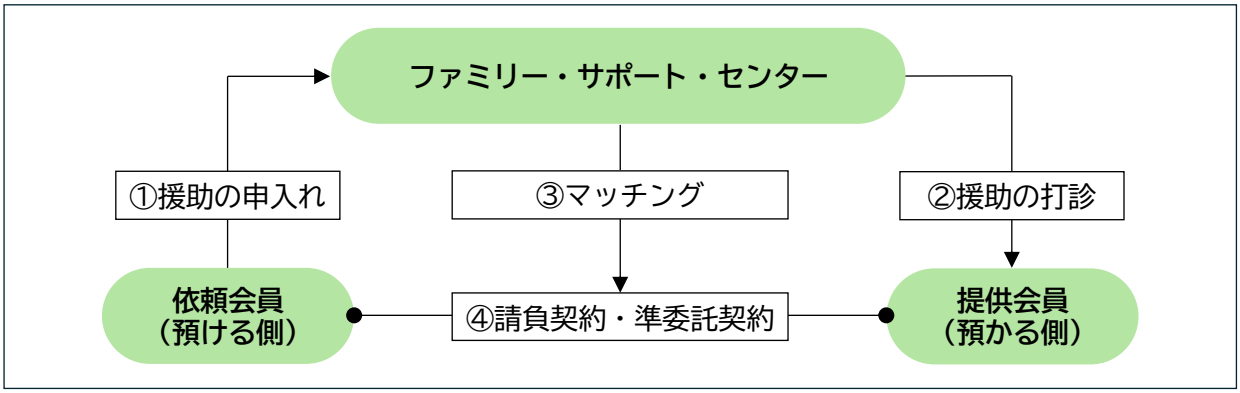
指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
市公式ＬＩＮＥのこども・子育て情報メニュー登録率 （18歳以下のこどもが属する世帯数に対するこども・子育て情報メニューの登録者数）	9.28%	60%
【出典】本市子ども青少年課による集計		

■　取組・事業

051	地域子育て支援拠点事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する不安の軽減	
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期	
概要	こどもの健やかな育ちを支援するため、０～２歳児のこどもがいる家庭を中心に、子育て世代の親子が交流できる場の提供や、子育てに関する不安なことや困りごとを身近に相談することができるよう、育児のノウハウを蓄積している保育所等を拠点として、関係機関と連携しながら、地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めます。	

052	ファミリー・サポート・センター事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減、地域における様々な主体による支援	
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期	
概要	こどもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行うことで、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの多様なニーズに対応します。	

図 77　ファミリー・サポート・センター事業のイメージ



053	一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減	
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期	
概要	こどもが保育所等に入所していない家庭において、こどもの保育が一時的に困難になる場合や、保護者の疾病等により緊急にこどもの保育を必要とする場合などに、こどもを一時的に保育所等で保育します。	

054	子育て短期支援事業　地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する身体的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	保護者の疾病や仕事等での不在により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等でこどもを一時的に養育します。原則として７日間を上限とする短期入所生活援助（ショートステイ）と、保護者が仕事その他の理由により不在となる期間又は緊急の必要がなくなるまでの期間における夜間養護（トワイライトステイ）を行います。

055	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する身体的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	０歳６か月から満３歳未満までのこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月ごとに一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用することができる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。

056	保育料の軽減等
目的	こどもを生み育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	幼児教育・保育の無償化の対象とならない３歳未満の子どもの保育料や、実費徴収となった３歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。また、所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等について、保育料を減免します。

057	子育てのための施設等利用給付事業
目的	こどもを生み育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園、認定こども園等の預かり保育及び認可外保育施設等を利用した場合の利用料について、月額上限の範囲内で無償化します。なお、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付の実施に努め、必要に応じて給付の実施回数や時期について変更を検討します。また、給付の対象となる特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、岩手県と情報共有するなど、適切に連携を図りながら対応します。

058	実費徴収に係る補足給付を行う事業　地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもを生み育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	新制度に移行していない幼稚園に通うこどものうち、年収550万円未満相当世帯のこどもと、第３子以降のこどもの副食（おかず、おやつ等）の費用を助成します。

059	放課後児童クラブ利用給付金事業
目的	こどもを生み育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	放課後児童クラブをきょうだいで利用する世帯や、経済的な理由により入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助します。

060	児童手当支給事業
目的	こどもを生み育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、18歳に達する年度の年度末までの間にあるこどもの養育者に児童手当を支給します。

061	子育て応援在宅育児支援金支給事業
目的	こどもを生み育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、希望するこどもの数を実現できる環境を整備するため、生後８週間から満３歳未満までの第２子以降のこどもについて、保育所等を利用していない在宅で育児をする世帯に対して、支援金を給付します。

062	こどもの遊び場の充実
目的	こどもを生み育てる環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	３歳以上の幼児や小学生以上のこどもが、天候や気温を気にせずに体を動かしたり、遊んだりすることができる屋内の施設などについて、既存の施設の活用や、民間事業者等との連携・協働による提供の方法を検討します。

063	子ども未来基金事業［子育て支援］
目的	子育てに関する不安の軽減、こどもを生み育てる環境の充実、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置した「子ども未来基金」を活用し、市民や民間団体などが主体的に取り組むこども・子育て支援に関する事業に補助を行い、子育てを地域で支える機運の醸成を図ります。

064	こども・子育て情報発信事業
目的	子育てに関する不安の軽減、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	子育て世代が得られるこどもや子育て支援に関する情報の充実を図るために、子育て世代に親和性の高いスマートフォン等で利用可能なもりおか子育てアプリ「母子モ」の電子母子健康手帳による多様な機能の提供や、こどもの成長に合わせた地域の子育て情報の発信のほか、市の公式ＬＩＮＥアカウントにおける子育てに関するメニューからの情報発信により、地域における各種子育て支援の取組の活性化と利用促進を図ります。

065	家庭教育支援事業
目的	子育てに関する精神的負担の軽減、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	家庭教育情報通信「はぐ便り」の発行や、家庭教育に関する情報提供を行うとともに、地域を越えた人のつながりを形成するための支援を目的とする「はぐ講座」を開催します。

066	子育て支援員研修事業
目的	こどもの保育環境の充実、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に従事可能となる「子育て支援員」の育成を図るため、岩手県との連携を図りながら、必要な研修の提供を推進します。

067	児童委員活動事業
目的	こどもの心身の健全な育成、出産や子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	児童委員が、市内各区域において、児童及び妊産婦の生活や取り巻く環境の状況把握、福祉保健サービスを適切に管理するために必要な情報の提供、その他援助及び指導を行います。また、主任児童委員が、児童福祉に関係する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員活動に対する援助及び協力を行います。 また、主任児童委員・児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行います。

068	赤ちゃんの駅設置事業
目的	子育てに関する身体的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、授乳やおむつ替えができるスペースを提供する公共施設や店舗等を「赤ちゃんの駅ＤＡＫＫＯ」として指定し、普及を図ります。また、屋外でのイベント等の開催の際に、テント型の「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを行います。

069	ワーク・ライフ・バランスの推進							
目的	こどもを生み育てる環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。また、イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。							

070	少子化対策事業							
目的	こどもを生み育てる環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	結婚を望む人を支援するため、県や県内市町村等と連携して「”いきいき”岩手サポートセンター」の運営に参画するほか、子ども未来基金を活用した市民や民間団体等による結婚活動事業への支援により、少子化対策に取り組みます。							

基本施策１－５ 安全・安心な地域環境の整備

■　現状と課題

これまでの計画を推進する中で、補導件数やこども・若者に関する相談件数は減少傾向にあり、一定の改善が見られていますが、犯罪被害や災害、事故に遭い、身体的な痛みだけでなく、心の痛みに苦しむこども・若者が後を絶たず、また、その家族にも様々な影響をもたらしています。

このことを踏まえ、こども・若者や子育て世代が安全・安心に生活を送ることができる地域環境の整備を推進する必要があります。

■　施策の方向性

こども・若者の生命を守り、犯罪被害や災害、事故からの安全を確保することによって、全てのこども・若者が健やかに成長するための対策を推進します。

また、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進します。

表 65　安全・安心な地域環境の整備のための事業

非行・犯罪被害の防止・相談支援	少年センター活動事業 見守り協定
災害からの安全確保	防災教育の推進
交通安全対策	交通安全教育の推進 交通安全教室開催事業 交通指導員活動事業
公園等の安全確保	街路樹等維持管理事業 公園等維持管理総務事務
消費者安全確保	消費生活情報の発信 消費者安全確保等に係る立入検査

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
巡回活動の実施回数	**388回**	**388回**
【出典】本市少年センターによる集計		

■　取組・事業

071	少年センター活動事業							
目的	こども・若者の心身の健全な育成、安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの非行の防止や健全な育成のため、警察署や各学校、ＰＴＡ連合会等との連携を図りながら、少年補導委員による街頭巡回活動や、環境点検活動、広報啓発活動等を行います。							

072	見守り協定							
目的	こども・若者の心身の健全な育成、安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、電気、ガス、新聞販売店等の事業者と、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定（見守り協定）」を締結し、普段の業務の中で異変等を察知したときや、支援を必要とする者を把握したときに、支援につなげることができる体制を確保します。							

073	防災教育の推進							
目的	安全・安心な環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	「いわての復興教育」の教育的価値「そなえる」取組として、地域の防災マップ作りや小・中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進します。また、家庭、地域等と連携・協働し、自他の命を守り抜く力「いきる」と共助「かかわる」の精神を育成します。							

074	交通安全教育の推進
目的	安全・安心な環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	児童生徒の命を守るために、交通事故ゼロを目指し、日常の教育活動の中で継続的に交通安全に関する指導を行うとともに、関係機関と連携し、毎年行っている通学路の合同点検の結果等について協議する「盛岡市通学路交通安全推進会議」を通して、児童生徒の登下校の際の安全確保に努めます。 また、児童生徒によるポスターコンクールへの応募やボランティア活動への参加を通じ、自他の安全な生活の実現や、安全で安心な社会づくりに主体的に貢献しようとする態度の育成に取り組みます。

075	交通安全教室開催事業
目的	安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / **乳幼児期** / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	こどもが身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標として、幼稚園、保育園、小・中学校等を対象とした交通安全教室を開催します。また、こどもの発達段階や特性に十分配慮し、園や学校などおよび保護者の協力のもとに、ミニ信号機などの教材を利用した分かりやすい実技指導に努めます。

076	交通指導員活動事業
目的	安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	こどもの交通事故防止を目的として、通園・通学時や町内会・子ども会等の行事開催時、交通安全教室等において、交通指導員による交通安全指導を行います。

077	街路樹等維持管理事業
目的	安全・安心な環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	交通安全と事故防止のため、見通しが良くなるよう公園植栽や街路樹等の選定を継続して行い、こどもの安全の確保に取り組みます。

078	公園等維持管理総務事務
目的	安全・安心な環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	公園施設の安全の確保のため、遊具の点検や更新を行うほか、新たに整備する公園については、子育て世代にも利用しやすい魅力ある公園作りに取り組みます。

079	消費生活情報の発信
目的	安全・安心な環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	製品事故や悪質商法、詐欺等による被害を防止するため、消費者として生活の中で注意すべき情報について、広報もりおか、ホームページへの掲載等により発信します。

080	消費者安全確保等に係る立入検査
目的	安全・安心な環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	消費者の利益や安全を守り、不測の損失や危害発生の防止を図るため、国が定めた適正な品質表示や基準に適合した製品安全マークの表示がされていない商品の販売や陳列について、販売事業者への立入検査を行います。

基本目標２

全てのこども・若者が活躍し、
希望を叶えていくことができる環境づくり

基本施策２－１　こども・若者の活躍の支援

基本施策２－２　充実した学校教育の推進

基本施策２ー３　こども・若者の居場所づくり

基本施策２－４　こども・若者の自己形成支援

基本施策２－５　若者の就労支援

基本施策２－１ こども・若者の活躍の支援

■　現状と課題

こども・若者が、性別等に関わらず活躍し、将来にわたって幸せな生活を送るためには、これまでの社会における固定的な意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの長所を伸ばし、自分の可能性を広げるための経験や体験の機会を得ることにより、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、自分の住む地域の課題解決を主体的に担う力を身に付ける必要があります。

■　こども・若者の意見

こどもたちの意見として、自分たちが生き抜く力を得るためには、異文化や多様な価値観を知る機会、自分の生まれ育った盛岡をより広く、より深く知る機会、こども・若者だけの空間での遊びや学び、体験等を行う機会が必要であることが挙げられました。

また、こどもの個性・多様性が受け入れられるためには、親をはじめとする周りの大人から、個性や多様性に関するこどもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話の機会が必要であるというこどもたちの意見があります。

■　施策の方向性

こども・若者の異文化や多様な価値観への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や国際交流を推進するとともに、こども・若者が主体的に社会に関わる体験をすることができる機会を創出します。

また、心身の発達に応じた教育及び学習により、こども・若者が、男女平等の理念や性別等の多様性に関する理解を深めるとともに、こどもに身近な存在である教職員等をはじめとする様々な世代が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないようにするための取組を推進します。

表 66　こども・若者の活躍の支援のための事業

こども・若者の活躍と、資質・能力の向上	個性や多様性が受け入れられる社会の形成
・子ども未来基金事業[こどもミライクラフト] ・こどもまんなか応援サポーター事業 ・先人教育の推進 ・盛岡市・うるま市中学生交流事業 ・外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣等 ・中学生による国際交流スピーチコンテスト ・中学生ビクトリア市研修 ・ビクトリア市中高生訪問団受入事業	・児童生徒向け男女共同参画出前講座 ・教育関係者向け男女共同参画推進研修 ・進路選択のための保護者等向け事業 ・男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進 ・性の多様性の理解に向けた啓発・講座等 ・市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
子ども未来基金への寄附件数	５件	20件
【出典】本市子ども青少年課による集計		
こどもミライクラフトの取組件数	なし	５件
【出典】本市子ども青少年課による集計		

■　取組・事業

081	子ども未来基金事業［こどもミライクラフト］
目的	こども・若者の資質・能力の向上、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置した「子ども未来基金」を活用し、こども・若者グループが主体的に取り組むまちづくりに関する活動に補助を行うとともに、活動をサポートし、こども・若者がまちづくりに参画する機会を創出します。

082	こどもまんなか応援サポーター事業
目的	地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	こども・若者が幸福な生活を送るために、こども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「こどもまんなかアクション」に取り組む「こどもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。

Point「こどもまんなかアクション」とは？

全国では、次のような「こどもまんなかアクション」が多様な主体により行われています。

・こども食堂をはじめとする居場所づくり
・障がいの有無や年齢、性別、国籍を問わずに誰もが楽しめるイベントの開催
・出産や子育ての不安を和らげるための取組、こどもが無料・安価に利用できるサービス提供
・こども・若者が主体となって参加するこども食堂でのカフェ体験
・こどもが大学生や企業、スポーツ団体と行う運動などの体験型イベントの開催
・男性育休や妊娠・育児と仕事の両立支援などの働き方改革による共働き・共育ての取組

083	先人教育の推進
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	盛岡の先人を取り上げた授業や、先人の時代や思いに触れる体験により、先人に対する一層の理解と盛岡への愛着を深めます。また、各学校の実践事例を市ホームページで共有するなど、先人教育の学びを広げる取組を推進します。

084	盛岡市・うるま市中学生交流事業
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	平成24年（2012年）に本市と友好都市提携を結んだ沖縄県うるま市の中学生との交流を通して、また、沖縄県やうるま市の歴史、文化、生活習慣を学習することで、広い知見と豊かな情操を備えた、将来を担う人材を育成します。

085	外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣等
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	市内の小・中学校及び市立高校へＡＬＴを派遣し、児童生徒の外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の向上を図るとともに、学習者用デジタル教科書等の活用を通じ、ＡＬＴによる授業以外の場面でも、児童生徒がネイティブの英語に触れ、英語力を向上させる機会を保障します。

Point「ＡＬＴ」とは？

「Assistant Language Teacher」の略で、「外国語を母国語とする外国語指導助手」のことを指す言葉です。学級担任への英語面でのサポート、生きた英語の提供、児童のコミュニケーション意欲や学習意欲の向上等を行います。

086	中学生による国際交流スピーチコンテスト
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	国際交流活動や姉妹都市交流に関心を持つ機会とするため、中学生を対象に国際交流をテーマにした日本語のスピーチコンテストを開催するとともに、中学生ビクトリア市研修に参加する団員の選考を行います。

087	中学生ビクトリア市研修
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	本市と姉妹都市交流を行っているカナダ・ビクトリア市に中学生を派遣し、姉妹都市への理解を深めることで、将来の姉妹都市交流を担い、積極的に国際交流に参加する人材を育成します。また、現地中学校での学校体験及びホームステイ等を通して、生活、習慣、文化、考え方の違い等を体験しながら外国語を学習する機会を提供し、世界に通用する国際感覚を養う契機とします。

088	ビクトリア市中高生訪問団受入事業
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	カナダ・ビクトリア市からの訪問団の受入れを行い、姉妹都市への理解を深めることで、将来の姉妹都市交流を担い、積極的に国際交流に参加する人材を育成します。また、市内受入校での学校体験及びホームステイ等を通して、本市の魅力を発信する機会とします。

089	児童生徒向け男女共同参画出前講座
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画
概要	性別等に関わらず誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けた取組として、小・中学校等において、男女共同参画や人権に関連する出前講座を開催します。

Point「性別等」とは？

性別以外に、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向である「性的指向」や、自己の性別についての認識である「性自認」を含んだ意味として用いる言葉です。

（※盛岡市男女共同参画推進条例第２条による定義に基づきます。）

090	教育関係者向け男女共同参画推進研修
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画
概要	児童生徒が性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、自分自身の働き方や暮らし方を考えることができるようにするため、指導的立場にある教員に向けた研修の開催を検討します。

091	進路選択のための保護者等向け事業
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画
概要	児童生徒の保護者が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な職業について知るための取組を行うことを検討します。

092	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	学校教育において、男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を行うなど、理解の促進と意識の形成を図ります。							

093	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を行います。							

094	市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を行います。							

基本施策２－２ 充実した学校教育の推進

■　現状と課題

本市の学校教育は、「多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」を育てることを基本理念とする盛岡市教育振興基本計画に基づき、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成などによる小・中学校教育の充実や、生涯学習の推進、歴史・文化の継承のための施策等を推進しています。

そのような中で、児童生徒の教育環境については、令和４年度（2022年度）において、全国の小・中学校の不登校児童生徒数や、小・中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数が過去最多となり、本市においても、小・中学校における不登校の出現率の上昇やいじめの認知件数の増加が見られる状況にあります。

このことから、学校が、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つとなるように、こどもの最善の利益の実現と、児童生徒が安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」を図る必要が生じています。

■　施策の方向性

児童生徒の資質・能力の向上や、多様な意見を認め合うことに価値を感じるようになっていくための活動を展開するとともに、学校施設の環境向上に計画的に取り組みます。

また、不登校のこどもを含む全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるように努めるとともに、いじめを認知した場合における早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進などの対策に取り組みます。

表 67　充実した学校教育の推進のための事業

こども・若者の資質・能力の向上	こどもが安全に、安心して学ぶことができる環境の確保	教育環境の充実
・学力向上推進事業 ・市立高校の魅力化 ・(関連)先人教育の推進 ・(関連)外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣等 ・(関連)小・中学校における食育の取組 ・(関連)キャリア教育の推進	・道徳教育の推進 ・いじめ問題対策 ・不登校対策推進事業 ・(関連)交通安全教育の推進 ・(関連)特別支援教育	・教育振興運動 ・幼児期の教育と小学校教育の接続 ・教育施設の環境の向上 ・(関連)学校給食の充実 ・(関連)健康教育の充実 ・(関連)学校教育の充実 ・(関連)部活動の地域移行事業

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
認知したいじめが解消した割合	小学校　98.8% 中学校　98.2%	小学校　100% 中学校　100%
【出典】岩手県教育委員会による調査		
学校内外の機関等で相談・指導を受けている不登校児童生徒の割合	小学校　72.3% 中学校　69.6%	小学校　80.0% 中学校　80.0%
【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）		

■　取組・事業

095	学力向上推進事業
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査や、岩手県教育委員会が実施する岩手県学習定着度状況調査のそれぞれの結果から、児童生徒一人ひとりの学習状況や学習のつまずきに着目し、児童生徒の学習改善や教員の指導改善に生かして、児童生徒の一人ひとりの資質・能力の向上を目指します。

096	市立高校の魅力化
目的	教育環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	行政機関や企業・団体と連携したインターンシップ事業の実施や、特色ある教育課程の編成による探究学習の推進により、地域の魅力や課題を理解し、本市に誇りと愛着を持ち貢献しようとする人材の育成に取り組みます。また、商業科にコースの新設及び科目設定を行い、ＩＣＴを活用した文理横断的・探究的な学びの向上を図り、デジタル人材の育成強化に取り組みます。

097	道徳教育の推進
目的	こどもが安心して学ぶことができる環境の確保
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	道徳科の授業、児童会・生徒会活動、学校行事等の多様な教育活動において、いじめや差別、他者理解等に係る題材を扱い、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようにするとともに、他者の考えや意見を聴く機会を設け、教員による児童生徒への適切な評価や、教員と児童生徒が一緒に考え、議論することで、多様な意見を認め合うことの良さを感じ取らせる活動を展開します。

098	いじめ問題対策
目的	こどもが安心して学ぶことができる環境の確保
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	各学校が「いじめ問題への取組チェックリスト」により自校の取組について点検を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。また、教育委員会内に「対策チーム」を立ち上げ、定期又は臨時に会議を行い、各学校の取組について情報共有しながら、チームとして各学校を支援します。 また、こどもが悩んでいることや困っていることについて、状況に応じて、こども相談室が教育委員会と情報を共有するとともに連携し、学校に対して解決に向けた支援を行います。

099	不登校対策推進事業
目的	こどもが安心して学ぶことができる環境の確保
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	校内教育支援センターをはじめとする各学校の指導体制の充実・強化に取り組むほか、ひろばモリーオ（教育支援センター）の教育相談員等によるアウトリーチ型支援、「盛岡市不登校対策マニュアル」の活用促進など、各学校の不登校対策を支援します。また、フリースクール等の民間施設との連携も図りながら、不登校児童生徒の居場所づくりを推進します。

100	教育振興運動
目的	こども・若者の資質・能力の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	教育振興運動地区別集会、中学生リーダー育成研修会及び実践研修会を通して、各小・中学区の教育振興協議会の取組等の交流を図りながら、児童生徒、家庭、地域社会、学校及び行政の五者の連携を深め、教育振興運動の更なる充実を図ります。

101	幼児期の教育と小学校教育の接続
目的	教育環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	「幼稚園・保育園・こども園と小学校の接続カリキュラム」の見直しを行い、就学前教育施設と小学校に周知することで、各校・園のカリキュラムの見直しにつなげ、幼児教育と小学校教育の更なる相互理解と円滑な接続を図ります。

102	教育施設の環境の向上
目的	教育環境の充実
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	小・中学校施設の空調設備については、普通教室には設置済ですが、近年の夏の猛暑に対応するため、全ての小・中学校の特別教室へ早期に設置できるよう計画的に取り組みます。 また、小・中学校施設のトイレについては、全てのトイレの洋式化に向けて、引き続き計画的かつ効率的な整備に取り組みます。市立高校のトイレについては、「盛岡市有公共施設トイレ環境整備計画」等に位置付け、洋式化や多目的トイレの設置に取り組みます。

基本施策２－３ こども・若者の居場所づくり

■　現状と課題

女性就業率の上昇等に伴い、共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化が生じていることにより、放課後の居場所に対するニーズが年々高まっている状況にあります。国では、25歳～44歳の女性の就業率を向上させることを目指して各般の取組を進めており、本市においても共働き世帯が増加していることから、今後も放課後の居場所に対するニーズの高まりは継続していくものと見込まれます。

児童センターや放課後児童クラブなどの放課後の居場所は、増加する利用数に対応するための職員や運営費の確保、施設の老朽化などの課題を抱えています。また、地域住民によるこどもの見守りの場となるこども食堂は、設置されている小学校区に偏りがあることや、運営する際の負担、貧困家庭のこどもが利用する場所というイメージがあることなどの課題を抱えています。

本市が行った放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査結果では、平日の放課後や学校の休業日のこどもの居場所について、自宅で一人又はきょうだいと過ごしていると回答した保護者が約14.4%おり、希望するこどもの居場所と一致していないと感じている方が多いことが分かりました。

同調査における施設等の利用希望に関する回答では、児童センターや放課後児童クラブの割合が高い結果となりましたが、利用できていない理由について、利用時間や経済的負担が挙げられており、市の取組に対する希望に関する回答でも、経済的な負担を少なくしてほしい、多様な居場所を確保してほしいと回答する割合が高い結果となりました。また、こども食堂の利用希望としては、自分が住んでいる小学校区内での平日の夕方や休日の日中における利用希望が高い結果となりました。

■　こども・若者の意見

居場所に関するこどもたちの意見として、こども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会が必要であることが挙げられました。居場所に関しては、それぞれのこども・若者によって様々なニーズがありますが、中学生以上の若者を含め、こどもが見つけやすく、利用しやすく、そして、どんなこどももつながりやすい安全な居場所づくりが求められています。

■　施策の方向性

児童センターは、各小学校区に設置されているという地理的利便性や、その拠点性、多機能性、地域性を活かし、安全対策のための改修や、小学校への複合化などによる環境整備、運営面での質の向上を図り、こどもの居場所としての更なる機能の充実に取り組みます

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労などで家庭にいない世帯における児童の預かりを行う施設であり、放課後の居場所のニーズに対しての重要性が高い施設です。専門の資格を有する放課後児童支援員の指導の下で児童の成長を支援する生活の場として、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組みます。

こども食堂は、平日夕方の利用や小学校区内での開催を希望する声があることから、全ての小学校区への設置に向けて、新規開設に向けた周知活動や、関係機関との連携による開設支援に取り組みます。

こども・若者の新たな居場所づくりについては、既存の施設がどのような空間であれば過ごしたいと感じるか、また、どのような所に居場所となる空間があると使いやすいかなど、こども・若者の意見を聴きながら、環境の整備に努めます。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
放課後児童クラブを利用できなかった児童数（５月１日時点）	35人	０人
【出典】本市子ども青少年課による集計		
こども食堂が開設された小学校区数	19小学校区	31小学校区
【出典】本市子ども青少年課による集計		

■　取組・事業

103	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）　地域子ども・子育て支援事業							
目的	こどもの健全な育成、こどもの居場所の確保、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供してその健全な育成を図ります。 また、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組みます。							

104	児童館管理運営事業
目的	こどもの健全な育成、こどもの居場所の確保、子育てに関する身体的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	こどもの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、こどもに健全な遊びを提供する屋内型の児童厚生施設である児童館・児童センターの管理運営を行います。 児童館・児童センターは、全ての小学校区に設置されており、こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、誰でも利用できる施設として運営し、こどもの放課後の居場所を提供するとともに、地域における児童福祉活動の拠点施設としての役割を果たします。

105	母親クラブ活動育成事業
目的	こどもの健全な育成、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	児童館・児童センターを拠点として各地域の保護者が行う親子と各世代間との交流、文化活動や、食育講座などのこどもの養育に関する研修活動、こどもの事故防止等を目的とする交通安全教室などの母親クラブの活動に対する補助を行い、地域住民の積極的な参加による地域組織活動の促進と、こどもの体験機会の創出を図ります。

106	放課後子ども教室推進事業
目的	こどもの健全な育成、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行うことにより、こどもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

107	こども食堂支援事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、こどもの居場所の確保、子育てに関する経済的負担の軽減、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。 こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。							

108	新たなこどもの居場所づくり							
目的	こどもの居場所の確保、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こども・若者が主体となって、遊びや学び、体験等を行うことができる場所を、こども・若者からの意見を聴きながら、こどもミライクラフト等による取組を通じて創出します。							

109	子ども未来基金事業［居場所づくり］							
目的	こどもの居場所の確保、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、こども・若者が自己肯定感や豊かな情操を育むことができるような居場所づくりのために市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、活動に補助を行います。							

基本施策２－４ こども・若者の自己形成支援

■　現状と課題

こどもが基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図りながら、自分らしく生きられるように自己形成をしていくことは、こども・若者が自立し、自分たちが幸福な生活を送るための課題を自ら解決していく力を獲得することの基礎となります。

このことから、バランスのとれた食事、適切な運動、規則正しい生活習慣、読書など、心身が健康であるための基盤となる基本的な生活習慣の形成とともに、地域における多様な出会いや、社会への参加の機会を確保するための取組が必要となっています。

■　施策の方向性

発達段階に応じて、こどもや保護者に対し、食生活や健康に関する学習の機会や情報提供を行い、食育を通じて、健全な心身の成長や豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小・中学校等においても、授業や給食などを通じて、学校・家庭・地域と連携を図りながら、健康に関する正しい知識を身に着け、自ら考え健康的な習慣を実践できる児童・生徒を育む取組を行います。

また、こども・若者が身近で気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるとともに、将来の健康の維持につなげるための取組や、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくための読書活動のほか、地域における多様な世代との活動、こども・若者が社会に関わっていく活動を推進します。

表 68　こども・若者の自己形成支援のための事業

こども・若者の基本的な生活習慣の形成		地域における多様な出会いや社会への参加の機会
・食生活改善推進員地区活動事業 ・保育所における食育の取組 ・小・中学校における食育の取組 ・学校給食の充実 ・健康教育の充実	・学校体育の充実 ・次世代体力・運動能力向上プロジェクト ・学校体育施設開放事業 ・部活動の地域移行事業 ・こどもの読書活動の推進 ・思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進	・保育所地域活動事業 ・少年指導員事業 ・資源集団回収報奨金交付事業 ・出前！消費者講座 ・二十歳のつどい

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
朝食を毎日食べる人の割合	小学生　81.3% 中学生　80.0% 成人(18歳～39歳)　64.9%	小学生　85.0% 中学生　85.0% 成人(18歳～39歳)　85.0%
【出典】小・中学生：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）、成人：まちづくりアンケート(本市)		
市内保育所・幼稚園における食育に関する取組を行った施設の割合	97.2%	98.0%
【出典】栄養管理状況報告書（本市保健所）		
運動が好きな児童生徒の割合	小学生　92.5% 中学生　85.0%	小学生　95.0% 中学生　90.0%
【出典】全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）		
毎日一定の時間に就寝する児童生徒の割合	小学生　85.2%(R6) 中学生　83.4%(R6)	小学生　88.0% 中学生　88.0%
【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）		

■　取組・事業

110	食生活改善推進員地区活動事業							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市食育推進計画							
概要	こども・若者に限らず、幅広い年代を対象に、栄養教室や講習会で研修した知識や調理方法を普及するなど、食を通じた健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員が、地域の実情に合わせ、町内会や児童センター等の関係機関と連携を図りながら食に関する周知啓発を行います。							

111	保育所・幼稚園における食育の取組							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市食育推進計画							
概要	保育所・幼稚園における給食や、給食だよりを通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣などの食の大切さをこどもや保護者に働きかけるとともに、食材に地場産品を積極的に使用し、郷土食等を取り入れながら食文化についての理解を深めます。 また、こどもが畑での栽培体験やクッキング体験などの食育指導を通じて、早期から食への興味関心を持ち、食への感謝の気持ちを育むことができる取組を推進します。							

112	小・中学校における食育の取組
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画、盛岡市食育推進計画
概要	学校教育全体を通して児童生徒が望ましい食生活を送れるように、食に関する指導の取組を推進するとともに、学校給食における食材の使用については、価格や品質などを検討した上で、盛岡市産及び岩手県産の優先使用の維持・向上に努めます。 また、地場産品等を活用した食に関する指導の取組として、盛岡市食育推進計画に基づき、学校給食に郷土食や行事食を取り入れながら「生きた教材」として活用します。

113	学校給食の充実
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	「第三次学校給食施設整備実施計画」に基づき、新たな学校給食センターの整備に取り組むとともに、供用開始までの間、単独調理場の維持や給食自由選択方式の継続に取り組みます。また、児童生徒に栄養バランスの整った食を安心安全に提供する取組の充実を図ります。

114	健康教育の充実
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	岩手県教育委員会が実施している「60(ロクマル)プラスプロジェクト」に参加し、食習慣や生活習慣の改善を図ります。各学校の状況に応じ、各家庭あてのお便りや期末面談等を通じた協力依頼を行うとともに、県が作成した「60(ロクマル)プラスプロジェクト　チャレンジカード」を活用するなど、望ましい生活習慣の確立に取り組みます。

Point「60（ロクマル）プラスプロジェクト」とは？

未来を担うこどもたちの「健やかな体の育成」に向けて、１日60分以上の運動の呼びかけなどを通じて、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立が図られるよう、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成に向け、相互に関連付けた取組を各学校が行う取組です。

115	学校体育の充実
目的	こども・若者の資質・能力の向上、こども・若者の基本的な生活習慣の形成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	児童生徒が、体育の授業における仲間との関わりを通じて運動の楽しさを体感するとともに、休み時間や放課後等、体育の授業以外に運動する機会を確保し、生涯にわたって運動を楽しむ態度を育みます。

116	次世代体力・運動能力向上プロジェクト
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市スポーツ推進計画
概要	こどもたちの体力・運動能力の向上を目指し、体の動きづくりに効果的なトレーニングの実施、複数の種目を体験するスポーツ教室、指導者や保護者がスポーツ活動で活用できる知識を習得する機会の提供に取り組みます。

117	学校体育施設開放事業
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市スポーツ推進計画、盛岡市教育振興基本計画
概要	小・中学校の体育施設（校庭・体育館）を開放し、気軽にスポーツができるよう取り組みます。また、各学校に設置している学校体育施設開放運営委員会が行っている利用団体の登録申請や施設利用の受付について、利便性の向上を図るためデジタル化等を検討するほか、夜間照明施設の計画的な更新・修繕を行い、利用者が安全に使用できる施設を目指します。

118	部活動の地域移行事業
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市スポーツ推進計画、盛岡市教育振興基本計画
概要	本市のこどもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、こどもたちの豊かで幅広い活動機会の環境づくりを目指し、生徒・教員・保護者のニーズや地域の実情についての状況把握等を行い、各地域や種目に応じた地域移行や、学校を中心とした地域連携などの様々なパターンを想定し、慎重かつ丁寧に検討を進めます。

119	こどもの読書活動の推進
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / **乳幼児期** / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画、第３次もりおか子どもの読書活動推進計画
概要	第３次もりおか子どもの読書活動推進計画に基づき、学校や家庭、地域のボランティア等と連携し、こどもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに、中高生の不読率の改善に向けて、学校図書ボランティアの育成・活用や、図書館からのＳＮＳによる中高生向け図書の情報提供などにより、読書習慣の定着につなげ、読書活動を推進する取組を促進します。

120	思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こどもの心身の健全な育成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / **青年期** / **ポスト青年期**
概要	自分や他人の命の大切さを学び、正しい性の知識を得る機会を提供し、意図せぬ妊娠や虐待を防止する観点から、いのちや性に関することをテーマとする小・中学校での講演会や、大学生等へ向けた普及啓発、親子が参加する母子保健事業の機会等を通じて、プレコンセプションケアについての周知を行います。

Point「プレコンセプションケア」とは？

日本語に訳すと、「妊娠前の健康管理」という意味を持つ言葉です。

将来、妊娠するか、しないかに関わらず、また、女性だけでなく若い世代の男女が、未来のライフプランを考えて、より健康的な生活を意識して行うことをいいます。

121	保育所地域活動事業
目的	地域や多くの世代と関わる機会の確保
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / **乳幼児期** / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	保育所において、老人福祉施設等への訪問や地域のお年寄りを招待しての世代間のふれあい活動を行います。また、地域のこどもとの交流を通じて異年齢のこども同士のつながりを深めます。

122	少年指導員事業
目的	地域や多くの世代と関わる機会の確保、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	子ども会・子ども会育成会活動を通じて、こどもが社会性を身につけるための支援をするボランティアである少年指導員を養成し、本の読み聞かせやクラフト、映画会、野外活動、リーダー養成などの担い手としての活動を行います。

123	資源集団回収報奨金交付事業
目的	地域や多くの世代と関わる機会の確保
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	資源の再利用等を促進する市民運動を育成するとともに、ごみの減量を推進することを目的に、資源集団回収を行う町内会、子ども会などの市民団体に対して報奨金を交付するとともに、実績が優秀と認められる団体を表彰します。

124	出前！消費者講座
目的	社会への参加意識の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / **青年期** / ポスト青年期
概要	小・中学校、高等学校、大学等のほか、ＰＴＡ等に赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活が営めるよう支援する。

125	二十歳のつどい
目的	社会への参加意識の向上
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / **青年期** / ポスト青年期
概要	人生の節目である二十歳に達した市民の新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの認識や、本市の未来を支える市民としての自覚を喚起し、社会への参加意識を高めることを目的に、二十歳の式典を開催します。

基本施策２－５ 若者の就労支援

■　現状と課題

若者の就労支援は、若者が自立する基本であるだけではなく、社会の活力を維持する上でも極めて重要です。

こども・若者が、成長過程の適切な時期に勤労観・職業観を養うとともに、就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援を行うことが求められています。

県内における高校・大学を卒業し、就職を希望する者のうち、県内での就職を希望する割合は、高校生では７割程度、大学生では４割程度となっていることから、若者が地元での就職を考える機会を増やしていく必要があります。

■　こども・若者の意見

こどもたちからの意見でも、働くことや親になることへの夢や希望を持つために必要なこととして、地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会を得ることや選択肢の幅が増えること、結婚後も魅力的な生き方をしている大人が近くにいることが挙げられています。

■　施策の方向性

こども・若者が社会的・職業的に自立していくことの重要性について学ぶ機会を充実させるとともに、職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図ります。また、地元での就職への関心を高めるため、インターンシップ事業や地元企業で働く若手社員の実体験に触れる機会をつくります。

若者の職業的自立に向けた実践的な能力を身に付けるための取組や、若者へのきめ細やかな職業相談や職業意識の啓発を行うとともに、若年無業者（ニート）の社会的自立の支援を行います。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
県内大学卒業者の県内就職率	39.1%	42.0%
【出典】岩手労働局公表資料		
盛岡公共職業安定所管内の 就職を希望する高校生の県内就職率	68.2%	71.6%
【出典】岩手労働局公表資料		

■　取組・事業

126	キャリア教育の推進
目的	こども・若者の資質・能力の向上、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / **学童期** / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画、盛岡市スポーツ推進計画
概要	児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた望ましい勤労観や職業観を育成するため、各学校で活用する「盛岡市職場体験学習受入・キャリアアドバイザーリスト」を更新するとともに、企業や団体が作成した「リモート社会見学」や、プロスポーツ団体による社会貢献事業の活用等を通じて、社会の変化に対応した職場体験学習に必要な情報提供を行い、各学校における体験活動の充実を図ります。

127	高校生スキルアップ支援事業
目的	若者の就労支援、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	地元企業の経営者団体の協力を得て、職業講話やビジネスマナー、面接指導、キャリアデザイン研修など、職業的自立に向けた実践的な能力を身に付けるためのセミナーを行います。

128	高校生インターンシップ事業
目的	若者の就労支援、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	将来の進路や働き方を考え、現実的な職業観の形成・就業意識の向上を図るとともに、雇用のミスマッチ解消の一助とするため、高校生が地域企業において就業体験するインターンシップ事業を実施します。

129	高校生キャリア形成支援事業
目的	若者の就労支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / 青年期 / ポスト青年期
概要	高校生と地元企業で働く従業員との交流プログラムを実施する「高校生地元定着コーディネート事業」のほか、キャリアサポート専門員を配置し、若者と地元企業をつなぐ取組を通じて、高校生のキャリア形成を支援し、地元定着と企業の人材確保につなげます。

130	市役所でのインターンシップ
目的	若者の就労支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / **青年期** / ポスト青年期
概要	市政に対する理解を深めるとともに、市で働くことへの魅力を感じてもらうため、大学生等に対して市役所における就業体験の機会を提供します。

131	盛岡地域企業研究イベント
目的	若者の就労支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / **青年期** / ポスト青年期
概要	大学生等が盛岡地域の産業や企業への関心を高め理解を深められるよう、就活前の早い段階から、学生等が地域企業の取組や若手社員の実体験に触れる企業研究イベントを開催します。

132	ジョブカフェいわて運営業務委託
目的	若者の就労支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / **青年期** / **ポスト青年期**
概要	岩手県が設置する「ジョブカフェいわて」の運営に参画し、若者へのきめ細やかな職業相談や職業意識の啓発を行うとともに、就職に関する情報提供、カウンセリング等を行います。

133	盛岡地域サポートステーション運営業務委託
目的	若者の就労支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / **思春期** / **青年期** / **ポスト青年期**
概要	国が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」において、ワーキングルームの開設や臨床心理士によるカウンセリング、ボランティア体験を行い、国・県の事業と連携を図りながら、若年無業者（ニート）を就労等へ誘導し、その自立を支援します。

基本目標３

全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり

基本施策３－１　こども・若者の相談・支援体制の充実

基本施策３－２　児童虐待防止とＤＶ対策

基本施策３－３　障がい等のあるこども・若者への支援

基本施策３－４　こどもの貧困の解消に向けた対策

基本施策３－１ こども・若者の相談・支援体制の充実

■　現状と課題

本市が小学校高学年から高校生までを対象に実施したアンケートでは、悩み事や困り事について、「自分の将来や進路のこと（30.84%）」「自分の容姿や性格のこと（16.14%）」「学校での友達のこと（13.91%）」「学習や習い事のこと（13.27%）」と回答する割合が高い結果となり、特に中高生では「自分の将来や進路のこと」と回答する割合が40%を超える結果となりました。

また、こどもたちが悩んでいることや困っていることを相談したい相手については、小・中学生と高校生で共通して、「母親（63.34%）」「友達（44.06%）」「父親（37.17%）」の割合が高い結果となり、相談したい相手が「いない」と回答した割合は全体の13.63%でした。

こども・若者が抱える不安や悩みは、進学や就職、人間関係のほか、いじめや不登校などの学校に関することや、ヤングケアラー、虐待についてなど様々であり、家族や友達などの身近な人に相談できない不安や悩みがある場合は、誰にも相談できずに孤独やストレスを感じ、心身に不調をきたすおそれがあります。

また、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭環境の破綻などの困難な問題を抱える女性や、ひとり親家庭の親子、障がいのあるこども・若者、ニートやひきこもりの状態にある若者などを、必要な支援につなぐことが求められています。

■　こども・若者の意見

こども・若者が不安や悩みについて相談できる相手として、母親・父親・きょうだいなどの家族や、友達、学校の先生などが挙げられますが、こどもたちの意見として、「不安や悩みについて大人に相談できずにつらい思いをしている」、「色々な気持ちが混ざり合っていることを大人に知ってもらう必要がある」、「解決することができる人を選んで相談する必要がある」と感じていることが挙げられました。

■　施策の方向性

こども・若者が抱える不安や悩みについて、相談支援の体制を充実させるとともに、悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることができる人を増やすための活動を行います。

困難な問題を抱える女性やひとり親家庭、障がいのあるこども・若者などを様々な主体と連携しながら支援や助言を行います。

表 69　こども・若者の相談・支援体制の充実のための事業

多分野の専門家によるチームでの支援	重層的支援体制整備事業
こどもが抱える家庭・学校・友人関係等の悩み	こども相談事業
若者が抱える不登校やひきこもり、家族関係、発達障がい等の問題、女性が抱える困難な問題	青少年女性相談支援事業
こども・若者が抱える障がい福祉に関する問題	子ども発達相談支援事業
ひとり親家庭の相談・自立支援	児童扶養手当現況届時相談受付事業 母子・父子自立支援員による相談・指導
ゲートキーパー等の養成	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
若者やその家族のこころの相談	精神保健福祉相談

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
こども相談室の認知率	**なし** （令和６年度に開始した事業のため）	**70%**
【出典】本市こども相談室による集計		
子ども発達相談支援事業の相談支援員の配置人数	**１人**	**２人以上**
【出典】本市障がい福祉課による集計		

■　取組・事業

134	**重層的支援体制整備事業**							
目的	こども・若者が抱える悩みや不安の解消、出産・子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	属性や年代を問わず、福祉に関する相談を受け止める「まるごとよりそいネットワークもりおか」を運営するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化によって単独の相談支援機関による対応が困難なケースの課題の解決を図るために、包括的な支援体制の下で多分野の専門家がチームで支援を行います。							

135	**こども相談事業**							
目的	こどもが抱える悩みや不安の解消、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの抱える多面的な問題に対応できるよう、学校外からのアプローチを行うため、児童の心理やソーシャルワークに精通した専門職等による「こども相談室」において、児童や生徒などからのいじめに関する相談のほか、ヤングケアラーなどの家庭の悩み、友人関係等、こどもの悩み全般の相談に対応します。							

136	青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分）
目的	青少年の健全な育成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	不登校やひきこもり、家族関係、発達障がいなどの青少年が抱える問題について、電話や来所による相談を受け、もりおかユースネットの登録団体等と連携しながら支援を行います。

Point「もりおかユースネット」とは？

社会生活を営む上で困難を有するこども・若者の支援活動をしている団体が登録を行い、情報発信や情報共有をしながら、こども・若者の育成支援に役立てるためのネットワークです。

137	青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）
目的	女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性のほか、配偶者からの暴力、人身取引やストーカーの被害者からの電話や来所による相談を受け、県の女性相談支援センターや児童相談所、もりおか女性センター等と連携を図りながら助言や支援を行います。

138	子ども発達相談支援事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	障がいを持つこどもから、発達面で課題を持つなど「障がいが気になる」段階のこどもまで含めた総合的な相談窓口として、電話や来所による相談に対し、必要に応じ関係機関と連携しながら対応するほか、保育所・幼稚園等への巡回訪問支援を行います。

139	児童扶養手当現況届時相談受付事業
目的	こどもの健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	児童扶養手当現況届の受付会場において、こどもの修学資金等の相談に対応する窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談に応じることにより、ひとり親世帯等に対する相談支援の強化を図ります。

140	母子・父子自立支援員による相談・指導
目的	こどもの健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	ひとり親家庭を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

141	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
目的	こども・青少年の健全な育成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
関連	第２次盛岡市自殺対策推進計画
概要	ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため、主に小・中学生を対象に、困った時に助けを求める行動がとれるように、「ＳＯＳの出し方教室」や、保護者や教職員に向けて「ＳＯＳの受け止め方」に関する研修会を随時行います。 また、心のサポーター（精神疾患についての正しい知識を持ち、身近な人に対し、傾聴を中心として手助けをする人）を養成するため、子育て世帯を含む市民や、こども・若者に接する機会がある方などの関係者に向けた研修会を行います。

142	精神保健福祉相談
目的	青少年の健全な育成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
関連	第２次盛岡市自殺対策推進計画
概要	精神科医師による面接相談や、保健師、精神保健相談員による随時相談など、若者やその家族のこころの相談を行います。

基本施策３－２ 児童虐待防止とＤＶ対策

■　現状と課題

児童虐待は、望まぬ妊娠やこどもへの愛着形成が不十分であること、産後うつ等の精神的に不安定な状況にあること、自身が虐待を受けた経験があることなどの要因が複雑に絡み合って起こるものであると考えられています。

児童虐待の相談内容については、心理的虐待が全国的に増加している状況にあります。心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れること、無視や拒否的な態度をとること、著しくきょうだい間差別をすること、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使うこと、こどもがＤＶ（家庭内暴力、ドメスティック・バイオレンス）を目撃することなどが該当します。

児童虐待相談の受理件数が増加していることから、心理的虐待や身体的虐待、ネグレクト（育児放棄・育児怠慢等）、性的虐待といった様々なケースに対して、早期発見・早期対応を継続して行うための体制強化等を図る必要があります。

また、児童虐待とＤＶは密接に関連しており、こどもに対する暴力と配偶者に対する暴力が同時に行われている場合もあることから、両方のケースに対応できるよう、県の児童相談所との連携により一体的に進める必要があります。

■　施策の方向性

予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援の提供を図ります。

また、児童虐待相談の受理件数の増加に対し、早期発見・早期対応を継続して行うために、相談援助の体制強化や専門性の向上を図るとともに、ＤＶ防止の取組と連携協力して、ＤＶ被害者の早期発見と支援を行います。

表 70　児童虐待防止とＤＶ対策のための事業

特定妊婦・保護を必要とする こどもへの支援による児童虐待防止対策	女性が安心して、かつ、 自立して暮らせる社会の実現
・妊娠ＳＯＳ相談 ・児童養育支援活動事業(児童虐待防止ネットワーク) ・利用者支援事業（こども家庭センター型） ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業	・母子生活支援施設管理運営事業 ・私立児童福祉施設等運営事業(母子生活支援施設等)

【関連事業】基本施策１－１　切れ目のない母子保健の充実 全戸訪問や健康診断時等における相談を通じた児童虐待等の早期発見	
・(関連)母子健康手帳交付・妊婦相談事業 ・(関連)妊婦健康診査事業 ・(関連)妊産婦等包括相談支援事業 ・(関連)産婦健康診査事業	・(関連)乳幼児健康診査事業 ・(関連)乳児家庭全戸訪問事業 ・(関連)子育て相談 ・(関連)性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
【関連事業】基本施策３－１　こども・若者の相談・支援体制の充実 相談や周囲の気づきを通じた児童虐待等の早期発見	
・(関連)こども相談事業	・(関連)ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率	96.3%	100%
【出典】本市こども家庭センターによる集計		
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしていると回答した親の割合	３～４か月児　97.9% １歳６か月児　87.7% ３歳児　70.9%	３～４か月児　98.0% １歳６か月児　88.0% ３歳児　71.0%
【出典】本市母子健康課による集計（乳幼児健康診査問診回答状況）		

■　取組・事業

143	妊娠ＳＯＳ相談
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、こどもの心身の健全な育成
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	予期せぬ妊娠等により不安や妊娠継続への葛藤を抱える妊婦が、孤立せずに適切な時期に必要な支援が受けられるように、保健師等による妊娠ＳＯＳ相談を行うとともに、相談窓口（にんしんＳＯＳいわて）の周知を行います。 また、特定妊婦の可能性がある方に対し、面談・訪問等により状況を伺うとともに、必要に応じて産科婦人科等医療機関への同行支援や、初回受診料等の助成を行います。

Point「特定妊婦」とは？

予期せぬ妊娠や貧困、ＤＶなどの理由により、出産後の養育についての支援を出産前から行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。

144	児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）　地域子ども・子育て支援事業							
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	支援対象児童等（要保護児童、要支援児童及び特定妊婦）に対する支援について、盛岡市要保護児童対策地域協議会を通して、構成機関間で必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。							

Point「要保護児童」「要支援児童」とは？

「要保護児童」とは、保護者のない18歳未満のこども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる18歳未満のこどものことをいいます。

「要支援児童」とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる18歳未満のこどものことをいいます。

145	利用者支援事業（こども家庭センター型）　地域子ども・子育て支援事業							
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、子育てに関する精神的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	虐待対応を含む家庭の相談や、母子保健の相談等を行うとともに、統括支援員を中心として、子ども家庭支援員や保健師が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を行います。							

146	養育支援訪問事業　地域子ども・子育て支援事業							
目的	子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、育児支援や簡単な家事等の援助、養育に関する指導、助言等を行います。							

147	子育て世帯訪問支援事業　地域子ども・子育て支援事業							
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	食事や衛生状態に課題を抱える家庭のうち、他の制度による家事援助サービスが利用できない家庭に、食事の準備や衣類の洗濯、掃除などを行う訪問支援を行います。							

148	母子生活支援施設管理運営事業							
目的	女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	18歳未満のこどもを養育している配偶者のない女性、又は何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性を、こどもと共に母子生活支援施設「かつら荘」において保護します。							

149	私立児童福祉施設等運営事業（母子生活支援施設等）							
目的	女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	配偶者による暴力からの避難等のため、母子が県外の母子生活支援施設や助産施設に入所した場合に、施設に対して扶助費を給付します。							

基本施策３－３ 障がい等のあるこども・若者への支援

■　現状と課題

障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者への支援については、盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき、住み慣れた地域で自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう、様々な支援やサービスを提供しています。

近年、本市の18歳未満のこどもの身体障がい者数は減少傾向にありますが、知的障がい者数は増加傾向にあり、発達に特性のある乳幼児や医療的ケア児も増加しています。

■　こども・若者の意見

個性・多様性の受入れに関するこどもたちからの意見では、実際に接する機会が大事であることが挙げられており、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。

■　施策の方向性

障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者について、早期の気づき・支援につなげるための取組を行うとともに、医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応を含め、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加のために必要な力を培うことができる教育・保育体制の整備を推進します。

表 71　障がい等のあるこども・若者への支援のための事業

障がいの早期の気づきと支援、教育・保育体制の整備	障がいのあるこども・若者の育成のための支援	医療的ケア児への支援
・乳幼児総合診査事業（もりっこ健診） ・親子通園事業 ・子ども発達相談支援事業 ・発達支援保育事業 ・特別支援教育事業 ・障がい児個別支援ファイルの活用 ・子ども未来基金事業［こども・子育てへの理解が深まる活動］ ・(関連)子ども発達相談支援事業	・重度心身障がい者医療費給付事業 ・中度身体障がい者医療費給付事業 ・介護給付等給付事業 ・訓練等給付事業 ・障がい児通所給付費等給付事業 ・日中一時支援事業 ・補装具・日常生活用具給付等事業 ・難聴児補聴器購入費助成事業 ・特別障害者手当等給付事業 ・特別児童扶養手当支給事業 ・(関連)育成医療費給付事業	・医療的ケア児等コーディネーター等配置事業 ・医療的ケア児保育支援事業 ・学校における医療的ケア体制の整備

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
乳幼児総合診査から療育につながったこどもの割合	99.5%	99.5%
【出典】本市母子健康課による集計		
障がい福祉に「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人の割合	70.8%	75.0%
【出典】本市障がい福祉課による集計（障がい福祉市民アンケート）		
障がいのある人が、障がいのある人への理解について「理解が進んだ」「少し理解が進んだ」と回答した人の割合	55.7%	65.0%
【出典】本市障がい福祉課による集計（障がい者アンケート）		
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	１人	２人以上
【出典】本市障がい福祉課による集計		

■　取組・事業

150	乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	心身の発達に障がいが疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図るために、小児科医、作業療法士、精神発達専門員等の専門員が総合的に診査するとともに、適切な指導支援を行います。 また、受診の結果、発達に特性のある乳幼児とその保護者に対して、遊びと相談の場を提供し、療育指導を行うための親子教室や個別相談を行います。

151	親子通園事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	児童発達支援センター（盛岡ひまわり学園）、盛岡地域福祉センター、玉山総合福祉センターにおいて、心身の発達に心配がある乳幼児と保護者を対象とし、早い時期から遊びや触れ合いを通して経験を積み、健やかな成長を目指すことを目的とする通園事業を実施します。また、ペアレント・トレーニング等を行い、家族のスキル向上のための支援を行います。

152	発達支援保育事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	発達支援が必要とされるこどもについて、おためし保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などを行い、集団保育を行うことにより、健全な成長・発達の促進を図ります。

Point「おためし保育」とは？

発達支援保育に先立ち、発達を支援する保育の必要性や集団での保育が可能かどうかを事前に確認するため、保育所で行う３日程度の保育のことをいいます。

153	特別支援教育事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画
概要	小・中学校に在籍している、特別な支援を必要とする児童生徒について、スクールアシスタントを適切に配置するとともに、特別支援教育担当指導主事による公開講座や校内研究会での指導助言、特別支援教育チーム委員による巡回相談支援により、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の充実や、教職員のスキルアップを図ります。

Point「特別な支援を必要とする児童生徒」とは？

主に次のような特性が認められる児童生徒のことをいいます。

- **注意欠陥多動症（ＡＤＨＤ）**
 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。
- **限局性学習症（ＳＬＤ）**
 基本的には全般的な知的発達の遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。
- **自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）**
 対人関係や社会的コミュニケーションの困難さ、特定のものや行動における反復性やこだわり、感覚の過敏さまたは鈍麻さなどの特性が見られる発達障害のひとつです。

154	障がい児個別支援ファイルの活用
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージを通じて切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイル（「ｔｏて」）について、ホームページ等を活用して情報発信を行いながら、利用促進に取り組みます。

155	子ども未来基金事業［こども・子育てへの理解が深まる活動］
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、ペアレント・トレーニングや、発達障がい児に関わりのある人を対象としたスキルアップ活動など、こどもへの関わり方や理解を深める活動のために、市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、その活動に対して補助を行います。

156	重度心身障がい者医療費給付事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	重度の心身障がいのあるこども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。

157	中度身体障がい者医療費給付事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	中度の心身障がいのあるこども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。

158	介護給付等給付事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	障がいのある在宅のこども・若者と、その保護者を対象に、ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどのサービスの提供や、短期入所（ショートステイ）などの利用についての給付を行います。

159	訓練等給付事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	障害のある人の身体機能及び生活能力の向上や、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する訓練等給付費を支給します。

160	障がい児通所給付費等給付事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	療育を行う必要があると認められるこども・若者を対象に、日常生活や社会生活に必要な発達の支援を目的に、児童福祉法に規定する障害児通所支援給付費を支給します。

161	日中一時支援事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する身体的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	障がいがある人を対象に、見守りや日常的な訓練、創作的活動などの機会を提供する日中一時支援事業所の利用に関する支給決定を行います。また、事業の利用を通じて、家族の就労支援や、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を図ります。

162	補装具・日常生活用具給付等事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	障がいのあるこども・若者を対象に、身体の障がいの部分を補うための車イス等の補装具費を支給します。また、生活の利便を図るため、紙おむつ等の日常生活用具の給付を行います。

163	難聴児補聴器購入費助成事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のこども・若者の補聴器購入費用の一部を助成します。

164	特別障害者手当等給付事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいのあるこども・若者を対象に、障害児福祉手当を支給します。

165	特別児童扶養手当支給事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	精神や身体に障がいがあるため介護を必要とする20歳未満のこども・若者を養育している父母または養育者に手当を支給します。

166	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	人工呼吸器の装着など、日常生活を営むための医療的ケアを要する状態にあるこども・若者とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けるために、専任のコーディネーターが対応し、地域での生活をサポートします。

167	医療的ケア児保育支援事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀痰（かくたん）吸引等に係る研修の受講等への支援を行います。

168	学校における医療的ケア体制の整備
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、看護師を十分確保し、体制を整備します。

基本施策３－４ こどもの貧困の解消に向けた対策

■　現状と課題

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

国の調査では、令和３年（2021年）の相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率は11.5%であり、それぞれ改善傾向にありますが、ひとり親世帯におけるこどもの貧困率は44.5%となっており、半数近くが貧困の状況にあります。

本市が実施した「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」においても、充実してほしいと考える子育てサービスについて、「子どもの教育のための経済的支援（60.17%）」や「生活のための経済的支援（53.11%）」などの経済的支援を回答する割合が高く、また、塾や習い事をしていない家庭の68.91%が「経済的に余裕がないから」という理由を回答する結果となりました。

このことから、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、「盛岡市子どもの未来応援プラン」の基本目標として掲げた「全てのこどもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡」の実現を目指し、取組を進める必要があります。

■　施策の方向性

貧困の状態にある家庭の経済的負担を軽減するための取組や、貧困の状態にあっても十分な学習機会や豊かな経験が得られるようにするための学習支援、修学資金の貸付などを行います。

また、ひとり親家庭の経済的な自立に向けて、就職に有利な資格を取得するための修業等を行う際の経済的負担の軽減や、経済的な自立に向けた就職のための支援を行います。

表 72　こどもの貧困の解消に向けた対策のための事業①

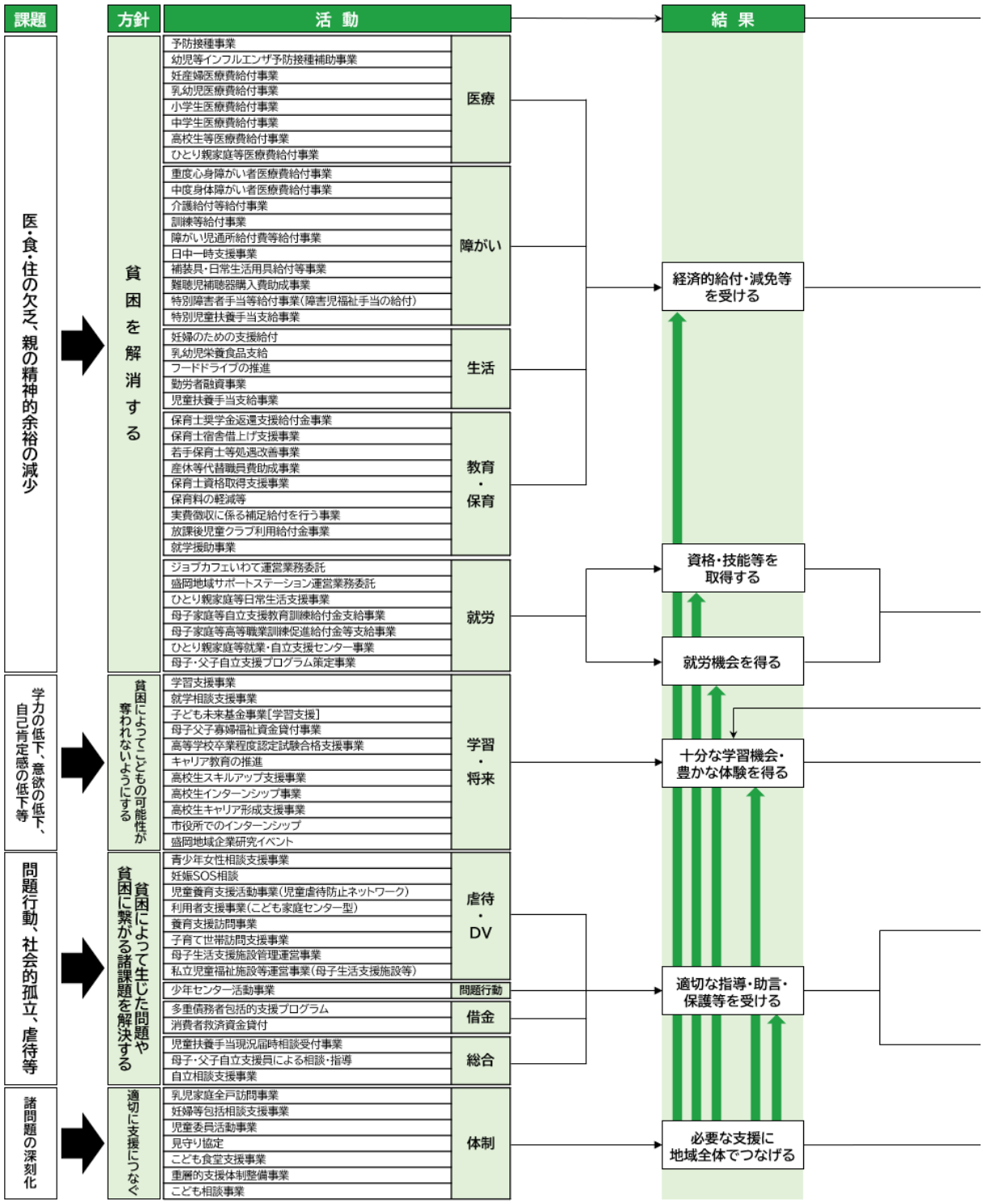
貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減		こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止
・乳幼児栄養食品支給	・多重債務者包括的支援プログラム	・就学援助事業
・フードドライブの推進	・消費者救済資金貸付	・学習支援事業
・自立相談支援事業	・国民健康保険一部負担金助成事業	・就学相談支援事業
・勤労者融資事業		・子ども未来基金事業［学習支援］

表 73　こどもの貧困の解消に向けた対策のための事業②

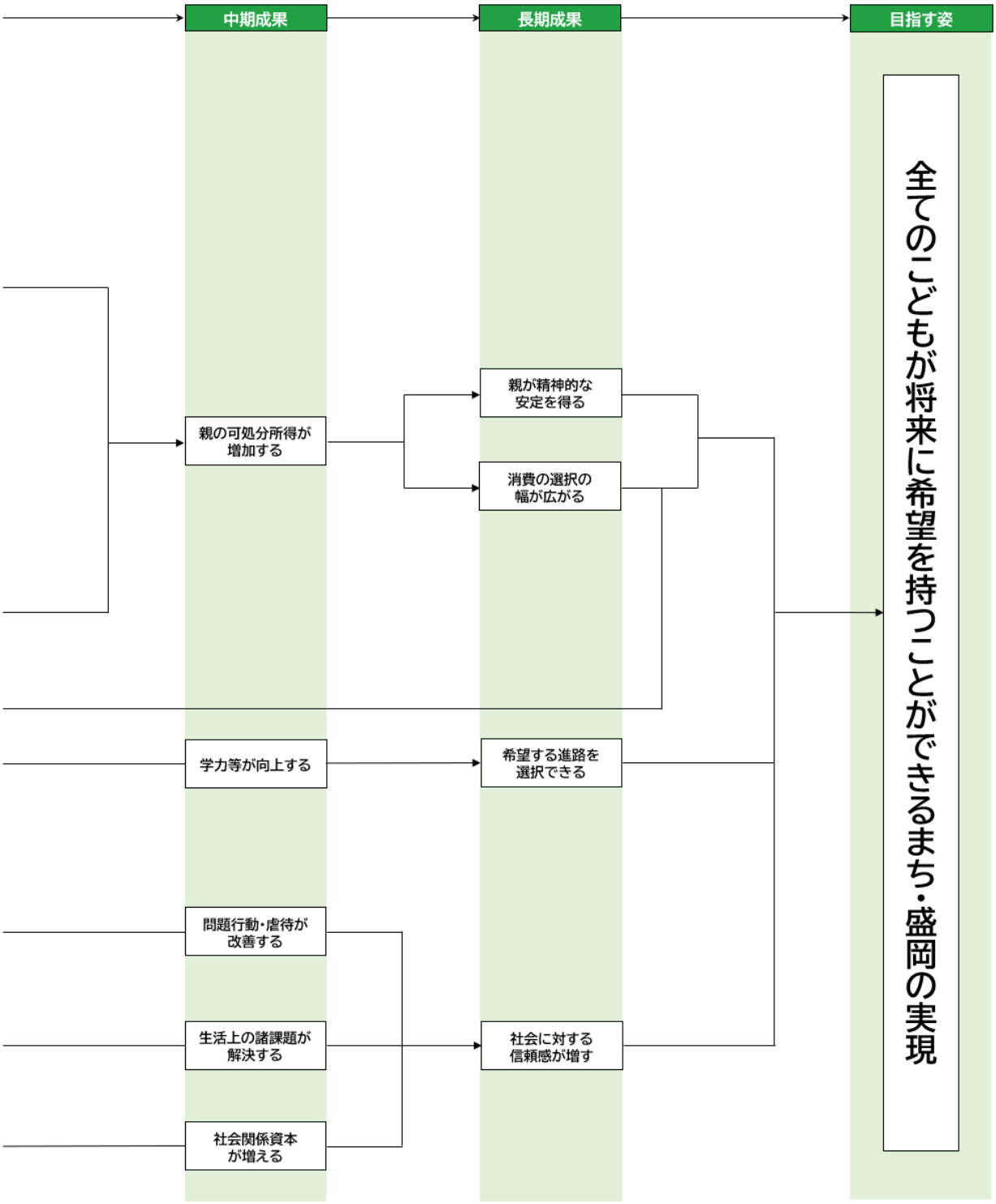
ひとり親家庭の経済的負担の軽減・経済的自立の支援	
・児童扶養手当支給事業	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
・ひとり親家庭等日常生活支援事業	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業
・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	・母子・父子自立支援プログラム策定事業
【関連事業】基本目標１　全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	
・(関連)乳児家庭全戸訪問事業	・(関連)保育士奨学金返還支援給付金事業
・(関連)妊婦のための支援給付	・(関連)保育士宿舎借上げ支援事業
・(関連)妊産婦等包括相談支援事業	・(関連)若手保育士等処遇改善事業
・(関連)予防接種事業	・(関連)産休等代替職員費助成事業
・(関連)幼児等インフルエンザ予防接種補助事業	・(関連)保育士資格取得支援事業
・(関連)妊産婦医療費給付事業	・(関連)保育料の軽減等
・(関連)乳幼児医療費給付事業	・(関連)実費徴収に係る補足給付を行う事業
・(関連)小学生医療費給付事業	・(関連)放課後児童クラブ利用給付金事業
・(関連)中学生医療費給付事業	・(関連)児童委員活動事業
・(関連)高校生等医療費給付事業	・(関連)少年センター活動事業
・(関連)ひとり親家庭等医療費給付事業	・(関連)見守り協定
【関連事業】基本目標２　全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり	
・(関連)こども食堂支援事業	・(関連)市役所でのインターンシップ
・(関連)キャリア教育の推進	・(関連)盛岡地域企業研究イベント
・(関連)高校生スキルアップ支援事業	・(関連)ジョブカフェいわて運営業務委託
・(関連)高校生インターンシップ事業	・(関連)盛岡地域サポートステーション運営業務委託
・(関連)高校生キャリア形成支援事業	
【関連事業】基本目標３　全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり	
・(関連)重層的支援体制整備事業	・(関連)私立児童福祉施設等運営事業（母子生活支援施設等）
・(関連)こども相談事業	・(関連)重度心身障がい者医療費給付事業
・(関連)青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）	・(関連)中度身体障がい者医療費給付事業
・(関連)児童扶養手当現況届時相談受付事業	・(関連)介護給付等給付事業
・(関連)母子・父子自立支援員による相談・指導	・(関連)訓練等給付事業
・(関連)妊娠ＳＯＳ相談	・(関連)障がい児通所給付費等給付事業
・(関連)児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）	・(関連)日中一時支援事業
・(関連)利用者支援事業（こども家庭センター型）	・(関連)補装具・日常生活用具給付等事業
・(関連)養育支援訪問事業	・(関連)難聴児補聴器購入費助成事業
・(関連)子育て世帯訪問支援事業	・(関連)特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）
・(関連)母子生活支援施設管理運営事業	・(関連)特別児童扶養手当支給事業

基本施策３―４の事業（関連事業を含みます。）と、第２期盛岡市子どもの未来応援プランの基本目標として掲げた「全てのこどもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡」とのつながりは、次のロジックモデルのとおりとなります。

図 78　こどもの貧困の解消に向けた対策のロジックモデル



●「ロジックモデル」とは？
・・・施策の実施により、その目的（目指す姿）が達成されるまでの過程をフローチャートで示したものです。



■　目標指標

こどもの貧困の解消に向けた対策は、国や県による経済対策と合わせて総合的に展開されているものであり、本市の各取組・事業は、それらの対策の一部であることや、貧困によって生じた課題への対策を重点に進めていくものであることから、「盛岡市子どもの未来応援プラン」と同様に、目標指標を設定せず、前のページに記載したロジックモデルにより、引き続き「全てのこどもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡」の実現を目指して、各般の施策に取り組んでまいります。

■　取組・事業

169	乳幼児栄養食品支給							
目的	こどもの健康の保持と増進、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	市民税・県民税の非課税世帯と、均等割のみ課税されている世帯を対象に、栄養の援助を必要とする乳幼児に対して、生後４か月から満１歳に達する月まで、１月あたり粉乳１缶を支給します。							

170	フードドライブの推進							
目的	こどもの健康の保持と増進、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	各家庭で保管されたままになっている食料品を寄附することができるフードバンクポストを庁舎に設置し、少量の食料から寄附できる機会を広めることで、地域における支え合い活動を推進します。また、こどもが長期間給食を食べることができない夏休み・冬休みの期間における対策として行われる「緊急フードドライブ」への協力を行います。							

Point「フードドライブ」とは？

生活に困窮している家庭や、食の支援を必要とする団体・福祉施設に、寄附や寄贈により集められた食料品を無償で提供する活動です。本市では、特定非営利活動法人フードバンク岩手との協力により行っています。

171	自立相談支援事業							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行います。また、関係機関と連携のもと更なる周知を行い、潜在する生活困窮者の把握と支援に努めます。							

172	勤労者融資事業							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行います。							

173	多重債務者包括的支援プログラム							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	各種相談において、多重債務者を把握したときに、消費生活センターへの相談を呼びかけ、弁護士会等との連携による多重債務の解消につなげるための取組を行います。消費生活センターへの相談後の状況を担当課間でフィードバックすることにより、生計の改善や社会とのつながりの回復に向けた包括的支援を行います。							

174	消費者救済資金貸付							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行います。							

175	就学援助事業
目的	こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者を対象に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助します。

176	学習支援事業
目的	こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るための学習の場を提供します。無料の送迎支援により、通所の利便性向上を図り、対象者が参加しやすくなるよう取り組みます。

177	就学相談支援事業
目的	こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、相談員による就学継続・高校卒業に向けた支援を行います。

178	子ども未来基金事業［学習支援］
目的	こどもの居場所の確保、こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、地域における様々な主体による支援
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、こども・若者が多様な大人と出会い、十分な学習機会や豊かな経験を得られるようにする学習支援のために、市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、その活動に対する補助を行います。

179	児童扶養手当支給事業
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないこどもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭におけるこどもの養育者に、児童扶養手当を支給します。

180	ひとり親家庭等日常生活支援事業
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父が、一時的に保育サービス等を必要としている場合や、生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。

181	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉の増進を目的として、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、修学資金等の福祉資金の貸付けを行います。

182	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / 子育て期 / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	高卒認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親とこどもに対して、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行うことにより、ひとり親家庭の親子の学び直しの機会の確保を図ります。

183	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
目的	ひとり親家庭の経済的自立
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、対象となる教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部に対して給付金を支給します。

184	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業
目的	ひとり親家庭の経済的自立
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父が、就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する場合に、その期間の生活費に対して給付金を支給します。

185	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
目的	ひとり親家庭の経済的自立
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じて、就業相談や就業支援講習、養育費に関する相談など、就業や自立に向けた支援サービスを提供するひとり親家庭等就業・自立支援センターの運営を行います。

186	母子・父子自立支援プログラム策定事業
目的	ひとり親家庭の経済的自立
対象	妊娠期 / 出産・産後期 / **子育て期** / 乳幼児期 / 学童期 / 思春期 / 青年期 / ポスト青年期
概要	児童扶養手当受給者等の個々の状況やニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、ハローワークと連携の上、きめ細やかな自立及び就労支援を行います。

基本目標４

地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり

基本施策４－１　子育ての不安を軽減するための支援の充実

基本施策４－２　子育てのための経済的支援の充実

基本施策４－３　地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進

基本施策４－１ 子育ての不安を軽減するための支援の充実

■　現状と課題

本市が行ったニーズ調査結果において、子育てについて「「楽しい」と感じることの方が多い」と回答した保護者の割合は６割を超えていますが、平成30年度（2018年度）に実施した前回調査の結果との大きな違いはないことから、子育てをつらいと感じている保護者に対する支援の充実が必要な状況が続いています。

子育てについての不安は、出産以前に乳幼児に接する経験や機会の減少、ＳＮＳ等のインターネットを通じて得た情報による迷い、子育てに対する過度な使命感などによるものや、身体的・体力的な疲れ、産後うつ、仕事との両立についての悩み、核家族化による孤立した育児の問題など様々な要因が考えられます。

また、発達に特性のあるこどもが増加傾向にあることから、こどもの発達に関する悩みを抱える保護者に対し、こどもの成長に応じて一貫して支援を行うことや、障がい児・医療的ケア児等を育てる家庭が抱える不安を解消するための取組を行うことが求められています。

■　施策の方向性

子育てに関する相談支援体制の充実により、妊娠、出産、子育てに関する不安や孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりとこどもと向き合い、こどもの成長に喜びや生きがいを感じながら、こどもの育ちを支えることができる環境づくりを行います。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
妊婦健康診査受診率	98.9%	98.9%
【出典】本市母子健康課による集計		
３歳児健康診査受診率	100%	100%
【出典】本市母子健康課による集計		
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	82.7%	85.0%
【出典】本市母子健康課による集計（乳幼児健康診査問診回答状況）		
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	３～４か月児　91.9% １歳６か月児　78.8% ３歳児　73.5%	３～４か月児　92.0% １歳６か月児　80.0% ３歳児　75.0%
【出典】本市母子健康課による集計（乳幼児健康診査問診回答状況）		

■　取組・事業

187　子育てに関する相談支援体制の整備

概要

妊娠期から、身近な場所や各種健康診査の機会において相談に応じるとともに、乳児家庭への全戸訪問を行うことにより、妊娠期から出産、子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築し、子育て家庭が必要な支援や情報提供を受ける機会を確保します。

＜妊娠期から出産、子育て期までにわたる相談支援体制＞

<table>
<tr><th>妊娠期</th><th>出産・産後期
（１歳未満）</th><th>子育て期
（１歳～５歳）</th></tr>
<tr><td>母子健康手帳交付</td><td>乳児家庭全戸訪問事業</td><td></td></tr>
<tr><td>妊婦相談事業</td><td colspan="2">子育て相談</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊産婦等包括相談支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="3">性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）</td></tr>
<tr><td>妊婦健康診査事業</td><td>産婦健康診査事業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">乳幼児健康診査事業</td></tr>
</table>

主な対象事業（再掲）

母子健康手帳交付・妊婦相談事業

こども家庭センター等の窓口で、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票等を交付します。また、交付の際に、妊娠中の健康管理について、保健師等による相談や支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、妊娠経過、分娩状況、出生時の状況、母子の現在の状況、育児環境、新生児聴覚検査結果、母親の産後のうつ傾向等の状況を確認するとともに、必要に応じた情報提供や支援を行います。

子育て相談

身体計測や、育児相談、心身の発育・発達相談、栄養相談、歯科相談などの保健師・栄養士等による保健指導や個別相談を、市保健所、玉山総合福祉センター等で毎月開催します。

妊産婦等包括相談支援事業

出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援により、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。

性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）

妊娠・出産・育児及び性や生殖に関する悩みや健康に対する不安を持つ方が、助産師や保健師に気軽に相談できる専用電話を設置します。

主な対象事業（再掲）	**妊婦健康診査事業**
	妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、産科医療機関等において受診した妊婦健診 14 回分と子宮がん健診１回分について助成を行います。
	産婦健康診査事業
	産後うつの予防や新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の２週間後と１か月後における産婦健康診査２回分の費用を助成します。
	乳幼児健康診査事業
	１歳６か月児、３歳児を対象とする集団健診と、１～２か月児、３～４か月児、６～７か月児、９～10 か月児、１歳児、１歳６か月児、２歳児、３歳児を対象とする医療機関での個別健診（１歳６か月児と３歳児は二次健診）を行い、こどもの疾病や、発育発達・育児環境上の問題の早期発見につなげます。 また、健康診査の結果、発育発達において要支援となったこどもとその保護者を対象に、精神発達専門員による個別相談（ちびっこ相談）を実施します。

188	**仕事と子育ての両立・子育ての疲労感の軽減のための支援**
概要	仕事と子育てを両立しにくい職場環境や、家庭内において育児負担が女性に集中している現状から、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じている家庭が、保育園・幼稚園・認定こども園等による預かり等のサービスを受けるとともに、夫婦の相互協力による子育てを地域社会全体で支援する体制を構築し、共働き・共育てを推進します。
主な対象事業（再掲）	**延長保育事業**
	保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に対応するため、保育所、認定こども園、小規模保育事業施設等において、保育標準時間（主に午前７時から午後６時まで）以外における保育を必要とするこどもの保育を行います。
	幼稚園型一時預かり事業
	幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、入園しているこどものうち、希望する保護者のこどもを対象に保育を行います。
	休日保育事業
	休日（日曜日、祝日、年末年始）における保護者の就労等により保育を必要とするこどもの保育を行います。

主な対象事業（再掲）	**病児保育事業**
	病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。 ・　病児保育・病後児保育 病気回復期及び病気の回復期に至らない、保育を必要とするこども（小学校に就学しているこどもまでが対象）の一時的な預かり保育を行います。 ・　体調不良児対応型 保育所に通所しているこどもが保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応及び保健的な対応を図りながら、保育を行います。
	ファミリー・サポート・センター事業
	こどもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行うことで、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの多様なニーズに対応します。
	一時預かり事業
	こどもが保育所等に入所していない家庭において、こどもの保育が一時的に困難になる場合や、保護者の疾病等により緊急にこどもの保育を必要とする場合などに、こどもを一時的に保育所等で保育します。
	子育て短期支援事業
	保護者の疾病や仕事等での不在により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等でこどもを一時的に養育します。原則として７日間を上限とする短期入所生活援助（ショートステイ）と、保護者が仕事その他の理由により不在となる期間又は緊急の必要がなくなるまでの期間における夜間養護（トワイライトステイ）を行います。
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	０歳６か月から満３歳未満までのこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月ごとに一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用することができる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。
	日中一時支援事業
	障がいがある人を対象に、見守りや日常的な訓練、創作的活動などの機会を提供する日中一時支援事業所の利用に関する支給決定を行います。また、事業の利用を通じて、家族の就労支援や、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を図ります。
	産後ケア事業
	出産後１年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者に対し、助産師が医療機関や自宅において、保健指導、授乳指導、心理的ケアや育児に関する指導や支援を行います。

主な事業内容（再掲）	**放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**
	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供してその健全な育成を図ります。 また、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組みます。
	児童館管理運営事業
	こどもの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、こどもに健全な遊びを提供する屋内型の児童厚生施設である児童館・児童センターの管理運営を行います。 児童館・児童センターは、全ての小学校区に設置されており、こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、誰でも利用できる施設として運営し、就労等の理由により昼間に保護者が家庭にいない世帯におけるこどもの放課後の居場所を提供するとともに、地域における児童福祉活動の拠点施設としての役割を果たします。
	こども食堂支援事業
	こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。 こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。
	ワーク・ライフ・バランスの推進
	事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。また、イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。
	パパママ教室
	育児を協力して行おうという意識付けの機会を提供するために、初めて妊娠・子育てをする保護者に対し、赤ちゃんとの生活についての講話のほか、妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を使用した体験を提供します。

189	障がい児・医療的ケア児等の子育てに関する不安の軽減
概要	こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。 また、医療的ケア児などの専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。
主な対象事業（再掲）	**乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）**
	心身の発達に障がいが疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図るために、小児科医、作業療法士、精神発達専門員等の専門員が総合的に診査するとともに、適切な指導支援を実施します。 また、受診の結果、発達に特性のある乳幼児とその保護者に対して、遊びと相談の場を提供し、療育指導を行うための親子教室や個別相談を実施します。
	子ども発達相談支援事業
	障がいを持つこどもから、発達面で課題を持つなど「障がいが気になる」段階のこどもまで含めた総合的な相談窓口として、電話や来所による相談に対し、必要に応じ関係機関と連携しながら対応するほか、保育所・幼稚園等への巡回訪問支援を行います。
	親子通園事業
	児童発達支援センター（盛岡ひまわり学園）、盛岡地域福祉センター、玉山総合福祉センターにおいて、心身の発達に心配がある乳幼児と保護者を対象とし、早い時期から遊びや触れ合いを通して経験を積み、健やかな成長を目指すことを目的とする通園事業を実施します。また、ペアレント・トレーニング等を実施し、家族のスキル向上のための支援を行います。
	障がい児個別支援ファイルの活用
	保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージを通じて切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイル（「てｔｏて」）について、ホームページ等を活用して情報発信を行いながら、利用促進に取り組みます。
	発達支援保育事業
	発達支援が必要とされるこどもについて、おためし保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などを実施し、集団保育を行うことにより、健全な成長・発達の促進を図ります。

主な対象事業（再掲）	**特別支援教育**
	小・中学校に在籍している、特別な支援を必要とする児童生徒について、スクールアシスタントを適切に配置するとともに、特別支援教育担当指導主事による公開講座や校内研究会での指導助言、特別支援教育チーム委員による巡回相談支援により、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の充実や、教職員のスキルアップを図ります。
	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
	人工呼吸器の装着など、日常生活を営むための医療的ケアを要する状態にあるこども・若者とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けるために、専任のコーディネーターが対応し、地域での生活をサポートします。
	医療的ケア児保育支援事業
	医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀痰（かくたん）吸引等に係る研修の受講等への支援を実施します。
	学校における医療的ケア体制の整備
	医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、看護師を十分確保し、体制を整備します。

基本施策４－２ 子育てのための経済的支援の充実

■　現状と課題

子育てのための経済的支援については、岩手県との連携による幼児教育・保育の無償化の推進や、児童手当の拡充、高校生相当年齢までの医療費助成の対象拡大など、様々な取組を実施していますが、子育てに不安や負担を感じる理由として、経済的な負担の大きさを挙げる声が多く聞かれています。

本市が行ったニーズ調査においても、子育てを「つらい」と感じる理由として、「経済的に苦しいため」と回答した保護者の割合は、幼児期のこどもの保護者が20.40％（前回調査14.17％）、学童期のこどもの保護者が30.82％（前回調査22.65％）と、他の理由に比べて前回調査から最も増加する結果となりました。

また、ひとり親家庭を対象に行ったアンケート調査においては、充実してほしい子育てサービスについて、「子どもの教育のための経済的支援（60.17％）」、「生活のための経済的支援（53.11％）」と回答した保護者の割合が半数を超える結果となりました。

■　施策の方向性

妊娠・出産・子育て期にわたり、母子の健康の保持・増進を図り、こどもを生み育てる環境を充実させるための経済的支援を行うとともに、医療費の負担軽減、障がいのあるこども・若者が必要な医療・介護等を受けるための支援のほか、経済的に困窮している家庭の貧困の解消に向けた支援に取り組みます。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
医療費助成の１人当たりの給付金額	28,620円	28,620円
【出典】本市医療助成年金課による集計		
教育・保育給付認定を受けたこどもの人数に対する副食費補助の支給割合	23.3%	23.3%
【出典】本市子育てあんしん課による集計		
放課後児童クラブ登録者数に対する利用給付金の交付決定者数の割合	9.4%	9.4%
【出典】本市子ども青少年課による集計		

■　取組・事業

190	母子の健康の保持・増進を図るための経済的支援
概要	乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防を図るとともに、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげることにより、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、妊婦健診、乳幼児健診等を推進するための経済的支援を行います。 また、こどもの成長に必要な栄養を摂取するための食事の機会を確保するためのフードドライブの推進や、こども食堂の運営支援を行います。
主な対象事業（再掲）	**妊婦健康診査事業**
	妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、産科医療機関等において受診した妊婦健診 14 回分と子宮がん健診１回分について助成を行います。
	母子歯科保健事業
	妊娠中や出産後における母親の健康状態の保持と、乳歯等の健全な育成や機能の維持向上による乳幼児の健やかな成長と発達を図るために、妊婦と産後１年以内の女性を対象とする妊産婦歯科健診と幼児歯科健診を行います。
	産婦健康診査事業
	産後うつの予防や新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の２週間後と１か月後における産婦健康診査２回分の費用を助成します。
	新生児聴覚検査
	新生児期（生後１か月未満）における聴覚検査の実施により、早期に難聴が発見され、適切な支援を受けることによって、音声言語の発達への影響が最小限に抑えられるようにするため、医療機関で受けた聴覚検査の費用を助成します。
	乳幼児栄養食品支給
	市民税・県民税の非課税世帯と、均等割のみ課税されている世帯を対象に、栄養の援助を必要とする乳幼児に対して、生後４か月から満１歳に達する月まで、１月あたり粉乳１缶を支給します。
	フードドライブの推進
	各家庭で保管されたままになっている食料品を寄附することができるフードバンクポストを庁舎に設置し、少量の食料から寄附できる機会を広めることで、地域における支え合い活動を推進します。また、こどもが長期間給食を食べることができない夏休み・冬休みの期間における対策として実施される「緊急フードドライブ」への協力を行います。

主な対象事業（再掲）	**こども食堂支援事業**
	こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。 こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。

191	こどもを生み育てる環境を充実させるための経済的支援
概要	こどもを生み育てることを経済的な理由で諦めることなく、安心感を持って子育てをすることができるように、妊娠期から出産、子育て期における経済的負担を軽減するための支援を行います。
主な対象事業（再掲）	**妊婦のための支援給付**
	妊娠期の負担を軽減するため、妊婦であることの認定の際と、妊娠しているこどもの人数の届出の際に支援金の給付を行うとともに、妊産婦等包括相談支援事業と組み合わせて総合的な支援を効果的に行います。
	不妊に悩む方への特定治療支援事業
	特定不妊治療及び男性不妊治療に係る交通費の一部助成や先進医療に位置づけられる不育症検査の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、岩手・盛岡不妊専門相談センターを岩手県と共同設置し、不妊症・不育症に関する専門的相談体制を整備します。
	保育料の軽減等
	幼児教育・保育の無償化の対象とならない３歳未満の子どもの保育料や、実費徴収となった３歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。また、所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等について、保育料を減免します。
	子育てのための施設等利用給付事業
	子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園、認定こども園等の預かり保育及び認可外保育施設等を利用した場合の利用料について、月額上限の範囲内で無償化します。なお、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付の実施に努め、必要に応じて給付の実施回数や時期について変更を検討します。また、給付の対象となる特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、岩手県と情報共有するなど、適切に連携を図りながら対応します。

主な対象事業（再掲）	**実費徴収に係る補足給付を行う事業**
	新制度に移行していない幼稚園に通うこどものうち、年収 550 万円未満相当世帯のこどもと、第３子以降のこどもの副食（おかず、おやつ等）の費用を助成します。
	放課後児童クラブ利用給付金事業
	放課後児童クラブをきょうだいで利用する世帯や、経済的な理由により入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助します。
	児童手当支給事業
	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、18 歳に達する年度の年度末までの間にあるこどもの養育者に児童手当を支給します。
	子育て応援在宅育児支援金支給事業
	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、希望するこどもの数を実現できる環境を整備するため、生後８週間から満３歳未満までの第２子以降のこどもについて、保育所等を利用していない在宅で育児をする世帯に対して、支援金を給付します。

192	**医療費の負担を軽減するための経済的支援**
概要	医療が必要なこども・若者の治療の機会を確保し、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを推進するため、医療費の負担を軽減するための支援を行います。
主な対象事業（再掲）	**予防接種事業**
	予防接種法に基づき、全額公費負担により、乳幼児・児童・生徒等の疾病予防を目的として各種定期接種を行います。
	幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
	生後６カ月から中学生までのこどもを対象として、インフルエンザ予防接種の接種費用を助成します。
	乳幼児医療費給付事業
	乳幼児が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	小学生医療費給付事業
	小学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	中学生医療費給付事業
	中学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。

主な対象事業（再掲）	**高校生等医療費給付事業**
	高校生相当年齢のこども・若者が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	妊産婦医療費給付事業
	妊産婦が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	ひとり親家庭等医療費給付事業
	ひとり親家庭等の親子等が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	未熟児養育医療給付事業
	未熟児が生後速やかに養育に必要な医療を受けることができるようにするため、出生体重が 2,000 グラム以下または医師が治療の必要を認めた未熟児が、指定医療機関に入院する際の医療費に対する給付を行います。
	小児慢性特定疾病対策事業
	小児がんなどの国が定める小児慢性特定疾病（児童期に発症し、生命を長期に脅かし慢性に経過する疾病で、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させるとともに、長期にわたって高額な医療費の負担が続くもの）にり患した 18 歳未満（引き続き治療が必要と認められた場合は、20 歳未満）のこども・若者を対象に、治療のための医療費の助成や日常生活用具の給付、相談支援を行います。

193	**障がいのあるこども・若者が必要な医療・介護等を受けるための経済的支援**
概要	障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者が、住み慣れた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすために必要となる医療や介護等を受けるために必要となる経済的な支援を行います。
主な対象事業（再掲）	**重度心身障がい者医療費給付事業**
	重度の心身障がいのあるこども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。
	中度身体障がい者医療費給付事業
	中度の心身障がいのあるこども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。
	介護給付等給付事業
	障がいのある在宅のこども・若者と、その保護者を対象に、ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどのサービスの提供や、短期入所（ショートステイ）などの利用についての給付を行います。

主な対象事業（再掲）	**訓練等給付事業**
	障害のある人の身体機能及び生活能力の向上や、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する訓練等給付費を支給します。
	障がい児通所給付費等給付事業
	療育を行う必要があると認められるこども・若者を対象に、日常生活や社会生活に必要な発達の支援を目的に、児童福祉法に規定する障害児通所支援給付費を支給します。
	補装具・日常生活用具給付等事業
	障がいのあるこども・若者を対象に、身体の障がいの部分を補うための車イス等の補装具費を支給します。また、生活の利便を図るため、紙おむつ等の日常生活用具の給付を行います。
	難聴児補聴器購入費助成事業
	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のこども・若者の補聴器購入費用の一部を助成します。
	特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）
	20 歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいのあるこども・若者を対象に、障害児福祉手当を支給します。
	特別児童扶養手当支給事業
	精神や身体に障がいがあるため介護を必要とする 20 歳未満のこども・若者を養育している父母または養育者に手当を支給します。
	育成医療費給付事業
	身体上の障がいを有するこども・若者又は現存する障がいを放置すると将来障がいを残すと認められるこども・若者が、生活能力を得るために指定医療機関で治療する際に要する費用に対する給付を行います。

194	**貧困の状態にある家庭に向けた経済的支援**
概要	こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現を目指し、貧困の状態にある家庭に向けた経済的な支援を行います。
主な対象事業（再掲）	**勤労者融資事業**
	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行います。
	消費者救済資金貸付
	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行います。

主な対象事業（再掲）	**就学援助事業**
	経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者を対象に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助します。
	学習支援事業
	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るための学習の場を提供します。無料の送迎支援により、通所の利便性向上を図り、対象者が参加しやすくなるよう取り組みます。
	就学相談支援事業
	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、相談員による就学継続・高校卒業に向けた支援を行います。
	児童扶養手当支給事業
	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないこどもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭におけるこどもの養育者に、児童扶養手当を支給します。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉の増進を目的として、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、修学資金等の福祉資金の貸付けを行います。
	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	高卒認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親子に対して、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行うことにより、ひとり親家庭の親子の学び直しの機会の確保を図ります。

基本施策４－３ 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進

■　現状と課題

少子化や地域のつながりの希薄化が進む中で、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、互いに助け合うことのできるつながりが重要です。

また、子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代や団体に、子育て家庭に目を向けてもらい、子育て家庭やこども・若者を温かく見守る地域づくりを進めていくことが必要です。

そして、こどもが病気になったときや、こどもが一人で過ごさなければならないときなど、子育て家庭にとっての困り事や悩み事について、地域社会における様々な主体から子育てに関する支援を受けることができる環境が必要となっています。

■　施策の方向性

地域社会における様々な主体による子育て応援の活性化に向けた取組を行うとともに、こども・若者の育成支援や見守り体制の充実など、地域ぐるみで子育て支援を推進していくための体制づくりを行います。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
こども食堂が開設された小学校区数	19小学校区	31小学校区
【出典】本市子ども青少年課による集計		
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.6%	96.6%
【出典】本市母子健康課による集計（乳幼児健康診査問診回答状況）		

■　取組・事業

195	地域の様々な主体による子育て応援の活性化のための取組
概要	子育てを応援する地域や企業による取組を活性化するため、取組に協力する個人、団体・企業を募集するとともに、それぞれの取組についての情報発信を通じて、こどもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成を図ります。
主な対象事業（再掲）	**こどもまんなか応援サポーター事業**
	こども・若者が幸福な生活を送るために、こども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「こどもまんなかアクション」に取り組む「こどもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。
	子ども未来基金事業
	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、市民や企業・団体などが主体的に取り組むこども・若者と子育て家庭への支援活動を公募し、審査会による事業採択を受けた活動に補助を行います。
	こども・子育て情報発信事業
	子育て世代が得られるこどもや子育て支援に関する情報の充実を図るために、子育て世代に親和性の高いスマートフォン等で利用可能なもりおか子育てアプリ「母子モ」の電子母子健康手帳による多様な機能の提供や、こどもの成長に合わせた地域の子育て情報の発信のほか、市の公式ＬＩＮＥアカウントにおける子育てに関するメニューからの情報発信により、地域における各種子育て支援の取組の活性化と利用促進を図ります。

196	地域の様々な主体によるこども・若者の育成支援
概要	こども・若者の健やかな成長と、子育ての不安や負担を軽減するための育成支援の担い手の確保を図ることにより、地域における子育て支援や、こども・若者の将来の自立につながる自己形成支援を推進します。
主な対象事業（再掲）	**ファミリー・サポート・センター事業**
	こどもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行うことで、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの多様なニーズに対応します。
	子育て支援員研修事業
	小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に従事可能となる「子育て支援員」の育成を図るため、岩手県との連携を図りながら、必要な研修の提供を推進します。

主な対象事業（再掲）	**母親クラブ活動育成事業**
	児童館・児童センターを拠点として各地域の保護者が行う親子と各世代間との交流、文化活動や、食育講座などのこどもの養育に関する研修活動、こどもの事故防止等を目的とする交通安全教室などの母親クラブの活動に対する補助を行い、地域住民の積極的な参加による地域組織活動の促進と、こどもの体験機会の創出を図ります。
	食生活改善推進員地区活動事業
	こども・若者に限らず、幅広い年代を対象に、栄養教室や講習会で研修した知識や調理方法を普及するなど、食を通じた健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員が、地域の実情に合わせ、町内会や児童センター等の関係機関と連携を図りながら食に関する周知啓発を行います。
	少年指導員事業
	子ども会・子ども会育成会活動を通じて、こどもが社会性を身につけるための支援をするボランティアである少年指導員を養成し、本の読み聞かせやクラフト、映画会、野外活動、リーダー養成などの担い手としての活動を行います。
	部活動の地域移行事業
	本市のこどもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、こどもたちの豊かで幅広い活動機会の環境づくりを目指し、生徒・教員・保護者のニーズや地域の実情についての状況把握等を行い、各地域や種目に応じた地域移行や、学校を中心とした地域連携などの様々なパターンを想定し、慎重かつ丁寧に検討を進めます。

197	**地域の様々な主体によるこども・若者の見守り体制の充実**
概要	共働き世帯の一般化やひとり親家庭の増加が進んでいることから、こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる場を確保するため、地域の様々な主体の協力による見守り体制の充実を図ります。
主な対象事業（再掲）	**児童委員活動事業**
	児童委員が、市内各区域において、児童及び妊産婦の生活や取り巻く環境の状況把握、福祉保健サービスを適切に管理するために必要な情報の提供、その他援助及び指導を行います。また、主任児童委員が、児童福祉に関係する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員活動に対する援助及び協力を行います。 また、主任児童委員・児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行います。
	見守り協定
	市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、電気、ガス、新聞販売店等の事業者と、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定（見守り協定）」を締結し、普段の業務の中で異変を把握したときや、支援を必要とする者を把握したときに、支援につなげることができる体制を確保します。

主な対象事業（再掲）	**こども食堂支援事業**
	こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。 こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。
	放課後子ども教室推進事業
	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行うことにより、こどもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
	交通安全教室開催事業
	こどもが身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標として、幼稚園、保育園、小・中学校等を対象とした交通安全教室を開催します。また、こどもの発達段階や特性に十分配慮し、園や学校などおよび保護者の協力のもとに、ミニ信号機などの教材を利用した分かりやすい実技指導に努めます。
	交通指導員活動事業
	こどもの交通事故防止を目的として、通園・通学時や町内会・子ども会等の行事開催時、交通安全教室等において、交通指導員による交通安全指導を行います。

198	地域の様々な主体による子育ての支援体制の充実
概要	地域における小児医療体制の充実や、事業者の協力による子育て環境の充実を図り、子育てにやさしいまちづくりを推進します。
主な対象事業（再掲）	**小児救急輪番制病院事業**
	休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたります。
	休日救急当番医制事業
	休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたります。
	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
	人工呼吸器の装着など、日常生活を営むための医療的ケアを要する状態にあるこども・若者とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けるために、専任のコーディネーターが対応し、地域での生活をサポートします。
	赤ちゃんの駅設置事業
	乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、授乳やおむつ替えができるスペースを提供する公共施設や店舗等を「赤ちゃんの駅ＤＡＫＫＯ」として指定し、普及を図ります。また、屋外でのイベント等の開催の際に、テント型の「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを行います。
	ワーク・ライフ・バランスの推進
	事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。また、イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。
	フードドライブの推進
	各家庭で保管されたままになっている食料品を寄附することができるフードバンクポストを庁舎に設置し、少量の食料から寄附できる機会を広めることで、地域における支え合い活動を推進します。また、こどもが長期間給食を食べることができない夏休み・冬休みの期間における対策として行われる「緊急フードドライブ」への協力を行います。
	勤労者融資事業
	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行います。

基本目標５

全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり

基本施策５－１　こども・若者の権利の理解と尊重の促進

基本施策５－２　こども・若者の意見表明の機会づくり

基本施策５－３　権利侵害の防止と侵害からの救済

基本施策５－１ こども・若者の権利の理解と尊重の促進

■　現状と課題

こどもまんなか社会は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」であり、こども・若者の最善の利益が考慮されることを前提に、こども・若者のウェルビーイング（良い状態）の実現を目指す社会です。

こどもまんなか社会の実現のためには、こども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための自身の権利について理解するとともに、家庭や学校、地域などの様々な場でこども・若者に関わる全ての大人が、こども・若者の権利を尊重し、こども・若者のために考え、行動することが必要です。

本市が小学校高学年から高校生までを対象に実施したアンケートでは、こども・若者のウェルビーイングに関して、次のような結果が出ています。

図 79　自分のために一番良いことを考えてくれていると思う大人について

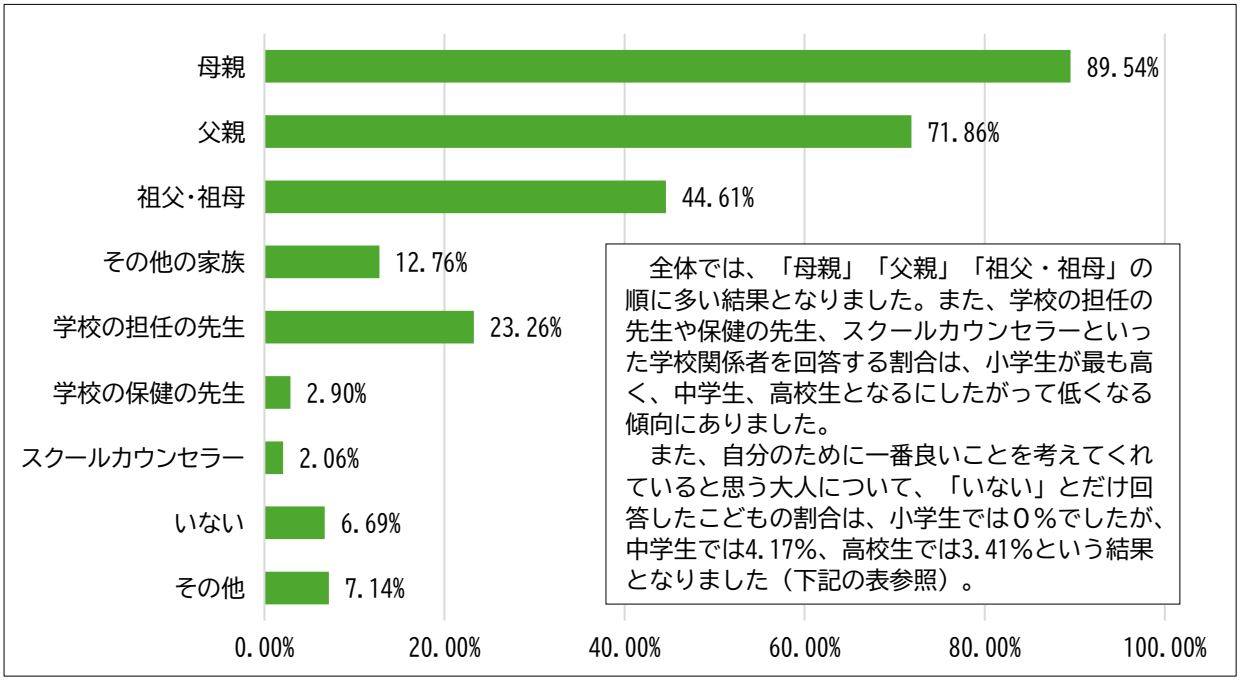
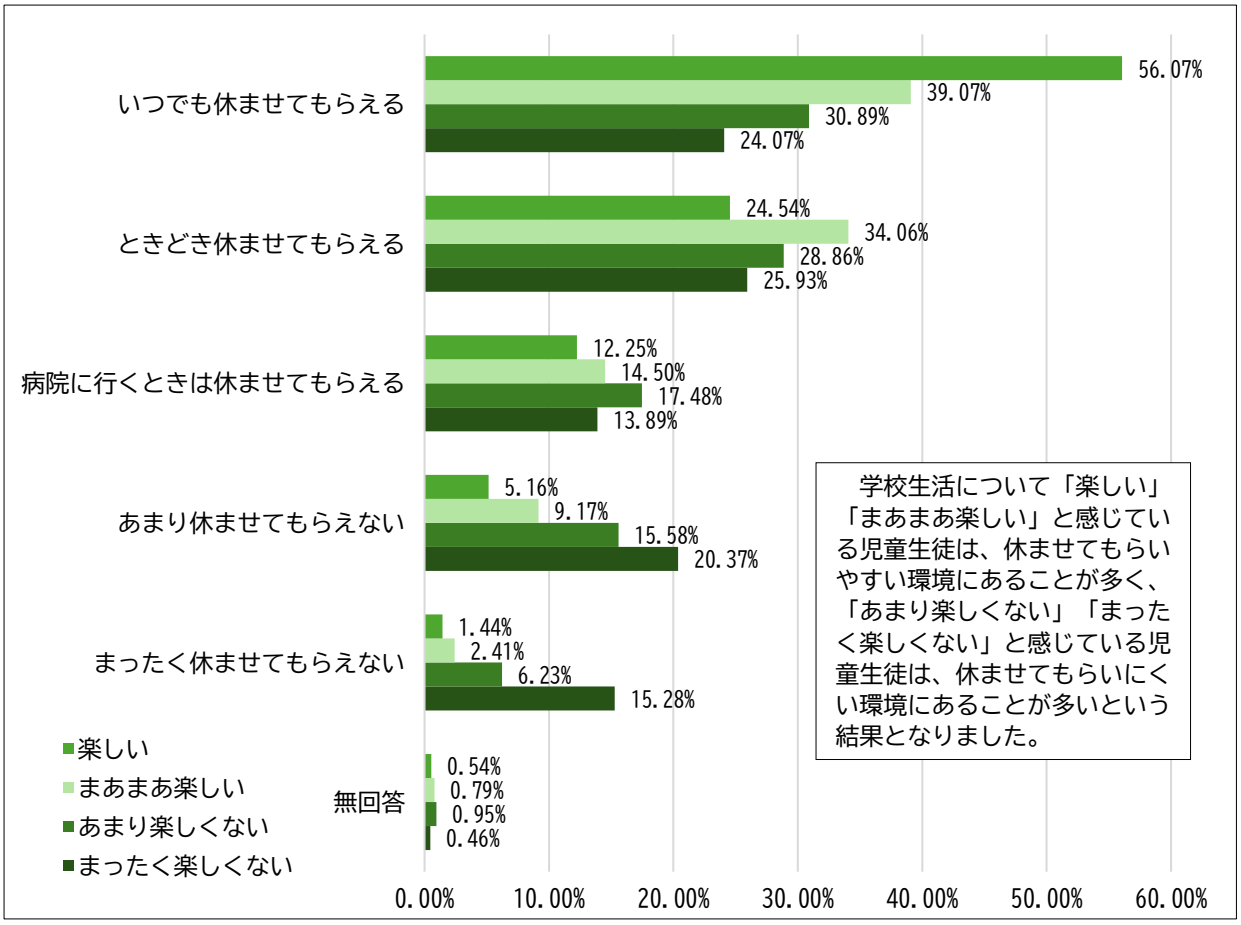


表 39　自分のために一番良いことを考えてくれていると思う大人が「いない」とだけ回答した割合（再掲）

	小学４年生～６年生	中学１年生～３年生	高校１年生～３年生	合計
「いない」だけを選択した児童生徒	0%	4.17%	3.41%	2.14%

図 80　学校を休ませてもらえるかどうかについて（学校での生活の感じ方ごとの集計）



これらのアンケート結果は、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の権利を大人がどのように尊重していくのかについて、考える必要があることを示しています。

また、こどもまんなか社会について考えるワークショップに参加したこどもとその保護者を対象に実施したアンケートでは、こどもまんなか社会について聞いたことがあるこどもは3.16%、保護者は7.66%という結果でしたが、こどもまんなか社会に魅力を感じるかどうかという設問では、こどもの82.08%、保護者の40.02%が「魅力を感じる」と回答しています。

このようなことから、こどもまんなか社会と、それを実現するためのこども・若者の権利について、より多くの市民が正しく理解し、実践につなげていくための取組が必要となっています。

■　施策の方向性

こども・若者の権利について、こども・若者自身と大人が理解し、こども・若者の権利を尊重する行動を促進するため、こども・若者や大人への周知啓発を図るとともに、こどもまんなか社会の趣旨に賛同する個人や団体・企業を増やすための取組を行います。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
こどもまんなか応援サポーターへの参加数（累計）	なし	100（人・者）
【出典】本市子ども青少年課による集計		

■　取組・事業

199	こども・若者の権利についての大人の理解と尊重の促進
概要	こども・若者の権利についての大人の理解や、こども・若者の権利を尊重する行動の促進のため、個人や団体・企業による「こどもまんなか応援サポーター」への参加を推進するほか、家庭や学校、地域などの様々な場でこども・若者に関わる大人に対し、男女共同参画や多様性に関する研修等の機会を活用し、こども・若者の権利に関する周知啓発を行います。
主な対象事業（再掲）	**こどもまんなか応援サポーター事業**
	こども・若者が幸福な生活を送るために、こども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「こどもまんなかアクション」に取り組む「こどもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。
	教育関係者向け男女共同参画推進研修
	児童生徒が性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、自分自身の働き方や暮らし方を考えることができるようにするため、指導的立場にある教員に向けた研修を開催します。
	進路選択のための保護者等向け事業への取組
	児童生徒の保護者が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な職業について知るための取組を行います。
	市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施
	行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を行います。

200	こども・若者の権利についてのこども・若者の理解と尊重の促進
概要	こども・若者の権利について、こども・若者自身の理解の向上を図るために、他者理解や多様性に関する出前講座等の機会を活用し、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、こども・若者の権利に関する周知啓発を行い、広く人権尊重の意識の向上を図ります。
主な対象事業（再掲）	**道徳教育の推進**
	道徳科の授業、児童会・生徒会活動、学校行事等の多様な教育活動において、いじめや差別、他者理解等に係る題材を扱い、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようにするとともに、他者の考えや意見を聴く機会を設け、教員による児童生徒への適切な評価や、教員と児童生徒が一緒に考え、議論することで、多様な意見を認め合うことの良さを感じ取らせる活動を展開します。
	児童生徒向け男女共同参画出前講座
	性別等に関わらず誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けた取組として、小・中学校等において、男女共同参画や人権に関連する出前講座を開催します。
	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進
	学校教育において、男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を行うなど、理解の促進と意識の形成を図ります。
	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等
	各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を行います。

基本施策５－２ こども・若者の意見表明の機会づくり

■　現状と課題

こども・若者に関することが決められ、行われるときに、「そのこども・若者にとって最もよいことは何か」という、こども・若者の最善の利益を第一に考えることが、子どもの権利条約の原則の一つとして掲げられています。

また、同時に、こども・若者が自分に関係のある事柄について自由に意見を表明することができ、大人がその意見をこども・若者の発達に応じて十分に考慮することも、子どもの権利条約の原則の一つとされています。しかし、これまで、こども・若者に関することを大人が決める際に、こども・若者が意見を表明する機会をつくることや、大人がその意見を考慮することは、あまり重要なこととして認識されていない現状にあります。

本市が小学校高学年から高校生までを対象に実施したアンケートでは、こども・若者の意見表明の機会に関して、次のような結果が出ています。

図 81　自分が関係する決まりやルールについての意見発表の経験の有無と参加意欲について

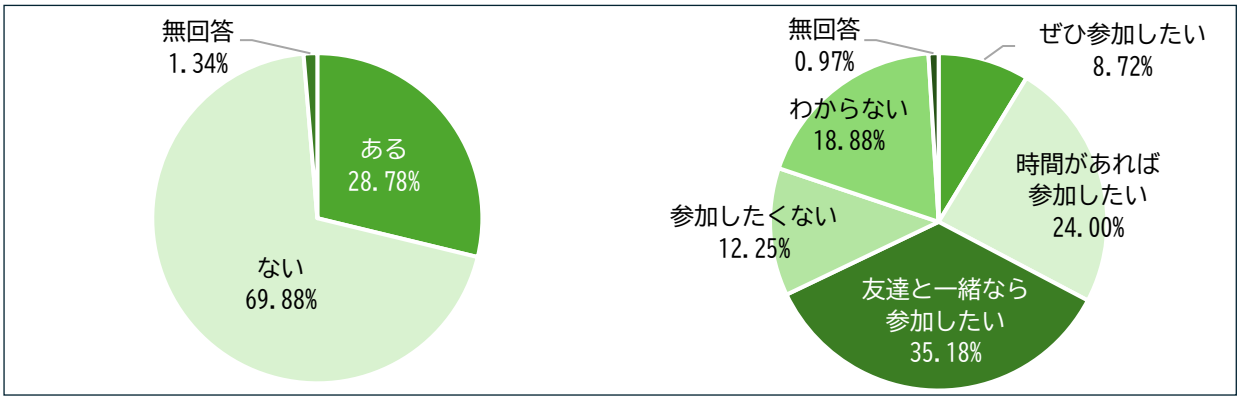
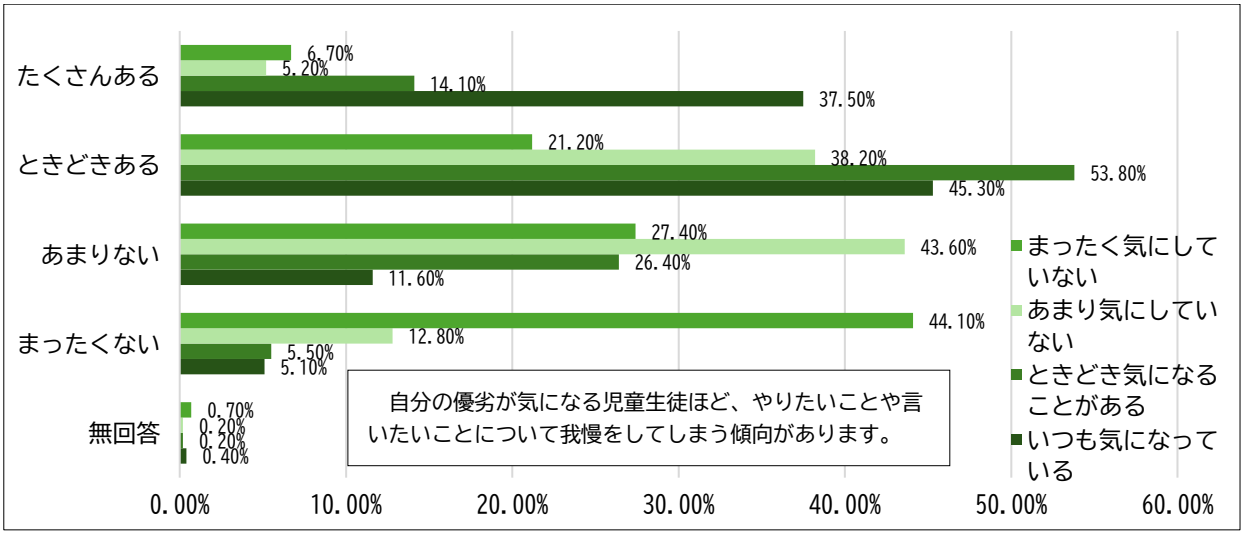


図 82　周りの目が気になって我慢することがあるかについて（自分の優劣の感じ方ごとの集計）



これらの結果を踏まえ、こども・若者の身近なテーマに関し、こども・若者にとって身近な場所で、自分の考えや意見を自由に表明する機会がつくられるように、また、大人がこどもの意見をきちんと聴き、その意見を尊重し、応えるための取組を進めていく必要があります。

■　こども・若者の意見

こどもたちからは、こどもが意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、こどもたちが考えていることを大人が受け止められるようになることや、こどもたちが大人と一緒になって、社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られることが必要であるという意見が出されました。

また、その際に、こどもが固定観念や価値観を押し付けられないようにするためには、親や周りの大人がこどもの意見をきちんと聴き、互いに尊重し合えるように大人が変わっていくことや、大人とこどもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在がいることなどが必要であるという意見もあります。

■　施策の方向性

こども・若者が、まちづくりやこども・若者の居場所づくりなどに参画し、意見を出し合いながら、主体的に取り組む活動を促進するとともに、こども・若者が、地域での活動やこどもが関わる施設等における活動に主体的に参加することができる機会の創出を図ります。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
こどもミライクラフトの取組件数	なし	５件

【出典】本市子ども青少年課による集計

■　取組・事業

201	まちづくりへのこども・若者の参加の促進
概要	こども・若者が、まちづくりについて考える機会やこども・若者の居場所づくりなどに参加し、意見を出し合いながら主体的に取り組む活動を活性化するとともに、こども・若者の自己肯定感や豊かな情操を育む取組を行う市民や企業・団体の活動を支援します。
主な対象事業（再掲）	**子ども未来基金事業［こどもミライクラフト］**
	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置した「子ども未来基金」を活用し、こども・若者グループが主体的に取り組むまちづくりに関する活動に補助を行うとともに、活動をサポートし、こども・若者がまちづくりに参画する機会を創出します。
	子ども未来基金事業［居場所づくり］
	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、こども・若者が自己肯定感や豊かな情操を育むことができるような居場所づくりのために市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、活動に補助を行います。
	新たなこどもの居場所づくり
	こども・若者が主体となって、遊びや学び、体験等を行うことができる場所を、こども・若者からの意見を聴きながら、こどもミライクラフト等による取組を通じて創出します。
	こどもまんなか応援サポーター事業
	こども・若者が幸福な生活を送るために、こども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「こどもまんなかアクション」に取り組む「こどもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。

202	地域における活動へのこども・若者の参加の促進
概要	こども・若者が大人たちと一緒に行う地域での活動や、児童センター、こども食堂などの施設等におけるイベントの企画や、ルール作り等へのこども・若者の主体的な参加の機会の創出を図るとともに、取組事例についての周知を通じて、広く子どもの参加を促進します。
主な対象事業（再掲）	**教育振興運動** 教育振興運動地区別集会、中学生リーダー育成研修会及び実践研修会を通して、各小・中学区の教育振興協議会の取組等の交流を図りながら、児童生徒、家庭、地域社会、学校及び行政の五者の連携を深め、教育振興運動の更なる充実を図ります。 **児童館管理運営事業** こどもの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、こどもに健全な遊びを提供する屋内型の児童厚生施設である児童館・児童センターの管理運営を行います。 児童館・児童センターは、全ての小学校区に設置されており、こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、誰でも利用できる施設として運営し、就労等の理由により昼間に保護者が家庭にいない世帯におけるこどもの放課後の居場所を提供するとともに、地域における児童福祉活動の拠点施設としての役割を果たします。 **こども食堂支援事業** こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。 こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。 **少年指導員事業** 子ども会・子ども会育成会活動を通じて、こどもが社会性を身につけるための支援をするボランティアである少年指導員を養成し、本の読み聞かせやクラフト、映画会、野外活動、リーダー養成などの担い手としての活動を行います。 **二十歳のつどい** 人生の節目である二十歳に達した市民の新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの認識や、本市の未来を支える市民としての自覚を喚起し、社会への参加意識を高めることを目的に、二十歳の式典を開催します。

基本施策５－３ 権利侵害の防止と侵害からの救済

■　現状と課題

子どもの権利条約は、全てのこども・若者の命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される「生命、生存及び発達に対する権利」と、こども・若者自身や、親の人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況などのどんな理由でも差別されない「差別の禁止」を原則として掲げています。

こども・若者の日々の暮らしにおいて、病院に行かせてもらえない、調子が悪い時に休ませてもらえない、勉強や遊びのための時間がないなどの、身体的な幸福を妨げる状況や、周りの人たちとなじめない、周りの目が気になる、不安や悩みを相談できる人が周りにいないなどの、精神的な幸福を妨げる状況は、こども・若者の権利の侵害と深い関わりがあります。

特に、児童虐待やヤングケアラー、いじめの問題、さらに、虐待やいじめを受けていることに気付いている周りの人が何もしないことや、こどもの意見や考えを大人が大切にしないことによる状況の悪化、そして、不安や悩みを誰にも相談できずにこども・若者が孤立し、自傷行為や自殺を選んでしまうことは、こども・若者の権利の深刻な侵害です。

本市が小学校高学年から高校生までを対象に実施したアンケートでは、こども・若者の精神的な幸福を妨げる状況に関して、次のような結果が出ています。

図 83　家の手伝いなどのために自分の時間が足りなくなっているかどうかについて

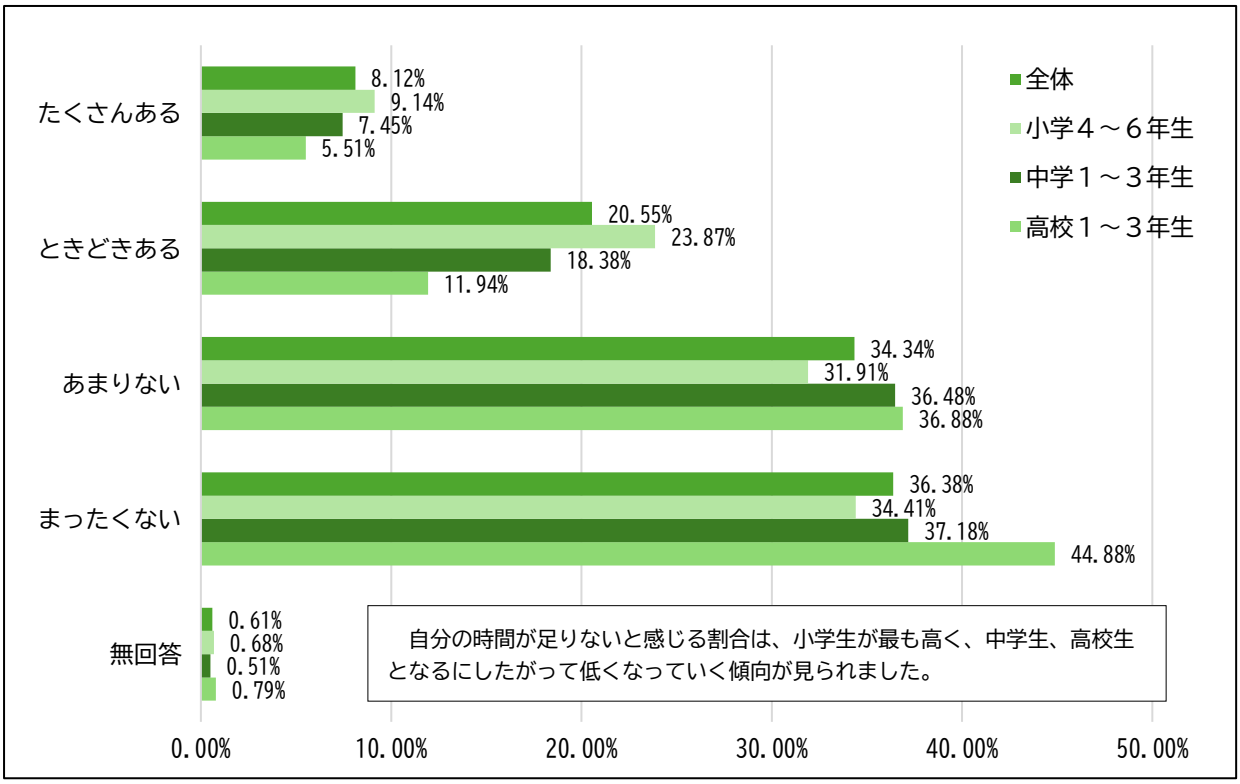
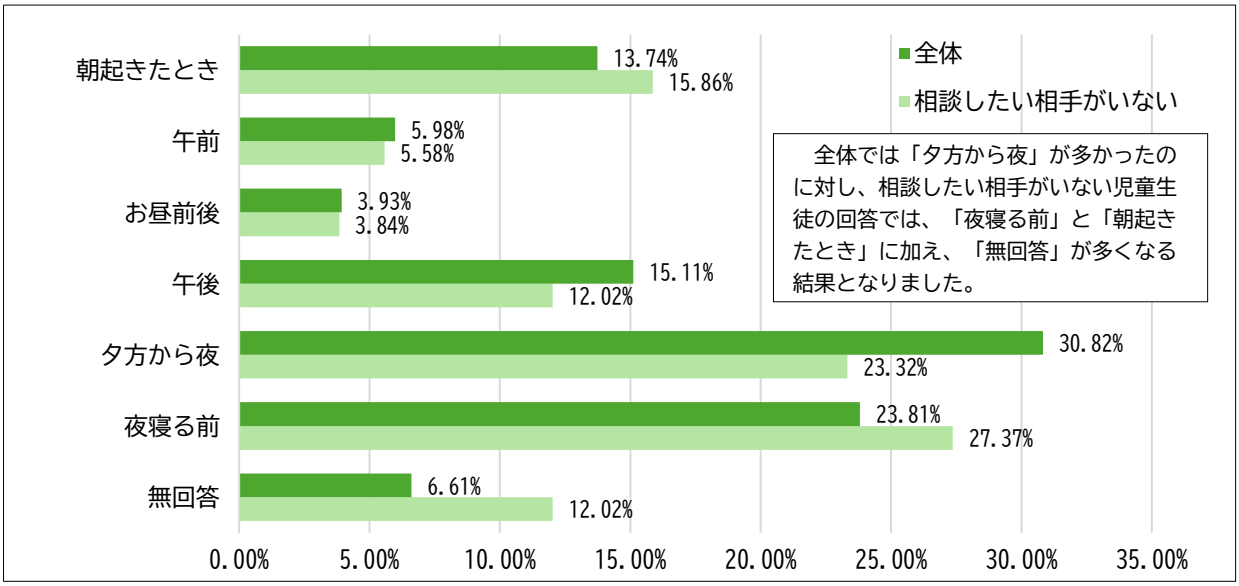


図 84　気分が落ち込んだり誰かに相談したいと思う時間帯について



こども・若者の一人ひとりの権利が大切にされることと、その権利が侵害されたときに救済されることは、こども・若者の権利保障において表裏一体の関係にあるといえます。こども・若者が互いの権利を尊重する意識の向上を図り、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむこども・若者に対しては迅速な救済を図ることが必要です。

■　こども・若者の意見

困難な状況からこども・若者が守られるために必要なことについて、こどもたちからは、困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくることや、困難に直面した場合の乗り越え方について知る機会や考える機会が得られることのほか、自分が助けを求めやすくなるとともに、他の人の助けてほしい気持ちを受け取ることができるようになることが必要であるという意見が出されています。

■　施策の方向性

こども家庭センターのこども相談室などの相談窓口において、いじめや児童虐待等のこども・若者の権利侵害に関する相談を受け、権利侵害からの救済のための支援につなげることができるように、相談しやすい体制づくりを進め、一人ひとりのこども・若者に寄り添った支援を行います。

さらに、権利侵害の防止のため、関係機関との連携により、こども・若者の置かれている環境を改善するための体制の見直しや、こども・若者や保護者等の様々な不安や負担の軽減に取り組むとともに、個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を図ります。

■　目標指標

指　　標	Ｒ５現状値	R11目標値
こども相談室の認知率	なし （令和６年度に開始した事業のため）	70%
【出典】本市こども相談室による集計		
認知したいじめが解消した割合	小学校　98.8% 中学校　98.2%	小学校　100% 中学校　100%
【出典】岩手県教育委員会による調査		
虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率	96.3%	100%
【出典】本市こども家庭センターによる集計		

■　取組・事業

203	権利侵害に関する相談・支援と救済のための体制の構築
概要	いじめや児童虐待等のこども・若者の権利侵害に関する相談を受け、権利侵害からの救済のための支援を行う主体を確立するとともに、身の回りで悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることができるゲートキーパー等の主体の充実を図ります。
主な対象事業（再掲）	**こども相談事業**
	こどもの抱える多面的な問題に対応できるよう、学校外からのアプローチを行うため、児童の心理やソーシャルワークに精通した専門職等による「こども相談室」において、児童や生徒などからのいじめに関する相談のほか、ヤングケアラーなどの家庭の悩み、友人関係等、こどもの悩み全般の相談に対応します。
	青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分）
	不登校やひきこもり、家族関係、発達障がいなどの青少年が抱える問題について、電話や来所による相談を受け、もりおかユースネットの登録団体等と連携しながら支援を行います。
	青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）
	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性のほか、配偶者からの暴力、人身取引やストーカーの被害者からの電話や来所による相談を受け、県の女性相談支援センターや児童相談所、もりおか女性センター等と連携を図りながら助言や支援を行います。
	子ども発達相談支援事業
	障がいを持つこどもから、発達面で課題を持つなど「障がいが気になる」段階のこどもまで含めた総合的な相談窓口として、電話や来所による相談に対し、必要に応じ関係機関と連携しながら対応するほか、保育所・幼稚園等への巡回訪問支援を行います。

主な対象事業（再掲）	**精神保健福祉相談**
	精神科医師による面接相談や、保健師、精神保健相談員による随時相談など、若者やその家族のこころの相談を行います。
	重層的支援体制整備事業
	属性や年代を問わず、福祉に関する相談を受け止める「まるごとよりそいネットワークもりおか」を運営するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化によって単独の相談支援機関による対応が困難なケースの課題の解決を図るために、包括的な支援体制の下で多分野の専門家がチームで支援を行います。
	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
	ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため、主に小・中学生を対象に、困った時に助けを求める行動がとれるように、「ＳＯＳの出し方教室」や、保護者や教職員に向けて「ＳＯＳの受け止め方」に関する研修会を随時行います。 また、心のサポーター（精神疾患についての正しい知識を持ち、身近な人に対し、傾聴を中心として手助けをする人）を養成するため、子育て世帯を含む市民や、こども・若者に接する機会がある方などの関係者に向けた研修会を行います。
	見守り協定
	市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、電気、ガス、新聞販売店等の事業者と、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定（見守り協定）」を締結し、普段の業務の中で異変を把握したときや、支援を必要とする者を把握したときに、支援につなげることができる体制を確保します。
	児童委員活動事業
	児童委員が、市内各区域において、児童及び妊産婦の生活や取り巻く環境の状況把握、福祉保健サービスを適切に管理するために必要な情報の提供、その他援助及び指導を行います。また、主任児童委員が、児童福祉に関係する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員活動に対する援助及び協力を行います。 また、主任児童委員・児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行います。

204	**権利侵害の防止のための体制の構築**
概要	こども・若者が、いじめや児童虐待などの権利侵害を受けることを防止するために、学校や地域、関係機関との連携のもと、こども・若者の置かれている環境を改善するための体制の見直しや、こども・若者や保護者等の様々な不安や負担を軽減するための支援を行うほか、障がいや国籍、性別を始めとする個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を進めます。
主な対象事業（再掲）	**道徳教育の推進**
	道徳科の授業、児童会・生徒会活動、学校行事等の多様な教育活動において、いじめや差別、他者理解等に係る題材を扱い、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようにするとともに、他者の考えや意見を聴く機会を設け、教員による児童生徒への適切な評価や、教員と児童生徒が一緒に考え、議論することで、多様な意見を認め合うことの良さを感じ取らせる活動を展開します。
	いじめ問題対策
	各学校が「いじめ問題への取組チェックリスト」により自校の取組について点検を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。また、教育委員会内に「対策チーム」を立ち上げ、定期又は臨時に会議を行い、各学校の取組について情報共有しながら、チームとして各学校を支援します。 また、こどもが悩んでいることや困っていることについて、こども相談室と情報共有し、状況に応じて、こども相談室と教育委員会が連携し、学校に対して解決に向けた支援を行います。
	不登校対策推進事業
	校内教育支援センターをはじめとする各学校の指導体制の充実・強化に取り組むほか、ひろばモリーオ（教育支援センター）の教育相談員等によるアウトリーチ型支援、「盛岡市不登校対策マニュアル」の活用促進など、各学校の不登校対策を支援します。また、フリースクール等の民間施設との連携も図りながら、不登校児童生徒の居場所づくりを推進します。
	妊娠ＳＯＳ相談
	予期せぬ妊娠等により不安や妊娠継続への葛藤を抱える妊婦が、孤立せずに適切な時期に必要な支援が受けられるように、保健師等による妊娠ＳＯＳ相談を行うとともに、相談窓口（にんしんＳＯＳいわて）の周知を行います。 また、特定妊婦の可能性がある方に対し、面談・訪問等により状況を伺うとともに、必要に応じて産科婦人科等医療機関への同行支援や、初回受診料等の助成を行います。
	児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）
	支援対象児童等（要保護児童、要支援児童及び特定妊婦）に対する支援について、盛岡市要保護児童対策地域協議会を通して、構成機関間で必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。

主な対象事業（再掲）	**利用者支援事業（こども家庭センター型）**
	子ども家庭支援員等による虐待対応を含む児童福祉の相談等と、保健師等による母子保健の相談等を行うとともに、統括支援員を中心として、子ども家庭支援員や保健師が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を行います。
	養育支援訪問事業
	育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、育児支援や簡単な家事等の援助、養育に関する指導、助言等を行います。
	子育て世帯訪問支援事業
	食事や衛生状態に課題を抱える家庭のうち、他の制度による家事援助サービスが利用できない家庭に、食事の準備や衣類の洗濯、掃除などを行う訪問支援を行います。
	母子健康手帳交付・妊婦相談事業
	こども家庭センター等の窓口で、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票等を交付します。また、交付の際に、妊娠中の健康管理について、保健師等による相談や支援を行います。
	妊婦健康診査事業
	妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、産科医療機関等において受診した妊婦健診 14 回分と子宮がん健診１回分について助成を行います。
	妊産婦等包括相談支援事業
	出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援により、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。
	産婦健康診査事業
	産後うつの予防や新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の２週間後と１か月後における産婦健康診査２回分の費用を助成します。
	乳幼児健康診査事業
	１歳６か月児、３歳児を対象とする集団健診と、１～２か月児、３～４か月児、６～７か月児、９～10 か月児、１歳児、１歳６か月児、２歳児、３歳児を対象とする医療機関での個別健診（１歳６か月児と３歳児は二次健診）を行い、こどもの疾病や、発育発達・育児環境上の問題の早期発見につなげます。 また、健康診査の結果、発育発達において要支援となったこどもとその保護者を対象に、精神発達専門員による個別相談（ちびっこ相談）を行います。
	乳児家庭全戸訪問事業
	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、妊娠経過、分娩状況、出生時の状況、母子の現在の状況、育児環境、新生児聴覚検査結果、母親の産後のうつ傾向等の状況を確認するとともに、必要に応じた情報提供や支援を行います。

主な対象事業（再掲）	**子育て相談**
	身体計測や、育児相談、心身の発育・発達相談、栄養相談、歯科相談などの保健師・栄養士等による保健指導や個別相談を、市保健所、玉山総合福祉センター等で毎月開催します。
	性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
	妊娠・出産・育児及び性や生殖に関する悩みや健康に対する不安を持つ方が、助産師や保健師に気軽に相談できる専用電話を設置します。

第４章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

１ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について

市町村は、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、５年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域及び需給量について定めることとされています。

本市では、この章を本市の子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」として位置づけ、教育・保育提供区域を設定するとともに、量の見込み及び確保対策を定めます。

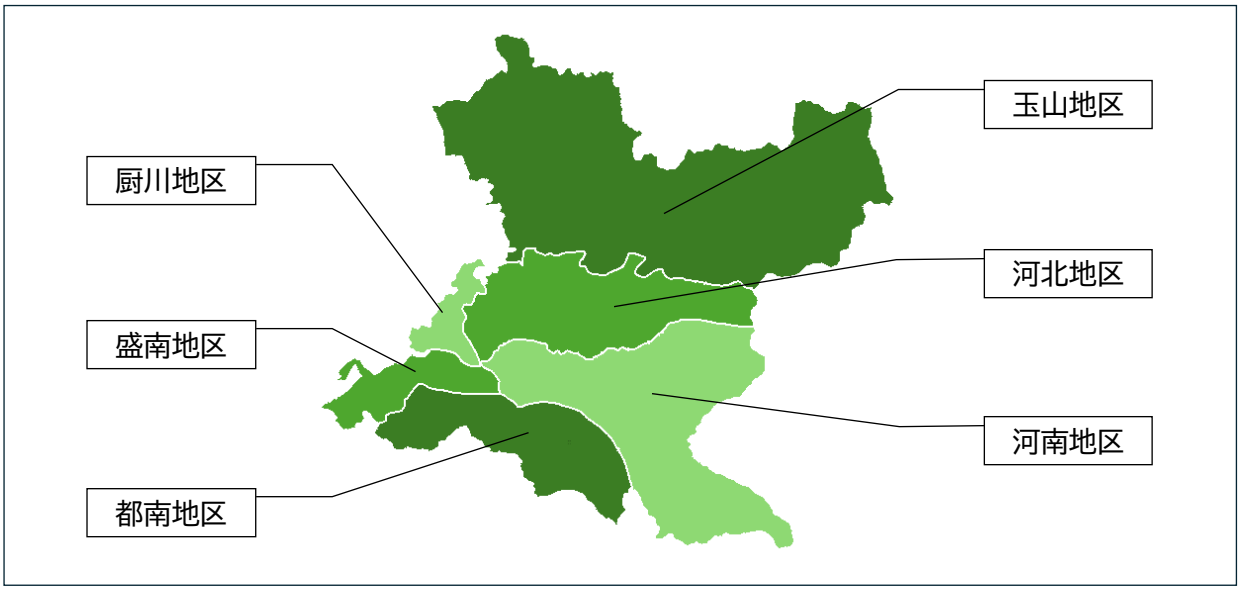
２ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域として市町村が定めることとされている区域です。この区域の区分は、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のサービスの提供体制を設定する単位となります。

本市では、各事業につき、その特性に応じて、次の３つの種類の区域を教育・保育提供区域として定めます。

① 都南地域及び玉山地域の各区域並びに盛岡地域を河北、河南、厨川、盛南の４地区に分割した区域（６地区）
② 小学校区の区分（40地区）
③ 市全域（１地区）

図 85　教育・保育提供区域における６地区の区分



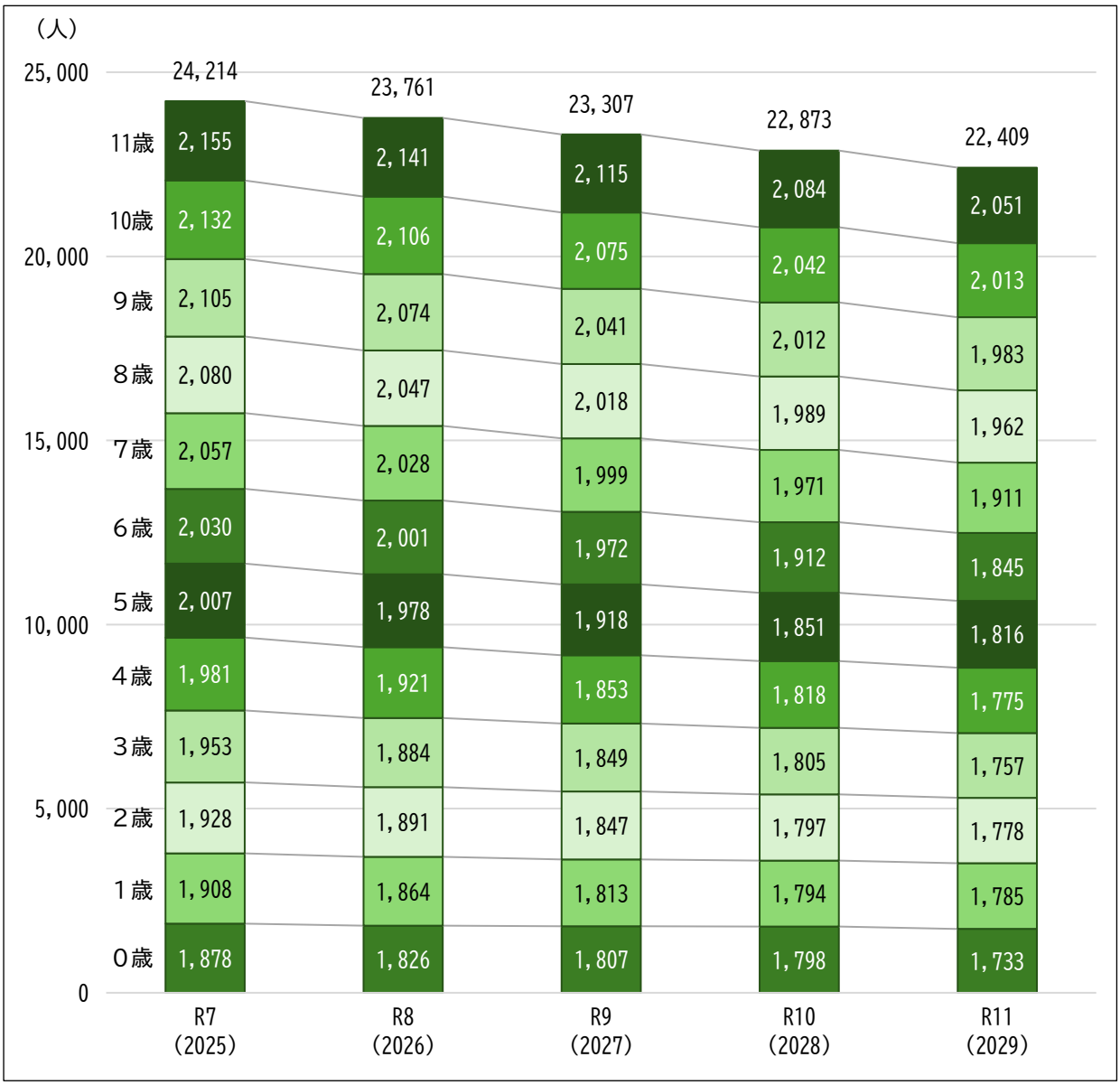
Point「量の見込み」とは？

量の見込みとは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のそれぞれのサービスが、どれだけ必要とされているかについての見込みのことをいいます。

本市では、各サービスのニーズを把握するために、乳幼児期（０～５歳）・学童期（６～11歳）のこどもが属する世帯から無作為抽出した10,870世帯に対してニーズ調査を実施し、令和６年（2024年）の２月から３月までの期間に、合計4,091名の保護者から、各サービスの利用の実態や希望のほか、保護者の就業状況に関する現状や、今後の希望についての回答を得ました。

この回答を基に、国が示す量の見込みの算出等の考え方を踏まえ、各世帯を類型化するとともに、各サービスの利用意向率等を世帯類型別に算出し、本計画期間における人口推計の結果と掛け合わせて、量の見込みを算出しています。

図 86　計画期間における乳幼児期（０～５歳）・学童期（６～11歳）のこどもの人口推計



資料：市子ども青少年課作成（本市総合計画の推計人口をベースとしたコーホート変化率法による推計）

３ 教育・保育の提供体制（量の見込みと確保方策）

(1) 教育・保育の提供を受けることができるこどもの区分

教育・保育とは、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業において、小学校に就学する前のこどもに対して提供されるサービスのことをいいます。年齢や保育の必要の有無により、受けることができるサービスの種類が異なります。

表 74　教育・保育の提供に関する小学校に就学する前のこどもの区分

認定区分	年齢等	保育の必要性	主な利用施設
１号認定こども	満３歳以上	保育の必要がない	幼稚園、認定こども園
２号認定こども	３～５歳クラス	保育の必要性の認定を受けた	保育所、認定こども園
３号認定こども	０～２歳クラス		保育所、認定こども園、地域型保育事業

表 75　教育・保育の種類と対応する認定区分

事業名		概要	認定区分
幼稚園		小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設	１号認定こども
保育所		就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	２号認定こども ３号認定こども
認定こども園		幼稚園と保育所が一体となり、幼児教育と保育の両方を提供する施設	[教育]１号認定 [保育]２号認定こども ３号認定こども
地域型保育事業	小規模保育事業	保育を必要とする０～２歳児を保育所よりも少人数の単位で保育する事業	３号認定こども
	家庭的保育事業	保育を必要とする０～２歳児を居宅等で保育する事業	３号認定こども
	事業所内保育事業	保育を必要とする０～２歳児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業	３号認定こども

(2) 教育・保育の提供体制についての基本的な考え方

教育・保育については、こどもの送迎に園バスや自家用車などを使用することが多いため、市内を６地区（河北、河南、厨川、盛南、都南、玉山）に分割した区域を提供区域とします。なお、この区分は、本市において待機児童数を算出する際の地域区分と、同一の区分です。

教育・保育の量の見込みと確保方策は、提供区域である６つの地区ごとに、(1) の区分に応じて定めます。

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

■　市全域の教育の量の見込みと確保方策

市全域の教育・保育量の見込みと確保方策は、次の表のとおりです。なお、詳細な内容については、認定区分ごと及び地区ごとに記載します。

表 76　市全域の教育・保育の量の見込みと確保方策

（単位：人）

年齢等		区分	Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
教育（1号・2号）	満3歳以上	**量の見込み(①)**	**1,842**	**1,793**	**1,744**	**1,698**	**1,660**
		１号認定	1,347	1,311	1,275	1,242	1,214
		２号認定（教育希望）	495	482	469	456	446
		確保方策(②)	**2,183**	**2,136**	**2,103**	**2,060**	**2,022**
		特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園１号）	1,907	1,870	1,844	1,807	1,774
		確認を受けない幼稚園	276	266	259	253	248
		差(②－①)	**341**	**343**	**359**	**362**	**362**
保育（2号）	3～5歳クラス	**量の見込み(③)**	**4,011**	**3,906**	**3,796**	**3,700**	**3,615**
		２号認定（保育）	3,543	3,450	3,354	3,268	3,194
		２号認定（教育希望）	468	456	442	432	421
		確保方策(④)	**4,133**	**4,080**	**4,005**	**3,923**	**3,855**
		特定教育・保育施設	4,093	4,040	3,965	3,883	3,815
		企業主導型保育	40	40	40	40	40
		差(④－③)	**122**	**174**	**209**	**223**	**240**
保育（3号）	0歳児	**量の見込み(⑤)**	**727**	**707**	**699**	**696**	**671**
		確保方策(⑥)	**919**	**899**	**892**	**891**	**864**
		特定教育・保育施設	760	742	736	735	713
		地域型保育事業	117	115	114	114	110
		企業主導型保育	42	42	42	42	41
		差(⑥－⑤)	**192**	**192**	**193**	**195**	**193**
	1歳児	**量の見込み(⑦)**	**1,289**	**1,260**	**1,226**	**1,212**	**1,207**
		確保方策(⑧)	**1,196**	**1,196**	**1,188**	**1,186**	**1,185**
		特定教育・保育施設	1,009	1,009	1,002	1,000	999
		地域型保育事業	139	139	138	138	138
		企業主導型保育	48	48	48	48	48
		差(⑧－⑦)	**△ 93**	**△ 64**	**△ 38**	**△ 26**	**△ 22**
		定員の弾力化	**93**	**64**	**38**	**26**	**22**
	2歳児	**量の見込み(⑨)**	**1,191**	**1,169**	**1,142**	**1,112**	**1,099**
		確保方策(⑩)	**1,353**	**1,331**	**1,302**	**1,269**	**1,255**
		特定教育・保育施設	1,143	1,123	1,098	1,070	1,057
		地域型保育事業	163	161	157	153	152
		企業主導型保育	47	47	47	46	46
		差(⑩－⑨)	**162**	**162**	**160**	**157**	**156**
全体		**保育利用率（⑪／⑫）**	**56.1%**	**56.2%**	**56.1%**	**56.0%**	**56.2%**
		量の見込み（⑪）	**3,207**	**3,136**	**3,067**	**3,020**	**2,977**
		確保方策	**3,468**	**3,426**	**3,382**	**3,346**	**3,304**
		推計児童数（⑫）	**5,714**	**5,581**	**5,467**	**5,389**	**5,296**
		０歳児	1,878	1,826	1,807	1,798	1,733
		１歳児	1,908	1,864	1,813	1,794	1,785
		２歳児	1,928	1,891	1,847	1,797	1,778

■　市全域の教育の量の見込みと確保方策（各地区の合計）

教育の量の見込み（１号認定こども及び幼稚園または認定こども園での教育を特に希望する２号認定こどもについての量の見込み）は、本市が実施したニーズ調査結果に基づき、各年度の４月１日の見込みとして推計を行いました。なお、教育を特に希望する２号認定こどもは、幼稚園または認定こども園の利用ニーズを持っていることから、認定こども園を保育利用することでも利用ニーズを満たすため、認定こども園が設置されている地区については、保育の量の見込みにも含めるものとします。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における幼稚園及び認定こども園の１号認定こどもの利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。

提供体制に不足が生じる地区の教育の利用については、市全域の合計では提供体制に不足が生じないことから、他地区の幼稚園または認定こども園を利用することで提供体制の不足を解消できるものとします。

また、推計人口における就学前児童数は減少傾向であり、量の見込みも減少していくことから、提供体制と量の見込みにかい離が生じる年齢については、当該年齢において提供体制に不足が生じない範囲で利用定員数を減少させることによって調整を図ります。

表 77　教育の量の見込みと確保方策（市全域／１号認定こども・２号認定こども（教育希望））

（単位：人）

年齢等	区分	Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
満３歳以上	**量の見込み(①)**	**1,842**	**1,793**	**1,744**	**1,698**	**1,660**
	１号認定	1,347	1,311	1,275	1,242	1,214
	２号認定（教育希望）	495	482	469	456	446
	確保方策(②)	**2,183**	**2,136**	**2,103**	**2,060**	**2,022**
	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園１号）	1,907	1,870	1,844	1,807	1,774
	確認を受けない幼稚園	276	266	259	253	248
	差(②－①)	**341**	**343**	**359**	**362**	**362**

■　市全域の２号認定こどもの保育の量の見込みと確保方策（各地区の合計）

２号認定こどもの保育の量の見込みは、本市が実施したニーズ調査結果に基づき、各年度の４月１日の見込みとして推計を行いました。なお、教育を特に希望する２号認定こどもは、認定こども園を保育利用することでも利用ニーズを満たすため、保育の量の見込みにも含めるものとします。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。

提供体制に不足がある地区については、定員の弾力化による受入れにより対応します。

また、推計人口における就学前児童数が減少傾向であり、量の見込みも減少していくことから、提供体制と量の見込みにかい離が生じる年齢については、当該年齢において提供体制に不足が生じない範囲で利用定員数を減少させることで調整を図ります。

また、確保方策としては、令和６年（2024年）４月現在における各保育施設の利用定員の総数を維持する方針としておりますが、利用児童数の推移に応じて、適切な利用定員となるように対応しながら、計画期間を通して量の見込みに対応可能な提供体制を確保します。

表 78　保育の量の見込みと確保方策（市全域／２号認定こども（教育希望以外））

（単位：人）

年齢等	区分	Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
３～５歳クラス	**量の見込み(③)**	**4,011**	**3,906**	**3,796**	**3,700**	**3,615**
	２号認定（保育）	3,543	3,450	3,354	3,268	3,194
	２号認定（教育希望）	468	456	442	432	421
	確保方策(④)	**4,133**	**4,080**	**4,005**	**3,923**	**3,855**
	特定教育・保育施設	4,093	4,040	3,965	3,883	3,815
	企業主導型保育	40	40	40	40	40
	差(④－③)	**122**	**174**	**209**	**223**	**240**

■　市全域の３号認定こどもの保育の量の見込みと確保方策（各地区の合計）

３号認定こどもの保育の量の見込みは、本市が実施したニーズ調査結果に基づき、各年度の４月１日の見込みとして推計を行いました。ただし、０歳児については、育休制度の利用等により年度当初と年度末で利用者数に大きな差が生じることから、ニーズ調査結果における育休制度の利用状況を考慮し、年間の平均的な量の見込みとして推計を行いました。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。

提供体制に不足が生じる年齢については、定員弾力化による受入れにより対応します。

また、推計人口における就学前児童数が減少傾向であり、量の見込みも減少していくことから、提供体制と量の見込みにかい離が生じる年齢については、当該年齢において提供体制に不足が生じない範囲で利用定員数を減少させることで調整を図ります。

表 79　保育の量の見込みと確保方策（市全域／３号認定こども）

（単位：人）

年齢	区分	Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
０歳児	**量の見込み(⑤)**	**727**	**707**	**699**	**696**	**671**
	確保方策(⑥)	**919**	**899**	**892**	**891**	**864**
	特定教育・保育施設	760	742	736	735	713
	地域型保育事業	117	115	114	114	110
	企業主導型保育	42	42	42	42	41
	差(⑥－⑤)	**192**	**192**	**193**	**195**	**193**
１歳児	**量の見込み(⑦)**	**1,289**	**1,260**	**1,226**	**1,212**	**1,207**
	確保方策(⑧)	**1,196**	**1,196**	**1,188**	**1,186**	**1,185**
	特定教育・保育施設	1,009	1,009	1,002	1,000	999
	地域型保育事業	139	139	138	138	138
	企業主導型保育	48	48	48	48	48
	差(⑧－⑦)	**△ 93**	**△ 64**	**△ 38**	**△ 26**	**△ 22**
	定員の弾力化	**93**	**64**	**38**	**26**	**22**
２歳児	**量の見込み(⑨)**	**1,191**	**1,169**	**1,142**	**1,112**	**1,099**
	確保方策(⑩)	**1,353**	**1,331**	**1,302**	**1,269**	**1,255**
	特定教育・保育施設	1,143	1,123	1,098	1,070	1,057
	地域型保育事業	163	161	157	153	152
	企業主導型保育	47	47	47	46	46
	差(⑩－⑨)	**162**	**162**	**160**	**157**	**156**
全体	**保育利用率（⑪／⑫）**	**56.1%**	**56.2%**	**56.1%**	**56.0%**	**56.2%**
	量の見込み（⑪）	**3,207**	**3,136**	**3,067**	**3,020**	**2,977**
	確保方策	**3,468**	**3,426**	**3,382**	**3,346**	**3,304**
	推計児童数（⑫）	**5,714**	**5,581**	**5,467**	**5,389**	**5,296**
	０歳児	1,878	1,826	1,807	1,798	1,733
	１歳児	1,908	1,864	1,813	1,794	1,785
	２歳児	1,928	1,891	1,847	1,797	1,778

■　河北地区

河北地区には、令和７年（2025年）４月時点見込みで、私立保育所６施設、市立保育所１施設、認定こども園11施設、地域型保育事業所６施設、私立幼稚園２施設、市立幼稚園１施設、企業主導型保育施設４施設があります。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。提供体制に不足が生じる保育利用の１歳児及び３歳児から５歳児までについては、定員弾力化による受入れにより対応します。

表 80　量の見込みと確保方策（河北地区）

（単位：人）

区分			Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
教育（1号・2号）	満3歳以上	**量の見込み(①)**	**426**	**413**	**403**	**393**	**385**
		１号認定	313	304	297	289	284
		２号認定（教育希望）	113	109	106	104	101
		確保方策(②)	**649**	**629**	**614**	**599**	**587**
		特定教育・保育施設	489	474	463	452	443
		確認を受けない幼稚園	160	155	151	147	144
		差(②－①)	**223**	**216**	**211**	**206**	**202**
保育（2号）	3歳～5歳	**量の見込み(③)**	**927**	**900**	**877**	**853**	**831**
		２号認定（保育）	814	791	772	750	730
		２号認定（教育希望）	113	109	105	103	101
		確保方策(④)	**917**	**917**	**894**	**870**	**848**
		特定教育・保育施設	904	904	881	857	835
		企業主導型保育	13	13	13	13	13
		差(④－③)	**△ 10**	**17**	**17**	**17**	**17**
		定員の弾力化	**10**	—	—	—	—
保育（3号）	0歳	**量の見込み(⑤)**	**167**	**163**	**161**	**159**	**155**
		確保方策(⑥)	**168**	**168**	**168**	**168**	**168**
		特定教育・保育施設	130	130	130	130	130
		地域型保育事業	21	21	21	21	21
		企業主導型保育	17	17	17	17	17
		差(⑥－⑤)	**1**	**5**	**7**	**9**	**13**
	1歳	**量の見込み(⑦)**	**297**	**289**	**281**	**279**	**279**
		確保方策(⑧)	**263**	**263**	**263**	**263**	**263**
		特定教育・保育施設	220	220	220	220	220
		地域型保育事業	25	25	25	25	25
		企業主導型保育	18	18	18	18	18
		差(⑧－⑦)	**△ 34**	**△ 26**	**△ 18**	**△ 16**	**△ 16**
		定員の弾力化	**34**	**26**	**18**	**16**	**16**

	２歳	**量の見込み(⑨)**	**272**	**267**	**261**	**253**	**250**
		確保方策(⑩)	**280**	**276**	**270**	**261**	**258**
		特定教育・保育施設	233	229	224	217	214
		地域型保育事業	27	27	26	25	25
		企業主導型保育	20	20	20	19	19
		差(⑩－⑨)	**8**	**9**	**9**	**8**	**8**
	全体	**保育利用率（⑪／⑫）**	**55.1%**	**55.2%**	**55.1%**	**55.0%**	**55.3%**
		量の見込み（⑪）	**736**	**719**	**703**	**691**	**684**
		確保方策	**711**	**707**	**701**	**692**	**689**
		推計児童数（⑫）	**1,335**	**1,302**	**1,276**	**1,257**	**1,236**
		０歳児	439	426	422	419	405
		１歳児	446	435	423	418	416
		２歳児	450	441	431	420	415

■　**河南地区**

河南地区には、令和７年（2025年）４月時点見込みで、私立保育所１施設、市立保育所１施設、認定こども園６施設、地域型保育事業所２施設、私立幼稚園２施設、国立幼稚園１施設、企業主導型保育施設１施設があります。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。提供体制に不足が生じる保育利用の１歳児及び３歳児から５歳児までについては、定員弾力化による受入れにより対応します。

表 81　量の見込みと確保方策（河南地区）

（単位：人）

区分			Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
教育（１号・２号）	満３歳以上	**量の見込み(①)**	**204**	**196**	**191**	**187**	**183**
		１号認定	150	144	140	138	135
		２号認定（教育希望）	54	52	51	49	48
		確保方策(②)	**341**	**327**	**318**	**312**	**306**
		特定教育・保育施設	225	216	210	206	202
		確認を受けない幼稚園	116	111	108	106	104
		差(②－①)	**137**	**131**	**127**	**125**	**123**
保育（２号）	３歳～５歳	**量の見込み(③)**	**438**	**426**	**413**	**402**	**392**
		２号認定（保育）	385	374	363	353	345
		２号認定（教育希望）	53	52	50	49	47
		確保方策(④)	**421**	**421**	**421**	**411**	**402**
		特定教育・保育施設	406	406	406	396	387
		企業主導型保育	15	15	15	15	15
		差(④－③)	**△ 17**	**△ 5**	**8**	**9**	**10**
		定員の弾力化	**17**	**5**	—	—	—

保育（３号）	０歳	**量の見込み(⑤)**	**80**	**77**	**76**	**76**	**74**
		確保方策(⑥)	**123**	**119**	**118**	**118**	**115**
		特定教育・保育施設	114	110	109	109	106
		地域型保育事業	6	6	6	6	6
		企業主導型保育	3	3	3	3	3
		差(⑥－⑤)	**43**	**42**	**42**	**42**	**41**
	１歳	**量の見込み(⑦)**	**140**	**137**	**134**	**132**	**131**
		確保方策(⑧)	**130**	**130**	**130**	**130**	**130**
		特定教育・保育施設	119	119	119	119	119
		地域型保育事業	6	6	6	6	6
		企業主導型保育	5	5	5	5	5
		差(⑧－⑦)	**△ 10**	**△ 7**	**△ 4**	**△ 2**	**△ 1**
		定員の弾力化	**10**	**7**	**4**	**2**	**1**
	２歳	**量の見込み(⑨)**	**129**	**126**	**123**	**120**	**118**
		確保方策(⑩)	**157**	**154**	**151**	**148**	**146**
		特定教育・保育施設	140	138	135	132	131
		地域型保育事業	10	10	10	10	10
		企業主導型保育	7	7	7	7	7
		差(⑩－⑨)	**28**	**28**	**28**	**28**	**28**
	全体	**保育利用率（⑪／⑫）**	**55.3%**	**55.4%**	**55.2%**	**55.2%**	**55.3%**
		量の見込み（⑪）	**349**	**340**	**333**	**328**	**323**
		確保方策	**410**	**403**	**399**	**396**	**391**
		推計児童数（⑫）	**631**	**614**	**603**	**594**	**584**
		０歳児	207	201	199	198	191
		１歳児	211	205	200	198	197
		２歳児	213	208	204	198	196

■　厨川地区

厨川地区には、令和７年（2025年）４月時点見込みで、私立保育所８施設、市立保育所２施設、認定こども園８施設、地域型保育事業所５施設、企業主導型保育施設１施設があります。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。提供体制に不足が生じる保育利用の１歳児については、定員弾力化による受入れにより対応します。

なお、滝沢市との協議により、滝沢市から盛岡市へ保育施設の広域利用として生じる保育の量の見込みを計画に含めるものとし、厨川地区にのみ計上しています。

表 82　量の見込みと確保方策（厨川地区）

（単位：人）

区分			Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
教育（１号・２号）	満３歳以上	**量の見込み(①)**	**372**	**360**	**354**	**343**	**333**
		１号認定	274	265	261	253	245
		２号認定（教育希望）	98	95	93	90	88
		確保方策(②)	**389**	**376**	**370**	**359**	**349**
		特定教育・保育施設	389	376	370	359	349
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		差(②－①)	**17**	**16**	**16**	**16**	**16**
保育（２号）	３歳～５歳	**量の見込み(③)**	**864**	**843**	**823**	**802**	**787**
		２号認定（保育）	707	688	670	652	639
		２号認定（教育希望）	97	95	93	90	88
		２号認定（広域利用）	60	60	60	60	60
		確保方策(④)	**971**	**947**	**925**	**901**	**884**
		特定教育・保育施設	970	946	924	900	883
		企業主導型保育	1	1	1	1	1
		差(④－③)	**107**	**104**	**102**	**99**	**97**
保育（３号）	０歳	**量の見込み(⑤)**	**153**	**148**	**147**	**147**	**141**
		２号認定（保育）	147	142	141	141	135
		２号認定（広域利用）	6	6	6	6	6
		確保方策(⑥)	**209**	**203**	**202**	**202**	**194**
		特定教育・保育施設	190	184	183	183	176
		地域型保育事業	15	15	15	15	14
		企業主導型保育	4	4	4	4	4
		差(⑥－⑤)	**56**	**55**	**55**	**55**	**53**
	１歳	**量の見込み(⑦)**	**274**	**267**	**263**	**258**	**257**
		２号認定（保育）	259	252	248	243	242
		２号認定（広域利用）	15	15	15	15	15
		確保方策(⑧)	**261**	**261**	**261**	**261**	**261**
		特定教育・保育施設	234	234	234	234	234
		地域型保育事業	23	23	23	23	23
		企業主導型保育	4	4	4	4	4
		差(⑧－⑦)	**△ 13**	**△ 6**	**△ 2**	**3**	**4**
		定員の弾力化	**13**	**6**	**2**	—	—
	２歳	**量の見込み(⑨)**	**262**	**257**	**252**	**245**	**244**
		２号認定（保育）	237	232	227	220	219
		２号認定（広域利用）	25	25	25	25	25
		確保方策(⑩)	**288**	**283**	**278**	**270**	**269**
		特定教育・保育施設	263	258	253	246	245
		地域型保育事業	24	24	24	23	23
		企業主導型保育	1	1	1	1	1
		差(⑩－⑨)	**26**	**26**	**26**	**25**	**25**
	全体	**保育利用率（⑪／⑫）**	**59.3%**	**59.4%**	**59.4%**	**59.3%**	**59.6%**
		量の見込み（⑪）	**689**	**672**	**662**	**650**	**642**
		確保方策	**758**	**747**	**741**	**733**	**724**
		推計児童数（⑫）	**1,162**	**1,132**	**1,114**	**1,096**	**1,077**
		０歳児	382	370	368	366	352
		１歳児	388	378	370	365	363
		２歳児	392	384	376	365	362

■　盛南地区

盛南地区には、令和７年（2025年）４月時点見込みで、私立保育所８施設、市立保育所１施設、認定こども園７施設、地域型保育事業所８施設、私立幼稚園１施設、市立幼稚園１施設、企業主導型保育施設３施設があります。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。提供体制に不足が生じる教育の利用については、他地区の幼稚園または認定こども園を利用することで提供体制の不足を解消できるものとします。提供体制に不足が生じる保育利用の１歳児及び３歳児から５歳児までについては、定員弾力化による受入れにより対応します。

表 83　量の見込みと確保方策（盛南地区）

（単位：人）

区分			R７年度（2025）	R８年度（2026）	R９年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）
教育（1号・2号）	満3歳以上	**量の見込み(①)**	**409**	**401**	**388**	**378**	**372**
		１号認定	301	295	285	278	274
		２号認定（教育希望）	108	106	103	100	98
		確保方策(②)	**371**	**371**	**371**	**371**	**371**
		特定教育・保育施設	371	371	371	371	371
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		差(②－①)	**△ 38**	**△ 30**	**△ 17**	**△ 7**	**△ 1**
		他地区の特定教育・保育施設	**38**	**30**	**17**	**7**	**1**
保育（2号）	3歳～5歳	**量の見込み(③)**	**890**	**868**	**840**	**820**	**799**
		２号認定（保育）	782	763	738	720	702
		２号認定（教育希望）	108	105	102	100	97
		確保方策（④）	**757**	**757**	**757**	**757**	**757**
		特定教育・保育施設	751	751	751	751	751
		企業主導型保育	6	6	6	6	6
		差(④－③)	**△ 133**	**△ 111**	**△ 83**	**△ 63**	**△ 42**
		定員の弾力化	**133**	**111**	**83**	**63**	**42**
保育（3号）	0歳	**量の見込み(⑤)**	**162**	**158**	**156**	**155**	**148**
		確保方策(⑥)	**202**	**197**	**194**	**193**	**184**
		特定教育・保育施設	146	142	140	139	133
		地域型保育事業	43	42	41	41	39
		企業主導型保育	13	13	13	13	12
		差(⑥－⑤)	**40**	**39**	**38**	**38**	**36**
	1歳	**量の見込み(⑦)**	**287**	**281**	**271**	**268**	**267**
		確保方策(⑧)	**252**	**252**	**252**	**252**	**252**
		特定教育・保育施設	189	189	189	189	189
		地域型保育事業	49	49	49	49	49
		企業主導型保育	14	14	14	14	14
		差(⑧－⑦)	**△ 35**	**△ 29**	**△ 19**	**△ 16**	**△ 15**
		定員の弾力化	**35**	**29**	**19**	**16**	**15**

	２歳	**量の見込み(⑨)**	**261**	**257**	**250**	**244**	**241**
		確保方策(⑩)	**294**	**290**	**282**	**276**	**272**
		特定教育・保育施設	221	218	212	207	204
		地域型保育事業	62	61	59	58	57
		企業主導型保育	11	11	11	11	11
		差(⑩－⑨)	**33**	**33**	**32**	**32**	**31**
	全体	**保育利用率（⑪／⑫）**	**55.4%**	**55.5%**	**55.3%**	**55.2%**	**55.2%**
		量の見込み（⑪）	**710**	**696**	**677**	**667**	**656**
		確保方策	**748**	**739**	**728**	**721**	**708**
		推計児童数（⑫）	**1,282**	**1,255**	**1,225**	**1,209**	**1,189**
		０歳児	421	411	405	404	389
		１歳児	428	419	406	402	401
		２歳児	433	425	414	403	399

■　**都南地区**

都南地区には、令和７年（2025年）４月時点見込みで、私立保育所５施設、市立保育所３施設、認定こども園９施設、地域型保育事業所７施設、企業主導型保育施設２施設があります。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。提供体制に不足が生じる教育の利用については、他地区の幼稚園または認定こども園を利用することで提供体制の不足を解消できるものとします。

表 84　量の見込みと確保方策（都南地区）

（単位：人）

区分			Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
教育（１号・２号）	満３歳以上	**量の見込み(①)**	**371**	**363**	**351**	**342**	**333**
		１号認定	273	267	258	252	245
		２号認定（教育希望）	98	96	93	90	88
		確保方策(②)	**363**	**363**	**363**	**354**	**345**
		特定教育・保育施設	363	363	363	354	345
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		差(②－①)	**△ 8**	**0**	**12**	**12**	**12**
		他地区の特定教育・保育施設	**8**	―	―	―	―
保育（２号）	３歳～５歳	**量の見込み(③)**	**804**	**785**	**761**	**742**	**727**
		２号認定（保育）	707	690	669	652	639
		２号認定（教育希望）	97	95	92	90	88
		確保方策（④）	920	898	871	849	832
		特定教育・保育施設	915	893	866	844	827
		企業主導型保育	5	5	5	5	5
		差(④－③)	**116**	**113**	**110**	**107**	**105**

保育（３号）	０歳	**量の見込み(⑤)**	**146**	**143**	**141**	**141**	**135**
		確保方策(⑥)	**194**	**190**	**188**	**188**	**181**
		特定教育・保育施設	157	154	152	152	146
		地域型保育事業	32	31	31	31	30
		企業主導型保育	5	5	5	5	5
		差(⑥－⑤)	48	47	47	47	46
	１歳	**量の見込み(⑦)**	259	254	246	244	243
		確保方策(⑧)	259	259	251	249	248
		特定教育・保育施設	216	216	209	207	206
		地域型保育事業	36	36	35	35	35
		企業主導型保育	7	7	7	7	7
		差(⑧－⑦)	**0**	**5**	**5**	**5**	**5**
	２歳	**量の見込み(⑨)**	**237**	**233**	**227**	**222**	**219**
		確保方策(⑩)	**300**	**295**	**288**	**282**	**279**
		特定教育・保育施設	252	248	242	237	234
		地域型保育事業	40	39	38	37	37
		企業主導型保育	8	8	8	8	8
		差(⑩－⑨)	**63**	**62**	**61**	**60**	**60**
	全体	**保育利用率（⑪／⑫）**	**55.4%**	**55.4%**	**55.3%**	**55.4%**	**55.5%**
		量の見込み（⑪）	**642**	**630**	**614**	**607**	**597**
		確保方策	**753**	**744**	**727**	**719**	**708**
		推計児童数（⑫）	**1,159**	**1,137**	**1,110**	**1,095**	**1,076**
		０歳児	381	372	367	365	352
		１歳児	387	380	368	365	363
		２歳児	391	385	375	365	361

■　**玉山地区**

玉山地区には、令和７年（2025年）４月時点見込みで、私立保育所５施設、市立幼稚園１施設があります。

確保方策としては、令和７年（2025年）４月１日における特定教育・保育施設等の利用定員数を基本として提供体制の確保を進めます。提供体制に不足が生じる保育利用の１歳児については、定員弾力化による受入れにより対応します。

表 85　量の見込みと確保方策（玉山地区）

（単位：人）

区分			Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
教育（１号・２号）	満３歳以上	**量の見込み(①)**	**60**	**60**	**57**	**55**	**54**
		１号認定	36	36	34	32	31
		２号認定（教育希望）	24	24	24	23	23
		確保方策(②)	**70**	**70**	**67**	**65**	**64**
		特定教育・保育施設	70	70	67	65	64
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		差(②－①)	**10**	**10**	**10**	**10**	**10**

保育（２号）	３歳～５歳	**量の見込み(③)**	**88**	**84**	**82**	**81**	**79**
		２号認定（保育）	88	84	82	81	79
		２号認定（教育希望）	0	0	0	0	0
		確保方策(④)	**147**	**140**	**137**	**135**	**132**
		特定教育・保育施設	147	140	137	135	132
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
		差(④－③)	**59**	**56**	**55**	**54**	**53**
保育（３号）	０歳	**量の見込み(⑤)**	**19**	**18**	**18**	**18**	**18**
		確保方策(⑥)	**23**	**21**	**21**	**21**	**21**
		特定教育・保育施設	23	21	21	21	21
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
		差(⑥－⑤)	**4**	**4**	**4**	**4**	**4**
	１歳	**量の見込み(⑦)**	**32**	**32**	**31**	**31**	**30**
		確保方策(⑧)	**31**	**31**	**31**	**31**	**31**
		特定教育・保育施設	31	31	31	31	31
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
		差(⑧－⑦)	**△ 1**	**△ 1**	**0**	**0**	**1**
		定員の弾力化	**1**	**1**	**0**	**0**	**―**
	２歳	**量の見込み(⑨)**	**30**	**29**	**29**	**28**	**27**
		確保方策(⑩)	**34**	**33**	**33**	**32**	**31**
		特定教育・保育施設	34	33	33	32	31
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
		差(⑩－⑨)	**4**	**4**	**4**	**4**	**4**
	全体	**保育利用率（⑪／⑫）**	**55.9%**	**56.0%**	**56.1%**	**55.8%**	**56.0%**
		量の見込み（⑪）	**81**	**79**	**78**	**77**	**75**
		確保方策	**88**	**86**	**86**	**85**	**84**
		推計児童数（⑫）	**145**	**141**	**139**	**138**	**134**
		０歳児	48	46	46	46	44
		１歳児	48	47	46	46	45
		２歳児	49	48	47	46	45

４ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込みと確保方策）

地域子ども・子育て支援事業は、子育て世帯の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の事業が子ども・子育て支援法により位置付けられています。

表 86　地域子ども・子育て支援事業の一覧（ニーズ調査結果を参考に量の見込みを算出する事業）

事業名	概要
延長保育事業	保育の通常の利用時間以外に、保育認定を受けたこどもの保育を保育所、認定こども園等で行う事業
一時預かり事業（幼稚園型以外）	断続的・短期間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する場合等に、保育所等において一時的に保育を行う事業
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園・認定こども園（教育利用）の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を預かる事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児期のこども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後における適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
病児保育事業	病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児の保育等を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児期のこどもや小学生等を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

表 87　地域子ども・子育て支援事業の一覧（ニーズ調査結果によらず量の見込みを算出する事業）

事業名	概要
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で、０歳６か月から満３歳未満までのこどもを保育所等で預かる事業
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
産後ケア事業	出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるようにするための支援体制を確保する事業
妊産婦等包括相談支援事業	出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援により、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業

表 88　地域子ども・子育て支援事業の一覧（量の見込みの算出対象外の事業）

事業名	概要
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業

(1) 延長保育事業

■　事業概要

保育の通常の利用時間以外に、保育認定を受けたこどもの保育を保育所、認定こども園等で行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

市内の全保育所が事業を実施していることから、教育・保育と同じ提供区域（６地区）を設定します。量の見込みは、各施設の定員数の推移に応じて実績から推計し、確保方策は、実施事業者への支援を通じて、量の見込みに的確に対応する提供体制とします。

表 89　量の見込みと確保方策（延長保育事業／全域）

（単位：人）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	3,537	3,439	3,403	3,386	3,263
	確保方策(②)	3,537	3,439	3,403	3,386	3,263
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

表 90　量の見込みと確保方策（延長保育事業／地区別）

（単位：人）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
①　河北地区	量の見込み	827	803	795	790	763
	確保方策	827	803	795	790	763
②　河南地区	量の見込み	389	378	374	372	359
	確保方策	389	378	374	372	359
③　厨川地区	量の見込み	720	696	693	689	663
	確保方策	720	696	693	689	663
④　盛南地区	量の見込み	793	775	763	761	733
	確保方策	793	775	763	761	733
⑤　都南地区	量の見込み	718	701	692	688	663
	確保方策	718	701	692	688	663
⑥　玉山地区	量の見込み	90	86	86	86	82
	確保方策	90	86	86	86	82

（2）一時預かり事業（幼稚園型以外）

■　事業概要

断続的・短期間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する場合等に、保育所等において一時的に保育を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

保護者やこどもが居宅から通える区域とし、教育・保育施設において事業を実施していることから、教育・保育と同じ提供区域（６地区）を設定します。量の見込みは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施による影響を踏まえて、利用ニーズと推計人口の推移に応じて推計し、確保方策は、今後の乳児等通園支援事業のニーズを考慮し、確実に対応できる提供体制とします。

表 91　量の見込みと確保方策（一時預かり事業（幼稚園型以外）／全域）

（単位：人日）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	3,917	3,821	3,741	3,686	3,619
	確保方策(②)	15,660	13,920	12,180	10,440	8,700
	過不足(②－①)	11,743	10,099	8,439	6,754	5,081

表 92　量の見込みと確保方策（一時預かり事業（幼稚園型以外）／地区別）

（単位：人日）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
①　河北地区	量の見込み	916	892	874	858	846
	確保方策	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
②　河南地区	量の見込み	431	420	411	405	398
	確保方策	2,610	2,610	1,740	1,740	870
③　厨川地区	量の見込み	796	774	762	750	735
	確保方策	4,350	3,480	2,610	1,740	1,740
④　盛南地区	量の見込み	879	861	839	828	813
	確保方策	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
⑤　都南地区	量の見込み	795	778	760	748	736
	確保方策	4,350	3,480	3,480	2,610	1,740
⑥　玉山地区	量の見込み	100	96	95	94	91
	確保方策	870	870	870	870	870

（3）一時預かり事業（幼稚園型）

■　事業概要

幼稚園・認定こども園（教育利用）の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を預かる事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

保護者やこどもが居宅から通える区域とし、教育・保育施設において事業を実施していることから、教育・保育と同じ提供区域（６地区）を設定します。量の見込みは、利用ニーズと推計人口の推移に応じて推計し、確保方策については、実施事業者への支援や保育所等の認定こども園への移行により、量の見込みに的確に対応する提供体制とします。

表 93　量の見込みと確保方策（一時預かり事業（幼稚園型）／全域）

（単位：人日）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	168,019	163,538	158,910	154,781	151,202
	確保方策(②)	168,019	163,538	158,910	154,781	151,202
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

表 94　量の見込みと確保方策（一時預かり事業（幼稚園型）／地区別）

（単位：人日）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
①　河北地区	量の見込み	39,249	38,072	37,095	36,130	35,279
	確保方策	39,249	38,072	37,095	36,130	35,279
②　河南地区	量の見込み	18,574	18,057	17,521	17,064	16,644
	確保方策	18,574	18,057	17,521	17,064	16,644
③　厨川地区	量の見込み	34,168	33,182	32,396	31,458	30,747
	確保方策	34,168	33,182	32,396	31,458	30,747
④　盛南地区	量の見込み	37,691	36,801	35,631	34,759	33,921
	確保方策	37,691	36,801	35,631	34,759	33,921
⑤　都南地区	量の見込み	34,067	33,302	32,240	31,424	30,747
	確保方策	34,067	33,302	32,240	31,424	30,747
⑥　玉山地区	量の見込み	4,270	4,124	4,027	3,946	3,864
	確保方策	4,270	4,124	4,027	3,946	3,864

(4) 地域子育て支援拠点事業

■　事業概要

乳幼児期のこども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、保育所併設型の施設があることから、教育・保育と同じ提供区域（６地区）を設定します。

量の見込みは、ニーズ調査結果に基づく利用意向と、事業の対象年齢（０～２歳児）の推計人口の推移に応じて実績から推計します。なお、厨川地区と都南地区については、令和５年度（2023年度）までの新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために行った措置の影響により、利用者の減少が特に顕著であったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の発生前の水準まで回復するものとして推計しました。

確保方策は、盛南地区を除く市内10施設（地域子育て支援センター（保育所併設）８施設、子育て支援センターあそびの広場、もりおか子育て応援プラザma*mall）において事業を実施する提供体制とします。地域子育て支援センターが未整備である盛南地区については、整備に向けた検討を進め、整備までの期間における提供体制については、子育て支援センターあそびの広場等の河南地区の施設での受入れにより確保します。

図 87　地域子育て支援拠点事業の実施場所

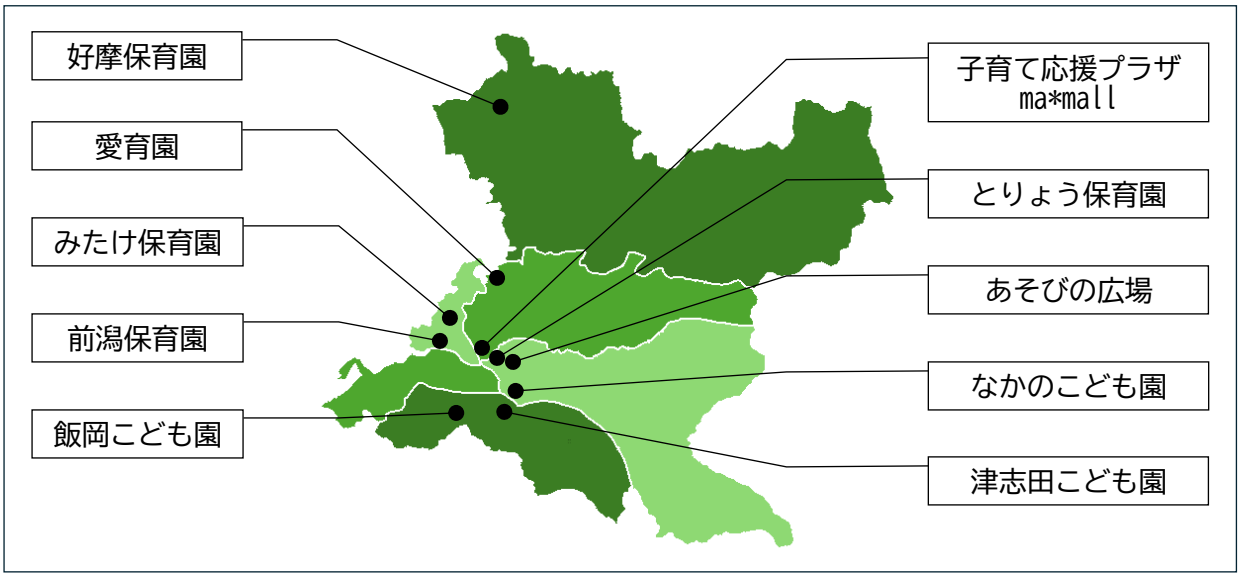


表 95　量の見込みと確保方策（地域子育て支援拠点事業／全域）

（単位：人）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	54,364	53,527	52,693	51,860	51,025
	確保方策(②)	75,008	75,008	75,008	75,008	75,008
	過不足(②－①)	20,644	21,481	22,315	23,148	23,983

表 96　量の見込みと確保方策（地域子育て支援拠点事業／地区別）

（単位：人）

区分		R７年度（2025）	R８年度（2026）	R９年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）
①河北地区	量の見込み	9,011	8,872	8,734	8,596	8,458
	確保方策	16,418	16,418	16,418	16,418	16,418
②河南地区	量の見込み（A）	6,663	6,560	6,458	6,356	6,253
	確保方策（B）	26,499	26,499	26,499	26,499	26,499
	他地区受入れ分（B―A）	19,836	19,939	20,041	20,143	20,246
③厨川地区	量の見込み	11,389	11,214	11,039	10,864	10,689
	確保方策	17,937	17,937	17,937	17,937	17,937
④盛南地区	量の見込み	13,531	13,323	13,115	12,908	12,700
	確保方策（※）	0	0	0	0	0
⑤都南地区	量の見込み	12,258	12,069	11,881	11,693	11,505
	確保方策（※）	10,132	10,132	10,132	10,132	10,132
⑥玉山地区	量の見込み	1,512	1,489	1,466	1,443	1,420
	確保方策	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022

※　盛南地区と都南地区の量の見込みに対する確保方策の不足分については、河南地区の施設における受入れ分により確保します。

（5）放課後児童健全育成事業

■　事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後における適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

小学生が自分の通学する小学校区内にある施設を利用する例がほとんどであることから、小学校区を提供区域に設定します。量の見込みは、令和５年度（2023年度）に実施した放課後の居場所調査の結果と保護者アンケートの結果から推計し、確保方策は、放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童が利用できる提供体制とします。

表 97　量の見込みと確保方策（放課後児童健全育成事業／全域）

（単位：人）

区分		R７年度（2025）	R８年度（2026）	R９年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）
市全域	量の見込み（①）	2,126	2,163	2,196	2,221	2,238
	確保方策（②）	2,340	2,380	2,380	2,380	2,380
	過不足（②－①）	214	217	184	159	142

(6) 病児保育事業

■　事業概要

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児の保育等を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、利用ニーズを踏まえて実績から推計し、確保方策は、現在の４施設の提供体制による年間受入れ可能数（約5,760人）からみると、量の見込みには対応出来ているものの、感染症の流行などにより一時的に利用できない場合があることから、現行の提供体制を維持するとともに、ファミリー・サポート・センター事業や認可外保育施設が行う病児保育事業と連携して対応する提供体制とします。

表 98　量の見込みと確保方策（病児保育事業／全域）

（単位：人日）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	2,963	2,880	2,850	2,835	2,732
	確保方策(②)	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	過不足(②－①)	2,797	2,880	2,910	2,925	3,028

(7) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■　事業概要

０歳６か月から満３歳未満までのこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用でき、こども及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

この事業は、令和７年度（2025年度）は地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和８年度（2026年度）からは新たな給付制度である「乳児等のための支援給付」として実施します。

■　提供体制についての基本的な考え方

一定の区域内における提供体制の確保が難しく、一時的な利用も可能であることから、細かな区域設定はなじまないため、市全域を提供区域に設定します。

量の見込みは、対象年齢の未就園児数に月一定時間※1を乗じた「必要受入れ時間数」を年齢別に設定し、確保方策については、必要受入れ時間数に対する「必要定員数※2」とし、令和８年度（2026年度）までに全ての対象児童が利用できる提供体制とします。ただし、今後の利用実績に応じて、適切な提供体制に見直す場合があります。

※１　「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」における上限を踏まえ、10時間と仮定する。
※２　定員１人１月当たりの受入可能時間数である月176時間（８時間×22日）を基本とする。

表 99　量の見込みと確保方策（乳児等通園支援事業／全域）

（単位：時間／月）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	7,590	7,420	7,250	7,150	7,040
	確保方策(②)※	5,280	7,920	7,920	7,920	7,920
	過不足(②－①)	△ 2,310	500	670	770	880

※　確保方策の数値は、次表の「必要定員数（整備量）」の合計値に、定員１人１月当たりの受入可能時間数（月 176 時間）を乗じて算出したもの。

表 100　事業のニーズと必要定員数（乳児等通園支援事業／全域）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）
就学前児童数（単位：人）	０歳児	1,878	1,826	1,807	1,798	1,733
	１歳児	1,908	1,864	1,813	1,794	1,785
	２歳児	1,928	1,891	1,847	1,797	1,778
	合　計	5,714	5,581	5,467	5,389	5,296
対象児童数（単位：人）	０歳児	506	493	486	485	467
	１歳児	562	548	535	531	528
	２歳児	717	703	684	666	661
	合　計	1,785	1,744	1,705	1,682	1,656
利用率（単位：%）	０歳児	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6
	１歳児	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6
	２歳児	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6
	合　計	42.6	42.6	42.6	42.6	42.6
利用者数（ニーズ）（単位：人）	０歳児	215	210	207	206	199
	１歳児	239	233	227	226	224
	２歳児	305	299	291	283	281
	合　計	759	742	725	715	704
受入可能時間数（単位：時間）	０歳児	2,150	2,100	2,070	2,060	1,990
	１歳児	2,390	2,330	2,270	2,260	2,240
	２歳児	3,050	2,990	2,910	2,830	2,810
	合　計	7,590	7,420	7,250	7,150	7,040
必要定員数（整備量）（単位：枠）※	０歳児	10（10）	12（2）	12（0）	12（0）	12（0）
	１歳児	10（10）	15（5）	15（0）	15（0）	15（0）
	２歳児	10（10）	18（8）	18（0）	18（0）	18（0）
	合　計	30（30）	45（15）	45（0）	45（0）	45（0）

※　（　）内の数値は、整備量のうち新規分の値

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■　事業概要

乳幼児期のこどもや小学生等を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、乳幼児と小学生の推計人口の推移に応じて実績から推計し、確保方策は、提供会員を増やすための取組を行い、提供会員の減少を抑えることにより、利用ニーズに対応できる提供体制とします。

表 101　量の見込みと確保方策（ファミリー・サポート・センター事業／全域）

（単位：人日）

区分			Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)		1,695	1,663	1,631	1,601	1,569
		乳幼児	1,193	1,171	1,148	1,127	1,105
		小学生	478	469	460	452	442
		病児・病後児	24	23	23	22	22
	確保方策(②)		1,785	1,695	1,650	1,650	1,650
	過不足(②－①)		90	32	19	49	81

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

■　事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、令和５年度（2023年度）の実績に基づき、利用頻度の高い乳幼児の推計人口の推移に応じて推計し、確保方策は、市内５か所の乳児院・児童養護施設による提供体制とします。

表 102　量の見込みと確保方策（子育て短期支援事業／全域）

（単位：人日）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	230	219	211	201	195
	確保方策(②)	230	219	211	201	195
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

（10）妊婦健康診査事業

■　事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

市内全域の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、０歳児の推計人口の推移に応じて実績から推計し、受診希望に対応する提供体制とすることを確保方策とします。

表 103　量の見込みと確保方策（妊婦健康診査事業／全域）

（単位：回）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	22,966	22,330	22,098	21,988	21,193
	確保方策(②)	22,966	22,330	22,098	21,988	21,193
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

（11）乳児家庭全戸訪問事業

■　事業概要

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

乳児のいる家庭を対象とした訪問型の事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、０歳児の推計人口の推移に応じて実績から推計し、全ての対象家庭に訪問することを確保方策とします。

表 104　量の見込みと確保方策（乳幼児家庭全戸訪問事業／全域）

（単位：人）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	1,878	1,826	1,807	1,798	1,733
	確保方策(②)	1,878	1,826	1,807	1,798	1,733
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

(12) 産後ケア事業

■　事業概要

出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるようにするための支援体制を確保する事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

産後ケアを必要とする出産後１年以内の母子を対象とした事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、０歳児の推計人口の推移に応じて実績から推計し、産後ケアの利用の希望者に対応する提供体制とすることを確保方策とします。

表 105　量の見込みと確保方策（産後ケア事業／全域）

（単位：人日）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	822	778	761	754	700
	確保方策(②)	822	778	761	754	700
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

(13) 妊産婦等包括相談支援事業

■　事業概要

出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援により、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

妊産婦のいる家庭を対象とした事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、０歳児の推計人口の推移に応じて実績から推計し、全ての妊産婦に面談することを確保方策とします。

表 106　量の見込みと確保方策（妊産婦等包括相談支援事業／全域）

（単位：回）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	5,634	5,478	5,421	5,394	5,199
	確保方策(②)	5,634	5,478	5,421	5,394	5,199
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

(14) 養育支援訪問事業

■　事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

養育支援を必要とする家庭を対象とした訪問型の事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、乳幼児健診での虐待項目の問診時の聞き取り、フォロー体制の整備、こども家庭センターとの連携強化により、養育支援の対象者として把握される数の増加が見込まれることを踏まえ、実績の推移から推計し、養育支援が必要な全ての家庭に提供することを確保方策とします。

表 107　量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業／全域）

（単位：回）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	513	528	542	556	570
	確保方策(②)	513	528	542	556	570
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

(15) 子育て世帯訪問支援事業

■　事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■　提供体制についての基本的な考え方

訪問支援員が訪問可能な家庭を対象としており、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、令和５年度（2023年度）の実績に基づき、推計人口の推移に応じて推計し、訪問可能な家庭に対して支援を供することを確保方策とします。

表 108　量の見込みと確保方策（子育て世帯訪問支援事業／全域）

（単位：回）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	Ｒ10年度（2028）	Ｒ11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	218	209	200	191	183
	確保方策(②)	218	209	200	191	183
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

（16）利用者支援事業

■　事業概要

保健師等が専門的な見地から相談支援等を行うとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。

■　提供体制についての基本的な考え方

市内全域を対象に事業を実施することから、市全域を提供区域に設定します。

事業を実施する場所は、こども家庭センター（おやこ支援担当）となります。

表 109　量の見込みと確保方策（利用者支援事業／全域）

区分		Ｒ７年度（2025）	Ｒ８年度（2026）	Ｒ９年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）
市全域	量の見込み(①)	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	確保方策(②)	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	過不足(②－①)	－	－	－	－	－

第５章　計画の推進体制

１ 計画の推進体制

(1) 附属機関等による点検・評価の実施

本計画の推進に当たっては、全ての市民が、こどもまんなか社会の実現と、こども・若者の権利の重要性についての共通認識を持ち、実践していくことが必要です。このことから、学校、保育所、幼稚園、認定こども園などのこども・若者と接する施設のほか、市民やＮＰＯ、地域団体などの関係団体との連携を深めながら、施策の推進に当たります。

また、附属機関である「盛岡市こども未来会議」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に取り組みます。実施状況の報告時には、成果指標の達成状況のほか、基本目標・施策ごとの取組状況を中心に点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

(2) 庁内での推進体制

本計画に掲げる施策や事業が、組織ごとに縦割りの実施とならないよう、こども施策に関する庁内の推進組織である「盛岡市こども未来連絡会議」において、毎年度、実施状況の進捗管理を行うほか、関係部局による組織横断的な取組を展開し、庁内が一体となって、本計画を推進します。

(3) こども施策におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進

こども・若者や子育て家庭が、必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な手続きのストレスを少なくする環境を整えることは、こどもまんなか社会の実現に向けた重要な観点の一つです。

また、保育所などの子育て関連事業者をはじめとする、こども施策の現場における事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかける時間やエネルギーをこども施策の質の向上に振り向けていくことも必要とされています。

これらのことから、ＤＸの推進により、こども・若者の生活や子育てがより楽しく、安心で便利なものとなるように、各般の事業や取組を行ってまいります。

２ 計画の見直し

本計画は、令和11年度（2029年度）までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策、市民の保育ニーズの拡大の可能性等を考慮すると、社会情勢が変化し、特に第４章に定める「需給計画」を中心に、見直しの検討が必要となることが考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握して内容を見直し、「盛岡市こども未来会議」の審議を経て、市民意見等を把握した上で改訂を行うこととします。

資　料　編

1　盛岡市こども計画の策定経過

令和５年（2023年）		
８月１日～８月31日	調査	ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査
11月７日～11月27日	調査	放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査
令和６年（2024年）		
２月13日～３月４日 ３月８日～３月28日	調査	子ども・子育てに関するニーズ調査の実施
７月23日	会議	令和６年度第１回盛岡市子ども・子育て会議 議事(1) 第２期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の取組状況について 議事(2) 第２期盛岡市子どもの未来応援プランの取組状況について 議事(3) 第２期盛岡市子ども・子育て支援事業計画、第２期盛岡市子どもの未来応援プラン策定時の課題に対する実績と評価について 議事(4) 盛岡市こども計画（仮称）の策定について 議事(5) こども計画（盛岡市子ども・子育て支援事業計画）策定に係るニーズ調査結果について 議事(6) ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケートに係る調査結果について
７月30日	会議	令和６年度第１回盛岡市青少年問題協議会 議事(1) 盛岡市子ども・若者育成支援計画に係る事業の取組状況について 議事(2) 盛岡市子ども・若者育成支援計画中間見直し時の課題に対する実績と評価について 議事(3) 盛岡市 こども計画（仮称）の策定について 議事(4) こども計画（盛岡市子ども・子育て支援事業計画）策定に係るニーズ調査結果について 議事(5) ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケートに係る調査結果について
８月20日	会議	令和６年度第１回盛岡市子ども・子育て会議・盛岡市青少年問題協議会合同会議 ■ 令和６年度第２回の各会議を合同で開催した。 議事(1) 盛岡市こども計画の骨子案について 議事(2) 盛岡市こども計画（次期子ども・子育て支援事業計画）における量の見込み及び確保方策について
11月１日～11月15日	調査	こども計画策定のためのこどもに対するアンケート調査
11月19日	会議	令和６年度第２回盛岡市子ども・子育て会議・盛岡市青少年問題協議会合同会議 ■ 令和６年度第３回の各会議を合同で開催した。 ■ 盛岡市子ども・子育て会議及び盛岡市青少年問題協議会に対し、盛岡市こども計画に係る諮問を実施した。 議事(1) 盛岡市こども計画（案）について 議事(2) 盛岡市こども計画策定のためのこどもに対するアンケート調査結果（速報）について
令和７年（2025年）		
２月14日～３月５日	－	パブリックコメントの実施
３月18日	会議	令和６年度第３回盛岡市子ども・子育て会議・盛岡市青少年問題協議会合同会議 ■ 令和６年度第４回の各会議を合同で開催した。 議事　盛岡市こども計画（案）に係るパブリックコメント実施結果等について
３月24日・３月25日	－	各会議の会長から市長への答申
３月31日	－	市長決裁・公表

２　盛岡市子ども・子育て会議

盛岡市子ども・子育て会議条例

平成25年９月30日条例第38号
改正　平成26年９月30日条例第28号
改正　平成28年12月22日条例第46号
改正　令和５年３月28日条例第11号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、市長の諮問機関として、盛岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第３条　子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は、市長が委嘱する。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　子ども・子育て会議は、市長が招集する。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子ども・子育て会議が第３条第１項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前２項の規定を適用する。

（部会）

第６条　子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
６　前条の規定は、部会の会議について準用する。

（子ども・子育て会議の議決の特例）

第７条　子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成25年10月１日から施行する。

附　則（平成26年条例第28号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

附　則（平成28年条例第46号抄）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和５年条例第11号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

盛岡市子ども・子育て会議委員

	氏　　名	所属団体等・役職名
会　長	相　澤　　徹	元岩手県立大学理事長（学校法人スコーレ　副理事長）
副会長	古　内　保　之	盛岡市民生児童委員連絡協議会　副会長
委　員	内　田　留美子	盛岡市小学校長会（山王小学校　校長）
委　員	大　向　幸　男	岩手県福祉総合相談センター　児童女性部長
委　員	尾　張　　紫	公募委員
委　員	金　濱　誠　己	盛岡市医師会　理事
委　員	菊　池　　透	盛岡商工会議所　専務理事
委　員	坂　本　　洋	学校法人内丸学園　理事長
委　員	髙　橋　　学	盛岡市保育所協議会　会長
委　員	根　内　　純	岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会　盛岡地区会長
委　員	橋　本　有　紀	盛岡市学童保育連絡協議会　放課後児童支援員
委　員	樋　口　　潤	連合岩手盛岡中央地域協議会　幹事
委　員	両　川　いずみ	認定ＮＰＯ法人いわて子育てネット　理事長

３　盛岡市青少年問題協議会設置条例

盛岡市青少年問題協議会設置条例

昭和34年３月30日条例第14号
改正　昭和36年６月21日条例第32号
改正　昭和41年12月26日条例第35号
改正　昭和63年３月23日条例第４号
改正　平成４年３月24日条例第７号
改正　平成９年３月４日条例第２号
改正　平成11年６月29日条例第31号
改正　平成12年12月26日条例第43号
改正　平成17年３月１日条例第２号
改正　平成17年12月26日条例第35号
改正　平成26年３月26日条例第３号
改正　平成28年12月22日条例第46号

（設置）

第１条　地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第１条の規定に基づき、市長の附属機関として、盛岡市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　協議会は、委員25人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 知識経験を有する者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第４条　協議会に部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、市長が招集する。
２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第６条　協議会の庶務は、子ども未来部において処理する。
（補則）
第７条　この条例に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。
２　委員の定数は、第２条第１項の規定にかかわらず、玉山村の編入の日から平成19年10月31日までの間、33人以内とする。

附　則（昭和36年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和41年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年条例第４号）

１　この条例は、昭和63年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の日に学識経験者のうちから委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員の最初の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第２条第２項本文の規定にかかわらず、昭和64年10月31日までとする。

附　則（平成４年条例第７号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成９年条例第２号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成11年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年条例第43号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成17年条例第２号抄）

（施行期日）
１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年条例第35号）

１　この条例は、平成18年１月10日から施行する。
２　この条例の施行の日から平成19年10月31日までの間に委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第２条第２項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附　則（平成26年条例第３号）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に盛岡市青少年問題協議会の委員である者は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第２条第１項の規定により盛岡市青少年問題協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、同条第２項本文の規定にかかわらず、平成27年10月31日までとする。

附　則（平成28年条例第46号抄）

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

盛岡市青少年問題協議会委員

	氏　　名	所属団体等・役職名
会　長	田　代　高　章	岩手大学教育学部　教授
副会長	佐々木　智　子	盛岡商工会議所女性会　監事
委　員	浅　沼　克　人	盛岡市議会議員
委　員	石　黒　直　美	公募委員
委　員	岩　舘　智　子	盛岡市教育委員会　教育委員
委　員	大　向　幸　男	岩手県福祉総合相談センター児童女性部　部長
委　員	加　藤　源　広	もりおか若者サポートステーション　理事長
委　員	木　村　叶　愛	大学生
委　員	熊　谷　秀　一	盛岡東警察署　署長
委　員	小田島　康　人	盛岡地域高等学校生徒指導連絡協議会 （盛岡第三高等学校生徒指導課長）
委　員	佐々木　　徹	盛岡地方法務局人権擁護課　課長
委　員	佐々木　優　奈	大学生
委　員	澁　谷　　浩	盛岡市小学校長会　理事（太田小学校　校長）
委　員	成　瀬　洋　志	盛岡市ＰＴＡ連合会　理事
委　員	南　部　一　成	盛岡西警察署　署長
委　員	野　原　勝　博	盛岡市中学校長会　生徒指導部員（北陵中学校　校長）
委　員	藤　井　茂　樹	岩手県環境生活部若者女性協働推進室 青少年・男女共同参画課長

盛岡市こども計画
《令和７年３月》

発　行　　盛岡市
編　集　　盛岡市子ども未来部